

税理士法人 A I F NEWS

2015年1月5日(月)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL : http://profit21.co.jp/aif

正しい期間損益計算 発生主義とは何か？

「収益・認識の認識基準」は2つある！

会計の重要な役割に「損益計算」があります。この「損益計算」を単純な算式で表せば、次のようになります。

$$\text{総収益} - \text{総費用} = \text{純利益 (純損失)}$$

会社や個人事業者の方などビジネスを行う方にとっては、事業年度や年という「期間」ごとに損益の計算を行う必要があるため、その期間の損益を計算することを「期間損益計算」といい、上記の算式の総収益や総費用がどの「期間」に属するか決めることを「認識」といいます。この収益・費用の認識基準の基本的なものには「現金主義」と「発生主義」の2つがあります。

「現金主義」では収入・支出の時に計上

「現金主義」とは、収益が現金で収入した時(期)に、費用は現金を支出した時(期)に計上する基準です。このやり方は、単純であるとともに、客観性や確実性に優れていますが、今日の複雑な経済活動の下では、掛取引などの信用取引も多く、現金主義では、事業の努力(費用)と成果(収益)が必ずしも一つの期間に関連づけられないこともあり、「期間損益計算」の基準としては有用でない面を持っています。

「発生主義」では「取引」の発生時に計上

これに対して「発生主義」とは、現金の収支によらず、収益・費用が「発生」した時(期)に計上する基準になります。「発生」とは簿記の考え方から言えば、「資産」「負債」「純資産」に増減をもたらす「取引」が生じることと言い換えられます。

たとえば、商品の販売時には、「売掛金」という代金の請求権が生じることになります。この「売掛金」が生じるとは、簿記では「資産」が増加する「取引」と捉えているため、実際に現金が回収されるのを待たず、商品を販売した時点で売上(収益)を計上すると考えるわけです。

貨幣性資産の裏付け(実現主義)も大事！

ただ、商品を販売した時というだけでは、「得意先と契約した時」なのか、「商品を引渡した時」なのかわかりません。そこで「実現主義」の考え方が援用されます。「実現」とは「その財貨や役務が貨幣性資産の裏付けを持つこと」です。商品販売の場合、「商品の引き渡し」をもって、反対給付である「売掛金」が請求できるため、「引渡しの日」に売上を計上することになります。



発生主義や実現主義により正しい期間損益計算を行うことができます

税理士法人 A I F NEWS

2015年1月6日(火)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL: http://profit21.co.jp/aif

チーム目標と個人目標

目標管理制度で、チーム目標と個人目標を関連付けて設定し、協働意識と同時に個人の努力を喚起する目標達成基準の設定が適切な職種があります。

チーム・個人目標達成基準の関連

そのような業務特性を持つ職種の代表例として生産部門を採り上げ、チームと個人の目標達成基準・評価基準を関連付けて設定する考え方を示すと次の通りです。

目標	期待される成果 (目標達成基準)	個人業績評価 基準 (ウエイ ト)
チーム 目標	計画に基づく数量・品質・納期の達成・生産性向上・コストダウンの協働達成	チーム目標達成度によりメンバー全員に対して同じ評価 (60%)
個人 目標	チーム目標を達成するための個人別技能レベルの向上 (個々の役割や社内等級に応じた「技能発揮レベル定義」に基づいて個別に設定)	個人別に設定した技能レベル向上目標の達成度・チーム目標達成貢献度を評価 (40%)

関連付け目標達成基準設定のメリット

チーム目標・個人目標の達成基準を関連付けて設定することによるメリットは次の3点です。

- ① チームとしての目標を掲げることで協働が促進される。
- ② 個人業績評価基準をチーム目標の達成度と「技能発揮レベル定義書」に基づく個人目標達成度評価の組み合わせとすることにより、個人のチーム目標達成貢献意識と自主的能力開発が促進される。
- ③ 個々の担当者にとって自分の能力開発や技能ステップアップの方向性が明確になる。

経営者・管理者の留意点

「技能発揮レベル定義書」は工程別技能発揮の高低、多能工を高く評価、指導能力の有無などの観点から生産工程での個々人の技能発揮レベルの違いを具体的に捉えて作成し、可視化して全員に示すことが大切です。また、個々人が絶えずチーム目標への貢献を意識しながら、競い合って自主的に自分の腕を磨くよう指導しましょう。



チーム全体の成果
➤ 個々人の努力の
合計!

税理士法人 A I F NEWS

2015年1月7日(水)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL: http://profit21.co.jp/aif

達成度評価の不整合対策

目標達成度評価の不整合とは、例えば「営業部門の営業利益目標達成度が60%であるのに対して、営業担当者個々の目標達成度評価の平均が75%と高く評価され、矛盾している場合」を指します。

評価不整合を放置する問題点

このような達成度評価の不整合は営業部門だけでなく、全ての部門で発生する可能性があり、放置すれば次のような問題が生じます。

- ① 「部門全体としての成果は上げられなかったが、各担当者は最善を尽くしたのだから評価されて当然である」と言う風潮が生まれ、個々人の役割・貢献に対する考え方が甘くなる。
- ② 部門の長がこのような評価の不整合を知っていながら是認し、適切な対策をとらないため、課長もそれにならって部下に対する甘い評価を行うので、業績評価が本来の意味を失い、機能しなくなる。
- ③ 業績評価の着眼点・評価段階の適用など評価基準が曖昧さを残したまま、継続適用され、甘い評価の温床になる。
- ④ 評価の不整合があった部門だけでなく、他の部門にも、それを良しとする意識が生まれ、負の企業文化となりかねない。

評価不整合に対する対策

評価の不整合は、トップや人事部門が指摘する以前に、部門長の責任で是正されるよう全社的に目標達成度評価のルールとして、次の事項を定めて実行することが大切です。

- ① 部門長に部門業績評価が適切に行われる責任とそれを検証する義務を負わせる。
- ② 部門業績と部門内における業績評価の総体を比較し、不整合があった場合は部門長自ら適切な評価結果となるよう、部門内の評価を見直し、修正処置をとる。
- ③ 前項②に基づき、不整合の原因(重要な事実認識の漏れ、評価着眼点の抜け、評価段階判断・決定の甘さなど)を発見し、評価実施要領を修正、適用を徹底する。

経営者・人事部門の留意点

業績評価の不整合を許し、社内にその甘い意識を蔓延させることは、企業発展の重大な障害となります。したがって、経営者は部門長・管理者に不整合の事実認識と是正の責任・義務を負わせ、社内に徹底することが最重要であり、人事部門は適切な情報提供などにより、部門長やトップをサポートすることが大切です。



負の企業文化は許さない!

税理士法人 A I F NEWS

2015年1月8日(木)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL: http://profit21.co.jp/aif

供託にもいろいろな種類がある

まずは供託の典型から

供託で、まず思い浮かぶのは、不動産賃貸借で、契約期間満了や賃料改定が争いとなったときに、賃借人が、法務局で賃料相当額を供託する事例ではないでしょうか。

これは、弁済供託という類型で、相手方が支払受領を拒否し、あるいは、行方不明になった場合に、供託によって支払義務から解放させることを目的とします。

供託は弁済供託だけではない

しかし、供託の種類はこれだけではなく、他にはこういう場面があります。

1 法律上、何らかの担保提供として供託が求められる場合（担保保証供託）

これは、①営業者（宅地建物取引業が典型）がその営業活動で生ずる債務や損害を担保するために供託を求められる場合（営業保証供託）、②裁判所から訴訟費用や訴訟行為による相手方の損害を担保するために、供託を命じられる場合（裁判上の担保供託）、③相続税、贈与税等の延納許可、又は納税猶予に関し、納付又は徴収を確保すべく、税務署長等から納税者に担保提供を求められる場合（税法上の担保供託）があります。

2 支払債務が第三者の差押えの対象になったために供託する場合（執行供託）

従業員への給与が差し押さえられた場合のように、金銭債権について裁判所から差押命令の送達を受けた場合に、当該金銭債権の債務者（第三債務者）が、その金銭債権の全額に相当する金銭を供託することができます。また、同一の金銭債権（例えば買掛金債務）について複数の債権者から差し押さえられた場合、第三債務者は、金銭債権の全額に相当する額の金銭を供託しなければなりません。

3 公職選挙のように、ある目的から、一定の額の金銭等を供託させ、一定の事由が生じたときは、国又は地方公共団体がこれを没収する供託（没取供託）

4 目的物の散逸を防止するために、供託物そのものの保管・保全を目的としてされる供託（保管供託）

例えば、銀行、保険会社等の業績が悪化して、資産状態が不良となった場合に、財産散逸を防ぐべく、監督官庁が財産の供託を命ずる場合です。



待たなして現
ナマを揃えて法
務局に行かなけ
ればならないか
ら、結構きつい
負担だよな。

税理士法人 A I F NEWS

2015年1月9日(金)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL: http://profit21.co.jp/aif

平成27年度税制改正大綱

法人課税編 (No.2-1)

平成27年度の税制改正は、法人税改革が中心です。その特徴は、法人税実効税率の引下げに伴う財源不足は同じ法人課税の枠内で調達する、というものでした。

しかし、改正項目の多くは資本金1億円超の大法人を対象としたものとなり、結果として、先行減税となる改正案です。以下、主な改正項目を概観していきます。

●法人実効税率の引下げ

法人税の実効税率（標準課税ベースで34.62%）を平成27年4月1日開始事業年度から2.51%、平成28年4月1日開始事業年度ではさらに0.78%引下げ、以後数年で20%台まで引下げるとするものです。

なお、中小法人等の軽減税率15%は、2年間延長されることになっています。

●欠損金の繰越控除の見直し

改正案は、中小法人等を除く資本金1億円超の大法人のみの見直しとなっており、控除限度額は、平成27年4月1日開始事業年度からは所得の65%（現行所得の80%）、平成29年4月1日開始事業年度からは所得の50%に縮減するものです。

なお、新設法人や再生計画の決定等があった場合には、一定の期間までは所得の全額を控除できるものとし、上場や再上場等

の場合、以後の事業年度は対象外とするものです。

●欠損金等の繰越控除の延長

現行の9年から10年に延長です。これに合わせて帳簿書類の保存要件も10年に延長されています。この改正は、平成29年4月1日以後に開始する事業年度において生じた欠損金額から適用です。

●受取配当金の益金不算入の見直し

改正案では、持株比率に応じて益金不算入割合を次のように区分しています。

持株比率	益金不算入割合
5%以下	20%
5%超～1/3以下	50%
1/3超～100未満	100%
100%	100%

※負債利子控除に関しては、1/3超100%未満保有の関連法人株式等を除き廃止となっています。

この改正に伴い、負債利子控除額の計算の簡便法の基準年度を平成27年4月1日から平成29年3月31日までの間に開始する事業年度に改められています。

※株式投資信託の分配金は、特定株式投資信託（益金不算入20%）を除き全額益金算入、また保険会社が受ける配当金については、特例的な措置が講じられています。



法人税改革の対象は
資本金1億円超の大
法人が中心だね！

税理士法人 A I F NEWS

2015年1月13日(火)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL: http://profit21.co.jp/aif

平成27年度税制改正

法人課税編 (No.2-2)

前回に続いて法人課税に関する改正です。以下、主な改正項目についてみていきます。

●試験研究費の税額控除制度の見直し

控除限度の総枠は、当期の法人税額の30%を維持しつつ、オープンな技術革新を促進する観点から、共同研究・委託研究などの「特別試験研究費」については、控除限度額を別枠で5%手当てし、特別試験研究費の範囲を拡充するとともに税額控除率も上げています。また、限度超過額の繰越控除は廃止となっています。

なお、試験研究費の総額に係る税額控除限度額は、当期の法人税額の25%（現行30%）に引下げられています。

●所得拡大促進税制の拡充

給与等支給額の増加要件を緩和し、中小法人等については、平成28年4月1日以降に開始する適用年度について3%以上（現行5%以上）とし、それ以外の法人については、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に開始する適用年度について4%以上（現行5%以上）としています。

●外形標準課税の拡大

中小法人等に対する適用は見送られ、資本金又は出資金1億円超の普通法人の法人事業税の標準税率を次のとおり改正し、そ

れぞれ平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に開始する事業年度及び平成28年4月1日以後に開始する事業年度からの適用となっています。（改正案）

	平成27年度	平成28年度
付加価値割	0.72%	0.96%
資本割	0.3%	0.4%
所得割	6.0%	4.8%

付加価値割（現行0.48%）と資本割（現行0.2%）は2倍に拡充、そして、所得割（現行7.2%）は2/3に引下げられ、赤字法人には厳しい改正となっています。

また、地方法人特別税の税率（現行67.4%）も適用開始時期を同じくしてそれぞれ93.5%、152.6%と改正されています。

なお、賃金を上げた企業や中堅企業に対しては緩和的な特例措置が取られています。

●自己株取得による資本金等の額の見直し

自己株式取得等によって資本金等の額が、資本金と資本準備金を加えた額を下回る場合、当該金額（資本金+資本準備金）を資本割の課税標準とし、また法人住民税均等割の税率区分の基準とする見直しが行われています。これにより、自己株式の取得による減税に制限がかかることとなります。



ちょっと待って、自己株を取得しても均等割は減額にならないの！

税理士法人 A I F NEWS

2015年1月14日(水)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL: http://profit21.co.jp/aif

平成27年度税制改正

個人課税編

個人課税については、配偶者控除を中心とした各種控除や税率構造等の大きな改正は見送られました。以下、主な改正項目を概観していきます。

●国外に居住する親族の扶養控除の適正化

国外扶養親族 21 人もの扶養控除の適用を受けていた事例があり、その適用に疑義のあるものも散見されることから、適用を適正にするための改正が行われました。

具体的には、国外に居住する親族に係る扶養控除等の適用を受ける納税者に対して、確定申告書等に次の書類を添付し、又は当該確定申告書等を提出する際に提示することを義務付けるものです。

- ① 親族であることが確認できる書類（例：戸籍の附票の写し、出生証明書）
- ② 納税者が親族の生活費等に充てるための支払を行ったことを確認できる書類（例：送金依頼書、クレジットカード利用明細書）

この改正は、平成28年分以後の所得税について適用されます。

●国外転出時の譲渡所得等の課税の創設

租税条約上、株式等のキャピタルゲインなどは居住地国課税です。これを利用し、含み益のある株式を保有したまま、株式等

の譲渡非課税国に出国し、その後に売却することで、課税を逃れることができます。

これを防止するため、一定の高額の資産家を対象に、出国時に未実現の含み益に対して特例的に課税する規定を創設しました。

具体的には、出国時に有価証券の評価額が1億円以上の者であり、かつ、出国直近10年以内において5年を超えて居住者であった者が対象です（入管法別表第一の在留資格で居住していた期間を除く）。

また、未実現に対する課税ですので、納税資金が不十分であることを勘案し、一定の要件を具備することで納税猶予が選択できる措置も講じられています。

なお、この改正は、出国者（特例対象者）の有する有価証券等を贈与、相続又は遺贈により非居住者に移転した場合にも適用がありますので留意が必要です。

適用は、原則、平成27年7月1日以後に国外転出をする場合又は同日以後の贈与、相続若しくは遺贈からです。

●未成年者のNISAの創設

年間投資上限80万円、非課税期間5年間、非課税投資総額が最大400万円で、18歳になるまで原則として払出し不可といった要件があります。適用は、原則、平成28年1月1日以後の申し込みからです。



課税回避を利用した人は、年間100人程度だそうです！

税理士法人 A I F NEWS

2015年1月15日(木)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL : http://profit21.co.jp/aif

平成27年度税制改正

消費課税編

消費税に関して、改正の柱は、消費税率(国・地方)の10%への引上げの施行日を平成29年4月1日と定めたこと、それに伴って附則第18条第3項(景気判断条項)が削除されたことです。以下、主な改正項目を概観していきます。

●国境を越えた役務提供に対する消費課税

国外からの輸入物品(外国貨物)には消費税は課されていますが、国外事業者から提供される役務(以下、電子書籍・音楽・広告の配信やクラウドサービス等)には消費税が課されていませんでした。

その結果、同じ役務を提供する国内事業者との間の公平・中立な競争環境が著しく損なわれました。

それは、アマゾン等の海外事業者が何か租税回避を画策したわけではなく、我が国の消費課税の仕組みそのものがネット社会に対応していなかったことが原因でした。

そこで、今回、国外事業者から国内の者へのネット等を通じた役務の提供について、国内取引と位置付けて消費税を課税する改正を行いました。

具体的には、提供される役務が「事業者向け」であるか「消費者向け」であるかに応じてそれぞれ課税方式を設けています。

事業者向け取引に係る課税方式は、国外事業者は不課税で役務の提供を行い、役務提供を受けた国内事業者が申告納税を行うものです。この場合、国内事業者は納税と仕入税額控除を同時に行うことから、課税売上割合95%以上の国内事業者にあつては、納税額と仕入控除税額を同額とみなして申告対象から除外する、となっています。

一方、消費者向け取引に係る課税方式では、国外事業者の国内登録を前提に、国外事業者は、課税で役務の提供を行い、納税義務者となって国内の税務署に申告納税を行います。

この改正は、一部を除き、平成27年10月1日以後の取引から適用されます。

●国外事業者による芸能等の役務の提供に係る消費税の課税方式の見直し

国外事業者が国内において行う芸能・スポーツ等の役務の提供については、国外事業者の消費税の納税意識が希薄であることから、今までも課税漏れが生じていました。

そこで、今回の改正でその取引に係る消費税の納税義務を、その役務の提供を受ける国内の事業者に転換させる措置を講じました。適用は、平成28年4月1日以後に行われる役務の提供からです。



物の課税は容易だけど役務の提供は難しいね!

税理士法人 A I F NEWS

2015年1月16日(金)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL: http://profit21.co.jp/aif

平成 27 年度税制改正

資産課税編

資産課税については、改正項目の多くは拡充、期限の延長です。以下、その内容を概観していきます。

●住宅取得等資金贈与の非課税枠の見直し

直系尊属から贈与された住宅取得等資金の非課税措置については、その適用期限を平成 31 年 6 月 30 日まで延長しています。

また、非課税限度額についても、住宅取得等に消費税 10% が適用される場合とそれ以外の場合に分け、その上で、良質な住宅とそれ以外に区分し、消費税 10% 適用の場合、住宅取得に係る契約の締結期間が平成 28 年 10 月～平成 29 年 9 月までは、良質な住宅取得には非課税枠は最大 3,000 万円、それ以外の住宅取得には最大 2,500 万円とする等の改正が行われています。

さらに、良質な住宅家屋の範囲に、一次エネルギー消費量等級 4 以上に該当する住宅家屋等が加えられています。

なお、東日本大震災の被災者に関しても一部非課税限度額が異なるものの同様な改正がなされています。

●結婚・子育て資金の贈与税の非課税措置

具体的な内容は、①親・祖父母（贈与者）は金融機関に子・孫（受贈者 20 歳以上 50 歳未満）名義の口座を開設し、②当該口座

に結婚・子育て資金を一括して拠出、③子・孫ごとに 1,000 万円を非課税とする、④贈与者死亡時の残高を相続財産に加算するが 2 割加算はない、⑤受贈者が 50 歳に達する日に口座は終了し残高があれば贈与税を課税、⑥適用期限は、平成 27 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日まで、とするものです。

なお、結婚・子育て資金の払出し可能な用途ですが、結婚費用（限度額 300 万円）、不妊治療、子の保育費、出産費用等が挙げられています。

●教育資金贈与の一部見直しと期限延長

適用期限は、平成 31 年 3 月 31 日まで延長、そして、特例適用対象となる教育資金の用途の範囲に、通学定期代、留学渡航費等が加えられています。

●非上場株式に係る納税猶予の一部見直し

非上場株式の相続税・贈与税の納税猶予について、事業承継の円滑化の観点から贈与税の納税義務が生じないように一部改正がなされています。

具体的には、1 代目が存命中に、2 代目が 3 代目に株式を贈与した場合（3 代目が納税猶予制度を活用して再贈与を受けること）には、猶予されていた贈与税の納税義務が免除される等の改正です。



2人で財産を築く、それは遠い昔の話！

税理士法人 A I F NEWS

2015年1月19日(月)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL: http://profit21.co.jp/aif

平成27年度税制改正 納税環境整備編

納税環境整備に関しては、改正の柱は、財産債務明細書の見直しとマイナンバー制度の預貯金情報等への利用です。以下、その内容について概観してみます。

●財産債務明細書の見直し

大綱では、財産債務明細書について、次の見直しを行い、新たに、財産債務調書として整備する、となっています。

(1) 提出基準の見直し

現行の「所得金額2千万超」に加え「総資産3億円以上又は有価証券等（出国する場合の譲渡所得等の特例対象資産）1億円以上（12月31日時点）を基準とする。

(2) 記載内容の見直し

記載内容は、国外財産調書と同様とし（例：不動産は所在地別に、有価証券等は銘柄別に記載）、価額も原則として時価（見積価額も可）とする。

なお、出国時特例に活用する観点から、有価証券等については取得価額も併記する。

(3) 加算税の加減算によるインセンティブ措置の導入

所得税・相続税の申告漏れがあった場合、

- ① 財産債務調書に記載がある部分については、過少（無）申告加算税を5%軽減する（所得税・相続税）。

- ② 財産債務調書の不提出・記載不備に係る部分については、過少（無）申告加算税を5%加重する（所得税）。

(4) その他

- ① 財産債務調書の提出に関する調書に係る質問検査権の規定を整備する。
- ② 不提出及び虚偽記載に係る罰則規定は設けない。
- ③ 財産債務調書の記載に係る事務負担が過重なものにならないよう、運用上、適切に配慮する。

この改正は、平成28年1月1日以後に提出すべき財産債務調書について適用されます。

●マイナンバーが付された預貯金情報の効率的な利用に係る措置

この改正措置は、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号利用法）の改正に併せて国税通則法を改正し、銀行等に対し、個人番号及び法人番号（マイナンバー）によって検索できる状態で預貯金情報を管理する義務を課するものです。

この改正は、個人情報保護に関する法律等の一部を改正する法案（仮称）において一括して行われ、同法律案に規定する施行の日から適用されます。



有価証券等の取得価額までは無理だね！

税理士法人 A I F NEWS

2015年1月20日(火)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL : http://profit21.co.jp/aif

平成27年度税制改正

国際課税編

国際課税についての主な改正項目は、外国子会社配当金益金不算入の見直しと外国子会社合算課税の見直し等が挙げられます。以下、その内容を概観してみます。

●外国子会社配当金益金不算入の見直し

これは、子会社の所在地国で損金算入が認められる配当については、支払を受けた日本の親会社の益金に算入して課税する、といったもので「二重非課税」を防止するための改正です。

具体的には、内国法人が外国子会社（持株割合25%以上等の要件を満たす外国法人）から受ける配当等の額で、その配当等の額の全部又は一部が当該外国子会社の本店所在地国の法令において当該外国子会社の所得金額の計算上損金の額に算入することとされている場合等には、その受ける配当等の額を、本制度の適用対象から除外するとするものです。

この改正は、平成28年4月1日以後に開始する事業年度において内国法人が外国子会社から受ける配当等の額に適用します。

なお、平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に開始する各事業年度において内国法人が外国子会社から受ける配当等の額（平成28年4月1日において有す

る当該外国子会社の株式等に係るものに限る）については、従前のどおりの扱いとなっています。

●外国子会社合算課税の見直し

この改正は、基本的には日本企業の海外展開を後押しする内容となっています。

具体的には、①特定外国子会社等に該当することとされる著しく低い租税負担割合の基準（いわゆるトリガー税率）を20%未満（現行20%以下）に変更する、②被統括会社は、外国法人であることが前提ですが、所定の要件を満たす内国法人を加える、③統括会社の要件のうち、二以上の被統括会社に対して統括業務を行っていることの要件を、二以上の外国法人である被統括会社を含む複数の被統括会社に対して統括業務を行っていることに改める、④事業持株要件に、統括会社の有する株式等の帳簿価額の合計額又は統括業務の対価の額の合計額に対して外国法人である被統括会社の株式等の帳簿価額の合計額又は統括業務の対価の合計額の割合が50%を超えていることを加える、です。

この改正の適用は、特定外国子会社等の平成27年4月1日以後に開始する事業年度からです。



各国の税制をチョイスした租税回避も厳しい！

税理士法人 A I F NEWS

2015年1月21日(水)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL : http://profit21.co.jp/aif

継続雇用制度と無期雇用転換

有期雇用特例措置法案可決

平成25年4月に施行された労働契約法では有期雇用契約の更新を繰り返し、継続5年を超えた時点で雇用を続ける者は、企業に対し「無期転換申込権」が発生、申し込みをすると有期雇用者から無期雇用者に転換する事になります。これは平成25年4月から5年後より発生するので平成30年4月以降に権利が発生するとされています。

この度「専門知識等を有する有期雇用労働者に関する特別措置法案」が参議院本会議で可決され平成27年4月から施行される事となりました。これは労働契約法に定められている有期雇用の更新をし、通算5年超えに関して「無期転換申込権」発生の特例を設ける、つまり無期に転換させなくてもよいというものです。

法案の内容は

法案では次のような場合は労働契約法で定められている有期雇用者の雇い入れ後、通算5年を超えても無期雇用者への転換をさせなくともよいとされました。

- ① 5年を超える一定の期間内に完了する事が予定されている業務に就く高度専門知識等を有する有期労働者
- ② 定年後に有期契約で継続雇用される者

①の高度専門職とは「一定の国家資格保有者」「年収1,075万円以上の技術者、システムエンジニア、デザイナー等」が想定されていますが、該当者は少ないと思われます。

②の定年後再雇用については、有期契約で働いている高齢者数は多いため多くの企業でもかかわりがあります。無期雇用への転換は企業への影響が大きいと言われていました。

計画書の作成と提出

このような無期転換に関する特例（雇い入れ5年を超えても無期雇用にはしない）の適用を受けるためには「対象労働者の特性に応じた雇用管理に関する措置についての計画書」を作成、提出して厚労大臣の認定を受けるとされています。その内容はまだ発表されていませんが省令等で明らかになって行くでしょう。いずれにしても新たな業務が発生しそうです。



高齢者を継続雇用から無期雇用としないためには計画書を提出するそうです

税理士法人 A I F NEWS

2015年1月22日(木)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL: http://profit21.co.jp/aif

相続と債務

課税方式と債務の分割

遺産課税と遺産取得課税

相続の課税方式には、遺産課税と遺産取得課税があります。前者は遺産そのものに課税する方式であり、後者は遺産を取得した者に課税する方式で、現行の相続税は、法定相続分を併用した遺産取得者課税です。

例えば、被相続人の財産1億円、債務1億円で、相続人が長男と次男の2人の場合、遺産課税では、財産1億円－債務1億円、結果、純財産はゼロとなり相続税の課税はありません。

一方、遺産取得者課税である現行の相続税では、被相続人の純財産がゼロだからといって必ずしも相続税がゼロということにはなりません。債務の承継如何です。

債務の分割（債務の引受）の是非

現行の相続税では、各相続人が取得した純資産価額（課税価格）をベースに相続税額を計算します。

先の例ですが、長男が1億円の債務のみを全額承継した場合、長男の取得した財産はマイナス1億円の財産、相続税ではマイナスの取得財産がありませんので、債務額1億円は切り捨てられ、長男の純資産価額はゼロとなります。一方、この切り捨てられた債務は、次男の課税価格から控除でき

ませんので、次男が相続した1億円が課税価格となり、相続税の課税が生じます。

この債務の分割ですが、民法では、遺産分割の対象にならず、相続人の法定相続分に応じて当然に分割して承継されると解されています。先の例では、債務の承継は、長男5千万円、次男5千万円となります。

一方、現行の相続税では、相続人がそれぞれ実際に負担する債務の額について債務控除を認めています。つまり、債務の分割を前提した申告を容認しています。先の例では、次男1億円とすることも可で、債務の承継は自由です。もちろん、債務の分割は当事者間では有効ですが債権者の同意がなければその効力はありません。

債務の分割と贈与

相続債務について、民法のように解すると、長男の法定相続分以上の債務引受は代償分割であり、代償に見合う財産を次男から取得していない以上、その分は次男に対する贈与である、との主張もあります。

しかし、現行の相続税では、被相続人の積極財産と同様、債務についても分割を容認していますので、法定相続分を超える債務の承継があっても贈与税の課税が生じないものと思われます。



債務の分割は債権者
に対抗できないが、
払っていけば問題な

税理士法人 A I F NEWS

2015年1月23日(金)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL: http://profit21.co.jp/aif

営業部署の目標設定

営業目標のレベルが高過ぎると逆効果になると言う(社)中小企業研究所の調査結果が発表されていますが、個別企業で営業部署の目標レベル設定や成果のカギを握るのは、統計数値には現われにくい「社員の意欲を引き出し、目標と達成プロセスを設計するマネジメントのやり方」にあるのです。

営業部署の目標設定

望ましいチーム目標・個人目標の設定方法の一例を挙げますと次の通りです。

目標	期待される成果	目標設定のやり方
チーム目標	経営目標に基づく売上利益の協働達成	トップ方針とチームメンバーの意欲、営業体験に基づく目標設定参加
個人目標	チーム目標達成に貢献する ① 個人別営業目標達成 ② 技能レベル向上目標達成	・個人別社内等級・役割に応じた目標設定と上司の承認 ① 営業目標設定 ② 「セールスステップ・技能発揮レベル定義書」に基づく向上目標設定

目標設定方法のポイント

- ・チーム目標の設定は、全員が経営目標とその背景、ニーズについてトップの説明を受け、Q&A でよく理解した上で、各自の営業体験を踏まえ、「自社の強みを機会に活かす方法、営業担当者の能力開発」など、営業施策の裏付けをもって全員が提案、討議。上司が決定。
- ・社内等級に応じてチーム目標達成に貢献する個人目標を設定し、上司が承認。
- ・既存顧客・新規顧客別「セールスステップ・技能発揮レベル定義書」で、商品紹介から成約・納入に至るステップ別発揮能力・ツール活用等を定義、個人別現状評価の上、能力向上目標設定、上司承認。

経営者・管理者の留意点

営業目標の設定と達成には、経営計画と、社員の意欲・具体的裏付けがある方策が不可欠です。営業業務は個人として業務遂行に当ることが多い職種ですが、各自の現場体験にはチームとして共有、活用すべき営業推進ノウハウが多く、それらを共有、活用すること、チーム目標と個人目標の関連付け設定は全員の意欲喚起、結束力強化につながることに留意しましょう。



プレーは個人だが、ノウハウは共有!

税理士法人 A I F NEWS

2015年1月26日(月)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL : http://profit21.co.jp/aif

高年齢者雇用の実態

9割以上が高年齢者雇用を実施

高年齢者雇用について厚労省より平成26年6月時点の実施状況等をまとめた集計結果が発表されました。

高年齢者雇用安定法では60歳以降の継続雇用についていずれかの雇用確保措置を講じなければなりません。

- ①定年制の廃止
- ②定年の引き上げ
- ③継続雇用制度の導入

厚労省の調査では調査した14万5千社余りの企業のうち、98.1%は雇用確保措置をすでに実施していて未実施の企業は1.9%と少数でした。企業別では大企業が99.5%（約1万5千社）、中小企業では98%（約12万8千社）でした。

8割は継続雇用制度実施

雇用確保措置の内訳は、実施している企業のうち「定年の廃止」を行っている企業は2.7%（約3800社）、「定年の引き上げ」の実施15.6%（約2万2300社）だったのに対し、「継続雇用制度の導入」による措置を講じている企業は81.7%（約11万7千社）と8割程度を占めています。

希望者全員が65歳以上まで働ける企業割合は、71%（約10万3千社）、大企業で

は51.9%（約7800社）、中小企業では73.2%（約9万5千社）です。

70歳以上でも働ける企業となると19.9%（約2万7700社）のうち、大企業は約1700社、中小企業約2万6千社となっており中小企業の方が長く働ける状況である事が分かります。

働く時間や賃金を見直しつつ、雇用契約期間の更新をしながら柔軟に継続雇用をしてゆく雇用形態が一般的です。

目標は「70歳まで働ける企業」作り

政府は生涯現役社会の実施にむけた取り組みとして将来の労働力減少、団塊の世代の65歳到達等も踏まえ、年齢に関わりなく働ける社会を目指したいとしています。現在の雇用確保を基盤として70歳まで働ける企業の普及、啓発に取り組むとしています。ただ、企業として人材確保は重要ですが若年者の雇用にも繋げていかなければ先行きが危ぶまれます。雇用確保は年齢分布を考慮しつつ、行わなければならないでしょう。



税理士法人 A I F NEWS

2015年1月27日(火)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL : http://profit21.co.jp/aif

会社の変更と外国籍従業員の届出義務

外国人従業員の届出義務

外国籍従業員を雇用されている企業の皆様、「所属機関等に関する届出」という手続きをご存知でしょうか？これは、平成24年7月から始まった新しい在留制度により新設された制度で、雇用関係や婚姻関係などの社会的関係が在留資格（≒ビザ）の基礎となっている方が、その関係に何らかの変更が生じた場合、その旨を届け出なくてはならないという義務を外国籍の方本人に課すものです。正確には、平成24年7月9日以降に上陸許可や在留資格の変更、在留期間の更新許可を受けた方に届出義務があるため、外国籍従業員全員にこの義務が課されているというわけではありませんでしたが、制度の施行から2年が経過し、現在ではほとんどの方が対象になっています。

会社の移転や名称変更のときにも

では、「社会的関係に何らかの変更が生じた場合」とは、実際どのような場合を指すのでしょうか。たとえば就労目的の在留資格、いわゆる「就労ビザ」を取得している方の場合、その就労ビザは会社との「雇用関係」により付与されていますので、会社を離職したり、他社へ転職したりすると、社会的関係に変更が生じたとして届出を行

うこととなります。つい忘れてしまいがちなのが、会社の名称や所在地に変更があった場合です。法務省では、届出を行わなくてはならない変更事項として、「所属機関の消滅、所属機関との契約の終了・新たな契約の締結があったとき」の他、「日本にある契約機関の名称・所在地に変更が生じた場合」と定めています。「そういえば今年会社を移転した」「社名変更をした」という企業様で、もし外国籍従業員を雇用していらっしゃいましたら、従業員の方が所属機関等に関する届出を行っているかどうか、ぜひ一度確認してみてください。

届出を怠ってしまうと・・・

残念ながら、まだまだ認知度の低いこの届出。しかし、最近では届出を怠った状態で在留期間の更新申請などを行うと、審査過程で、別途確認の連絡や資料提出の通知が来るケースも見受けられるようになりました。届出を怠った場合は20万円以下の罰金に、虚偽の届出をした場合は1年以下の懲役又は20万円以下の罰金に処せられることもあります。届出義務を課されているのは外国籍の方本人ではありますが、会社に変更が生じた場合には、合わせて従業員に対し届出の案内したいところです。

商号変更・本店移転をしたときには思い出してくださいね。



税理士法人 A I F NEWS

2015年1月28日(水)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL: http://profit21.co.jp/aif

戸籍の附票

戸籍の附票が必要な場合

所得税や相続税、贈与税の申告に際して、戸籍の附票が添付書類とされている場合があります。

添付が要求されている場合でも、住民票の代替物として戸籍の附票が必要な場合と、住民票の添付の有無に拘らず、戸籍の添付が要求される場合があります。

戸籍の附票の添付を要求される主な場面は、居住用財産の譲渡や相続や贈与、相続時精算課税にかかる相続や贈与、です。

戸籍の附票とは

ところで、戸籍謄本や抄本については誰でも一定の知識を持っているでしょうが、戸籍の附票と言われると、エッ!! それって何? と思う人も多いのではないのでしょうか。

戸籍の附票は戸籍の一部なのだろうから、戸籍法に定めがあるのだろう、と誰しも思われるでしょうが、戸籍法には定めがありません。

住民基本台帳法での戸籍の附票の定め

戸籍の附票の定めは住民基本台帳法にあり、次の事項を記載するものとしています。

1. 戸籍の表示 (=本籍および筆頭者)
2. 氏名

3. 住所

4. 住所を定めた年月日

住民基本台帳法によると、戸籍の附票は、戸籍を管理する市町村で作成します。住民票に新たな記載事項が生じ、それが戸籍の附票に関係するものであって、戸籍の本籍地が他市町村の場合は、その事項を当該他市町村に通知することになっています。

なお、住民基本台帳には本籍地の記載があります。

戸籍の附票と住民票

住民票には、前住所、現住所の2点が記載されていて、他の市町村に異動すると、転居先住所が追記載された上で、住民票の除票として、その異動前の住所地の役所で保管されます。

戸籍の附票には、住民票の移動の手続きさえしていれば、住所の移転記録の全てが記載されているため、住所の変遷の証明書となります。

ただし、戸籍自身が転籍、婚姻除籍などにより新戸籍となると、旧戸籍における附票は引き継がれません。



国民の人生行路が監視されているのか、記録保存サービスなのか?

税理士法人 A I F NEWS

2015年1月29日(木)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL: http://profit21.co.jp/aif

海外勤務者の社会保険

海外派遣で一定期間勤務する時

日本国内の会社に在籍していて海外勤務をする場合、社会保険・労働保険の取り扱いはどのようになるのでしょうか？

健康保険は？

給付は日本と同じものが受けられます。海外では日本の健康保険証は使えませんので海外で治療した時は医療機関に一旦支払いをします。日本で療養費の請求をして本人負担分の3割を除いた分を返還してもらいます。療養費の請求は日本の会社を經由して行い外国為替換算で計算されます。

介護保険は？

海外勤務する社員が40歳以上65歳未満の2号被保険者は日本に住所があれば保険料は徴収されます。社員が市町村役場で海外転出届により住民票の除票の手続きをした時は、年金事務所に除票と介護保険適用除外該当届を提出すると海外へ転出した月から徴収されなくなります。日本に戻って来た時は非該当届を提出します。

厚生年金保険は？

日本企業に在職中ならば資格は継続されます。海外派遣では、現地の年金制度に加入しなくてはならない場合もあります。この場合年金の二重加入となってしまいます。

短期では掛け捨てになってしまう事もあるので日本は色々な国との社会保障協定を結んでいます。5年以内の短期派遣は日本のみの加入で良いとされています。5年以上の派遣であれば現地の年金制度に加入し、日本の年金制度が適用除外となります。海外の年金加入期間は日本の加入期間に通算されます(内容は日本とは異なります)。

労働保険の雇用保険と労災は？

雇用保険は日本の会社と雇用契約が継続している時は被保険者資格を喪失しないので手続は必要ありません。

労災保険は海外派遣では国内の労災保険は適用されません。海外派遣の特別加入制度がありますので加入手続きをしておくのが良いでしょう。

海外派遣の人は国内の社会保険のままで良い部分と手続をしておく部分がありますのでその事を知っておくと良いですね。



海外勤務には民間の傷害保険も加入しておく
と各々の給付を使い分けられます

税理士法人 A I F NEWS

2015年1月30日(金)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL: http://profit21.co.jp/aif

面接効率の向上

管理者にとって、目標管理制度で義務づけられた面接は、「忙しいのに面倒だ。」と思われており、実際にも多くの時間を要しているケースが多いようです。通常、面接時間の標準は60分と言われていますが、これを30分、出来れば10分で切り上げたい、と考えている管理者もいるのではないのでしょうか。

単純な面接時間短縮の問題点

面接は、主に目標設定・進捗管理・達成度の確認と評価における上司と部下の合意形成を目的としており、そのためのコミュニケーションが出来る時間の確保が必要です。単純な面接時間の短縮が、コミュニケーションの欠落・合意形成の失敗に終わってしまえば、本来の目的を果たせず、面接時間の無駄が生じるばかりか、目標管理の運用失敗につながるようになります。

面接時間短縮の条件

面接時間を短縮し、しかも合意形成を成功させ、マネジメントの効率を改善するには、次の二つの条件が必要、不可欠です。

【条件1】「本人に基本的に重要な事柄が理解されていること」、目標設定面接を例にとれば、本人が目標設定会議などで経営戦略・経営目標の背景・主旨、自部署目標と自からの役割・果たすべき貢献・目標と達

成基準のイメージが事前に理解出来ていれば、面接での合意形成スピードが速まり、面接時間は短縮出来ます。

【条件2】「日常の報告・連絡・相談がうまく行なわれ、重要な問題が都度解決されていること」、したがって中間面接を待つまでもなく、目標達成阻害要因が排除されており、面接ではその確認程度で済ませることが出来ます。

それは目標達成度確認・評価面接の場合でも同様で、達成度や評価の認識にズレが生じなければ、面接は確認程度で済みます。

経営者の留意点

管理者に「面接は面倒だ。」という意識があれば、それを利用して、上記のような、目標設定会議、日常の報連相など、個別の面接以前のコミュニケーション充実を図るよう管理者を指導しましょう。また、管理者の集合研修を行ない、目標設定会議、中間フォローアップ会議の効果的、実践的な進め方などのノウハウを与えて支援するのも、「マネジメントの生産性向上」につながる良策です。



面接時間短縮には
事前のコミュニケーションが大切！

税理士法人 A I F NEWS

2015年2月2日(月)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL : http://profit21.co.jp/aif

戸籍の附票と精算課税

居住及移転ノ自由

日本臣民ハ法律ノ範囲内ニ於テ居住及移転ノ自由ヲ有ス。これは明治憲法第22条です。何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。これは、現日本国憲法の第22条です。

封建制下では、特に農民には、居住地を選ぶ自由はありませんでしたが、近代社会の形成と発展には、人的資源の自由な移動が不可欠の要素であるため、明治維新後の必要な新制度となりました。

戸籍の附票は戦後から

新国家体制の基礎作りとして戸籍制度が始まりましたが、当初は、本籍地と居住地が異なることはほとんどなく、戸籍とは別な住民管理帳簿は必要ありませんでした。

しかし、明治中期以降、本籍地と異なる場所での就業者が急速に増えたため、本籍地＝居住地（住所）としていた制度が機能しづらくなりました。

そのため、1914年（大正3年）に寄留法が制定され、寄留簿によって本籍地以外で生活する者の把握を行うこととしました。

戦後、1951年（昭和26年）に施行された住民登録法により、住所の把握は住民票によることになり、住民登録法の中で寄留

簿の後を継ぐものとして戸籍の附票の規定が制定され、寄留法が廃止されました。

寄留簿と戸籍の附票

寄留簿が本籍地を離れて生活する者のみを記録したのに対し、戸籍の附票は戸籍に入っている者全てを記録しており、住民票の記録の正確性を維持するためのものとして位置づけられています。

1967年（昭和42年）には住民登録法が廃止され、住所に関する記録は現在の法律である住民基本台帳法に引き継がれましたが、戸籍の附票の位置づけに変更はありませんでした。

相続時精算課税と戸籍の附票

相続時精算課税は他の税制と比べて戸籍の附票への執着が特に強い印象を受けます。

相続時精算課税は、選択の撤回を不可としており、一度始めると生涯続けなければならない、戸籍の附表で住所の変遷を把握し、各住所地所轄の税務署への贈与税の申告事跡を捕捉する必要があるからです。

それならば、精算時の相続税の申告書の添付資料とするだけでよさそうですが、なぜか、制度選択時に適用条件である届出書提出の必須添付書類にしています。



精算課税を選択すると住所異動を逐次追いかけて贈与申告をチェックするのかな？

税理士法人 A I F NEWS

2015年2月3日(火)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL : http://profit21.co.jp/aif

年金受給者の為の 年金担保融資

年金担保融資制度は年金受給者の方が国民年金、厚生年金保険、労災の年金を担保にして融資を受ける事が出来る制度です。用途は保健・医療・福祉・住宅改修・冠婚葬祭・生活必要物品の購入等の支出の為に一時的に小口の資金が必要な場合に利用できます。

利用出来る人は

①国民年金・厚生年金・船員保険・労災保険の年金証書を持っている方

②資金の用途

- ア、入院費や手術費用・健康器具購入等
- イ、介護施設の利用料金、福祉器具等
- ウ、住宅の改築購入、引っ越し費用
- エ、授業料、資格取得、教材費、生涯学習費用等
- オ、冠婚葬祭、墓石等
- カ、生業の運転資金、事業用車購入等
- キ、債務の返済、滞納費用の支払い
- ク、生活必需品の購入、家電、家具の購入

③融資額

10万円から200万円の範囲で、生活必需品の場合は80万円までです。受給している年金の0.8倍までで1回の返済額の15倍以内です。概ね2年半で元本相当額を返済します。

返済は年金から指定した金額が差し引かれます。1回の返済額は年金支給額の3分の1以下です。

④利率は、年金担保融資は年1.6%、労災担保融資は年0.9%となっています。

⑤連帯保証人が必要ですが、信用保証制度を利用する事もできます。

申し込みの方法

申し込みは「独立行政法人福祉医療機構代理店」と表示されている金融機関で扱っています。

必要書類は申込書と年金証書、直近の年金の振込通知書、印鑑証明書、本人確認証明書類と10万円以上の融資には資金用途の分かる書類（見積書、請求書、領収書、パンフレット等）を付けます。申し込みから融資まで4、5週間かかります。

融資の斡旋業者と名乗り電話で手数料をだまし取るケースもあります。注意をしましょう。



年金担保融資以外にも公的融資はあります。市町村役場にお尋ねください

税理士法人 A I F NEWS

2015年2月4日(水)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL: http://profit21.co.jp/aif

最高裁の所得税の混乱の始末は？

法人税法の中の原則・例外の規定

法人税法をみると、例えば、「内国法人はこの法律により法人税を納める義務がある。」(4条①)とし、「ただし、公益法人…については、収益事業を行う場合…に限る。」(4条①)とし、また、「公共法人は、前項の規定にかかわらず、法人税を納める義務がない。」(4条②)と、それぞれの規定の間の、原則・例外の関係が明確です。

所得税法の中の原則・例外の規定

所得税法をみると、「非永住者以外の居住者 すべての所得」(7条①一)に課税するとし、「次に掲げる所得については、所得税を課さない。」(9条①)としてその中で、「相続…により取得するもの」(9条①十六)は非課税とし、さらに、「…相続…」(60条①一)により取得するものには譲渡課税する、とそれぞれの規定がありますが、各規定間の原則・例外の関係は条規の文言としては明確ではありません。

所得税法は暗黙知、あうんの呼吸

所得税法では、「すべての所得に課税する」とする7条と、9条の非課税とは矛盾しますが、7条の規定に拘らず9条があると、読むべきと解されます。法人税法と異なり、これは暗黙知です。

9条と60条も同じです。9条の規定に拘らず60条がある、と暗黙知的に解されます。

暗黙知の中身は後条優先の原則

他の法律では確認できませんが、所得税法に限っては、後条優先の原則という原理があるとしないと、条文間の整合的な解釈ができなくなります。この原理があるとすれば、暗黙知ではなくなります。

しかし、後条優先の原則を明確に否定した判例があります。平成22年7月の最高裁の相続年金二重課税禁止判決です。雑所得としての年金所得のうちに、相続税で課税対象となったものがあるときは、その部分について、重ねて課税してはならない、という判決です。9条非課税にかかわらず、年金雑所得課税があってもよいとは、解さなかったわけです。

最高裁の見解待ちの譲渡での二重課税

譲渡所得課税では9条非課税とされている相続課税済み分を除くべき、との争点で最高裁に2件の上告があります。後条優先の原則を否定した結果の当然の争訟です。

遠からず、判決がありますが、どういう理屈をたてるのか、関心の湧くところです。



後条優先の原則があれば所得税は理解し易いのに最高裁は難しくした

税理士法人 A I F NEWS

2015年2月5日(木)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL: http://profit21.co.jp/aif

高額療養費の自己負担額改定

医療費の支払いが高額になった時

けがや病気で入院等をし、医療費の支払額が高額になった時、自己負担が一定の額を超えた場合、申請により後から払い戻される制度が健康保険の「高額療養費制度」です。高額になる事が事前に分かる場合には「限度額適用認定証」を保険者に交付してもらい医療機関に提示しておくこともできます。その場合は支払い時に減免された額を支払うだけで一時的な大きな負担をしなくても済むようになっています。

払い戻しを受ける場合は

高額療養費を申請して払い戻してもらうには病院等の領収証も必要になりますが、病院は保険者に提出される診療報酬明細書(レセプト)の審査を経てから支払いが行われるので診察月から3ヶ月以上はかかるのが普通です。申請は全国社会保険協会や加入している健康保険組合です。

また、被保険者が同じ月に入院や通院があったり、複数の医療機関に受診したり、被扶養者が医療機関に受診した時は自己負担限度額を世帯で合算する事が出来ます。さらに高額医療費を受けた月が直近12ヶ月間に3回以上あった時は4回目から自己負担額が軽減されます(多数該当)。

平成27年1月から自己負担限度額改定

これまで70歳未満の被保険者に係る自己負担限度額は所得区分が3段階でした。改正では上位区分が増え次のように5段階に区分されます。

①標準報酬月額83万円以上の人

252,600円 + (医療費 - 842,000円) × 1%
(多数該当限度額 140,100円)

②標準報酬月額53万円以上83万円未満

167,400円 + (医療費 - 558,000円) × 1%
(同 93,000円)

③標準報酬月額28万円以上53万円未満

80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1%
(同 44,400円)

④標準報酬月額28万円未満の人

57,600円
(同 44,400円)

⑤市町村民税が非課税の人

35,400円
(同 24,600円)

今回は70歳以上の方の変更はありません。



高額療養費制度があるので
助かります

税理士法人 A I F NEWS

2015年2月6日(金)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL: http://profit21.co.jp/aif

マイナンバーがはじまる 国民背番号になるか

マイナンバーの利用範囲の拡大可能性

マイナンバー法の正式名称は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号」です。「社会保障・税番号」として利用すると解説されていますが、必ずしも明確な制限がないので、行政全般において利用することが可能です。

日本では、現在、基礎年金番号、健康保険被保険者番号、パスポートの番号、納税者番号、運転免許証番号、住民票コード、雇用保険被保険者番号など各行政機関が個別に番号をつけており、縦割り行政で重複投資になっています。

国民総背番号制頓挫の歴史

「国民総背番号制」は、広辞苑(第5版)には、「電子計算機による行政事務の効率化のため国民一人一人にコード番号を付ける」と記載されています。

かつて、佐藤内閣が1968年に「各省庁統一個人コード連絡研究会議」を設置し、この国民総背番号制の導入を目指しましたが、各方面からの反対にあい、頓挫したという歴史的経緯があります。

ネガティブな個人情報の管理

住所移転により住民票が異動すると、その情報は戸籍を管理している市町村に通知

され、戸籍の附票に記載されます。

公の機関の発行する「身分証明書」として、成年被後見人・被保佐人などの登記に係る法務局の証明書、禁治産・準禁治産・後見の登記・破産宣告・破産手続開始決定等々についての市町村が通知を受けているものに係る証明書、があるように、これらの個人身分事項は管理されています。

前科を記す犯罪人名簿

法律の根拠なく、各自治体が、罰金以上の有罪判決者の氏名や罪名・量刑などを記載した「犯罪人名簿」を作成しているが、法的整備が必要ではないかとの質問主意書が、少し前、国会で提出されています。

明治時代、刑罰等の事項は戸籍表又は寄留表に記載されていましたが、大正時代になって、別途、「犯罪人名簿」が作られるようになり、それは戦後になっても、選挙資格調査資料として引続き作成されているところ です。

なお、検察庁は、拘留、科料などの軽微な罪も含めて犯歴管理を行っています。

情報流出が避けられないとして

個人情報の管理を全面否定は出来ませんが、情報流出のリスクを考えると、情報の一元管理には恐怖が付きまといま す。



効率重視、縦割りの弊害を論じるだけでよいのか？
病歴や学歴・職歴、生活保護歴、・・・も

税理士法人 A I F NEWS

2015年2月9日(月)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL : http://profit21.co.jp/aif

国民年金保険料 まとめ払いで割引に

まとめて払うと割引される

国民年金保険料を納めるのは国内に居住している20歳以上、60歳未満の方で、自営業、フリーランス、学生等が対象です。

国民年金保険料は前納制度があり、毎月払いした時より保険料が安くなります。2014年度は15,250円です。納付期限より1ヶ月早く納付するのは「早割」、半年、1年前払いの「前納」、平成26年度から2年の前納制度も始まりしました。期間が長いほど割引額は大きく、又、現金払いより口座振替の方が割引額は多くなっています。

割引額は？

納付方法、保険料額、1年間の割引額

前払期間	決済方法	保険料	年割引額
1ヶ月分	口座振替	15200円	600円
6ヶ月分	現金カード	90760円	1480円
	口座振替	90460円	2080円
1年分	現金カード	179750円	3250円
	口座振替	179160円	3840円
2年分	口座振替	355280円	7400円

国民年金に加入していた人が老齢年金を受け取るには現在は25年以上加入が必要です。最長40年加入し納付した人は現在の年金額は77万2800円です。

2年前納制度について

平成26年度から始まりましたが2年分の保険料は26年度の場合、通常は37万80円と2年で14,800円安くなります。1年前納の口座振替のケースを見ると17万9,160円と、普通より3,840円安くなります。

また、2年前納の場合の確定申告の社会保険料控除は次のいずれかの方法を選択する事になります。

- ①全額を納めた年に控除する。
- ②各年分の保険料相当額を各年に控除する。

日本年金機構が発行する保険料の控除証明書は2年分前納を含め、平成26年に収めた保険料全額を証明して発行します。1年分の控除を受ける場合は申告者自身が社会保険料控除額内訳明細書に各年分の控除額を記載し確定申告の際、控除証明書と共に税務署に提出してください。

1年、2年前納が割引になるとしても保険料をまとめて支払わなければなりません。資金計画を考えた上で行うのが良いでしょう。申込期限は2月末までに届け出が必要です。保険料は4月末振替です。



27年度の
保険料は
27年2月
下旬に告示
されます

税理士法人 A I F NEWS

2015年2月10日(火)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL: http://profit21.co.jp/aif

目標管理と原点回帰

“原点回帰”とは、ものごとに迷いが生じ、どうしたら良いか混乱した時などに基本に立ち返り、初心に戻って考え、対処することを言います。しかし、目標管理のプロセスではしばしば“原点回帰”と異なる対処法がとられています。すなわち、外部環境が悪化して、どうしたら良いか迷った時に最終的な目標達成度評価が不利にならないよう、目標水準の下方修正を考えるのが主な対策となっており、被評価者の納得性に配慮して「半期に1回程度は目標の修正を認めること」が多くの企業の通例となっています。これは明らかに“原点回帰”とは異なる対処法です。

“原点回帰”の方法とメリット

しかし、そこで一度立ち止まって、“原点回帰”をし、外部環境の悪化をできるだけはね返すことができないか、と考えると、意外な発見をする可能性があります。その代表的な方法・視点は次の二つです。

[方法1] 目標設定時の原点に立ち返って、戦略の理解・受け止め方、目標ブレークダウン、役割認識、目標達成プロセスの計画等をチェックし、目標そのものを見直し、強化する。

[方法2] “企業理念”に立ち返って、目標達成の取り組み方、進め方に基本的なズレ

や誤りがなかったかチェックし、見直す。

それは、外部環境の悪化を受けて、直接的に目標水準を下方修正する考え方とは一線を画する、目標達成のために考え抜き、挑戦し続けようとする前向きな姿勢の現われと言え、外部環境など目標達成阻害要因の負の影響を減殺し、場合によっては跳ね返す力を持ちます。

経営者・管理者の留意点

経営者・管理者は目標管理のプロセスでP-D-C-A がうまく回るよう見守り、異常が起きたときには、「社員に手取り、足取り対策を教えるのではなく、本人が自ら納得できる対策を真剣に探すアドバイスを行なうこと」により、適切な支援を行なう責任があります。そのような時のマネジメント上の支援策として、上記の[方法1・2]について、異常の事実認識を的確に行ない、対応策を創意工夫する視点、自社における過去のチェック・対応策の実例などを準備しておくべきです。企業の存続、発展を支えてきた企業理念は様々な試練に対処して磨かれてきたものであり、また試練と向き合い続けることで確立されて行くものであることを再確認しましょう。



迷ったら
原点回帰!

税理士法人 A I F NEWS

2015年2月12日(木)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL: http://profit21.co.jp/aif

マイナンバーがはじまる マスキングのすすめ

住民票コードのマスキング

住民票を取り寄せると、住民票コードという欄があることを確認できます。しかし、その欄は記載省略又は空欄になっています。

本人又は同一世帯員から住民票コードを記載することを『請求』されない限り住民票の写しに記載されないことになっています。代理人による請求の場合は、「住民票コード記載」の旨が明記された委任状が必要で、その場合でも、直接代理人に「住民票コード記載の住民票」を渡すことはなく、請求者本人の住所に郵便で送付されることとなります。

マイナンバーのマスキング

源泉徴収票などにマイナンバー記載欄が設けられことになりましたが、住民票と同じく、その交付時にはマスキングして空欄にするべきで、電算処理ではそのようにシステム構築することが望まれます。

マイナンバーを記載することが期待される文書は、民から官、官から官、へ渡されるものであって、民から民、官から民、へ渡されるものには番号情報は不要で、むしろ他人に情報を不用意に開示することを防止するためにも非開示でなければなりません。

マイナンバーの管理

住民票コードは日本国内の全住民に通知されているのですが、自分に通知された番号を管理していて、知っている人は滅多にいないと思います。

マイナンバーもある程度は同じこととなります。そして、その開示・提供を強制することはできません。

源泉徴収票等の発行者についても、マイナンバーが記載されるようにすることは、努力義務とされてはいるものの、他人に強制するような努力までは要求されていません。

個人事業者のマイナンバー

法人のマイナンバーは登記簿の番号を基礎としており、公表されることにもなっているため、源泉徴収票等発行社としてのマイナンバー記載に特に不都合はありませんが、税理士も含め個人事業者の場合は、発行する源泉徴収票等の発行者名の欄に個人のマイナンバーをも記載することになるので、民から民への交付となるものには、マスキングしておく必要があります。



官への提出物
以外はマスキ
ング。

税理士法人 A I F NEWS

2015年2月13日(金)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL: http://profit21.co.jp/aif

目標達成度評価の留意点

目標管理制度における目標達成度評価の公正性・納得性を確保するために、多くの企業で「評価のしくみ」が考えられていますが、ここでは、その評価に用いられるロジックと留意点を述べます。

目標別達成度評価のしくみ

個別の目標達成度評価の代表例を挙げれば次のようなしくみが考えられています。

[目標別達成度評価のしくみ例]

難易度 レベル	目標達成度			
	目標を 超える 達成	目標 達成	やや未 達成	未達成
高い	S	A	B	C
標準	A	B	C	D
低い	B	C	D	D

S~Dの評語は、個別目標の難易度に対する目標達成度に対して与えられ、5~1点に点数換算します。(S=5点~D=1点)

難易度レベルは、担当者の役割・等級に求められている標準能力に比較して、その目標達成に必要な能力の高低を指します。

(例えば3等級の担当者が、上位・4等級の標準能力を必要とする目標達成に取り組む場合、難易度が「高い」と判定します。)

[注意点] この難易度レベルは、外部環境の変化や担当者にとって操作できない社内

の与件変化などプロセスの状況変化に応じて変わるため目標達成度評価の最終段階で判定しなければ公正性・納得性が確保できません。

目標達成度総合評価のしくみ

複数の目標について達成度を総合評価するしくみは次の通りで、個別目標達成度の加重平均値です。(Σ:シグマ・足し合わせる)

担当者の目標達成度総合評価点 = Σ [個別目標の重要度ウエイト (%) × 達成度数]

経営者・管理者の留意点

目標管理制度は業績管理制度であることから、目標別達成度評価のしくみで示したような評価を達成プロセスで実施し、3カ月に1回程度は「〇〇君は難易度が高いにも関わらず目標達成を実現しつつあり、中間評価はA」「△君は難易度が標準であるにも関わらずやや未達成で、中間評価はCに止まっている」などと事実状況を全員に公表し、社員の意欲を高めたり、発奮させたりすることが上策です。その結果、最終評価がより向上することは疑いありません。



目標達成度向上のカギは
中間評価にあり!

税理士法人 A I F NEWS

2015年2月16日(月)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL : http://profit21.co.jp/aif

企業のメンタルヘルスの取り組み

心の病の増減傾向

2014年の6月から8月に実施された上場企業約2500社に対しての「メンタルヘルスへの取り組み」に関するアンケート結果が日本生産性本部のメンタルヘルス研究所より発表されました。この調査は1年おきに行われ、今回は7回目となります。

メンタルヘルスの最近の傾向は？

最近3年間に心の病が増加していると回答したのは29.2%で前回調査より8.2%減じています。横ばいは58.0%（前回比6.6%増）でした。

過去8年間の結果を見ると「増加傾向」は減少したが、「減少傾向」まで至っている企業は10%にもなっていないのが実情です。「横ばい」とする企業は約6割と半数以上を占めています。

年齢別では心の病にかかる一番多い年齢層は30代で38.8%（同3.9%減）、40代が32.4%（同3.8%減）となっており、前々回の調査では30代が6割程度と非常に高かったのですが、今回は40代にもまたがっています。また、10代から20代は18.4%と少ないものの対象者が少ない割には高率と言えます。若年から中年まで心の病が平準化してきています。

組織風土と心の病の関係

心の病が「増加傾向」と答えた企業では「個人で仕事をする機会が増えた」と答えた人が52.1%、「職場の助け合いが少なくなった」については49.3%、「職場のコミュニケーションが減った」は58.9%でした。

心の病が「増加傾向」の組織では従業員の孤立した状況を示す質問の肯定率が「横ばい」、「減少」の組織より多かった事が明らかになっています。

心の病を減らすには従業員の声が事業開発や業務運営に反映されたり、異なる雇用形態の人とのコミュニケーションがスムーズに運ぶなどチームから孤立させずメンバーシップを確保し、組織内の垣根を越えたコミュニケーションを広げてメンバーシップを拡大することが大切でしょう。



メンバー
同士の協力
や対話が大事ですね

税理士法人 A I F NEWS

2015年2月17日(火)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL : http://profit21.co.jp/aif

人事関連の事務

人事とは雇用される人に関する仕事

人事とは「人に関する事」を行う仕事ですが、仕事の大きな流れとしては人材の採用から始まり、社員を有効に活用、育成してレベルアップしてゆく事で会社の経営目標を達成させる仕組みを生み出し、継続してゆく役割を担っています。仕事に対する社員の意欲を引き出して経営目標を達成する事は重要な事です。一方で社員の働く環境を整備してゆく事も求められています。

人的資源の有効活用を推進する

社会保険事務や給与計算、福利厚生等アウトソーシングしているところも増えていますが、今人事部に求められるのは経営スタッフとしての企画機能です。個别人事管理はもとより、諸制度の運用、人的資源の活用、あるいはコストの管理等。また、人事部は人事権と言う権限があり、採用、処遇、人事考課、異動、機密事項等重要な事項を扱いますが、現場との意思疎通も大事にしなくてはなりません。

人事の主な仕事

- ①採用・・・要員計画を立て、社員、パートタイマー等の採用計画、面接や試験の実施、内定者フォロー、などを行います。
- ②配置・異動・・・新入社員の配置、社員の

人事異動の事務処理。

- ③教育・研修・・・教育研修の立案、実施、フォロー、職場単位のOJTの指導、自己啓発等の支援。
- ④社会保険事務・労務管理事務・・・社会保険の加入から退職までの手続きや給付の請求、保険料の徴収、納付等。また、労務管理においては労基法や他の法令に基づく人事管理の運用、就業規則や労使協定の労基署への届出等。
- ⑤賃金に関する事・・・タイムカードの集計から賃金計算、振込、保険料や源泉税納付、年末調整事務もあります。これらは経理部が行う場合もあります。人事考課や人事評価を行い給与や賞与の査定を行う事もあります。
- ⑥退職・・・退職、定年、解雇に関する手続きを行います。

以上のような流れで行われますが、総務部、経理部が行っている場合もあるでしょう。1年間のスケジュールを立てておくとう分かりやすいですね。



人事部は採用から退職まで社員に関するあらゆる業務を行います

税理士法人 A I F NEWS

2015年2月18日(水)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL: http://profit21.co.jp/aif

税務における一事不再理

一事不再理とは

刑事事件では、判決が確定したなら、同一事件については再度審理を許さないことになっています。これを一事不再理といいます。

税務訴訟では、行政処分の違法性一般、租税債務総額の適否が訴訟の内容とされているので、講学的に『総額主義』と言われ、確定判決については、完全な一事不再理となります。

従って、その後に税務申告の違法が発見されても判決により確定した税額を変更することはできません。

再更正と再調査

税法では、更正処分がなされたあと、再度の再更正処分や再々更正処分がなされ得ることとされています。

再更正処分は「調査により」行うこととされているので、一度なされた調査のあと、再調査が行われることとなります。

ここには、一事不再理はなさそうです。しかし、何度も何度も税務調査や更正処分を行うことができるのだとすると、権力による嫌がらせが許されてしまうように見えます。

でも、税務調査が終了し、更正処分や修

正申告がなされた後、あるいは審判所の判決が出た後、それを覆すような再更正が行われることはありません。

同一情報下での一事不再理

税法では、再調査は「新たに得られた情報に照らし非違があると認めるとき」にのみ行うこととされています。

ここにいう「新たに得られた情報」とは、先の調査の時点では想定外の情報と言わざるを得ないようなもので、反面調査などで出てきた思いがけない反面資料などが推測され、また、通達の例示として移転価格のみの調査を行った後に移転価格調査以外の部分の調査を行うとき、としています。

すなわち、既に有する情報だけでは再度の税務調査を行うことはできませんので、その限りでの一事不再理となります。

理由附記不備と一事不再理

従って、納税者から理由附記不備を指摘された更正処分について、すかさず理由附記の完全な更正処分をし直す、ということは当然にできません。

上記の通り、調査抜きの変更処分が許されず、再調査には新たな情報の取得が前提、とされているからです。



訴訟は総額主義だが、更正処分や判決は条件による総額主義で折衷的争点主義の扱いですね。

税理士法人 A I F NEWS

2015年2月19日(木)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL: <http://profit21.co.jp/aif>

事業的規模か？業務的規模か？

所得税法における貸倒損失

所得税法における貸倒損失

所得税法における貸倒損失は、その回収不能となった債権が事業的規模の業務により生じたものなのか、事業的規模に至らない業務により生じたものかにより処理の仕方が異なります。

個人事業が事業的規模である業務に係る債権の貸倒れに係る損失は、その債権が回収不能となった年分の必要経費とされます。

一方、事業的規模に至らない業務に係る貸倒れについては、①売掛・未収債権（収入金額に計上されている債権）であるか、②貸付金債権・立替金等の元本債権であるかの別により取扱いが定められています。

業務的規模で売掛債権が回収不能の場合

その個人業務に係る各種所得の収入金額としていたものが回収不能となった場合（売掛金や未収入金に貸倒れが生じた場合）には、その所得の金額のうち回収不能となった部分は、貸倒れの生じた年分の必要経費とはなりません。その発生した年分の「収入がなかった」ものとみなされるのです。

「貸倒れでも、収入がなかったでも、同じことではないのか？」と感じられるかもしれませんが、遡及処理を行うという点で両者の処理は異なります。

すなわち、その年中に売掛・未収債権が貸倒れとなった場合には、その年の収入から、除外すればよいだけなのですが、過年度に計上されている売掛・未収債権は、その収入計上した年分に遡及して、その所得が「なかったもの」とされるのです。この場合、その事由が生じた日（貸倒れが発生した日）の翌日から2ヵ月以内に更正の請求（後発的事由に基づく更正の請求）を行うこととなります。

なお、この取扱いは業務用の債権にとどまらず、譲渡所得や給与所得の収入金額が回収不能となった場合にも適用されます。

業務的規模で貸付債権が回収不能の場合

事業的規模に至らない業務の貸付金・立替金等の債権について貸倒れが生じるケースとしては不動産所得・雑所得が該当しますが、その損失が発生した年分のその債権に係る不動産所得・雑所得の金額を限度として、必要経費とされます。

業務に関連しない貸付金の貸倒損失についても、雑所得の金額を限度として、残額は切り捨てられます。



意外な落とし穴がありそうですね…

税理士法人 A I F NEWS

2015年2月20日(金)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL: http://profit21.co.jp/aif

平成 27 年前半

労働法関連改正情報

平成 27 年前半に施行される労働関連法

①パートタイム労働法 4月1日施行

ア、勤務内容が正社員と同一

イ、人材活用の仕組みが正社員と同一

この2つの条件を満たした時は正社員との差別的取り扱いが禁止されます。

又、雇い入れ時に労働条件や雇用契約更新についての説明義務が課されます。

②労働安全衛生法 6月1日施行

ア、受動喫煙防止対策努力義務

禁煙、分煙、喫煙室設置等

イ、重大な労災を繰り返す企業に対する特別安全衛生改善計画作成指示、勧告、公表制度

③労災保険料率の改定 4月1日施行

全54種平均1000分の4.8から1000分の4.7へ1000分の0.1引き下げられます。

又、1人親方の特別加入、海外勤務者の特別加入の改定もされます。建設業の労務費率や請負金額の取り扱いの改正も決まっています。

尚、雇用保険料率は据え置きの方針です。一般1000分の13.5、農林水産清酒製造1000分の15.5、建設1000分の16.5で変更無し予定です。

④助成金・奨励金

「中小企業両立支援助成金」2月1日施行
育児休業の復帰支援プランが新設、プランナーによる支援の下、復帰プランを策定、導入によって育休取得、職場復帰した場合に支給されます。

次の助成金も新年度に改正予定です。

「キャリアアップ助成金」

「トライアル雇用奨励金」

「労働環境向上助成金」

「キャリア形成促進助成金」

「建設労働者確保育成助成金」

⑤社会保険関連

ア、高額療養費制度 1月1日施行

70歳未満の所得区分の細分化

イ、年金 4月分より

昨年4月から実施されている年金額の特例水準の解消で、残る0.5%分の解消が行われて年金額が調整されます。年金額は1月の全国消費者物価指数動向で決められます。



新年度の始まりは税制や労働法の改正で調べるのも大変です。

税理士法人 A I F NEWS

2015年2月23日(月)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL: http://profit21.co.jp/aif

思いもよらぬ贈与税等の課税が！

第三者割当は時価発行で！

第三者割当増資は時価発行で！

会社が資本金を増やすことを『増資』といいます。この『増資』の中でも新株主から金銭等の払込みを受けるものを『有償増資』といい、その新株主の募集範囲の違いから『公募』『株主割当』『第三者割当』の三種類に区別されます。このうち『第三者割当』による増資を同族会社が行うときは、『時価』で発行しないと、思いもよらぬ贈与税等の課税が生じる場合があります。

課税の理由『株主価値の移転が生じる』

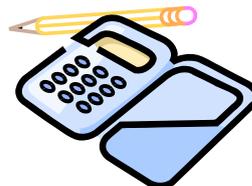
なぜ『時価』でない場合に贈与税等が課税されるかという点、株主間で経済的価値が移転してしまうからです。例えば1株当たりの株価（ここでは時価純資産価額）@100円で発行済株式総数20株（株主A・Bが各10株保有）の会社が、新株主Cから時価の1/2の@50円で5株の増資を引き受けたとしましょう（いわゆる『有利発行』）。

	増資前@100円		増資@50円	
	株数	時価総額	株数	払込金額
A	10株	1,000円	—	—
B	10株	1,000円	—	—
C	—	—	5株	250円
計	20株	2,000円	5株	250円

この増資が行われた後の1株当たりの株価（時価純資産価額）は、（増資前2,000円＋増資額250円）÷増資後株数25株＝@90円となり株価が下がります。A・Bは何もしていないのに1株当たりの株価が▲10円下がり、Cは@50円の支払で@90円の価値がある株式を取得している状況になります。

	①増資後@90円		②移転前	移転分
	株式	時価総額	時価総額	①-②
A	10株	900円	1,000円	▲100
B	10株	900円	1,000円	▲100
C	5株	450円	250円	+200
計	25株	2,250円	2,250円	0

結果として、AとBから、それぞれCに100円の経済的価値が移転してしまうのです。このCへの移転分200円（（@90-@50）×5株）について、CがA・Bの親族である場合には、贈与税課税、親族以外である場合には、一時所得・給与所得等の課税対象となります。この課税リスクは、①既存株主が平等に増資を引受けない場合、かつ②時価発行増資でない場合に起こります。『第三者割当』の場合には、①は当然充たさないため、時価発行増資でなければ、課税リスクが避けられないこととなります。



第三者割当増資には株価計算が必要です！

税理士法人 A I F NEWS

2015年2月24日(火)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL : http://profit21.co.jp/aif

目標管理の振り返り

目標管理における“振り返り”は、「管理のサイクル：P-D-C-A（プラン・ドウ・チェック・アクション）」のC-Aに位置付けられ、次年度の目標設定にプラスの影響を与える重要なプロセスです。

“振り返り”を反省と捉えて目標未達成の原因追求など不十分であった点を改善するために行なう、とする考え方がありますが、それは当然のこととして、目標達成の成功要因にも焦点を当て、次期以降に活用する積極的視点も欠かせません。

振り返りの視点

“振り返り”がより本質的、積極的な視点で行われるためには、目標達成、未達成項目別に次のような視点を設定して分析する必要があります。

対象	振り返りの視点
目標達成項目	<ul style="list-style-type: none">・プロセスと結果の関係から見た成功要因（注）は何であったか、その要因を次期の目標達成に活かさないか・「強み」をより強化する努力は十分であったか・「強み」を「機会」に活かす努力は十分であったか
目標未	<ul style="list-style-type: none">・プロセスと結果の関係から見た

達成項目

- 未達要因は何であったか（注）
- ・阻害要因を排除する方策はなかったか
 - ・シナジー（異質能力協働効果）活用不足はなかったか
 - ・「強み」を「機会」に活かして目標達成を図る余地はなかったか
 - ・「弱み」を改善して目標達成を図る余地はなかったか
 - ・「脅威」を回避するための「強み」の活用、「弱み」の改善余地はなかったか

（注）成功要因・未達要因が捉えにくいときは、「表面的な要因からなぜか、なぜかと5段階掘り下げて本質的要因を突き止める分析方法」を活用すると良いでしょう。

経営者・管理者の留意点

成功要因はそのプロセスを標準書・手順書で可視化し、経営資源として今後の活用を図るべきです。また、未達成要因がシナジー活用不足であった場合は、チーム目標の設定を指導すべきです。



“振り返り”は反省だけではない！

税理士法人 A I F NEWS

2015年2月25日(水)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL: http://profit21.co.jp/aif

通常は契約書で明らか!

固定資産の譲渡時期

宅建業者が作成する不動産の契約書

不動産取引のプロである宅地建物取引業の方が関わる不動産取引では、契約締結前に『重要事項の説明』と契約締結後に『契約内容記載書面の交付』が行われます。

前者の説明の場面で示される書類—『重要事項説明書』は、宅建業法 35 条に規定する書面のため『35 条書面』と呼ばれ、後者の書類は同法 37 条に規定する書面のため『37 条書面』と呼ばれます。それぞれ書面で記載する項目は異なりますが、37 条書面の必ず記載する条項は次の通りとなります。

- ① 当事者の氏名・住所
- ② 物件の特定に必要な表示
- ③ 物件の引渡し時期
- ④ 移転登記申請時期
- ⑤ 代金等の額、支払時期、支払方法

尚、この必要的記載事項を記載した契約書であれば、それが 37 条書面として用いられます。

税務上の不動産譲渡損益の計上時期

ところで、税理士が税務判断の参考とする法人税・所得税の通達には、不動産の譲渡の時期は、次のように記されています。

法人が不動産を『固定資産』として譲渡する場合には、不動産の譲渡日は原則とし

て『引渡し日』(土地等の引渡し日が明らかでないときは、①代金のおおむね 50% を收受する日と②所有権移転登記申請日のいずれか早い日)、特例として『契約効力発生日』が採られます。尚、宅建業者自身が不動産を『棚卸資産』として譲渡する場合には、大量に反復的に取引が行われることから契約日発生基準を採用することはできず、引渡基準のみが適用されます。個人の場合も、原則『引渡し日』、特例『契約効力発生日』ですが、法人のような『引渡し日』が明らかでない場合の代金の 50% 收受日等を『引渡し日』とする規定はありません。

収益計上時期が判断しやすい契約書

ここで、宅建業者の方の作成する契約書ならば、必要的記載事項として、これら通達で示された日が網羅的に示されていることが分かります。実際の引渡し・代金支払状況によりますが、収益計上時期の判断がとてもしやすくなります。親族間取引では、不動産取引に不慣れな方が契約書を作成する場面もあると思いますが、参考としてはいかがでしょうか。



税務調査でも契約書は必ず
チェックされます!

税理士法人 A I F NEWS

2015年2月26日(木)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL : http://profit21.co.jp/aif

「家族従業員」はキビしい？

慰安旅行・研修旅行の取扱い

慰安旅行・社員旅行の税務上の考え方

最近は少なくなった慰安旅行、社員旅行ですが、一般には「福利厚生費」として取り扱われています。

このような行事は、①役員・従業員が経営委任・雇用されている関係上、必ずしも希望しない行事に参加せざるを得ない側面があること、②役員・従業員が受ける経済的利益の金額が通常少額であること、③役員・従業員の慰安を図るため使用者が負担して行うことが一般化していることから、その福利厚生行事が社会通念上一般的に行われるものと認められる範囲内のものである場合には、国民感情を考慮して「給与課税」を行わないこととされています。

従業員レクリエーション旅行の場合

従業員のレクリエーション目的の旅行の場合には、上記のように従業員等に供与する経済的な利益が少額なものについては、強いて課税しないという「少額不追及」の観点から、次の要件を満たすときは、給与として課税しないこととされています。

- ① 旅行の期間が4泊5日以内であること
- ② 旅行に参加した人数が全体の人数の50%以上であること

ただし、①役員だけで行う旅行、②取引

先に対する接待旅行、③実質的に私的旅行と認められる旅行、④金銭との選択が可能な旅行は、給与や交際費として適切に処理を行う必要があります。

研修旅行の場合

研修旅行が会社の業務を行うために直接必要な場合には、その費用は給与として課税されません。反対に直接必要がないものとされた場合には、給与課税されます。次のようなケースでは、原則として会社の業務を行うために直接必要なものとは取り扱われません。

①同業者団体が主催する、主に観光旅行を目的とした団体旅行、②旅行のあっせん業者などが主催する団体旅行、③観光渡航の許可をもらい海外で行う研修旅行

悩ましい「専従者」「家族従業員」の旅行

個人事業者が事業主と事業専従者だけで旅行した場合には、単なる「家族旅行」としての性格が強いものとみなされ、必要経費の算入が認められないケースがみられます。客観的に「単なる家族旅行」と異なることを立証するには大きなハードルがあると言えるでしょう。



個人事業や家族経営の会社の「福利厚生費」は難しい部分がありますね。

税理士法人 A I F NEWS

2015年2月27日(金)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL: http://profit21.co.jp/aif

チームの結束力向上

複雑、困難な経営課題を解決するには目標管理において所属する社員が協力してシナジー(異質な能力の協働効果)を發揮し、最も効率的に達成できるよう「チーム目標」を設定することが適切なケースが多く、次の課題をクリアしなければなりません。

チーム目標設定の課題

チームを編成し、目標が設定されたとき、チームの結束力を高めるために「チーム活動の目的」と個々のチームメンバーが持っている「個人的な目的」とが調和することが大切になります。それは、チームメンバーが意欲をもってチーム活動に参加するために不可欠であると言え、経営者・管理者は次の2点を実現しなければなりません。

- ・企業全体・各部署・チームの活動目的が社員に理解されること
- ・同時に個々の社員はそこに参加することによって、「〇〇の能力を高めたい、△△のキャリアを積んで上位等級へチャレンジできる資格を得たい」等の個人的目的が達成できる確かな期待が得られること

このような、組織目的と個人的目的の調和を図るには、通常年1回、3～4月頃に開催される「目標設定会議」におけるファシリテーションへの参加が好機となります。

目標設定会議のファシリテーション

経営者・管理者主導のチーム目標設定ファシリテーション手順は次の通りです。

1	戦略・経営計画・目標の説明、Q&A
2	経営目標達成の課題・目標項目の抽出
3	各部署の役割に基づく担当目標項目の振り分け
4	チーム目標設定が適切な(シナジーが不可欠な)課題の部署間合意形成
5	複数部署間プロジェクトチーム編成合意、部署内チーム編成合意
6	チームごとの目標設定、達成プロセス計画

このような目標設定会議への「参加」を通じて、個々の社員は、1～6について理解し、考え、発言し、その過程で自らの目的を確認して行くことができます。

経営者・管理者の留意点

「ファシリテーション・参加」なくして、組織目的と社員個々の目的の調和、結束力が得られないことを認識し、目標設定会議の活用を必須課題として注力しましょう。



チーム目的と個人目的の調和で結束力向上!

税理士法人 A I F NEWS

2015年3月2日(月)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL: http://profit21.co.jp/aif

評価の公正性・納得性

人事評価は、目標管理の導入、普及前から、業績・能力・意欲（または情意）の三つの評価項目について行なわれてきました。

業績評価の手法として目標管理制度が活用されるようになり、能力・意欲の評価もこれと不可分な関係を持つようになっていきます。わが国では人事評価の公正性・納得性について、被評価者・評価者・人事部門が大変ナーバスな取り組みをしており、これも日本企業の特徴と言えましょう。

公正性・納得性の確保

三つの評価項目について、公正性・納得性を確保するポイントは以下の通りです。

評価項目	公正性・納得性を確保するポイント
1. 業績評価	<ul style="list-style-type: none">・目標管理制度に基づいて目標達成度評価基準を上司と部下で共有すること。特に数値目標として設定できない評価基準については、現状と目標達成時の状態変化を具体的に表現し、合意しておくことが重要・結果業績につながったプロセス業績を評価するか否か合意形成
2. 能力	保有能力ではなく、事実として発揮した能力を捉えて評価すること、プ

評価	ロセス業績評価を取り入れている場合は混同しないよう、発揮能力面から評価するよう注意
----	---

3. 意欲評価	「意欲」そのものは目に見えないものであり、「意欲を示した行動事実」を捉えて評価すること
---------	---

評価者はこれらの評価が「人物評価」ではなく、「業績・行動事実の評価」であることを意識し、注意して実施しなければなりません。特に「能力発揮」があっても「意欲ある行動に欠けた」と言うこともありますから、評価項目別の評価を的確に行なう必要があります。

経営者・管理者の留意点

通常1次評価は「絶対評価」を行ない、2次評価・最終評価は、賃金の原資管理上、相対評価とする企業が一般的ですから、「戦略目標達成貢献度・部署目標達成貢献度について貢献内容・優先順位を付けた複数基準」として相対考課基準を明確化し、評価者間で共有するとともに予め公開・周知しておくことで公正性が確保でき、評価フィードバックの際の納得性確保にもつながります。



相対考課の基準も
共有、公開、周知！

税理士法人 A I F NEWS

2015年3月3日(火)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL: http://profit21.co.jp/aif

国税庁の「申告所得税標本調査」

青色事業専従者給与の支給状況

青色専従者を有する事業所得者は48%

国税庁が公表している統計(平成24年分申告所得税標本調査)によると、青色申告を行っている事業所得者のうち48%、不動産所得者のうち13%の方が、青色事業専従者給与を支払っているそうです。

(人)	青色	青専従有	割合
事業	91.0万	43.8万	48%
不動産	67.4万	8.8万	13%

この統計では、「事業者の合計所得階級別」に「専従者数」と「専従者給与額」も公表していますので、「専従者給与額」を「専従者数」で割れば、各所得階級の1人当たりの平均額が求められます。

青色専従者給与(事業)の平均は約215万

事業所得者が支払う青色事業専従者給与の1人当たりの平均額は約215万円、不動産所得者は約179万円となっています(全所得階層)。

ただ、内容を見てみると、事業所得者の支払う専従者給与の1人当たりの支給額はこの事業者の所得階層に応じて「ピンからキリまで」ということがわかります。

例えば合計所得階層の最下位の区分である「合計所得70万円」の方の1人当たりの専従者給与支給額は約121万であるのに対

し、「合計所得が3,000万円超5,000万円以下」の階層では約704万円となっています。

統計表の中には「合計所得20億円超50億円以下」の方が1人いらっしゃって、専従者1人に対して3,600万円の支払いがあることが記されています。

青色事業専従者給与として支払うとなると「労務の性質」「提供の程度」「類似同業者の平均支給額」なども考慮しなければなりませんので、この方が一体どのような職務に携わっているのか気になるところです。

不動産所得者は「事業的規模」に限定

一方、不動産所得者については、もともと「事業的規模」(5棟10室基準)をクリアしなければ、青色事業専従者給与を必要経費とすることは認められていません。

そのため、不動産業の青色専従者給与の支給割合も13%と低いわけです。

1人当たりの支払額も110万~474万円の範囲といったところになっています。

一般的には不動産業の専従者としては、事務職に携わる方が主でしょうから、金額判断としては領けるところです。



専従者は扶養親族になれませんので、その点、ご注意くださいね!

税理士法人 A I F NEWS

2015年3月4日(水)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL : http://profit21.co.jp/aif

退職後の傷病手当金と失業給付

傷病が再発した時、傷病手当金は？

傷病で休職していた人が職場復帰した後に再発し、その後退職する事となった場合、休業中に傷病手当金を受給していた時は再発したのが支給期間内であれば手当金を受給出来ます。傷病手当金の支給期間は支給開始日から1年6ヶ月です。その間で残りの期間の分が支給対象期間となります。

退職後の傷病手当金は？

退職する時に傷病手当金を受けていた人は資格喪失日までに継続して1年以上被保険者期間があれば、支給対象期間までは引き続き傷病手当金を受給できます。但し、継続給付となりますので、継続して受給しない時は対象から外れます。資格喪失時に傷病手当金を受給中で退職後も継続して受給していた人が途中で傷病が回復して、就労可能状態になり、一旦傷病手当金受給を中止するとそこで終了となります。再び傷病が悪化しても資格喪失後の傷病手当金は受給できません。

傷病による退職後の失業給付は？

雇用保険の失業等給付は、就職しようとする積極的な意思があり、いつでも就職できる能力がある人が失業状態であれば受給できます。ですから傷病状態ですぐには就

業できない時は失業状態とは言えません。本人に働く意思があり、医師が働ける状態と診断している場合には失業等給付が受給できるでしょう。

傷病手当金と失業給付の併給は無い

傷病手当金は労務不能状態であるから受給できる手当であり、失業等給付は働く事が出来る状態で失業中に支給されるものである。両者の手当の目的は相反するものです。

もし、傷病が治り、求職活動をしている時、失業等給付を受給中に傷病が再発して働けない状態となった場合には、失業等給付の受給期間は就職した日の翌日から起算して原則1年ですから、そこで給付が終了してしまいます。しかし傷病等の理由の場合、引き続き30日以上働けない状態となった時には受給期間の延長を申し込む事が出来ます。1年の期間にプラス最大3年まで延長可能です。



退職後、働けない時は傷病手当金、働けるなら失業給付ですな

税理士法人 A I F NEWS

2015年3月5日(木)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL : http://profit21.co.jp/aif

小規模企業共済・中退共の利用も

青色事業専従者に対する退職金

青色事業専従者に対する退職金

個人事業者の所得の金額の計算上、青色事業専従者に対する退職金の必要経費算入は認められておりません。

所得税法では、専従者が受ける給与は給与所得の収入金額とするものとされています。したがって、退職所得の収入金額とされるものは、専従者給与とすることを予定されていないと解されています。

専従者が利用できる共済制度

ただし、直接退職金を支払うことができなくとも、小規模企業共済や中小企業退職金共済（中退共）を利用することが考えられます。

実はどちらの共済制度も、従来は個人事業者の専従者の加入が認められていなかったのですが、平成23年より加入ができることとなりました。

この場合、小規模企業共済では専従者を「共同経営者」として、中小企業退職金共済では、専従者を「従業員」として加入することになります。

そのため、青色専従者の場合は、「共同経営者」か「従業員」かのステータスを選択せざるを得ないため、重複して加入することはできないこととなります。

小規模企業共済制度を利用する場合

小規模企業共済に加入する場合、青色事業専従者は「共同経営者」として自己が契約する形になります。したがって、その掛金は青色事業専従者の所得控除（小規模企業共済等掛金控除）を適用して、専従者の所得税額などを減らす形となります。

中小企業退職金共済制度を利用する場合

一方、「従業員」の立場で加入する中小企業退職金共済の掛金は、専従者給与を支払う個人事業者の事業所得などの所得の金額の計算上、必要経費に算入することになります。

退職金を直接支払う場合には、必要経費算入が認められていないのに、中退共の掛金が必要経費となることに疑問がないわけではないですが、他の従業員がいる場合に、すべての「従業員」が加入（普遍加入）して平等に取り扱われ、「従業員」性が担保されていることが前提となります。

どちらの制度も受取時には、一時金の場合には、退職所得（任意解約の場合は一時所得）、年金の場合には、雑所得とされます。



各共済の特徴や、従業員の雇用、法人成りの予定等の総合勘案の上で、検討する必要があります

税理士法人 A I F NEWS

2015年3月6日(金)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL: http://profit21.co.jp/aif

シルバー人材センターの報酬・諸謝金も対象!

家内労働者等の必要経費の特例

家内労働者等の必要経費の特例

所得税の事業所得や雑所得の計算では、総収入金額から必要経費を差し引いて所得を算定することとなっています。

この必要経費は、原則的には、その年に債務が確定した金額を計上することとなっていますが、特例として、「家内労働者の必要経費の特例」という制度があります。

この制度では、その年の必要経費が少ない方でも 65 万円までは必要経費として認められています。

家内労働者とは?

「家内労働者」とは、いわゆる「内職」や「在宅ワーク」のイメージの方です。

自宅を作業場として、メーカーや問屋などの委託者から、部品や原材料の提供を受けて、一人または同居の親族とともに、物品の製造や加工などを行い、その労働に対して工賃を受け取る人をいいます。

厚生労働省のホームページによると、家内労働者の数は、全国で約 13 万人(平成 23 年現在)おり、そのうち女性が 90.1%を占めます。業種別にみると、「繊維工業」に従事する方が 30.2%、「その他(雑貨等)」が 20.7%となっているそうです。

このような方は、一般的には必要経費が

あまりかからないようですね。

案外広い適用対象者の範囲

この他にも外交員・集金人の方のほか、「特定の人に対して継続的に人的役務の提供を行うことを業務とする人」がこの制度の適用対象となります。「特定の人に対して継続的に人的役務の提供を行うことを業務とする人」の例として、乳酸菌飲料の訪問販売員の方や、シルバー人材センターの業務に従事する方が挙げられますが、そういえば「特定の人に対して継続的に人的役務の提供を行っているな…」という方は案外いらっしゃるのではないのでしょうか。

特例を受けるための手続き

この特例を受ける場合には、①適用を受けた金額を青色決算書の「青色申告特別控除前の金額の所得金額」と申告書B第一表の「所得金額」前に○で囲んだ「特」と記入、②申告書B第二表の特例適用条文欄に「措法 27」と記入の上、「家内労働者等の事業所得者の所得計算の特例を受ける場合の必要経費額の計算書」を添付した確定申告書を提出します。



青色申告特別控除と一緒に適用することができます!

税理士法人 A I F NEWS

2015年3月9日(月)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL: http://profit21.co.jp/aif

農業所得の収入金額の計上時期

農作物の収穫基準とは

農業所得の収入金額の計上時期

所得税では棚卸資産の収入は「販売した時」に計上することが原則ですが、農業を営む方の場合には、いわゆる「収穫基準」により収入金額を計上することとなります。

「収穫基準」とは、農作物を収穫した場合に、その収穫した時における農作物の価額(収穫価額)を、その収穫の日の属する年分の収入金額に計上するルールです。

この「収穫基準」が適用される農作物の範囲は次のとおりです。

- ①米、麦、その他の穀物、馬鈴薯、甘しょ、たばこ、野菜、花、種苗その他のほ場作物
- ②果物、樹園の生産物
- ③温室・ビニールハウス等の特殊施設を用いて生産する園芸作物

実際には同額の仕入金額が計上されます

ここでいう「収穫価額」とは「収穫時における生産者販売価額(庭先価額)」のことをいいます。この「収穫金額」を収穫時に収入計上しますが、それと同時に「収穫価額」により取得したものとみなすこととされていますので、同額の仕入金額を計上することとなります。例えば収穫高を1,000万円、年始・年末の在庫を各100万円、販売高を1,200万円とすると、

①総収入金額 収穫高1,000万円+販売高1,200万円=2,200万円

②原価 年始在庫100万円+収穫高1,000万円-年末在庫100万円=1,000万円となります。

原則的にはこれらの数値の把握のために「農産物受払帳」で米・麦など農作物の種類ごとに収穫時・販売時の数量・金額を「販売用」「事業用」「家事用」に区分して記録・整理します。

「収穫基準」を簡略化できる農作物

これを見ると「販売高だけを収入計上しても一緒ではないか…」と思う方もいらっしゃるかもしれませんが。そのため、青色申告者については、米麦等以外の「野菜等の生鮮な農作物」「その他の農作物」の収穫時の記帳は行わず、販売時の数量・単価・金額を記帳するのみで構わないという特例が設けられています。なお、この「生鮮な農作物」は収穫時から消費までの期間が比較的短いものに限定されますので、果実のうち、みかん・りんご・栗やいも類などはこれに当てはまらないこととされています。



家事消費分の計上も
お忘れなく!

税理士法人 A I F NEWS

2015年3月10日(火)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL: http://profit21.co.jp/aif

中古資産に係る簡便法は適用不可！ 相続により取得した資産の耐用年数

相続により取得した資産の耐用年数

相続又は遺贈により資産を取得した場合には、相続人又は受遺者がその資産を引き続き所有したものとみなして、「取得費」「未償却残高（償却限度額）」「当初の取得日」及び「耐用年数」を引き継ぐものとされる一方で、「減価償却の方法」は引き継がれず、その相続人・受遺者ごとに選択することとされています。

これに関連して、大阪高裁で、相続により取得した賃貸マンションに、中古資産に係る「簡便法」を用いた耐用年数を適用できるか否かが争われていた事件の判決が、平成26年10月に下りました。

中古資産の耐用年数は適用不可！

結論としては「被相続人の耐用年数を用いなさい」、すなわち、中古資産の耐用年数は適用できない—という判断でした。

中古資産を取得して事業の用に供した場合の耐用年数は、法定耐用年数ではなく、その事業の用に供した時以後の使用可能期間として見積られる年数によることができます。この場合に、使用可能期間の見積もりが困難であるときは、次の簡便法による耐用年数を用いることも認められています。

【中古資産の耐用年数（簡便法）】

- (1) 法定耐用年数の全部を経過した資産
その法定耐用年数の20%に相当する年数
- (2) 法定耐用年数の一部を経過した資産
その法定耐用年数から経過した年数を差し引いた年数に経過年数の20%に相当する年数を加えた年数

このケースでは、被相続人が47年の法定耐用年数で賃貸マンションの減価償却を行っていたところ、相続人は相続によりこの財産を取得し、上記の「簡便法」による耐用年数を用いて計算していました。

「取得費」と「償却期間」は切り離せない

この判決の理由の一つに「減価償却の趣旨」が挙げられています。

減価償却は「取得費」を費用収益対応原則に基づき、予定された「償却期間」に配分する会計技術です。したがって、「取得費」と「償却期間」は切り離して考えることはできず、前所有者（被相続人）の取得費は相続人に引き継がれるが、耐用年数は引き継がれないということは、その趣旨にそぐわないということなのです。中古資産の耐用年数は、当初取得時にのみ、その選択の判断ができるということのようです。



古いマンションを相続しても、耐用年数は引き継ぐしかありません。

税理士法人 A I F NEWS

2015年3月11日(水)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL : http://profit21.co.jp/aif

外国上場株式等

課税方式と繰越控除

株式等の譲渡による所得は、申告分離課税、すなわち、給与所得、不動産所得、事業所得、一時所得等といったこれらの所得とは区分して株式等に係る譲渡所得等の金額を計算し税額を算出します。そして、原則として、株式等に係る譲渡所得等の計算上生じた損失の金額（株式等内の譲渡益と譲渡損を通算してもなお残る損失）があるときは、当該損失の金額は生じなかったものとみなされています。

株式等には、国内の証券取引所に上場されている外国株式や、外国の金融商品市場において売買されている株式のほか、外国法人が発行する出資持分、新株予約権付社債、転換社債などが含まれます。

外国株式の譲渡損益

個人（居住者）が外国株式（上場、未上場を問わず）を国内で売却する場合でも、海外市場で売却する場合でも、売却したことによる所得で円に換算した所得金額は、国内株式と同様に「株式等に係る譲渡所得等」に分類され、「申告分離課税」の方法により所得税及び住民税の対象になります。

一方、外国株式の譲渡で多額の譲渡損が生じた場合、当該譲渡損が未上場の株式に係るものである場合には、国内の未上場

株式の譲渡損と同様、他の株式の譲渡益と通算されますが、通算後のなお当該株式に係る譲渡損が残る場合には、その損失は繰越することができません。

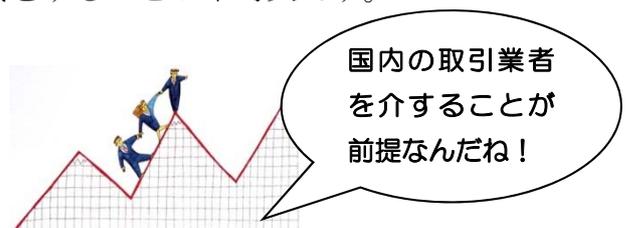
譲渡損失の繰越控除

国内の上場株式等の譲渡損失については、無条件ではありませんが、他の株式との損益通算後もその損失については繰越することができます。

そこで、外国の証券取引所で上場されている株式等を外国にある金融商品取引業者等に直接依頼して譲渡した場合の譲渡損について、繰越控除の適用ができかどうか、気になるところです。

上場株式等の範囲には、外国金融商品市場において売買されている株式等も含まれていますが、上場株式等の譲渡損の繰越控除が適用できる上場株式等の譲渡は、当該譲渡が日本国内で営業する金融商品取引業者等を通じてなされたものでなければならぬ、とされています。

したがって、外国上場株式等の譲渡損が繰越控除の適用対象となるためには、国内で営業する金融商品取引業者等を通じて売買をすることが不可欠です。



税理士法人 A I F NEWS

2015年3月12日(木)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL : http://profit21.co.jp/aif

外国上場株式の配当 配当所得の課税方式

個人の金融証券税制は、とても複雑になっています。その一因は、課税方式の選択の場面が多いことがあげられます。

具体的には、上場株式等の配当等の場合は、総合課税、申告分離課税、申告不要（源泉徴収）、非課税（NISA）です。そして、「確定申告」するか、それとも、「申告不要」とするかは、1回に支払いを受ける配当ごとに選択でき、確定申告する場合は「総合課税」か「申告分離課税」かのいずれかを選択しなければならず、また、いずれを選択するかで「上場株式等の譲渡損失との損益通算ができる・できない」、「配当控除ができる・できない」が決まります。

外国上場株式の配当とその課税方式

昨今は、海外赴任も一般的になってきています。赴任中、現地に上場されている株式を取得、その後、帰国し居住者となって、その外国上場株式からの配当を受領した場合、課税方式の選択の余地はなく、総合課税のみの適用か、といった疑問を抱く場合もあるかと思えます。

結論からいえば、当該配当の支払が国内の金融商品取引業者等を通じて実施されているかどうかにかかわらず、現地の支払代行機関からの直接の支払であっても、その

配当が現地（外国）の証券取引所に上場されている株式の配当である限り、その配当所得の申告にあたっては「申告分離課税」を選択することは可能です。

確定申告不要制度の適用の可否

外国の証券取引所に上場されている株式の配当であっても、その配当が国内の金融商品取引業者等を通じて支給されているものであれば、法律上、その配当については、源泉徴収（外国で課された源泉税があればその残額に対して）されることになっていますので、その配当は内国法人からの配当とみなされ、確定申告不要も選択することができます。

ところで、個人の大口株主（発行済株式総数の3%以上保有）の上場株式の配当にあつては、総合課税のみが適用され、申告分離課税、申告不要制度は選択できません。

しかし、この総合課税の規定は、国内の上場株式についてのみ適用され、国内の取扱業者等を通じて支給される外国上場株式の配当については適用されません。

したがって、現地法人の大口個人株主であったとしても、また、その金額の多寡にかかわらず、確定申告を不要とすることができますので、押えておきましょう。



申告不要制度、外国
上場株式の大株主
は適用可！

税理士法人 A I F NEWS

2015年3月13日(金)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL: http://profit21.co.jp/aif

国内国外財産調書制度

国外から国内へ

懲役刑を含む罰則をもつ「**国外財産調書**」制度の施行は、現行の「**財産債務明細書**」に対して、必ずや強力な見直しをする方向に作用することになります。

今年の税制改正事項として、従来の「**財産債務明細書**」を改変し、国外国内を問わないもので、且つ「**国外財産調書**」と同じように運営する「**財産債務調書**」制度を創設する、ことが謳われています。

狙いは何か

「**国外財産調書**」が国外所得の捕捉もれ、相続財産の捕捉もれ、に対処することが狙いであったのに対し、新「**財産債務調書**」は、国内所得の捕捉もれに対処することが狙いではありません。

当面の狙いは、相続財産の捕捉もれへの対処であるものの、その先に「**富裕税**」を見据えている、のです。

富裕税は、日本でも、昭和25年から3年間実施されていましたが、フランスには今でもあります

罰則は異なる

「**財産債務調書**」の新制度には、税制改正大綱に書かれていないので、懲役刑を含むような罰則は設けられないようです。

提出を義務付けられる人のプライバシーの開示を強制するに等しい、財産と債務のオープン化は、100%完璧な申告も限りなく不可能であろうし、心理的には相当な抵抗が予想されるところだから、と思われま

罰則がなくても強制できるか

現行の「**財産債務明細書**」については、罰則がないため、提出義務があっても提出しない人が沢山おり、提出はするが形ばかりのことしか書いてない、というものでも、これへの問合せは皆無です。

こうなることを防ぐために、「**財産債務調書**」の信憑性を担保するための税務調査の制度を設ける、としています。相続財産の事前調査のようになりそうです。調査非協力には罰則があります。

課税標準・税額に影響しない修正申告

課税標準や税額を変更するのが修正申告や更正処分です。しかし、「**国外財産調書**」の新制度の運用現場では、その記載事項を書き換えて提出し直すことを「修正申告」と言っています。

さすがに、「**国外財産調書**」の「更正処分」というのは想像しにくいところですが、相続税申告・富裕税申告と一体として考えているとすれば、わかるような気がします。



資産捕捉の先は
富裕税か・・・

税理士法人 A I F NEWS

2015年3月16日(月)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL: http://profit21.co.jp/aif

厚生年金保険

資格取得時の本人確認

社会保険資格取得時の届出・本人確認

入社した時に厚生年金保険の資格取得届を年金事務所や健保組合経由で提出しますが、平成26年10月から厚生年金被保険者資格取得届を提出する際は本人確認の事務が一部変更されています。

これはマイナンバー制度の導入により平成28年1月から公的年金等の社会保障分野や税分野で、マイナンバー利用が開始される事に向けた取り組みだとしています。

マイナンバーは住民票コードを基礎にして作成され、平成27年10月以降に市区町村から住民票の住所に通知カードが送られて知らされます。

基礎年金番号の無い方は

資格取得時に基礎年金番号を持っていない方は従来通り、運転免許証などで本人確認を行いますが、届け出る住所は住民票の住所である事が必要となりました。

原則的には日本国内に住所がある20歳以上の人は基礎年金番号を持っています。20歳未満や外国人の方のように基礎年金番号を持っていない人、年金手帳を紛失し、番号の分からない方等は運転免許証、住民基本台帳カード(写真付)、有効期限内のパスポート、在留カード、国や地方自治体が

発行した資格証明書(写真付)等で本人確認をする事になっています。さらに日本年金機構で届出のあった住所と住民票上の住所をネットワークシステムの本人確認照合で確認しています。その際本人確認できない場合は資格取得届は返却されます。

外国籍被保険者のローマ字氏名表記

外国人の方の年金記録を適正にするため、外国籍の方の厚生年金保険資格取得届の提出をする時はローマ字表記の氏名を持つ方について、「ローマ字氏名届」も併せて提出する事になりました。

届者には在留カード、住民票の写真に記載のあるローマ字氏名とふりがなを記入し、住民票上で漢字の氏名、通称の氏名がある方はそれも記入します。すでに被保険者である外国人の方についても「ローマ字氏名届」の受付は行なわれていますので、まだ届けていない時は届出をしておきましょう。



税理士法人 A I F NEWS

2015年3月17日(火)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL: <http://profit21.co.jp/aif>

若者雇用対策法案のポイント

若者が働きやすい労働環境の整備を目指して

先頃、政府が進めている「若者雇用対策法案」の要旨が発表され通常国会に法案が提出されました。

同法案は、一定の労働環境基準を満たす企業の認定制度を創設する事や労働関連法で重大な違反があった企業にはハローワークでの求人を受け付けない等が柱であり、平成27年度内の施行を目指しています。

若者の就業状況は採用については今春大卒予定の内定率は80.3%、高校卒業予定の内定率84.1%と共に上昇しており、雇用状況の改善はしているものの一方で新規学卒者の3年以内の離職率は、大卒が32.4%、高卒者が39.6%となっています。

法案の概要

すでに厚労省では一定の労務管理体制が整えられていて若者の雇用や育成について積極的な中小・中堅企業で積極的に広報等を行う企業に対し「若者応援企業宣言」事業を実施していますが、今回の法案はさらに内容を強化するものとなっています。

①若者社員の定着率や能力向上の為に研修制度を導入する等、一定の基準を満たす企業を「若者育成認定企業」(仮称)として認定する。

②労働関連法の重大な違反があった企業にはハローワークでの求人受付をしない。

③フリーターやニートの正規雇用を推進する。

等が盛り込まれています。

「若者育成認定企業」の認定条件

①3年以内の離職率が30%以下

②年次有給休暇の取得率が70%以上、又は10日以上

③平均残業時間が月20時間以内、又は週60時間超えの人が5%以下

このような条件全てが満たされる企業が対象で助成金も支給される予定です。

また、新たな税制優遇措置として若者(概ね35歳未満)の採用、育成に積極的な企業で、通常の求人情報より詳細な企業情報、採用情報を公表し、上記の認定を受けた企業には取得した研修施設の建物、OA機器等の設備についての割増償却制度を創設する事も法案に盛り込まれています。



認定を受けることで優秀な人を集めやすくなる事が期待されます

税理士法人 A I F NEWS

2015年3月18日(水)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL: http://profit21.co.jp/aif

H28.1.1 以後の譲渡から適用

上場株と非上場株の損益通算不可

H25 改正 株式譲渡損益通算ルールの変更

平成 28 年から「金融所得一体課税」が導入され、株式の譲渡損益の通算ルールが変わります。今年のうち上場株式の譲渡でも非上場株式の譲渡でも同じ「株式等に係る譲渡所得」(分離課税)に変わりがないので、同一所得内で損益として通算が可能です。ただ年明け後は「上場株式等(上場株式+特定公社債)に係る譲渡所得」と「非上場株式等(非上場株式+一般公社債)に係る譲渡所得」に建付けが変わることになります。

従って H28.1.1 以後の譲渡については、上場株式と非上場株式の譲渡損益を通算することはできません。株価低迷期の事業承継策で行われていた「非上場の自社株譲渡で生じた益を上場株の譲渡損とぶつける」などのプランは実行できなくなります。

非上場株譲渡の「損出し」は要注意!

この新法適用までは 1 年間の時間がありますので、当年中に上場株式を譲渡して、そこで生じた益をできるだけ非上場株の譲渡で生じた損で相殺しよう—と考える方もいるかもしれません。

ここで気をつけたいのは、非上場株式譲渡の税法の取扱いです。「時価」取引でない

場合、課税トラブルを招くことがあり、特に譲渡損が生じるときには注意が必要です。

(1) 個人株主から個人へ低額譲渡

個人株主が時価の 1/2 以下で譲渡した場合には「譲渡損はなかったもの」とみなされます。この場合「上場株式の譲渡益と非上場株式の譲渡損を通算する」というプランは成立しません。買手個人側も「著しく低額」な譲り受けは贈与税が課税されます。

(2) 個人株主から法人への低額譲渡

個人株主が法人へ低額譲渡した場合には、時価で譲渡したものとみなして課税されます(「みなし譲渡」)。また、買手法人側も受贈益課税を受けます(自己株式等を除く)。

「時価」課税トラブルを避けるには

この非上場株式の「時価」の算定については、所得税・法人税・相続税の各通達規定が絡んだ専門的な知識が必要となります。非上場株式の取引をお考えの際には、事前に税理士に御相談下さい。



個人間取引では、売手の「みなし譲渡」課税はないので、「相続税評価額」での取引ならば、売手・買手双方に課税トラブルが少ないです。

税理士法人 A I F NEWS

2015年3月19日(木)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL : http://profit21.co.jp/aif

採用時の誓約書と身元保証書

4月は新年度の始まり、新入社員が入ってくる企業も多い事でしょう。採用時に提出させる書類として誓約書や身元保証書を求める会社もありますが、注意をする点について見てみましょう。

誓約書

誓約書は就業規則やその他の規則を守り上司の指示命令に従い真面目に働く事を誓って約束をする文書です。署名や捺印をするので新入社員の精神的な会社への帰属意識を持たせ拘束を強める役割を果たします。

誓約書の中身は一般的に次のような事柄が取り上げられます。

- 1、就業規則や社内規則を遵守する。
- 2、同僚や上司との協力、職場秩序の遵守
- 3、配転や人事異動の命令は従う
- 4、会社の体面を汚すような行為はしない
- 5、業務上知り得た秘密の漏えい禁止

上記のようなものが多いのですが会社独自の内容があってもかまいません。

但し法的効力は強くありません。ただ約束事ですので書面を提出させ、守らせることが目的であり必要書類と言えるでしょう。

身元保証書

身元保証書は使用者と保証人の間で取り交わす契約書です。身元保証書には入社す

る人が社員としてふさわしい人物であることを保証する側面と、その社員が会社に対し損害を発生させた場合には損害を補てんすると言う金銭面があります。社員の行為で会社が損害を受けて本人には返済できない時に保証人が代わって賠償するものです。

保証期間はどうか

身元保証契約の期間は最長5年です。期間の定めが無い時は3年とされています。更新する場合は最長5年ですが普通、高額な金品を扱う仕事でもなければ真面目に働いてきた人に更新はしないでしょう。

万一本人の業務上不適切で損害が発生したりして保証人責任が生ずる恐れがある時は、使用者はすぐに事実を保証人に報告しておかなければなりません。保証人に責任を追及する場合でも使用者の監督責任が問われます。また、その場合保証人は身元保証契約を解除する権利もあります。100%保証は難しいと言えるかもしれません。書面は本人が保証人に迷惑をかけてはならないと言う抑止力が働く意味では提出させる意義があると言えるでしょう。



身元保証契約
は債務の連帯
保証とは違
います

税理士法人 A I F NEWS

2015年3月20日(金)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL : http://profit21.co.jp/aif

新入社員研修の進め方

新入社員教育は何を行うか

平成 27 年度入社の新規学卒採用数はかなり伸びており、中小企業でも4月に学卒者を採るところも増えています。

新入社員教育は学生気分を払拭させ、社会人としての自覚を芽生えさせます。研修を通して次第に企業人として成長して行くスタートとも言えます。普通、新人研修は集合教育の形をとる事が多いのですが、社会人としての最低限必要な事項や職場に共通する事項等を学びます。中小企業等では例えば商工会議所や研修会社の研修を他の企業と共に受ける場合もあると思います。集合研修は数日から週単位の事が多いです。

社内研修と社外研修

企業内で講師を用意する OJT 方式、企業外で実施する OFF・JT 方式を使い分けます。社内では実施しにくい事項は外部講師を招く等もありますが、自社の重視すべき基本事項や重要な事項は各々の会社で違うので内部で行う事が大事です。

自社研修のテーマの例

新入社員教育には色々なテーマが考えられます。自社の考えや必要性に応じて取り組みましょう。例を挙げると

①会社生活の基本

- ・就業のルール、出退勤や休憩、休暇
- ・人事制度 福利厚生

②会社の仕組み・知識

- ・経営理念 会社の沿革 社会貢献
- ・取引の仕組み・顧客と取引先
- ・主力商品やお金の流れ
- ・利益とコスト

- ・ビジョン・中期計画・組織部門と役割

③仕事の進め方、指示、報告連絡相談

- ・仕事の手順・計画・サイクル・優先順位
- ・ビジネス基本用語

④ビジネス文書 伝票、報告書、PC 研修、OA 機器とソフトウェアの取り扱い等

⑤ビジネスマナー、社会人としての意識付

⑥現場作業の職場では具体的な実地訓練

他にも自社として身につけてほしい事は色々あると思います。短期間の間に全部は行えないとしても計画的に実施して行くことでスキルアップが期待できるでしょう。

会社の目標達成を目指して行う研修は新人に限らず訓練や能力開発を視野に入れて行うものとなります。



会社の一員として早く働いてもらう為に新人教育はかかせません

税理士法人 A I F NEWS

2015年3月23日(月)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL: http://profit21.co.jp/aif

棚卸資産の評価方法

低価法の適用漏れがあったら？

「低価法」の網羅性の要求度はどこまで？

棚卸資産の低価法を適用した会社一特にその種類が多い会社一は「低価法の適用漏れがあったらどうなるのか？」と心配になることがあるかもしれません。

確かに、期末に存在する棚卸資産のすべてについて調査を行い、網羅性を確保するには多大な労力を要し、全購入品について低価の事実の発生の有無を判定することは事実上不可能といってもよいでしょう。

会計においては、会計方針として棚卸資産の評価基準に低価法を選択した場合に、「つまみ食い」的に低価法が適用されれば、「利益操作」につながるものと理解されています。金額的に重要性が低いものならば、さほど問題とされない場合もあると思いますが、「恣意的な運用をしていない」という環境を確保する意味で、ルール作りやマニュアルの継続的・安定的な運用を図りたいものです。

税務上全額が否認されないか？

一方、税務上の心配ごとは、「棚卸資産の一部に低価法の適用漏れがあった場合には、適用全体が否認されてしまうことはないのか？」ということだと思います。

実はこれについて、法人税においては法

令にも、通達にも触れたものは何もありません。

一般には「低価法の適用全体が否認されることはない」と理解されています。

つまり、棚卸資産の一部について低価法の適用漏れがあったとしても、法人の所得金額と納税額が増えるだけです。法人が単に権利を放棄したというだけであって、法人が任意に評価損の損金算入を行わなかったものとして取り扱われるだけの問題となります。

申告時の減算調整はできるのか？

ここで法人税法における低価法については、特定の事実が生じた場合の評価減（会計上の強制評価減）と異なり、損金経理を要求していません。従って、会計で取り込まなかった低価法の評価損があった場合に、この洩れがあった評価損相当額を法人がその申告時に減算調整することは許容されているものと解されています（税務調査による減額更正は難しいでしょう）。



それでも漏れは、
気になりますけど
ね！

税理士法人 A I F NEWS

2015年3月24日(火)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL : http://profit21.co.jp/aif

源泉徴収業務は益々大変

平成 27 年度の税制改正

あまり注目されませんが、「国外に居住する親族の扶養控除の適正化」があります。国外扶養親族 21 人もの扶養控除の適用を受けていた事例があり、本当に扶養しているのか疑義のあるケースが散見されるため、扶養控除の適正化の為に、平成 28 年分以降の所得税から適用しようと言うものです。

その内容は以下の通りです。

国外に居住する親族に係る扶養控除を受けようとする者は、以下の書類の添付又は提示を義務付けるものです。

- ① 親族であることが確認できる書類（例：戸籍の附票の写し、出生証明書等）
- ② 納税者が親族の生活費等に充てるための支払いを行ったことを確認できる書類（例：送金依頼書、クレジットカード利用明細書等）

誰が責任を取るのか？

一見もっともな改正ですが、上記①②の書類を誰が確認し、保存するのが問題です。納税者が自ら確定申告をしている場合は、自己責任ですからよいのですが、納税者が給与所得で源泉徴収されている場合、その責任は源泉徴収義務者である企業にあります。

外国人労働者への対応

外国人労働者は、日本に出稼ぎに来ているわけですから、その目的からして母国に扶養親族を残しているわけで、多くの外国人労働者に扶養親族がおります。

従来は、扶養控除申請書に自主申告してもらっており、その真偽の確認は行いませんでしたが、今後はその扶養親族の真偽を確かめるために、先の①②の書類の提出を求め、提出がない場合は、扶養控除をせずに源泉徴収することとなります。

①②の書類の提出がないまま扶養親族として源泉徴収していて、その後の税務調査で書類の不備が見つかった場合、源泉徴収義務は企業にありますから、追徴税額は企業が納付することになります。

税務調査時に既に当人が帰国してしまっていれば、負担した税金を徴収することはまず無理です。



あまりうるさく言う
と辞められてしま
いそうで……

税理士法人 A I F NEWS

2015年3月25日(水)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL : http://profit21.co.jp/aif

贈与税課税は避けたいところ

親の家屋に子が増築した場合

親の家屋に子が増築した場合

親が所有する家屋を子の資金で増築するということがよくあります。この場合、増築後の登記状況等により贈与税が課税される恐れがあります。例えば、父が所有する木造平屋の家屋（時価 1,000 万円）に、子が家屋の時価と同額の 1,000 万円をかけて 2 階部分を増築したとしましょう。

民法における『付合』の考え方

この場合、民法における『付合』の考え方を理解する必要があります。『付合』とは、別個のものがくっついて一つになるイメージになります。不動産の場合、『不動産の所有者は不動産に従として付合した物の所有権を取得する』（民 242）とされています。

この例では、父所有の家屋（主）に対して、増築部分が『付合』した物（従）とされれば、増築部分も父が所有権を有することになります。

一般には増築部分が①事実上、分離復旧させることが不可能で、② 2 階部分だけ独立して取引できるような状態でなければ、『付合』したものと見られます（なお、増築部分が区分所有権の対象となるものについては、『付合』は生じません）。

『持分変更』で高率の贈与税課税を避ける

今回の増築部分が区分建物として独立性がない場合、一般的には『付合』が成立し、増築部分の金銭負担者（子）と取得財産の名義（父）が異なることとなります。そのため、子から父に対して 1,000 万円の贈与があったものとして、父に高率の贈与税が課されます。もっとも、負担分＝持分とする形（本事例では 1/2）で登記することで、利益の移行がなかったものとして、贈与税課税を回避することができます。

国税庁HPの質疑応答事例では、①旧家屋の持分 2 分の 1 を父から子に時価で譲渡し（本事例では 1,000 万円×1/2＝500 万円）、②その譲渡代金は、子が支出した増築費用のうち父の負担すべき部分の金額（本事例では 1,000 万円×1/2＝500 万円）と相殺することで、贈与税の課税関係は生じないとする例を示しています。このように高率の贈与税課税を避けることはできますが、①の持分異動分については、父の譲渡所得を認識しなければなりません（この譲渡は親子間譲渡のため、居住用財産譲渡の特例等は適用できません）。同様のケースならば、登記及び譲渡の税負担を事前にシミュレーションしておくことをお勧め致します。



増築前に、家屋を精算課税等で子に贈与する方法もあります！

税理士法人 A I F NEWS

2015年3月26日(木)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL : http://profit21.co.jp/aif

まぎらわしい棚卸資産の区分

「半製品」と「仕掛品」との違い

「半製品」と「仕掛品」の違いはどこか？

製造等の中途にある棚卸資産に「半製品」と「仕掛品」があります。英語で言えば、前者は“semi-processed goods”、後者は“work in process”。これらはどのような違いがあるのでしょうか？

財務諸表等規則ガイドラインによれば、「半製品」とは「中間的製品として既に加工が終わり現に貯蔵中のもので販売ができる状態のもの」とされています。これは製造工程の中間までは工程を終えて、次工程に移るまで間、一時的にストックしている状態のイメージのものです。

一方の「仕掛品」とは、同ガイドラインによれば「製品、半製品または部分品の生産のために現に仕掛中のもの」とされています。

「販売可能な状態」のものであるかどうか

これらの定義から、二つの棚卸資産の区分は、「販売可能なもの」であるか—交換価値を有しているか—という点にあることになります。すなわち、「半製品」はその状態でも「販売可能なもの」であるが、「仕掛品」はその状態では「販売ができないもの」（工程中のもの）ということです。

別の言い方をすると、「半製品」は倉庫等

で現物が確認できる（引渡し等が可能である）が、「仕掛品」はそうではない—ということになります。

英語の“semi-processed goods” “work in process” と表現されるのも何となく判りますね。

「半成工事」「未成工事支出金」との関係

また類似のものに「半成工事」というものがあります。これは「仕掛品」と同義のもので、造船業で用いられる勘定科目です。建設業の「未成工事支出金」、不動産開発・宅地造成を行うディベロッパーの「開発事業等支出金」（会社によっては「仕掛販売用不動産」など）も同様です。

これらのものは、その状態では「販売ができないもの」ですから、低価法適用時の「正味売却価額」は、「完成品の売価—見積追加製造原価—見積追加直接経費」と、販売可能な状態の完成品からスタートして考えることとなります。



まったく、紛らわしいですよね！！

税理士法人 A I F NEWS

2015年3月27日(金)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL: http://profit21.co.jp/aif

運転資金の経営分析ツール

キャッシュ・コンバージョン・サイクル

キャッシュ・コンバージョン・サイクルとは

「キャッシュ・コンバージョン・サイクル」とは、下記の算式で表される仕入から販売、代金回収までのサイクルタイムのことで、「CCC」或いは「現金循環化日数」などとも呼ばれたりします。

【算式】

$$\text{CCC} = \text{棚卸資産回転日数} + \text{売上債権回転日数} - \text{買掛債務回転日数}$$

この「キャッシュ・コンバージョン・サイクル」の日数が短くなればなるほど、「運転資金が楽になる」ことを示しています。

資産の資金化と債務の支払のタイミング

すなわち、「資産の資金化」のサイクルと「債務の支払」のサイクルを組み合わせ、その会社の必要資金を表しているのです。

例えば、会社が商品を仕入れたのち、商品を販売、売掛金回収という「資金化」のサイクル（在庫→売掛債権→現金）は、「棚卸資産回転日数+売掛債権回転日数」と表現されます。

一方、仕入れた商品の買掛債務の支払いは、上の売掛金回収のタイミングより先行することが通常です。従って、「棚卸資産の回転日数+売上債権回転日数-買掛債務回転日数」に相当する「運転資金」を用意し

なければならぬということになります。

「日数」という分かりやすい表現にすることで「資金回収の弱点がどこにあるのか」「何をしなければならないのか」という課題が浮き彫りとなるのが、この指標のよいところで、日数をグラフにするなど図表で示したりすると、運転資金の流れがより感覚的に理解できます

CCC を短くするにはどうするか？

この「CCC」を短くする施策には次のようなものがあります

- ①在庫回転日数を短くする（在庫削減）
- ②売掛金回転日数を短くする（売掛金を削減する・取引条件を見直す）
- ③買掛債権回転日数を長くする（取引条件を緩和）

自社の「CCC」の前期比較をしてみる！

まず、ご自身の会社の「CCC」の前期比較を作成して頂くと、資金面での状況変化がわかります。また、業界平均との「CCC」の比較、重要取引先毎、重要商品毎の「CCC」を出してみると、運転資金面での「強み」「弱み」が分かるので、是非活用してみたい経営分析ツールの一つと言えます。



適正な CCC の実現
で、資金繰りの改善を
図りましょう！

税理士法人 A I F NEWS

2015年3月30日(月)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL: http://profit21.co.jp/aif

相対評価基準の統一

「相対評価基準」とは目標管理における業績評価の場合を例にとると、1次評価が、通常「上司と担当者が、目標設定の際に合意して決めた具体的な目標達成基準」に基づいて評価するのに対して、2次評価～最終評価までは、「目標達成度を自部署の社員間、他部署の所属社員と相対的に比較・評価することが必要になり、その際用いる比較評価基準」のことを言います。

業績評価のランクを S・A・B・C・D の5段階とすれば、1次評価の結果をそのまま最終評価とすると、多くの場合上位ランクに偏ることになり、賃金原資（例えば賞与原資）の公正・納得性の高い配分がなされにくい結果となりますから、一般に所定の分布（通常正規分布）に当てはめるために1次評価を見直して2次評価～最終評価を決定する「相対評価」が必要となります。

相対評価基準統一の必要性

1次評価が個々の目標達成基準に基づいて行なわれるのに対し、部署長が責任者となって部署内の複数の管理者間で調整、決定する2次評価に用いる「相対評価基準」は、1次評価の基準から1段階上位の基準とする必要があります。

例えば、「部署目標達成に対する数量的・

質的貢献度」、「経営理念に基づくプロセス業績」、「波及効果の大きさ」などをクライテリア（複数基準）とし、評価適用上の優先順位を決めておき、相対評価分布に当てはめて評価を決定します。

経営者・管理者の留意点

部署内調整では、管理者間でクライテリアの合意形成を行なうこと、会社として各部署のクライテリア設定の方向付け、義務付けを行なうとともに、部署間最終調整でも、同様にクライテリアを設定します。

それらは、2次評価以降、最終評価の公正性を確保することと、評価決定に基づくフィードバックにおいても納得性を高める根拠となり、あらかじめ、それらのクライテリアを社内に公開しておくのが適当です。

ちなみに、「相対評価」は評価にメリハリを付け、賞与の配分など処遇のインセンティブ効果を高める狙いをもっており、日本企業の実例で、賞与の評価に11段階の差を設けているケースもあります。このように、処遇のメリハリをつけ、業績向上努力に対するインセンティブ効果を高めようとするれば、それに相応するクライテリアの精緻化が必要となります。



「相対評価」で処遇のメリハリを！

税理士法人 A I F NEWS

2015年3月31日(火)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL : http://profit21.co.jp/aif

安全な職場を作るには

第3次産業の職場の労災防止対策

労働災害のうち、4日以上仕事を休まなければならない労働災害は年間12万件近くもあり、このうち4割以上の災害は、小売業、社会福祉施設、飲食店等の「第3次産業」で発生しています。職場で次の様な事は無いでしょうか。原因を見てください。

転倒・・・急いでいる時等に放置された荷物や台車につまずく、濡れた床で滑る等。

急な動き・・・重い物を無理な姿勢で持ち上げたり、移動させたりするときぎっくり腰になったり筋を痛める。

墜落・転落・・・脚立やはしごなどの上でバランスを崩して落ちる。階段で足を滑らす。

その他・・・交通事故、通路でぶつかる、ドアに手を挟まれる、刃物で手を切る、やけど等。

労働災害の発生と原因

第3次産業では年間約5万人以上の方が労働災害で4日以上仕事を休んでいます。また、転倒、急な動き、無理な動き、墜落、転落、交通事故（道路）が事故としては多く、これらの原因で7割を占めています。労働災害の原因を放置したままでは安全・安心に作業する事ができず、作業効率も下がります。さらにケガで休業すると他の人

への負担もかかります。災害を防ぐには職場の危険な個所や動作を察知して知らせ、脚立、台車などの正しい使い方を学び全員が安全行動を身に付ける事が大事です。

労働災害を防ぐには

4S活動・・・4Sは整理、整頓、清掃、清潔の事で、日常的に行う事で災害防止だけでなく、作業のしやすさや効率化も期待できます。

KY活動・・・KYとは危険予知の事です。業務を開始する前に「その作業にはどんな危険ポイントがあるか」を話し合い、危険な箇所対策を決め、行動確認等を行います。

危険の見える化・・・職場の危険を可視化し、従業員全員で共有します。KY活動で見つけた危険ポイントにステッカー等を貼ります。

安全教育・研修・・・器具の正しい操作等の研修、新入社員には入社時に教育します。

安全意識・・・安全活動を進めるには、経営者、責任者が朝礼や社内報、社内メール等で全員に啓発する事も大事でしょう。



猿も木から落ちるってことも。お客様の目に触れないバックヤードも整頓しておこう

税理士法人 A I F NEWS

2015年4月1日(水)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL : http://profit21.co.jp/aif

試用期間を有期契約にできるか

試用期間とは

企業が正社員等を採用する場合に一定の期間の試用期間を設けている事は多くあります。一般的な意味では採用された時従業員としての能力や適格性を評価、判断する為に設けられた期間であるとされています。

判例によれば試用期間は基本的に「解約権留保付労働契約」が成立していると解されていて、採用した者が能力や適性が無いと判断した場合には試用期間終了時などに企業が保留していた解約権の行使ができるというものです。但し、この解約は法的には労働契約の解約つまり解雇に当たります。労基法では「試の使用期間」は雇い入れ後14日以内の解雇であれば解雇予告は適用されませんが15日以上たっていれば解雇予告も必要になります。

合意があれば有期雇用契約もできる

採用の際、試用期間とせず、有期雇用契約を結ぶ事は問題無いのでしょうか。労働契約は使用者と労働者の合意の上で成り立つと言う原則からすれば、労使の合意があれば良い事になります。但し、有期雇用契約は、契約期間の途中での解約はやむを得ない場合に限られています。期間の定めのない契約解除よりも厳しい条件があるとさ

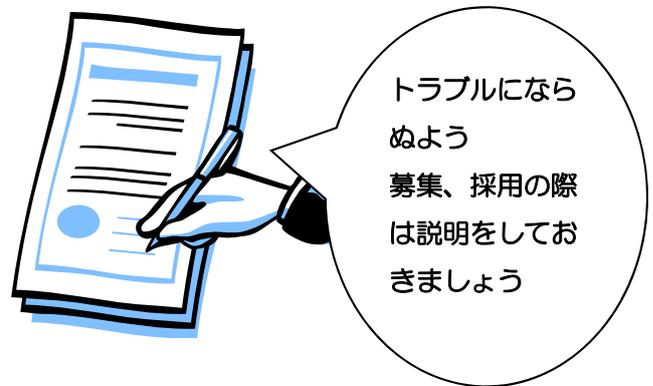
れています。更新の可能性を含む有期雇用契約を中途解約する事は雇止めとして、解雇と同様の理由が求められます。

試用期間の性格を持つ有期雇用契約は

判例によると有期雇用契約が従業員の能力や適格性を評価・判断する目的で設けられた場合は、期間の満了により労働契約が当然に終了する旨の明確な合意が成立していない限り、その期間が試用期間の性質を持つとされています。

つまり形式的には有期雇用契約を結んでいても、法的にみると期間の定めのない契約を結んでいて、それは試用期間とみなされると言う事です。

実務的には試用期間を有期雇用契約とするならば、応募者には試用期間は有期契約とする旨は労働条件として示さなければなりません。採用予定者となった時も十分な説明をしておく事が必要でしょう。



トラブルにならぬよう
募集、採用の際は説明をしておきましょう

税理士法人 A I F NEWS

2015年4月2日(木)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL : http://profit21.co.jp/aif

個人事業も開業は大変？

確定申告も終わり、ほっとしている方も多いと思いますが、これから個人事業を始めようとする方へ、開業にあたっての留意点です。個人事業は法人設立と違って簡単に始められそうですが、個人事業者の場合であっても、税務署へは様々な届出が必要となります。開業届や青色申告の承認申請、専従者のいる場合には青色事業専従者に関する届出など、片手ではおさまらないほどの書類の提出が必要です。

原則的な効力発生は

新規に開業した場合、多くの書類は開業後1～2ヶ月の間に提出すればよいことになっています。例えば青色申告の承認申請は開業後2ヶ月以内に提出すれば、開業の年から青色申告者として確定申告をすることになります。つまり開業後1～2ヶ月の間にこれらの書類を提出すれば、開業時点から各規定が適用されることとなります。

例外的な規定

その1 源泉徴収の納期の特例

従業員に給与を支払うような場合には所得税を源泉徴収し、その翌月10日までに国に納付することとなっていますが、給与の

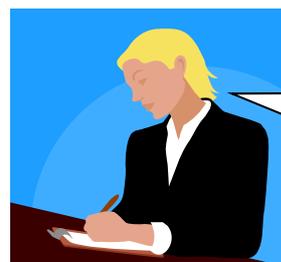
支払を受ける者が常時10人未満である事業所等については、申請書を提出した場合には特例としてその納付を1月（7～12月分）と7月（1～6月分）の年2回とすることができます（これを源泉徴収の納期の特例と言います）。

例えば4月1日に開業して開業と同時にその申請書を提出したような場合には4月分から6月分の給与に係る源泉税をまとめて7月に納付すればよいと考えがちです。

ですがこの申請書は提出月の翌月末日に承認がされるものとなっておりますから4月1日に提出した場合、特例の効力発生は5月31日となり、1回目の納付日である5月10日は特例の適用が受けられず、4月分の源泉税を納付しなくてはなりません。

その2 消費税課税事業者選択届

この届出は、開業した年の12月31日までに出せばよいこととなっております。しかし、開業時に多くの届出を済ませてしまいますから、開業から12月31日までにかなりの間隔があると、ついつい忘れてしまう場合があります。ご注意ください。



あ〜！！
忘れてしまった

税理士法人 A I F NEWS

2015年4月3日(金)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL : http://profit21.co.jp/aif

在宅勤務を導入するには

時間や場所を限定しない働き方

パソコン等 IT を活用し、時間や場所にとらわれない柔軟な働き方を「テレワーク」と言います。多くは自宅で仕事をするので在宅勤務と言っていますが在宅勤務以外ではモバイル機器を使う外勤職も対象者です。

雇用関係では雇用されている場合と請負契約の2つの形態があります。雇用と請負とでは契約形態や労務管理は全く異なります。在宅勤務制度を取り入れるならば、対象者が雇用か請負かを明確にした上で運用するのが良いでしょう。

就労場所はどこになるか

在宅勤務であれば自宅が普通ですが、自宅以外では「サテライトスタジオ」等自宅と会社の間に設けられた施設を利用する形態もあります。

在宅頻度の点から考えると在宅勤務をする割合がどの程度かにより「完全在宅」「部分在宅」があります。完全在宅は仕事の大半を自宅で行い週に1、2度とか月に数度、業務報告や連絡会議等で出社する程度なら完全在宅と言えるでしょう。部分在宅は1日のうち数時間は在宅勤務をすとか週又は月のうち何日かを在宅勤務をする等、又両方を組み合わせる働き方もあります。

在宅勤務の目的やメリット

導入の目的やメリットとしては次のような事が考えられます。

①ワークライフバランスの推進

少子高齢化によって人口減少が進む中、使える人材をできる限り確保する必要があります。育児や介護を担いながらも能力とやる気のある人材を活用する事は経営戦略的にも大事な事でしょう。

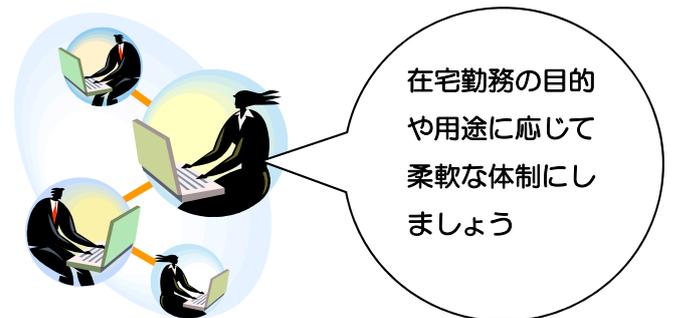
②生産性や創造性の向上

製品やサービスの付加価値が企業の競争力につながるならば、時間的効率やゆとりを持った創造性の向上が業績を左右する事もあるでしょう。

③危機対応にも備え

東日本大震災の後、出勤困難者が多くいましたので事業継続の視点から、在宅勤務者が注目を集めています。

この制度を導入する場合は以上のような目的を決め、自社にふさわしい働き方を考え、必要に応じて在宅勤務もできるような体制作りを検討してはどうでしょうか。



税理士法人 A I F NEWS

2015年4月6日(月)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL : http://profit21.co.jp/aif

評価一元化のメリット

労務管理研究所の調査によれば、目標管理制度の導入企業は8割に上りますが、その殆どは、業績評価に活用していると見られます。目標管理制度が全職務に適用されている場合、これをさらに一歩進めて、目標管理制度上の評価をもって人事評価とする仕組みをつくっておくと、経営管理上様々なメリットが生じます。

評価一元化の方法とメリット

例えば次表のように、自社の評価・処遇の関係を対応付けて整理します。

【 評価・処遇の関係 (例) 】

目標管理制度の評価項目	人事評価制度の評価項目	処遇反映等
目標達成度	業績	昇進、昇給・賞与
プロセスでの発揮能力	能力(発揮能力)	等級昇格 能力開発 異動
プロセスで示した意欲的行動	意欲	昇進 賞与 異動

この対応が的確に出来ると、目標管理制度の評価項目について評価することで、人事評価制度の評価も行なわれ、評価が一元

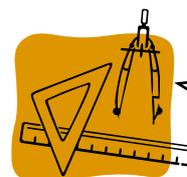
化し、処遇等に連結します。

すなわち、担当者は目標管理のプロセスで能力を発揮し、意欲的行動を示して目標達成を図ること、管理者は目標達成へ向け担当者を支援しつつ、評価材料を得て評価することにより、評価の一元化が図れます。このような一元化のメリットは次の通りです。

- (1)社員にとって、目標達成に努力し、そのプロセスと結果で人事評価を受けることが明快になり、公正性・納得性が高まる。
- (2)その評価が処遇に反映される仕組みの下で、必然的に社員と管理者の目標管理制度への集中度が高まるので、業績管理制度としての機能も向上する。
- (3)目標達成へのOJTを通じて目標管理制度の能力開発・人材育成機能が向上する。
- (4)評価実務の効率性が高まり、管理者の負担が軽くなる。

経営者・管理者の留意点

この仕組みに、コンピテンシー評価、経営理念に基づく意識・行動評価などを取り入れると、より高度化された目標管理制度に進化することになります。



評価の一元化は
目標管理制度の
価値を上げる!

税理士法人 A I F NEWS

2015年4月7日(火)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL: <http://profit21.co.jp/aif>

ダイバーシティと女性の活躍

個々の違いを認め合い組織力向上を目指す

安倍政権の成長戦略の1つである「女性の活躍推進」が重要課題として進められています。少子高齢化や労働力不足、企業活動のグローバル化などの対応という点において企業経営を取り巻く環境は様々な人材が活躍できる「ダイバーシティ（多様性）」が必要となってきました。高齢者、女性、外国人などを活用し、日本人、男性、正社員、長時間労働を前提にした今までの働き方から転換し、多様な人材が活躍できる職場組織の実現が不可欠な時代になってきています。

多様な人材の活用は必要ではあるが

このような多様な人材や働き方を推進するダイバーシティを進めるにはトップの問題の取り上げ方にもかかっています。一方組織を動かす時に様々な意識や価値観をまとめるのはたやすいことではありません。それを実行に移すのは職場レベルの反発や抵抗も生じやすいものです。よその会社が行うならば良い事に思えても自社で導入するにはハードルが高く感じます。例えば制度や法律を変えて休暇を作っても、休暇の後に長時間労働になるのでは意味がありません。

働きがいと働きやすさを求める

企業が女性の活躍を進めるには何が必要でしょうか。女性の支援と言うと、出産育児制度の導入は法的整備もあり実施率は高いのですが、その後働き続けられるかどうかは別の問題です。女性に限りませんが働きがいを感じる為には人材育成を後押しし、スキルを身に付け「仕事の与え方」「結果のフォローアップ、フィードバック」等男性だけでなく女性にも同様な教育が必要でしょう。そして意欲を引き出し、離職防止のための柔軟な労働時間等働きやすい弾力的な制度で勤務継続が可能な働き方を選択できる事も大切でしょう。しかし休暇制度支援があったとしても、責任のある仕事は任せにくい、移動させにくい等の理由で育休後のキャリアが積みにくい現状があります。

女性が家庭と仕事の両立をするには、今後増えてくる親の介護責任を担う男女従業員も含めてフルタイム等、画一的な働き方ばかりではなく、たやすくはできないかもしれませんが仕事の責任を果たした上でキャリアも積む事が出来る柔軟な組織作りが必要な時代が来るでしょう。



仕事の分担
と協力体制、
情報の共有化が
大切ですね

税理士法人 A I F NEWS

2015年4月8日(水)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL: http://profit21.co.jp/aif

理由附記をめぐる 新しい租税行政判断

すべての税務処分に適用

国税通則法の改正により、平成25年から相続税や消費税などを含め、すべての税務不利益処分に際して、更正通知書に更正の理由を附記しなければならないことになりました。根拠法は行政手続法第14条です。その附記理由の程度に関する初めての判決が平成26年11月に出了ました。

判決書を読むと

処分庁の主張の基本は、①青色帳簿自体を否認する場合の理由附記の程度、②青色帳簿自体を否認しない場合の理由附記の程度、という判例法の体系が従来存在していたところを踏まえるならば、新たに理由附記が必要とされることになった税目に関しては、後者の②の場合の理由附記の程度と同じでよいはずで、その場合の理由附記の程度とは、適用法令と否認の金額が書かれていることで十分、というものでした。

税法以外の分野で先行

行政手続法が立法されて以後、税法においては租税実務の「大量反復」性を理由に、その適用を全面的に排除してきました。その排除の期間に、税法以外の分野での、行政手続法第14条をめぐる争訟での最高裁判決が平成23年6月7日にありました。そ

の判決は、直接に義務を課し又は権利を制限するという不利益処分の性質に鑑み、行政庁の判断の慎重と合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を名宛人に知らせて不服の申立てに便宜を与えること、即ち、恣意抑制機能・不服申立争点明確化機能の担保を「理由附記」の要件としました。

審判所の判断の依拠したところ

審判所の判決は、青色申告帳簿をめぐる過去の判例史を一顧だにせず、この最高裁判平成23年判例に直接依拠しました。適用法令と否認額から推測される多様な否認理由のどれを根拠にしているのか特定できない以上、理由附記が十分とは言えないとしました。税法の係争にも、最高裁判平成23年判例の効果が直接及ぶようになったことを確認したのです。

新判決以後の新たな地平

そうすると、青色帳簿を否認しない場合の更正も、今後は、最高裁判平成23年判例で判断することになり、従来の所得税法と法人税法における青色申告に係る理由附記規定は、創設的意味を失い、他の場面よりもより慎重さが要求される注意的・確認的規定と解されることになったと言えます。



この判決により、理由附記判例法体系は再編成されることになりました。

税理士法人 A I F NEWS

2015年4月9日(木)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL: http://profit21.co.jp/aif

納税環境整備として

申告ミスの救済

修正申告と期限後申告との比較

自主的修正申告の場合にはもともと過少申告加算税が課せられないのに、期限後申告の無申告加算税や源泉税期限後納付の不納付加算税に救済措置が設けられたのは平成18年でした。

その救済内容は

- (1) その期限後申告に係る納付すべき税額の全額を法定納期限までに納付している
- (2) その期限後申告を提出した日の前日から起算して5年前までの間に、無申告加算税又は重加算税を課されたことがなく、かつ、無申告加算税の不適用制度の適用を受けていない

このいずれにも該当する場合は適用です。

不適用制度創設の経過

平成18年の救済措置創設に至るまでの事例では、申告期限延長の効果が消費税にも及ぶと誤解して申告書の提出をし損なっていた関西電力の12億円余の無申告加算税賦課決定事件や、宅配便での申告書提出で到着が業者の都合で申告期限後になってしまったケースなどがあり、当事者としては無申告の意識のない事務的なミスで、それらへの配慮のない杓子定規な行政制裁をしたものの、当局としても、適正納税の意

欲をそぐとして、その後、制度改正をしたものでした。

不適用制度の適用状況

それから8年が経過していますが、公表された無申告加算税の不適用制度の適用状況を見ると、平成24年7月から翌年6月に終了した事業年度において、法人税の期限内納付済み期限後申告で、2週間以内が72%、1ヶ月以内は92%となっています。期限を2週間から1ヶ月に伸ばせば、無意識の申告漏れへの救済はほぼ、十分でした。

2週間ではまだ不十分

納付があるのに申告がない、というケースでは、多くの場合、税務署から税理士や納税者に問い合わせがあります。

納付状態を税務署が把握するのが2、3週間後なので、親切な問い合わせも、2週間の期限の翌日というケースも多く、また、電子申告が普及するに至り、電子申告し始めの税理士で、法人税の申告をしたのに消費税をし損なった、などの事例もあり、制度趣旨を全うするには2週間では不足です。

それで、今年の税制改正として、無申告加算税の不適用制度における期限後申告書の提出期限が、現行の2週間から1ヶ月に延長されることになりました。



過去の可哀想な事件を経て変わってきたんですね。

税理士法人 A I F NEWS

2015年4月10日(金)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL : http://profit21.co.jp/aif

プロセス評価の方法

目標管理のプロセス評価は、第一義的には担当者本人と管理者によって目標達成プロセスが達成への軌道に乗っているかどうかチェックし、軌道を外れていればその原因を突き止めて修正処置をとるために行ないます。

そして、第二義的には、目標達成の前提としていた経営環境などの外部環境や会社の方針などの内部環境の変化があった場合に、最終評価の納得性を高めるために、目標の難易度やチャレンジ度の修正処置をとる目的で行ないます。

プロセス評価の重要性

目標設定後、最終の目標達成度評価までのプロセスでは、期間的にも時間的にも目標達成のためにほとんどの能力、努力をつぎ込んで戦うことになります。

その間、当初描いたシナリオ通りに目標達成が図れることは殆どなく、外部環境・内部環境など与件の変化は当然起こりますから、その状況に応じてリアルタイムに知恵を出し、対応することが必要になります。

プロセス評価は、このような状況の中で適切な区切りで、目標達成阻害要因と対策の状況、成功要因と活用状況などを上司と部下が確認し合い、より良い対策への修正

処置をとって、目標達成プロセスを改善し続けていくことが最重要です。

プロセス評価のファシリテーション

このプロセス評価のやり方として部署の所属社員の集団による「目標達成プロセスの問題点と対策」をテーマとしたファシリテーションを行ない、相互に状況や対策、目標達成状況を報告し合うことで、

- ・同じアジェンダの環境下においても、対策の違いによる業績差が生じること
 - ・同じフォローの風が吹いている環境下でも対策の違いによる業績差が生じること
- など相互に評価し合い、大きな刺激や動機づけ、やる気の向上が図れます。個々の目標達成プロセス修正処置、難易度の修正は、その後に行えば、的確性、効果を向上させることが出来ます。

経営者・管理者の留意点

このような、生きた体験を「成功要因獲得、阻害要因対応策のノウハウ」として業務標準書に書き加え、蓄積、再活用することが望まれます。またそれらは“経営理念”の形成につながっていきます。



プロセス評価のファシリテーション!

税理士法人 A I F NEWS

2015年4月13日(月)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL: http://profit21.co.jp/aif

簿価修正の隠れ規定

損金不算入寄附金は株式簿価修正

設立されたばかりの子会社の場合、利益剰余金はありませんから、利益の配当はできません。しかし設立により会社に出資された現預金があります。その現預金を寄附金として親会社に引き渡すことは可能です。

そしてグループ法人税制では、法人による完全支配関係にある会社間で寄附・贈与が行われた場合、贈与法人・受贈法人いずれにおいても損金不算入・益金不算入です。

そこで、保有現預金を親会社に全部寄附した後に子会社を1円で売却したら、売却損を計上することになるのでしょうか。

このような不自然な事態を排除するために、「子会社株式簿価修正」という制度が設けられています。子会社が親会社に1000万円寄附したら、親会社の子会社株式の簿価は1000万円減額することになります。

資本の配当の場合はどうなるか

設立されたばかりの子会社が直ちに配当することは必ずしも不可能ではありません。

新設分割子会社の法定資本金を1円にしたが、資本剰余金が1000万円だった、という場合、資本剰余金を原資とする配当が可能だからです。この1000万円を親会社に配当で戻してしまったら、純資産が1円の会

社になってしまいます。

ここで、子会社を1円で売却したら、売却損を計上することになるのでしょうか。

しかし、そういうことにはなりません。

資本の配当は譲渡とみなされる

設立されたばかりで利益剰余金のない会社での資本剰余金の配当は、その分配の割合相当の株式の発行会社への譲渡があったことになり、その割合だけ、株式の譲渡原価が認識されるので、税務上の株式簿価は減算されることとなります。

先の例での、1円を残しての1000万円の資本剰余金の配当では、1000万円の譲渡収入と1000万円の株式簿価の原価算入ということになり、子会社株式簿価残価は1円となるので、1円で売却しても売却損は発生しません。

資本の配当と「子会社株式簿価修正」

「子会社株式簿価修正」という税務手法は、グループ法人税制で初めて出現したかのように見えますが、資本剰余金の配当の場面では以前から、株式簿価を減額する規定になっていますので、益金不算入に対応する損金不算入の寄附金が同じく簿価修正をすべきことになるのは趣旨が同じなのでこれを踏襲したからと言えます。



子会社株式簿価修正には以前から隠れ規定があったんだね。

税理士法人 A I F NEWS

2015年4月14日(火)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL: http://profit21.co.jp/aif

効果的なフィードバック

目標管理制度の評価実施後に行なう「フィードバック面接」は、その目的を誤らず、効果的に実施する必要があります。

フィードバック面接の目的

フィードバック面接の目的は「目標達成度とプロセスで見られた具体的な能力発揮とその結果の事実認識から、本人が今後の課題や取り組み方を主体的に判断し、やる気を高めて、次の行動への出発点とすること」にあります。すなわち、人材育成のための動機づけが目的です。特に誤りやすいのは、目的を評価結果に納得してもらおうための説明、と取り違えてしまう点にあります。

面接を成功させるには

面接が成功したと言えるのは、「本人に新鮮な気付きが生まれ、新しい目標設定や達成プロセスの改善に意欲を持って取り組む気持ちになること」にあり、次のような点に留意して実施すると効果的でしょう。

- ① 管理者は面接開始前に対象者全員に「面接の目的は本人の成長を意図して実施すること、そのため当期の目標達成努力を通じた率直なコミュニケーションを行ないたい」旨伝えておく。
- ② 担当者ごとに、評価結果と関連付けて取

り組んだ目標の達成状況、達成プロセスの中から褒めるべき点、注意を要する点について重要で具体的な事実を2～3点ずつ抽出しておく。

- ③ 面接では、本人が自らの考えで発言し、理解してもらえたと感じたときに、モチベーション効果が高まるので、管理者は終始にこやかに、70～80%の時間は本人が良かった点、改善すべき点について自分の考えを話し、管理者は20%前後の時間で、確認、理解、事前に準備したことに関する同意、注意点を簡明、的確に話す。本人が言いたいことがはっきりしないときは、質問を投げかけて考えさせ、具体的な話を引き出す。
- ④ 本人が今後、どんな課題に、どんな点に工夫して取り組みたいか、を聞き出し、それに同意するか、さらに一工夫すべきことを付け加える。
- ⑤ 最後に励ましの言葉をかけて終了する。(〇〇へ向けて頑張ろうではないか。)
- ⑥ 本人から評価結果について質問があれば、抽出した事実と1次評価基準、2次評価以降の相対評価基準によって評価されたことを簡明、率直に説明する。



フィードバックには
成功原則がある！

税理士法人 A I F NEWS

2015年4月15日(水)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL : http://profit21.co.jp/aif

許認可事業の事業承継対策

社長の平均年齢は過去最高齢の 59.0 歳！

帝国データバンクが行った 2015 年全国社長分析によると、社長の平均年齢推移は一貫して上昇を続けており、2014 年は 59.0 歳と過去最高を更新したそうです。自分が作り上げてきた事業を、更に育ててくれる後継者に引き継がせたい、そんな想いで事業承継に取り組んでいる社長も多くいらっしゃると思います。事業承継を巡っては様々な経営資源が問題の対象になりますが、本日は「許認可」に焦点を当てて考えてみます。

許認可事業は承継される？

会社で行っている事業が何らかの「許認可」を得ている場合、その事業は預貯金や株式などの資産と違い、必ずしも次世代へ引き継がれるというわけではありません。許認可を取得する際、「ヒト（人的要件）・モノ（物的要件）・カネ（財産的要件）」の三要件を満たすことと掲げられている場合が多く見受けられます。このうち、もし社長自身が「ヒト」の要件を満たしその許認可を取得していると、社長が退くことで、事業そのものを維持できなくなってしまうこともあるのです。ここでは、建設業を例に挙げます。

建設業許可の承継に必要な人的要件

建設業許可の取得では、「経営管理業務責任者（経管）」と呼ばれる経営を管理する人と、「専任技術者（専技）」と呼ばれる技術面を担う人の存在が求められます。この二者は誰もがなれるものではなく、経管は建設業許可業者の役員として少なくとも 5 年以上の経験、また専技は一定の資格を取得しているか、10 年以上の実務経験を積んでいるといった条件が課されています。もし社長がこの経管と専技の役割を担っている場合、社長が引退してしまうと「ヒト」の要件を満たせず、許可の取消し事由になってしまう可能性がありますので、事業の承継をするためには、後継者としてこうした一定条件をクリアできる人員を確保していかなければなりません。

許認可事業の事業承継は早めの対策を

ご自身の経営されている事業に許認可が与えられている場合は、今一度その取得要件を確認してみましょう。建設業許可に限らず、「ヒト」が許認可の維持に必須となっているものが多い中、このように要件を満たすまで長い年月を要するケースもありますので、長期的な対策が必要です。

つい見落としがちですが、許認可の承継についてもぜひ早めの対策を！



税理士法人 A I F NEWS

2015年4月16日(木)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL: http://profit21.co.jp/aif

ファシリテーション技術

“ファシリテーション”とは会議やミーティングの場で、参加者に発言を促したり、話し合いの流れを整理することによって合意形成や相互理解をサポートする手法・技術のことを言い、経営者の立場で、幹部社員とともに事業戦略構築、目標設定会議など課題解決の意見交換・合意形成に活用することによって、人的コミュニケーションを上手に行ない、ICTなどによる効率化との相乗効果を得る事が出来ます。

ファシリテーションの目的

ファシリテーションの目的は、課題について参加者全員が、考え、発言することを通じて、理解し合い、自らの意思を固めつつ、合意形成を図り、課題解決の主体者になることにあります。

ファシリテーションの手順

その合意形成は一般に次の三つの場面をセットとして、連続して行ないます。

1. 目的、問題認識・課題の共有
2. 解決具体策の発想
3. 具体策の評価、合意形成

[実施要領]

全員を2名～6名ずつのグループ(管理職、中堅社員、若手社員など、同質性を持つグ

ループが良い)に分けておき、ファシリテーターが次のように進行する。

① 問題認識・課題共有の場面

1	グループ別に認識内容の検討を行ない、チャート1枚に書き、全グループを掲示した上で、各2分で発表する。(聞き手は問題点や良い点など具体的な指摘点を見つけながら聞く)
2	全グループの発表後、グループごとに、3分程度で最重要な指摘点・指摘グループを決めるミーティングを行なう。
3	各グループの代表が、「〇〇グループのここが問題だ、等ズバリ一言30秒」で指摘発言を行なう。(ファシリテーターは発表チャートに指摘箇所をマーク)
4	ファシリテーターが結果のまとめを行なう。

② 課題解決具体策の発想場面

① と同じ手順で実施する。

③ 評価場面では、合意形成を目的として点数評価・投票方式で整理する。(5点法などで、各グループ内評価と投票、これをトップの意思決定の参考とする。)



ファシリテーションで合意形成!

税理士法人 A I F NEWS

2015年4月17日(金)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL: http://profit21.co.jp/aif

目標管理とシステム思考

目標管理で知的業務の目標達成を図るケースでは異なる分野の担当者によるプロジェクトチームを編成して製品開発・システム開発などに取り組むケースがよく起こりますが、ともするとその思考プロセスで迷い・停滞・抜けや判断の誤りによる手戻り等の無駄が発生しがちです。このような問題を回避し、効率的に目標達成を図るためにはシステム思考の活用が役立ちます。

システム思考の方法

「システム思考」は唯一絶対的な思考法が存在する訳ではなく、課題によって様々な工夫がされています。

ここでは目標達成に適する一般的なシステム思考の思考順序を紹介させていただきます。

	思考順序 (例)
1	テーマの決定 (〇〇の開発)
2	目的の記述 (△△部門の利益率向上)
3	現状把握 (市場・顧客ニーズ・保有技術・特許など)
4	SWOT分析・クロスSWOT分析で、「強みを機会に活かす」「弱みを改善し、機会に活かす」等の具体策検討
5	コンセプトの決定、ビジネスモデル、スキームなど達成イメージの可視化
6	目標設定: 5を表す特性と数値目標等、

	目標の具体的表現
7	目標達成の成功要因、ハードル認識
8	成功要因獲得、ハードル回避の具体策検討
9	スケジュールの検討記述
10	目標達成スケジュールの管理

経営者・管理者の留意点

開発品の顧客満足が得られ、かつ製造しやすく設計され、生産性や顧客獲得で実効を上げなければ経営貢献の価値が下がります。的確に事業の成果に現れる実現力を持つ企画とするために最も大切なことは

企画開発担当者と営業・生産等実現場担当者が、企画が実行に移される現地で現物を見て現実に即して話し合い、状況判断を一致させ、課題解決を図ることです。“解は現場にあり”の実践を指導しましょう。

このようにすると「机の上で、単なる先入感や希望的観測による判断をしてしまう重大な誤り」が回避でき、実施担当者の企画参加で、やる気も引き出せ、役割意識、責任意識を持って実行に移してくれますから、経営成果が生まれ易くなります。



システム思考で効率的に目標達成!

税理士法人 A I F NEWS

2015年4月20日(月)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL : http://profit21.co.jp/aif

最大で7,000万円が非課税・

直系尊属からの贈与特例が拡充

高齢者層から若年世代への早期移転

近年の資産税は「高齢者層から若年世代への財産の早期移転」を促す改正が相次いでいます。特に平成27年からは、「直系尊属」から「直系卑属」への贈与について大胆な軽減措置がいくつも施行されます。

特例税率～直系尊属から成人者への贈与

まず、平成27年1月からの贈与から既に適用されている「特例税率」が挙げられます。平成27年分以後の贈与税率は、「一般税率」と直系尊属から20歳以上の者への贈与に対する「特例税率」の2つに区分されました。この「特例税率」は「一般税率」に比して累進度が緩和された軽減税率です。

住宅取得等資金の非課税制度の延長・拡充

また、平成27年改正では「直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の非課税」措置が平成31年6月までに延長されるとともに非課税金額も拡充されています。

今回の改正の特徴は、「住宅取得資金非課税限度額」(消費税8%契約・中古住宅の個人間売買)と「特別住宅取得資金非課税限度額」(消費税10%契約)の2つの非課税枠が設けられたことです。これは消費税率改訂時の住宅需要へのインパクトを緩和するために消費税率10%が適用される契約が

される時点での贈与について別枠を設けたものです。

このような非課税限度額が「8%契約」「10%契約」と別枠で設けられていますので、8%契約で購入した家屋を、後に10%契約でリフォームした場合等はこの非課税枠を「ダブル」で適用することができます。

結婚・子育て資金の一括贈与に係る非課税

また、「直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の非課税」制度の「結婚・子育て」版が設けられました(平成27年4月以後の贈与から適用)。こちらは、直系尊属が子・孫等の結婚・子育て資金を金融機関に信託・預入等をした金額のうち1,000万円までは非課税とする制度です。

複数の非課税制度を適用した場合

これらの「直系尊属」からの贈与の特例を最大限適用した場合、教育資金贈与非課税(1,500万円)+結婚・出産資金贈与非課税(1,000万円)+住宅取得資金非課税(H27優良住宅・1,500万円)+特別住宅取得資金非課税(H28.10~H29.9・優良住宅3,000万円)=7,000万円が非課税となります。



高所得者層を中心に
特例制度の複数活用
の場面が増えそうで
すね!

税理士法人 A I F NEWS

2015年4月21日(火)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL: http://profit21.co.jp/aif

最近新聞でよく見る「ADB」

アジア開発銀行債と確定申告

日本は AIIB の創立メンバーには不参加

日本は中国が主導するアジアインフラ投資銀行 (AIIB) に創立メンバーへの参加申請 (期限: 平成 27 年 3 月末) を行いませんでした。参加をしない理由については、「ガバナンスが不明瞭である」「米国が参加していない」のほか、「日米はアジア開発銀行 (ADB) で主導的な役割にあり、既に投資を行っているから」などが報道されています。

アジア開発銀行 (ADB) とは

では、ADB とはどのような銀行なのでしょうか。ADB は、アジア・太平洋地域の経済開発促進を目的とした投融資を行う地域開発銀行で 1966 年に設立。現在 67 かが国が参加しています。日本は設立当初から最大の出資国であり、歴代総裁もすべて日本人で占められています。

ADB の財源は OCR と特別基金

ADB は通常資本財源 (OCR) と特別基金の 2 つの財源を持っています。OCR は比較的所得が高い開発途上国への投融資業務に利用され、加盟国からの出資金・準備金に加え、民間市場から調達した資金により投融資するもの (準商業的融資) で、特別基金 (アジア開発基金など) は低所得国向けに緩和された条件での融資に使用されるもの (譲

許的融資) です。というと判りづらいかもかもしれませんが、ADB のバランスシートが OCR そのものと理解すればよいでしょう。

ADB の BS (2014.6 現在: 億ドル)

融資	532	借入	630
投資	253	自己資本	175
その他	399	その他	379

この借入は ADB 債発行 (国際市場でもトリプル A 格。31 通貨建) で調達しています (自己資本の 3.6 倍)。AIIB は中国が資本の過半を出資するとのことですが、債券発行については、日米が参加しないこともあり、「低格付け」の懸念があるようです。

借入 (調達) が難しければ、設立当初は「様子を見る」というスタンスもあり得る訳なのでしょうね。

利子は確定申告が必要です!

この ADB 債 (国内発行) は日本の証券会社を通じて、個人でも購入できますが、注意点が一つあります。債券の利子は一般には源泉分離なのですが、この ADB 債の利金は源泉徴収がされず、総合課税となり、確定申告が必要となります。



為替差益は雑所得で
申告することになります!

税理士法人 A I F NEWS

2015年4月22日(水)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL : http://profit21.co.jp/aif

組織再編税制

適格要件が設けられている理由

適格要件は何故設けられているのか？

現行の法人税法では、6種の組織再編成（合併・分割・現物出資・現物分配・株式交換・株式移転）について、その再編成に係る資産の移転損益の『課税の繰延』を認める『適格組織再編成』を規定しています。

この『組織再編税制』には、2つの基準と7つの適格要件が設定されています。

2つの基準	7つの適格要件
①企業グループ内の組織再編成 (100%グループ内) (50%超グループ内)	イ株式継続保有要件 ロ資産負債引継要件 ハ従業員引継要件 ニ事業引継要件
②共同事業を営むための組織再編成	ホ事業関連性要件 ヘ事業規模要件 ト特定役員引継要件

この2基準は『判定の入口』と呼べるもので、再編当事者の資本関係に着目した区分です。この『入口』から入って、①の再編はイ～ニ、②の再編はイ～トの要件を満たせば『適格組織再編成』として再編時の課税負担を避けることができます。それでは、何故これら7要件を満たすことが、『課税の繰延』に結びつくのでしょうか。それはH12の政府税調資料の『基本的な考え方』に一端が示されています。

『経済的実態が変更ない』という実質主義

この政府税調資料では『法人の課税』と『株主の課税』に分けて説明しています。

『法人の課税』については組織再編の前後で『経済的な実態に変更がない』場合には、『課税関係を継続させるのが適当』であるとしています。『株主の課税』についても、『株主の投資が継続している』のならば、課税を繰延べるとの考え方が示されています。どちらも『経済的な実態に変更がない』という理由で課税をしていないのです（実質主義）。この法人・株主の『継続性』を個別に落とし込んだものが『適格要件』であり、組織再編成の税負担を減らすという租税措置ではないようです。

日本の組織再編税制の特徴

九大の渡辺徹也教授は、日本の組織再編成の上のような『建てつけ』が米国税制を参考に作られていることを指摘しながら、①日本の再編税制は米に比して株主段階の『投資の継続性』（イのみ）が重視されていない、②従業員引継要件は日本独自のものであるなどの指摘を行っています。



組織再編成の動機から実施までの『再編ストーリー』も調査では聴取されます。

税理士法人 A I F NEWS

2015年4月23日(木)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL : <http://profit21.co.jp/aif>

改正入管法と新たなビザの登場

「技術・人文知識・国際業務」の登場

平成26年6月に、外国人の方の滞在を管理する法律、「出入国管理及び難民認定法(以下、入管法)」が改正され、今年から少しずつ新たな制度が施行されています。

中でも、外国人従業員を雇用する企業の皆様に注目していただきたいのが、4月から新設された「技術・人文知識・国際業務」という在留資格(通称「ビザ」)。このビザは以前からある「技術ビザ」と「人文知識・国際業務ビザ」が一本化される形で新設されました。なぜこのような統合が図られたのでしょうか。

複合的な活動がしにくかった従来のビザ

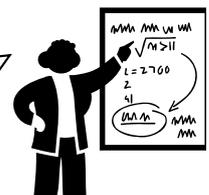
ビザは外国人が日本で適法に滞在するために付与されている資格で、その方の滞在目的によりいくつかの種類に分かれています。就労を目的として滞在する多くの方が持っていたビザが、「技術」と「人文知識・国際業務」でした。前者はエンジニアなど、主に理系知識を活かした職種に就く場合、後者は語学教師や通訳翻訳など、その他文系知識を活かした職種が想定され、その業務で必要とされる知識が理系か文系かによって区分されたビザの、どちらを選択するか検討しなければなりません。

しかしながら、文系の学生をシステムエンジニアとして採用するケースがあるように、文系だからこの仕事、理系だからこの仕事というように明確に区別ができなくなっているのが実際であり、大学等で学ぶ内容もより複合的になってきています。一口に業務内容を「WEBサイトの作成」といっても、プログラミング的な側面に着目すれば理系、デザイナー的な側面に着目すれば文系の知識を活かすことになり、これらを二つのビザに単に理系文系と割り振ることは現実的でなく、優秀な人材を硬直化した枠組みの中で配置しなければならないといった弊害が指摘されていました。

外国人従業員の人員配置がもっと柔軟に

今回の改正では、この二つのビザを一本化することで、外国人の方々がより複合的な業務に携わることを可能にし、活動範囲を広げることが狙いです。これまで転職者の受け入れや人事異動を行った際には、場合によってビザの変更を行わなくてはならないこともありましたが、今後はこうした必要がなくなるケースも増え、より柔軟な人員配置ができる可能性に期待が持てそうです。

採用時の悩みが少し減るかもしれませんね。



税理士法人 A I F NEWS

2015年4月24日(金)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL: http://profit21.co.jp/aif

所得処分説？所得波動説？

法人税はなぜ損金不算入？

H27 税制改正～法人実効税率引下げへ

平成 27 年度の法人税の税制改革では、法人税率について大きな改正がありました。

法人実効税率を数年かけて 20% 台に引き下げることが念頭に、改正前の 34.62% から平成 27 年度に 32.11%、平成 28 年度 31.33% とするものです

ただし、「税率引下げ」の改正には、「課税ベースの拡大」が付き物です。税源を確保するという意味合いですね。

特に今回の改正では、欠損金の繰越控除限度額が控除前所得金額の 80/100 から段階的に 50/100 と引き下げられます（繰越期間は 10 年に延長）。経営基盤の弱い中小企業については現行の控除限度額のままとされますが、大法人のタックス・プランニングには大きな影響を与えるものです。

とはいえ、「国際競争力をつける」「成長志向に重点」という政策の中で、「大法人 20% 台」となる現実味を帯びてきました。

法人税はなぜ「損金不算入」なのか？

この「法人税」ですが、会計上は「費用」とされますが、税務上は「損金」とされません。いわゆる「損金不算入」とされる項目です。

法人税が損金不算入とされる理由として

は大きく二つの説があります。「所得処分説（利益処分説）」と「所得波動説」です。

①所得処分説（利益処分説）

法人税・住民税はもともと所得のうちから納付することが予定されており「利益処分的なもの」と解されるため。

②所得波動説

法人税・住民税を損金算入すると、所得金額が減少し、循環的には波動が生じる。これでは所得の変動以上に税収が年度により変動し、租税政策上好ましくないため。

昔は「損金算入」の時代もありました

とはいえ、日本でも昭和 15 年までは法人の所得課税上、損金算入とされてきました（法人税の前身の第一種所得税）。

この第一種所得税ができた頃は税収に対する貢献度も低かったためか、比較的大らかに取り扱われたようでしたが、次第に「費用説」に対する異論が出始めます。その後戦争の時代になると、戦費確保の時代要請もあり、新設された「法人税法」では「損金不算入」とされました。「課税ベースの拡大」という意味では、当時でも大きなインパクトがあったものと思われます。



「21世紀型の税制」へ。
思い切った取り組みが
求められています

税理士法人 A I F NEWS

2015年4月27日(月)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL: <http://profit21.co.jp/aif>

最近話題のふるさと納税

ふるさと納税をしている人が増えている

ふるさと納税制度は納税者が、住んでいる場所以外の自治体に寄付し、寄附金控除として後に税金を軽減する、つまり住んでいる場所の他に納税できるという制度です。

各自治体が「寄附のお礼」として、地元の特産品を提供し、「寄附したお金は税金を払った扱いになる上、物が貰える」という事で、あまり節税対策等に縁が無かったサラリーマンを中心に、お得な制度として近年脚光を浴びています。

平成20年に寄附した人(確定申告者ベースで換算)が約3万人だったのに対し、平成25年に寄附した人は4倍強の約13万人となりました。寄附の総額を比較してみると、2倍止まりとなっている事から、控除可能額は個人の税額に比例するため、裾野が広がり、寄附している所得層が拡大しているように感じられます。

税制改正でさらに利用増加か

寄附者の増加は、今年の税制改正でさらに勢いにつきそうです。住民税寄附金税額控除の特例分が、旧来は住民税所得割額の1割が上限でしたが、2割へと引き上げられました。

今まで少額しか控除されなかった方、たとえば年金暮らしのお年寄りの方でも、寄附をして、お礼の品が貰えるようになりました。

自治体も工夫をしている

魅力ある「お礼の品」もさることながら、目的別の寄附を募る自治体も増えています。

美術館の新設や、桜の保護、犬の殺処分をゼロにする、商店街のにぎわいを取り戻す、ハンドボール中学選手権の存続、難病治療研究等、ふるさと納税の寄附によって、地元NPO法人や各団体とタッグを組み、魅力ある街づくり、社会的意義の高い寄附を目指しています。

もちろん、地場産業を支えるお礼の品の提供も、立派な地域振興ですが、自治体が国民に取り組みをアピールするという、総務省が掲げるふるさと納税の意義を鑑みると、自治体にはクラウドファンディング型の寄附プロジェクトを、もっと考えて、増やして欲しいところです。



自治体と企業・団体が協力して、地元を盛り立てています。

税理士法人 A I F NEWS

2015年4月28日(火)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL: http://profit21.co.jp/aif

ふるさと納税は いくらまでできる？

住民税所得割額の2割と言われている

ふるさと納税制度は納税者が、住んでいる場所以外の自治体に寄付し、寄附金控除として後に税金を軽減するという制度です。

お住まいの自治体の税額をすべて寄附できたら、お住まいの自治体の税額が無くなってしまいますので、上限が定められています。大まかな目安は「今年の所得で計算される住民税所得割額の2割」と言われています。

実際に計算してみると……？

総務省・自治体・ふるさと納税ポータルサイト等で配布しているエクセルシートや簡易計算プログラムを用いてみると、住民税所得割額の2割を超えて上限金額が算出されてきます。これはふるさと納税の自己負担が最少になる控除上限額計算が以下となるからです。

住民税所得割額×20%÷(90%-所得税率×1.021)+2,000円

お金持ちほどできる割合が増える

所得税率が5%（課税所得金額が195万円以下）の人は自己負担が2,000円で済む寄附金額が「住民税所得割額×23.558%+2,000円」であるのに対して、所得税率45%（課税所得金額が4,000万円以上）の人は

「住民税所得割額×45.397%+2,000円」となります。所得の大きい人ほど、大まかな目安である住民税所得割額の2割から、大きく乖離します。

算出の際にはご注意ください！

今年のふるさと納税の自己負担が2,000円で済む寄附の上限を計算する場合は、「今年の収入・所得・控除」で計算される住民税所得割額が必要です。

つまり今、お手元にある源泉徴収票・確定申告書（控）ですと去年の上限が算出されてしまいます。特に転職・退職（退職金は計算には通常含まれません）した方や、不動産所得・事業所得のある方（収入-経費で所得を出すため）は、年によっての差が大きい場合があるため、注意が必要です。

サラリーマンの方に多い変化は、医療費控除やお子様16歳以上になり、扶養控除が新たに発生するといったところです。年の途中ですと正確な数字は得られません。各団体のシミュレーションを上手に使ってふるさと納税の控除上限金額の予測を立てましょう。



計算式は複雑だから、インターネットで配られている計算プログラムを使った方が楽だね。

税理士法人 A I F NEWS

2015年4月30日(木)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL: http://profit21.co.jp/aif

目標達成プロセスの設計

目標管理シートは、主に目標と達成基準を設定、記述するために使われ、多くの場合、目標達成プロセスは記述されません。

しかし、目標設定に当って達成プロセスが設計されていないと、達成阻害要因が生じたときに、プロセスのどこまで戻って対処すべきか、などの判断が難しく、混線状態に陥りがちになります。

目標達成プロセス設計法

達成プロセスが設計されていない場合、一般には次の二つの方法のどちらかで設計します。

① ブレークダウン法

目標達成基準と現状との差を記述し、その差を埋める具体的な行動にブレークダウンして順序付け、プロセス化する。ブレークダウンを行なう方法は、現状から達成基準に到達するために必要な行動をリストアップする「前進法」と、達成基準から現状へ向かって必要な具体的な行動をリストアップする「後進法」があるが、どちらも「すぐに着手できる具体性を持った行動」へブレークダウンすることが重要。

② 行動先行法

目標に向かって、気付いたことから行動

し、動きながら考え、達成プロセスを見つけだす。

①と②のどちらを選ぶかは、好みの問題ですが、②の方法では、無駄や混乱が起りやすい点に注意が必要です。

重要な目標達成プロセスの場合

戦略目標の達成など、重要な目標達成プロセスの場合は、その目標設定の元にある「目標達成企画」が的確に構築され、企画のニーズ・現状の保有知識・技術・自社の強み・弱みなどの分析、コンセプト、成功要因の分析と獲得するための行動、ハードルとなる要因の分析と対処するための行動がブレークダウンされ、プロセスとして設計されている必要があります。

すなわち、基本的に企画そのものの出来具合がプロセス設計に影響します。

経営者の留意点

過去の目標未達要因を掘り下げて、目標達成プロセスの設計に問題があると判断した場合は、上記の方法を指導するなどの対策が必要です。



プロセス設計の巧拙
が目標達成に影響!

税理士法人 A I F NEWS

2015年5月1日(金)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL: http://profit21.co.jp/aif

会社の休眠とみなし解散

会社の休眠とは？

営業を現在はしていないが、いつか営業を再開するかもしれない。そんな会社を「休眠」させる事ができます。「異動届出書」に休眠である旨を書き、税務署・都道府県税事務所・市役所に提出する事で、休眠会社にする事ができます。

休眠のメリット

会社の休眠は、会社の解散に比べて、清算手続をしなくて済みますので、圧倒的に手続きが簡単です。休眠中も税務申告を行う必要がありますが、当然休眠中ですから、損益ゼロという場合もあるでしょう。実際には休眠中は税務申告をしないケースも多々あるようです。しかし、税務申告をしないと、青色申告が取り消されたり、様々な許認可や、復活後の取引に影響が出ることもありますので、いずれ復活させたいと考えるなら、休眠中も申告をした方が良いでしょう。

また、休眠中の法人でも、地方税の均等割は支払わなければならないのですが、まったく事業を行っていない（銀行の預金もない場合など）と認められれば、均等割を免除されるケースもあります。

休眠から12年でみなし解散

株式会社であって、最後の登記の日から12年を経過すると、「事業を継続している場合は、公告及び通知の日から二カ月以内に事業を廃止していない旨の届出を本店所在地所轄の法務局に提出すること」を要請されます。この届出をしないと、法務大臣が解散したとみなす事ができます。

解散登記がなされて放置しておく、3年後に清算終了登記がなされて、会社自体が無くなってしまいます。

登記されている本店所在地に「廃止していない旨の届出の提出」の要請が来るので、登記や税務申告を放置して本店移転をしていると、公告・通知がなされた事もわからないといった場合があります。

休眠から目覚めさせる時

休眠状態の会社を復活させる際は、休眠時と同じように税務署・都道府県税事務所・市役所に届出を提出します。

休眠中、無申告であった場合は青色申告が取り消されていますので、事業年度開始時に青色申告の申請を忘れないようにしましょう。



逆に使わない会社であれば、清算終了登記を待てばお得なのかも？

税理士法人 A I F NEWS

2015年5月7日(木)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL: http://profit21.co.jp/aif

専業主婦の年金に 新しい手続きが開始

特例期間該当届・特例追納制度

今までサラリーマンの配偶者に扶養されている専業主婦(主夫)で国民年金の3号被保険者であった人が1号被保険者への切替の事由が発生した際に手続きを忘れていて、気がつかないうちに保険料未納期間になってしまっていたようなケースが多々ありました。後から気がついても保険料納付遡り期間は2年間とされていたためそれより前の期間は納める事ができませんでした。

このような場合の救済措置として4月から遡り追納期間が10年になりました。

このような場合に手続き漏れが多い

ケース1 サラリーマンの夫が

- ・退職した
- ・脱サラして自営業を始めた
- ・65歳を超えた
- ・亡くなった
- ・サラリーマンの夫と離婚した

ケース2

- ・妻自身の年収が増えて夫の健康保険の被扶養者からはずれた
(妻が会社員、夫が専業主夫の場合も同様)

このような時は本来国民年金の切替の手続きを行わなければならないのですが、手

続きを忘れ未納期間が発生してしまった方も追納の手続きができるようにしたのです。

手続きの必要のある方は

夫が退職した時や妻の年収が増えた時等は第3号被保険者から第1号被保険者への切り替え手続きが必要ですが、手続きが遅れて、2年以上たってしまう保険料納付ができずに未納期間扱いとなってしまった方です。

手続きのメリットは

①未納期間があるため年金加入期間が不足し年金を受け取れないと言う事態を回避できる場合があります。たとえ保険料を納めなくとも「特定期間該当届」の手続きをすれば年金額は変わりませんが受給資格期間には算入できます。

②保険料の追納で年金額を増やす事ができます。届出を忘れていた特定期間について「後納・特定保険料納付申込書」の手続きで最大10年分保険料を納める事ができるので年金額に反映されます。



特例追納の
受付期間は
H27. 4～
H30. 3の
間です

税理士法人 A I F NEWS

2015年5月8日(金)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL: http://profit21.co.jp/aif

“見える化仕事術”の活用

“見える化仕事術”とは、物事を説明するとき、受け手がパッと見て理解できるように、図やグラフなどで表示することを言い、コミュニケーションのスピード向上に役立ちますので、目標管理でもうまく応用すると大きなメリットが得られます。

“見える化仕事術”の活用目的と方法

“見える化仕事術”は目標管理の場合、主に次の三つの目的で活用されます。

活用目的	“見える化仕事術”の方法例
① 現状の問題点の重要性・解決の困難性を説明し、上司の支援を得たい時	・パレート図・ヒストグラムなどで問題の重要性を説明 ・写真・図解などで問題の技術的ポイントを強調
② 目標達成プロセスのポイントを説明し、上司や関係部門の協力を得たい時	フローチャートなどで重要なプロセス・関係部門などを表示
③ 目標達成時のありたい姿や達成した結果を報告し、上司の関心を引き出して、より	・ビジネスモデルを取引関係のスキーム(取引手順・課金・回収など)を図示して表示

高いステップへ進めたい時

・開発品モデル作成

“見える化仕事術”が失敗する時

“見える化仕事術”の効果に頼りすぎ、基本的問題解決・課題達成の定石を軽んじた次の場合に失敗が起こり易いと言えます。

1. 問題そのものを“三現主義“(現地・現物・現実)で的確に判断していない。
2. 達成プロセスの設計で必要な作業のブレークダウンを注意深く行っていない。
3. 達成した結果を“見える化”する際、関係部門(特に実施部門)や、プロジェクトチームメンバーとの合意形成が不十分。
言い換えればプロジェクトリーダーや、担当者の“焦り”や“希望的観測”が生み出す現象とも言えます。

経営者・管理者の留意点

“見える化仕事術”は、目標達成の成功要因獲得、成果のより高い経営レベルでの活用などに役立つ方法ですから、大いに奨励すべきですが、同時に“三現主義”に基づく的確な状況判断、関係部門等とのコミュニケーション、重要事項の合意形成を大切にし、その中で“見える化”の活用を図るよう指導しましょう。



“見える化仕事術”は基本を大切に活用!

税理士法人 A I F NEWS

2015年5月11日(月)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL: http://profit21.co.jp/aif

社会保険・資格取得・喪失の 証明書申請と交付

社員が新たに健保に加入する際の手続き

新入社員には早く健康保険証が本人の手元に届くように手続きしたいところですが、全国健康保険協会（協会けんぽ）では、被保険者の資格取得手続き、並びに被保険者の加入手続きをしてから健康保険証が交付されるまで日数を要します。

このため新たに被保険者や被扶養者となる人が早急に病院を受診する必要がある時等は健康保険証交付までの間、申請により、「健康保険被保険者資格証明書」が交付されます。急ぐ場合は「被保険者資格取得届」や「被扶養者（異動）届」提出時に「健康保険被保険者資格証明書交付申請書」を管轄の年金事務所の窓口で提出すると「健康保険被保険者資格証明書」が交付される事になっています。この証明書の有効期限は20日以内ですので健保証が交付されたらすぐに返納しなければなりません。

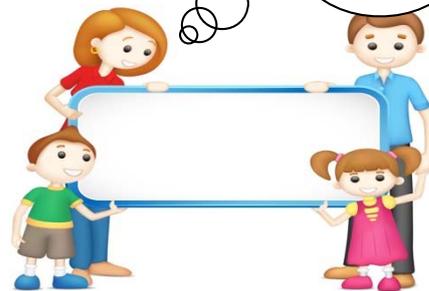
資格取得・喪失などの確認請求

協会けんぽの健康保険の被保険者や被扶養者であった人が退職や被扶養者でなくなった後に国民健康保険の加入手続きの為に、資格喪失年月日や扶養から除かれた日に関する証明を必要とする時は「健康保険・厚生年金保険資格取得・資格喪失等確認請求

書」を年金事務所に提出すると、喪失年月日等が記載された確認通知書が交付されます。これは後日送付されてくる「健康保険・厚生年金保険資格喪失確認通知書」とは別のものです。急ぐ場合は資格喪失届と一緒に請求書を提出するとすぐに確認通知書が交付される事になっています。この通知書を国民健康保険加入の市区町村の窓口で提出する事で遅滞なく国民健康保険証の交付を受ける事ができます。

このように資格取得や資格喪失時に資格証明書が必要かどうかを早めに本人に確認しておく事がよいでしょう。

このような資格の取得喪失の確認通知は健保組合でも行っている場合があります



税理士法人 A I F NEWS

2015年5月12日(火)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL: http://profit21.co.jp/aif

中小企業も他人事ではない?!

経営者からみた株主総会2大リスク

他人ごとではない? 大塚家具の事案

IDC 大塚家具の経営者の対立が株主総会の「プロキシ・ファイト」まで進展した事案が大きく報道されました。

経営者の対立構造が「父親と娘」という構図であったため、面白おかしく伝えられた面はありますが、「大きな企業は大変だな」と他人事に感じられた方も多かったのではないのでしょうか。

今回の騒動は、中小企業経営者の方にとっても、他人事ではありません。

外部の出資を募っている会社はもちろんのこと、同族経営であっても、ひとたび対立が顕在化すれば、関係が良好な時には気にもしなかった会社法における株主総会の規定を意識せざるを得ないのです。

経営者から見た株主総会の2大リスク

株主・役員の関係が良好な間は、「紙の上の株主総会」でも、「セレモニー化した株主総会」でも問題は生じないかもしれませんが、もともと株主総会は、経営者の立場からみれば、次の2つのリスクがあるものといえます。

①原案否認リスク

これは、会社原案が株主によって否認さ

れるリスクです。

たとえば、会社の利益配当案が株主によって否決されれば、修正提案・修正動議が成立しない限り、配当は実施されません。配当が実施できなくなれば、経営者を信任していた株主からも責任を問う声上がるかもしれません。一方、会社法では取締役の解任は普通決議とされています。このことから「会社原案を否認することができる総会」であるならば、「取締役を解任することができる総会」でもあることを経営者は肝に銘ずる必要があります。

②決議取消リスク

株主総会において賛成多数をもって可決された決議については、総会の日から3か月以内あれば招集手続・決議の方法または不公正等を理由に取消しを求めることができます。この決議取消訴訟が提起されると、決議が取り消され、著しく法的安定性を損ねることのほか、①株主代表訴訟の対象になりうること、②その取消された取締役の行った契約の遂行が困難になることも考えられます。



役員退職慰労金決議が取り消されれば、これも代表訴訟の対象となります

税理士法人 A I F NEWS

2015年5月13日(水)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL: http://profit21.co.jp/aif

複数の組み合わせが必要?! 企業買収の予防策・対抗策

「雪国まいたけ」TOBにより買収される

平成27年4月、米ファンドによる雪国まいたけのTOB(株式公開買付)が成立しました。このTOBにより米ファンドは78%の議決権を単独で獲得することとなりました。

会社法の規定では発行済株式総数の2/3以上を有する大株主は、他の少数株主から保有株式を強制的に買収することができます。

そのため米ファンドは株主総会の特別決議を経て、上場廃止を行い、100%の完全支配を実行することが確実視されています。

今回の買収劇で大きな注目も浴びたのが取引銀行の行動です。もともとTOB前の筆頭株主は創業者グループで資産管理会社の保有分を含めて、議決権の58%を握っていました。ところが取引銀行がTOB直前に担保権を実行して株式の所有権を取得。その後、TOBに応じたということのようです。

有効な企業防衛戦略には何があるか

敵対的買収者から企業を防衛する戦略として次の3つのポイントがあります。

- ①敵対的買収者の持株数を増加させない
- ②敵対的買収者の議決権割合を減少させる
- ③敵対的買収者にとって標的会社の魅力を低下させる

これらについては、敵対的買収を仕掛け

られる以前に準備するもの(平時の予防策)と、買収の標的とされた後に行うもの(有事の対抗策)があります。

具体的な予防策・対抗策

具体的な予防策と対抗策はそれぞれ次のようなものが挙げられます。

- ①敵対的買収者の持株数を増加させない
(予防策)株主安定化対策・自己株式取得・ゴーイングプライベートなど
(対抗策)セルフ・テnder・オファー、ホワイトナイトのTOBなど
- ②敵対的買収者の議決権割合を減少させる
(予防策)第三者割当増資等、基準日変更、ポイズンピル、議決権制限株式など
(対抗策)第三者割当増資(有利発行)、ポイズンピル買収など
- ③敵対的買収者にとって標的会社の魅力を低下させる
(予防策)スーパーマジョリティ、取締役の定員削減と期差専任、ゴールデン・パラシュートなど
(対抗策)パクマン・ディフェンス、クラウン・ジュエルなど



今回は思いもかけない形で、「株主安定化対策」が崩されてしまったようです。

税理士法人 A I F NEWS

2015年5月14日(木)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL : http://profit21.co.jp/aif

どこまで利用される？

医療継続に係る納税猶予制度

「持分なし医療法人」への認定移行制度

平成18年医療法改正において、地域医療の安全性の確保のため、医療法人の非営利性が徹底することになりました。この改正では医療法人の残余財産の帰属先は国・地方公共団体に限定され、H19.4以降は出資持分を認めない「持分なし医療法人」のみが新設できることとなりました。

ただし、この改正は既存の「持分あり医療法人」には適用されず、「持分なし医療法人」への移行は自主的な取り組みとして位置づけられたため、ほとんどが「持分あり医療法人」として存続することとなりました。

そのため、平成26年医療法改正により「持分なし医療法人」への移行促進策（厚労大臣の移行計画認定制度）が採用されます。この制度は一定期間（H26.10から3年間）に認定を受けた医療法人に対して、各種の支援措置を行うというものです。

医療継続に係る相続税・贈与税の特例措置

税制においても、平成26年10月より「持分なし法人」へ移行を進めようとする「持分あり法人」を対象とした相続税・贈与税の納税猶予制度・税額控除の特例措置が設けられることとなりました。

もともと「持分なし法人」への移行中に

は次のような課税問題が懸念されました。

税目	課税対象者	課税対象財産
相続税	出資者の相続人等	出資持分
贈与税	出資の放棄があった場合の他の出資者	増加する出資持分の価額（経済的利益）

これらの課税問題を避けるために、一定の手續・担保を行った場合には、納税を猶予するなどの制度を設けたのです。

どれくらい利用される制度となるか？

この制度は数年来の税制改正要望により、ようやく創設されたものではありませんが、日本医師会の調査などを見ると、診療所の経営者は「オーナーシップを手放したくない」という結果を示しています。

Q 持分なし法人へ移行する意向はあるか (平成24年1月日本医師会調べ)

意向あり	5.1%
意向なし	91.8%
無回答	3.1%

診療所ではこの納税猶予等制度を利用する方は限定的かもしれませんが、病院等どこまで利用されるか動向が注視されます。



H29.9.30 までに移行計画を厚労省へ申請する必要があります。

税理士法人 A I F NEWS

2015年5月15日(金)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL: http://profit21.co.jp/aif

複雑な問題の対処法

どのように問題解決に取り組んだらよいか悩んでしまう複雑な問題は、しばしば戦略策定、重要な目標設定などの場合に現われます。その際の経営者・管理者の問題解決アプローチ法を紹介します。

複雑な問題対処の原則

まず、問題の実態を的確に判断しなければなりません。そのためには“三現主義”(現地で、現物を見て、現実に即して判断する)で調査することが必要です。

人間は“見ようとしなければ見えない”性癖を持っており、漫然と調査にかかるのでは見落としが発生しますから、経営者または管理者の指導の下で、次のように調査計画を関係者全員で立てると良いでしょう。

- ① 関係者をグループ(最低2名のペア)に分け、「どこで何を調査するか、調査計画」を30分程度のミーティングで検討、作成、模造紙等を書いてもらう。
- ② 各グループの調査計画を順に発表し、聞き手は「どのグループのどこが問題か、または改善すべきか」具体的に指摘できるように聞く。(発表開始前に要請)
- ③ 発表したグループ順に、聞き手の指摘を受ける。この指摘は単純明快に“ズバリひと言30秒”の要領で行なう。指摘を

受けるグループは“反論なし。(人の話をよく聴こう。)”指摘箇所に赤マーク。

- ④ 指摘点を整理、各グループで必要と思う調査計画の修正を行なって調査に入ること。調査結果は“見える化(写真・図解等)”をし、さらに調べたいことを付け加えて〇月〇日に発表(スケジュール設定)

徐々に鋭く問題の実態に迫る

1次調査の結果から、さらに調査したいことを判断し、2次調査を行ないます。

- ① 1次調査の結果を模造紙に書き、各グループの発表を行なう。聞き手の聞き方、問題等の指摘は前述と同様。
- ② 2次調査計画を立て、調査を実施(調査内容は1次調査より鋭くなる。)
- ③ 2次調査の結果発表、指摘の交換では、多くの場合、全員の“あ!そうだったのか”という気付きが生まれ、問題の核心が明確になっている。

経営者・管理者の留意点

人は行動し、考え、発言する中で成長し、健全に競争し、問題解決能力を高めて行くもので、このような衆知を活用するアナログ的手法が効果的です。



徐々に鋭く問題の核心へ!

税理士法人 A I F NEWS

2015年5月18日(月)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL : http://profit21.co.jp/aif

H26.4 から「みなし仕入率」改正 新簡易課税制度の経過措置

H27.4 開始事業年度より新簡易課税制度

平成27年4月1日以後に開始する課税期間より新しい簡易課税制度が適用されます。この新制度では「みなし仕入率」が下記のように見直されます。

事業の種類	旧みなし仕入率	新みなし仕入れ率
卸売業	90%	90%
小売業	80%	80%
製造業等	70%	70%
その他事業	飲食他	60%
	金融保険	50%
サービス業	運輸ほか	50%
	不動産業	40%

簡易課税改正に係る経過措置

この改正には、次のような経過措置が設けられています。

①内容

H26.9.30 までに「簡易課税選択届出書」を提出した事業者は、簡易課税制度の適用された課税期間から最低2課税期間で旧簡易課税制度の「みなし仕入率」を適用し、その後開始する課税期間から新簡易課税制度の「みなし仕入率」を適用することとなります。

②法人の場合 (3月決算・不動産業)

例えば、法人(3月決算・不動産業)の場合には、簡易課税選択届出書の提出時期により、次のように適用されます。

届出書の提出	課税期間				
	26.3	27.3	28.3	29.3	30.3
H25.4前	50%	50%	40%	40%	40%
H26.3.27	一般	50%	50%	40%	40%
H26.9.26	一般	一般	50%	50%	40%
H26.10.6	一般	一般	40%	40%	40%

③個人・12月決算法人(不動産業)

また、不動産業を営む個人や12月決算法人の場合には、次のように適用されます。

届出書の提出	課税期間			
	H26	H27	H28	H29
H25中	50%	50%	40%	40%
H26.9.26	一般	50%	50%	40%
H26.10.6	一般	50%	40%	40%
H27.3.16	一般	一般	40%	40%

法人の場合、課税期間と「簡易課税選択届出書」の提出時期により適用関係は異なりますので、心当たりの方は再確認してみてくださいほしいところになります。



税率UPの上に、「みなし仕入率10%」の改正は非常に厳しいです!

税理士法人 A I F NEWS

2015年5月19日(火)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL: http://profit21.co.jp/aif

年金事務所等の事業所調査

社会保険の算定基礎届に関する調査

毎年、年金事務所で7月に算定基礎届提出の際に行われている調査は、今年も例年通り多くの企業が対象として選ばれます。4年(場所によっては6年)の間に全国の年金事務所は管轄の企業を一通り調査しますので一昨年、昨年と選ばれなかった企業も今年か来年に選ばれる可能性があります。

行政機関にも横のつながりが

近年の行政の調査においては年金事務所
の算定基礎届に限らず、労働基準監督署でも頻繁に行われています。

今まで縦割りと言われていた行政の機関ですが、これまでのものとは若干異なり年金事務所と労働基準監督署による合同調査が行われるケースも見受けられるようになりました。合同とまではいかなくとも、例えば外国人労働者に関してハローワークと入国管理局、年金記録については年金事務所と市区町村が連携を見せており、社会保険未加入事業者は年金事務所と法務局を通して登記情報の提供を受け始めている等、共有化が進められています。年金事務所はハローワークや地方運輸局の社会保険加入状況を受ける事ができるので以前より社保未加入事業者の把握は早くなっています。

自主的加入と強制加入の違い

国土交通省は建設業者の社保加入率の低さが大きな問題となっている事から、平成29年までに100%の事業者が社保加入するよう指導を始めています。建設業許可や更新時、現場立入検査、経営事項審査の際に社保加入状況を確認し未加入であれば加入の指導をし、自主的な加入を促しています。指導にもかかわらず未加入のまましていると不適切な事業者とみなされ、職権により加入させられる場合があります。建設業に限らず、会社が自主的に加入する時は受付の日からの加入となりますが、強制加入させられた時は最長2年の遡及加入となるので社会保険料も遡り払いで、その負担は非常に大きいものとなってしまいます。

調査があるから加入すると言うものではありませんが、マイナンバー制度導入で法人番号が行政の横のつながりで分かり易くなると調査の範囲も広げられてくるかもしれません。



社保加入後の対象者の手続き漏れにも注意をしましょう

税理士法人 A I F NEWS

2015年5月20日(水)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL: http://profit21.co.jp/aif

雇用保険の給付金 時効期限内申請が可能に

手続遅れで受給しそくなった場合の給付金

失業して収入が無くなった場合、働く事が困難となった場合、自ら教育訓練を受けた場合等に、生活や雇用の安定と就職促進のため、雇用保険から失業給付等の給付金が支給されます。その申請は、今までは受給資格者保護と迅速な給付を行うとして申請期限厳守で行われていました。しかし今後は期限内申請が原則ではありますが、申請期限が過ぎても2年の時効の期限内であれば申請ができるようになりました。

対象となる給付金は

雇用保険の各給付のうち対象となるのは14の手当給付金です。ここでは主な物を取り上げます(前段申請期限、後段時効時点)。

①未支給失業等給付・・・対象受給資格者が死亡した場合、その翌日から起算して6ヶ月以内

⇒死亡した日の翌日から起算して2年を経過する日

②再就職手当・・・1年を超えて引き続き雇用される事が確実と認められる職業に就いた日の翌日から起算して1ヶ月以内

⇒1年を超えて引き続き雇用される事が確実と認められる職業に就いた日の翌日から起算して2年を経過する日

③一般教育訓練の教育訓練給付金・・・受講終了日の翌日から起算して1ヶ月以内

⇒受講終了日の翌日から起算して2年

事業所が申請を代行する継続雇用給付関連

④高年齢雇用継続基本給付金・・・支給対象月の初日から起算して4ヶ月以内

⇒支給対象月の末日の翌日から起算して2年を経過する日

⑤高年齢再就職給付金・・・支給対象月の初日から起算して4ヶ月以内

⇒支給対象月の末日の翌日から起算して2年を経過する日

⑥育児休業給付金・・・ハローワークの通知する支給単位期間の初日から起算して4ヶ月を経過する日の属する月の末日

⇒支給単位期間の末日の翌日から起算して2年を経過する日

⑦介護休業給付金・・・休業を終了した日の翌日から起算して2ヶ月を経過する日の属する月の末日

⇒休業を終了した日の翌日から起算して2年を経過する日



以前に期限が過ぎて支給されなかった場合でも、時効前であれば再申請できます。

税理士法人 A I F NEWS

2015年5月21日(木)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL : http://profit21.co.jp/aif

H27.4よりスタート!

結婚・子育て資金の一括贈与の非課税

結婚・子育て資金の一括贈与の非課税創設

平成27年4月より「結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税」制度がスタートしています。

こちらは「教育資金の一括贈与」の「結婚・子育て」版です。信託協会によれば平成26年12月現在の教育資金贈与信託の契約数は101,866件、信託財産設定額合計は6,973億円だそうです。「高齢者資金を若年世代に移転する」という政策意図に見事にはまったものといえるでしょう。このような「成功例」もあり、今回の税制改正で「結婚・子育て資金」の非課税制度の創設をみた訳です。

「通常額」を「その都度」支出する場合

もともと、扶養義務者から「生活費」又は「教育費」として贈与を受けた場合には、①金額が通常必要と認められるものであり、②必要な都度、「生活費」「教育費」に充てられるものについては、贈与税の非課税とされています。子・孫が父母・祖父母から婚姻後の生活を営むために通常必要とされる家具什器等の購入資金とするために贈与した場合もこれにあたります。

また、結婚式や披露宴の費用を親などが負担した場合も、式・披露宴の内容や招待

客との関係、地域の慣習の事情に応じて、本来負担すべき者に分担されている場合には、贈与に当たらないこととされています。

「一括贈与」のニーズの高まり

ただし、「将来の結婚のために渡しておきたい…」という場合には、「通常額」を「その都度」という要件にあたらないため、贈与税の課税対象となってしまいます。

このような「一括贈与」を対象として設けられたのが今回の非課税制度です。

20歳以上50歳未満の方が「結婚・子育て資金」に充てるため、金融機関等との一定の契約に基づき、直系尊属（父母や祖父母）から①信託受益権を付与された場合、②書面による贈与により取得した金銭を銀行等に預け入れた場合、又は③書面による贈与により取得した金銭等により証券会社で有価証券を購入した場合には、それらの価額のうち1,000万円までの金額については、金融機関等の営業所等を経由して「結婚・子育て資金非課税申告書」を提出することにより贈与税が非課税となります。



結婚関係については
300万円までが非課税
となります。

税理士法人 A I F NEWS

2015年5月22日(金)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL : http://profit21.co.jp/aif

オリエンテーション

“オリエンテーション”とは、「方向付け」のことを言い、企業経営では、戦略の展開、重要な目標設定と達成などに先立って、関係者の意思統一、動機付けのために行ないます。うまくやると課題達成、目標達成の成功確度が高まる重要性を持っています。

オリエンテーションの実施要領

オリエンテーションの展開方法は、
[準備]

- ・全員を2～6名単位の適切なグループ(担当別等)に分ける
 - ・全員が各グループの発表を比較、検討できるよう模造紙2～3枚・マジック(黒・青・赤)をグループ数準備
- ① オリエンテーションの目的説明(課題の質疑応答による理解と、成果イメージの共有によるより深い理解が目的)
 - ② 課題の説明: 経営者等適切な人から課題の目的、背景等を説明(聞き手は十分な理解をするため、具体的な疑問点の質問が出来るように聞く)
 - ③ 各グループ別に2分間ミーティングで質問箇所を整理した後、全ての質問を出してもらおう(板書)
 - ④ 課題説明者から、それらの質問に対して回答、さらに確認したいことはないか、

問いかけ、あれば質問、回答

- ⑤ 我々の理解を、より深め、具体的にするため、成果物(またはゴール)とはどのようなものか、全員で考えて見よう。グループ別に、この課題の成果物(ゴールの姿を、“ありありと目に見えるように描き、発表すること”を要請(30分間ミーティングで大胆に書きあげてもらおう)
- ⑥ 各グループの成果物案を発表(聞き手に対して「そこが問題だ、そこをさらに改善すべきだ、などと単純明快に“ズバリひと言30秒”で指摘できるように、集中して聞くよう」要請)
- ⑦ 全グループの発表が終了したら、各グループの2分間ミーティングで指摘するグループ、指摘点を整理
- ⑧ 発表したグループの順に、全グループからの指摘を受ける: 指摘を受けるグループは“反論なし(人の話をよく聞こう)”成果イメージがかなり見えてくる
- ⑨ ファシリテーターによるまとめ

経営者・管理者の留意点

オリエンテーションは、論理的に深追いしなくても、目的は達成されます。



オリエンテーション
は目的に注目!

税理士法人 A I F NEWS

2015年5月25日(月)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL : http://profit21.co.jp/aif

被相続人が外国人である場合

「相続」の準拠法はどこ？

進展する「カネ」「モノ」のグローバル化

日経新聞によれば、家計の外貨建て金融資産が約46兆円となり、約7年半ぶりに過去最高となったそうです。

その理由として①急速な円安で円建ての評価額が膨らんだこと、②国内の低金利や円の先安観を背景に海外投資志向も強まったことが挙げられており、特に富裕層の個人資産が増えているとのことでした。

その一方で海外からの不動産投資も拡大しているようです。2014年の海外企業による日本の不動産取得額はこれも過去最高の約1兆円で前年の約3倍となっており、国内不動産取引の約2割を占めたそうです。

円安を基因とした一連の現象ではありますが、それでも「ヒト」「モノ」「カネ」のうち、「カネ」「モノ」の国際間移動について、いよいよ障害が少なくなってきたことが実感されます。

国際私法～私法の国際間の抵触を調整

このようなご時世の中で「日本に居住する外国人が亡くなった場合」、あるいは「外国に居住する日本人が亡くなった場合」には、一体どの国の民法などの私法がどのように適用されるかが問題となります。

このような日本と外国の私法が抵触する

状況を解決するために「国際私法」があります。日本では「法の適用に関する通則法」という「国際私法」が設けられています。

この「通則法」36条には「相続は、被相続人の本国法による」と規定されているため、亡くなった方の本国の相続関係の法律が適用されることとなります。この適用される国の法律を「準拠法」といいます。

日本の相続税法ではどう考えるか？

国税庁ホームページの質疑応答事例の中に「被相続人が外国人である場合の未分割遺産に対する課税」というものが掲載されています。これによれば、「通則法」36条で相続は本国法によるとされているため、未分割の場合には、その被相続人の本国法による相続分で計算するとされています。

一方で、遺産に係る基礎控除額の計算の基礎となる法定相続人や法定相続分については、被相続人が外国人であっても、日本の民法の規定の適用があるものとした場合の法定相続人や法定相続分を基礎として、基礎控除額や相続税の総額を計算するとされています。



「遺言の方式の準拠法に関する法律」「扶養義務の準拠法」に関する法律」という「国際私法」もあります。

税理士法人 A I F NEWS

2015年5月26日(火)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL: http://profit21.co.jp/aif

配偶者控除見直し

新制度の行方

2017年より新制度導入か

政府の税制調査会は昨年、配偶者控除の見直しについて中長期の課題と位置付けていましたが、専業主婦らがいる世帯の所得税を軽くする配偶者控除は2017年にも改定する検討に入ったと発表しました。配偶者控除を意識して女性が就労時間を抑えるケースが多々ある為働きやすい制度に改め共働きの子育て世帯を後押しする為です。

配偶者控除とは専業主婦やパート等の配偶者がいる世帯の税負担を軽くする仕組みです。配偶者の年間所得が38万円(給与収入が103万円)以下の場合、所得税で38万円、住民税で33万円を課税所得から差し引きます。配偶者の所得が38万円超から76万円未満の場合は段階的に控除額を減らす配偶者特別控除もあります。

新制度案は

現在の配偶者控除は約1400万人に適用されていると言います。夫の年収が600万円なら税負担は7万円位が軽くなります。103万円の壁と言われるこの制度が女性の働く意欲をそぐと言われていました。ある調査ではパートで働く妻の金額の上限を意識しているかの問いには約半数の方が意識しており103万円という数字は内2割の方

が意識しているとの結果が出ています。

新制度案は配偶者控除を廃止し妻の年収に関わりなく夫婦の所得から一定額を控除する「夫婦控除」が創設される見通しです。夫婦のどちらか収入の多い方から控除する事になりそうです。フルタイムで働く世帯にも適用され、就労時間を抑える必要は無くなります。

共働きが増える背景と企業の対応

生命保険会社の調査では30代未婚の男性で女性の理想の夫の年収400万円以上の人は26%にすぎないと言います。90年代の初め以降は片働きより共働き世帯数が上回り、女性の職場進出、賃金上昇もあります。

企業の方も主婦は103万円以内で働く人と言う意識でいたかかもしれませんがこれからはそうはいかなくなるでしょう。企業の賃金体系にも影響があることでしょう。3分の2位の企業は被扶養配偶者のいる社員に家族手当を支給、その支給基準を年収103万円以下にしているところが多いからです。今後検討が必要になるかもしれません。



夫婦のどちらがより稼いでも、夫婦単位で控除になるようです

税理士法人 A I F NEWS

2015年5月27日(水)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL: http://profit21.co.jp/aif

マイナンバー導入の光と影

社会保障と税の共通番号開始は16年1月

マイナンバー制度は既に2010年当時の民主党政権時代に税制改正大綱に明記されていました。自民政権の13年5月に法案が通り来年開始の予定になっています。

住民票を有する全ての人(日本国民と日本に住所を有する外国人)に対して12ケタの番号を割り当て、社会保障、税、災害対策の分野で氏名、住所、生年月日、所得、税金、年金等の複数の行政機関に存在する個人情報を紐付け各機関で情報連携を可能にする、番号一元管理を目指しています。

具体的な使われ方

① 社会保障 (年金・労働・医療・福祉)

年金の保険料徴収、資格取得、確認、給付、雇用保険の資格取得、確認、給付、職安の事務、医療分野の保険料徴収、給付、福祉分野の給付、生活保護、介護保険、児童手当等

② 税 確定申告書の提出、届出書、納付書への記載、税務署の税務事務、勤務先での源泉徴収票(従業員、扶養家族)

③ 災害対策 被災者台帳作成事務と支援金
マイナンバー導入の理由 政府発表

① 所得と行政サービスの受給状況を把握しやすくなるため不当に負担を免れたり、給

付を不正に受け取る事等は減り、本当に必要な人に支援を回す。

② 国民の行政手続きが簡素化され負担が減る。行政機関のつながりができるので証明書の交付、確認が簡単になる。また、自分の個人情報の確認や行政からのお知らせも受け取り易くなる。

③ 行政機関側で様々な情報の照合、転記、入力等作業に要する時間が減り、コスト削減と事務効率が向上する。

漠然とした不安

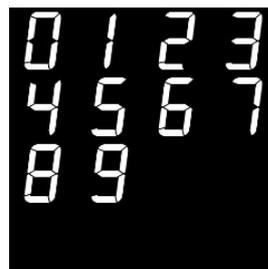
メリットだけでなく懸念材料も認識しておく事は大事でしょう。

① 個人情報を集約した情報の外部流出

② 個人番号の不正利用、なりすまし等

③ 一元管理が進むことで人権やプライバシーの面等

国はセキュリティーに関し手立て案を発表していますが、他国でも漏えい、なりすまし等問題となっているケースもあるようです。今後利用範囲を民間にまで広げる方向性を示していますので国民にとっての利便性とは何かを考える必要はあるでしょう。



内閣府の今年1月の調査では制度を知っている人は28%ということです

税理士法人 A I F NEWS

2015年5月28日(木)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL: http://profit21.co.jp/aif

国税庁「決算期別の普通法人数」 決算期は何月がよいか？

H25 国税庁「決算期別の普通法人数」

国税庁が毎年公表する「統計情報」には「決算期別の普通法人数」が掲載されています。平成25年度の統計では、年1回決算の全法人数(259万社)のうち1番多い決算月は3月の50.7万社(19.6%)で、次いで9月の28.3万社(10.9%)、12月の25.9万社(10.0%)、6月の25.0万社(9.6%)と「3の倍数」の月が並んでいます。

〔全法人(年1回決算)〕

決算月	構成比	決算月	構成比
4月	7.1%	10月	4.5%
5月	8.3%	11月	3.3%
6月	9.6%	12月	10.0%
7月	7.6%	1月	3.5%
8月	8.8%	2月	6.7%
9月	10.9%	3月	19.6%

大企業は圧倒的に「3月決算」が多い

ただ、皆さん、想像がつくとは思いますが、大企業だけ取り出してみると「3月決算」の法人がさらに多くなります。

資本金10億円超の会社(5,190社)では決算月3月が68.0%、次いで12月が14.7%、2月が4.2%となります。上場企業だけならば、7割が3月決算となります。

大企業が「3月決算」が多い理由として

は、①公的セクションの決算時期と合わせていること、②総会屋対策(横並びで開催)、③税法など法令が4/1から適用されるものが多いこと、④新卒社員を4月に受け入れるため区切りが良いなどが挙げられます。

また、12月決算は外資系企業などでは多くみられます。2月決算が多くなっているのは、大手の流通業の決算が多いからと言われています。棚卸を代行する「棚卸専門業者」の繁忙期もこの時期であるそうです。

中小企業の決算月の選び方

中小企業の決算月はいつが良いかといえ、ルールがある訳ではないので、いつでも構いません。強いてポイントを挙げるとすれば、「決算対策」「資金繰り」の観点から選択するとよいでしょう。売上が一番多い月を期首とすれば、時間があるため決算対策が取りやすく、売上が一番少ない月を期末とすれば棚卸がやりやすい面があります。また、決算を行えば2か月後は当然納税となるため、人件費の多い会社などでは、賞与の支給月や労働保険、源泉税の支払月が法人税等の納付月と重なることは避けたいところではあります。



事業年度は変更も可能です！

税理士法人 A I F NEWS

2015年5月29日(金)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL: http://profit21.co.jp/aif

過去の無償増減資のチェックが必要！ 法人住民税・均等割の改正

平成27年度 法人住民税・均等割の改正

平成27年4月1日以後に開始する事業年度に適用される法人住民税（道府県民税・市町村民税）の均等割が改正されました。

改正前の法人住民税の均等割の税率区分は、法人税法に規定する「資本金等の額」をそのまま判定の基準として用いていましたが、今回の改正により、①この「資本金等の額」（法人税法）が「資本金+資本準備金」（会社法）を下回る場合には、「資本金+資本準備金」を基準とし、②「資本金等の額」については、無償増減資により生ずる増減資額の加減算することになりました。

簡単に言うと、改正後は、次の金額のうち、いずれか大きな金額により均等割を判断することになります。

- ・ 資本金等の額±無償増減資等の増減資額
- ・ 資本金+資本準備金

無償増減資の加減算措置

法人税法では、「資本」と「利益」を厳格に峻別しています。例えば、会計上「利益準備金」や「利益剰余金」を資本金の額に組み入れ（無償増資）を行ったとしても、税務上は「資本」が増加したもの（増資）とは考えません。したがって、「利益の資本組み入れ」による無償増資を行い、会計上

の「資本金の額」が大きく増えたとしても、税務上の「資本金等の額」は変わらないため、改正前の取扱いでは、均等割には影響はありませんでした（資本金を減少し、一定の欠損金の填補を行う場合においても同様でした）。

期末資本金1億円超の法人に適用される外形標準課税（事業税）の「資本割」では、このような実態に即した形で、増減額を調整していましたが、今回の改正では、法人住民税の均等割の判定についても同様の措置が取られることとなりました。

加算	無償増資「利益の資本組入れ」
減算	無償減資「一定の欠損填補額」

過去の増減資をしっかりと確認して下さい！

この「無償増減資の加減算措置」は過去の無償増資・無償減資も対象となるため、過去の増減資をチェックすることが必要です。また、無償減資の「減算」を行う場合には、申告時に「株主総会議事録」や「債権者に対する異議申立の公示（官報の抜粋）」などの添付が必要となる模様です。



改正直後の予定申告については、改正前の規定による経過措置が設けられています。

税理士法人 A I F NEWS

2015年6月1日(月)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL: http://profit21.co.jp/aif

プロジェクトチームと労働法

企業が創造的な開発業務を行なう場合、自社が保有する技術を補完するため、外部の企業、専門人材を集めてプロジェクトチームを編成する必要が生じます。

このようなプロジェクトチームでは、専門人材が自由にコミュニケーションを行ない、合意形成を図りつつ成果物を開発する組織運営が不可欠です。

プロジェクトチーム活動の障害

しかし、現実には労働局の指導、監督により、業務委託企業・受託企業の従業員間で、間仕切り、配席区分が行なわれ、専門人材間の自由で創造的な直接コミュニケーションが行なえず、機能不全が生じています。この状況は、人口構成の高齢化や少子化に伴う課題先進国であり、創造的課題山積国である日本にとって、開発力の基本を脅かす重大問題で、国際的開発競争力の問題でもある障害です。

障害が生じた基本的な原因

この問題は、労働集約型産業社会の高度成長期に建設業界における重層下請け構造による中間搾取の取締りのため、労働省が行なった規制を、今日の知識集約型産業社会に適用した結果生じたものです。言わば

時代錯誤の労働行政が基本原因と言えます。

問題回避の方策は合同会社の活用

この問題回避の方策は合同会社(LLC)を活用してプロジェクトチームを編成することです。その実務的要点は次の通りです。

- ① 企業が創造的成果物を開発する目的で合同会社(LLC)を設立し、そこに開発業務を委託する。
- ② 開発業務委託企業と外部の専門人材(企業、または個人事業主)を合同会社(LLC)の代表社員・業務執行社員として登記する(外部人材は合同会社と業務委託契約の上、業務執行社員となる)。
- ③ 合同会社(LLC)には定款自治が認められており、定款で、代表社員・業務執行社員間の直接コミュニケーションによる合意形成、その結果を尊重した代表社員による成果物の承認、決定の組織運営方法を定めて業務を執行できる。

経営者・管理者の留意点

合同会社(LLC)であっても、業務委託契約に伴う労働法・税法上のコンプライアンス確保策が必要になります。



産業社会の変化に
合った法規制が必要!

税理士法人 A I F NEWS

2015年6月2日(火)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL : http://profit21.co.jp/aif

同族会社グループ内の合併 合併比率と税務

合併の中心的な議論は、適格要件を満たすか、つまり、簿価引継ぎにより被合併会社（消滅会社）及び被合併会社の株主に課税関係が生じないよう所定の要件を充足しているかどうか、また、欠損金の繰越控除及び特定資産の譲渡等損失の損金算入のための要件を具備しているかどうかです。

同族会社グループ内の合併にあつては、同一の者、つまり、親族関係のある一族で100%保有され、その保有期間も長期にわたる兄弟会社・関係会社間の合併が大部分です。多くの場合、適格要件及び欠損金の繰越控除並びに特定資産の譲渡等損失の損金算入に関する要件（以下、適格要件等）は満たされていると思われます。

合併比率の算定

適格要件等は、満たされているとしても、合併比率に不合理な差異がある場合には、株主である親族間で「みなし贈与」といった課税関係が生じる場合もあります。

合併比率とは、一般的に被合併会社の株式1株に対して合併会社の株式を何株割り当てるかの割合です。合併比率の算定にあたっては、被合併会社の1株当たりの価値と合併会社の1株当たりの価値の算定は不可欠です。

この1株当たりの価値の算定ですが、株主が個人のみであれば、相続税法上の株式評価方法で問題ないと思いますが、法人株主等が存在する場合には、いわゆる子会社に該当するものとして、土地等及び上場有価証券があればその時の時価で、また、評価益に対する法人税相当額を控除しない、といった評価になるものと思われます。

1株に満たない端数株の対応

合併比率を算定して、その比率で合併会社の株式を割り当てると、多くの場合、端株（1株未満の端数）が生じてしまいます。この端株を売却等でその代金を株主に交付、ということは非上場株式ではまずありえません。ではどうするかですが、一般的には、株式分割、併合の手続きが用いられます。

例えば、被合併会社の発行済株式100株、株主Aは79株、Bは21株を保有、合併比率は、「被合併会社の株式1株につき合併会社の株式1.5株」とします。

この場合、株主Aには118.5株、Bには31.5株が割り当てられ、端株が生じてしまいます。これを回避する方法の1つとして、合併会社の1株を10株に分割することで、合併比率が「1対15」になり、端株を生じさせなくすることができます。



税理士法人 A I F NEWS

2015年6月3日(水)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL: http://profit21.co.jp/aif

今年の税制改正とマイナンバー

税制改正大綱のプラン

税制改正大綱では、国税通則法を改正し、銀行等に対し、マイナンバーによって検索できる状態で預貯金情報を管理する義務を課す、としていました。

しかし、グリーンカードでの預貯金管理を狙った1980年代での付番はマル優(少額貯蓄非課税制度)口座重複開設への対策だったものの、現在はマル優預貯金は障害者などに限定適用なので無きに等しく、むしろ「貯蓄から投資」へと政策が変更し、投資マル優とも言うべきNISA(少額投資非課税制度)を推進しているので、預貯金への付番の必要性は低下しています。

預貯金へのマイナンバー付番はなし

国税通則法のみ、先の税制改正大綱通りの改正案になっていますが、マイナンバー法の改正での預貯金口座付番のほうは、大義が預貯金保険であり、その緊急的必要性が希薄なため、強制付番ではなく、任意付番になりました。

預貯金については、口座数の大量性から全てへのマイナンバー付番は無理としても、新規のものについては義務化するのでは、と推測する向きもありましたが、結果として、平成27年改正では見送られました。

預貯金口座への個人番号の付番を行う場

合には、預貯金等へ損益通算範囲拡大の適用条件としてマイナンバー付番口座限定にするものと推測されます。

ジュニアNISAには即付番

平成27年度税制改正により、平成28年4月1日から、ジュニアNISAが導入されることになりましたが、口座重複開設防止の必要性から、マイナンバー付番が義務付けられています。

証券会社等の営業所長に、未成年者口座開設届出書に添付して提出する未成年者非課税適用確認書にマイナンバー等を記載することになっています。

NISAへの付番は遠からず

成人NISAに対するマイナンバー付番については、口座重複開設防止の必要性をマイナンバーで確保するには既に時機を失しているため、今年では先送りされました。

しかし、法適用上の次の区切りとなる期間開始の平成30年分以後からのマイナンバー付番については、その効果があるので、義務付けられることになるのではないかと予想されます。



あわてずに、小さく生んで大きく育てる、のでしょうか？

税理士法人 A I F NEWS

2015年6月4日(木)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL: http://profit21.co.jp/aif

～著作権とは～

著作物はだれのもの？

平成26年度の中小企業診断士一次試験の経営法務にこんな問題が出題されました。

「ゴーストライターが自らの創作に係る著作権を他人名義で出版することに同意した場合、そのゴーストライターは、その著作物の著作者とはならない」○か×か？

著作者の権利を保護するために著作権が存在するのですが、著作権は、「著作者の権利」と「著作隣接権」に分類され、さらに著作者の権利は「著作者人格権」と「著作財産権」に分類されます。

この問題は「著作者人格権」について問われているのですが、

著作者人格権は、一身専属的な人格的利益を保護する権利であり、譲渡・相続できない権利(著作権法第59条)で、著作権法では次の3つを規定しています。

①公表権

著作物を公表するかどうか、また公表する場合の時期や方法について決定する権利

②氏名表示権

著作物に著作者名を表示するかどうか、また表示する場合どのように表示するか(本名、ペンネーム)などについて決定する権利

③同一性保持権

著作者の意に反して著作物の内容や題名を

勝手に変えたり、切除したりさせない権利

今回の問題ですが、著作者には②に記載した「氏名表示権」があります。これは実名もしくは変名を著作者名として表示することも表示しないこともできます。つまり、ゴーストライターが著作物を他人名義で出版することに同意したとしても、それは氏名表示権に基づくものです。あくまでも著作物は創作したゴーストライターのものであるために、解答は×ということになります。

では著作財産権は？

ゴーストライターが、他人名義で出版する代償として金銭を受け取っていた場合は著作権の譲渡となり、著作財産権はゴーストライターになくなりますが、契約書に明確に著作権の譲渡と謳わず、単なる役務の提供や買取の対価と受け止められるような表現だと、著作財産権もゴーストライターに残る場合があります。

コンピューターソフトの開発も著作権が関係しますのでご注意ください。



こんな絵でも
著作権はある
のだよ!!

税理士法人 A I F NEWS

2015年6月5日(金)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL: http://profit21.co.jp/aif

ピケティの資産課税と マイナンバーと富裕税

ピケティの提唱

ピケティの「21世紀の資本」は世界中で爆発的な売れ行きを示しています。ピケティは、資産格差を拡大させないよう、累進的なグローバル資産課税を提唱しています。個々人が持つ資産を全世界的に把握し、資産総額に応じて課税したうえで、税金を関係国間で配分するというものです。

資産課税への日本の制度化準備

わが国でも、資産総額への課税制度創設の準備は進んでいます。今年の税制改正事項として、従来の「財産債務明細書」を改変し、国外国内を問わないもので、且つ「国外財産調書」と同じように運営する「財産債務調書」制度が創設されます。懲役刑を含む罰則をもつ「国外財産調書」制度の施行に引きずられての見直しのようにも見えます。

罰則ナシでスタート

「財産債務調書」の新制度には、懲役刑を含むような罰則は設けられないようです。提出を義務付けられる人のプライバシーの開示を強制するに等しい、財産と債務のオープン化は、100%完璧な申告も限りなく不可能であろうし、心理的には相当な抵抗が予想されるところだから、と思われま

す。罰則がなくてもまともな申告が期待できるものでしょうか。現行の「財産債務明細書」については、罰則がないため、提出義務があっても提出しない人が沢山おり、提出はするが形ばかりというものでも、これへの問合せは皆無です。

まずはスタートで少しのフォロー

従来と違うのは、「財産債務調書」の信憑性を担保するための税務調査の制度を設ける、としているところです。相続財産の事前調査のようになりそうです。調査非協力には罰則があります。でも、調査官が職権により「国外財産調書」や「財産債務調書」の書き換えをする職権更正というのはなさそうです。

そしてマイナンバーが来年から

財産申告と施行真近いマイナンバー制度をかけあわせると、当面の狙いは、相続財産の捕捉もれへの対処であるとしても、その先に資産課税としての「富裕税」を見据えている、ことが透けてきます。富裕税は、日本でも、戦後3年間実施されていましたが、フランスには今でもあります。

財産申告が富裕税の税額計算申告になるまでは、財産適正申告の実現は相当な困難事のように思えます。



グローバル資産課税よりもまず各国での資産課税の模索だろうね。

税理士法人 A I F NEWS

2015年6月8日(月)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL : http://profit21.co.jp/aif

所得拡大促進税制

中小企業の留意点

所得拡大促進税制、正式には、雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除です。

大企業に配慮した改正

大企業といえども適用要件の1つである①適用年度の給与等支給増加額が基準年度の給与等支給額に対する増加率5%はそのハードルが高く、また、雇用者の新規採用に比して今後もかなりの退職者が見込まれることから、もう1つの適用要件である②平均給与等支給額が前期の平均給与等支給額以上とはならず、結果、この特例が適用できないこととなる事態も想定されることから、平成26年度税制改正で次のような改正が行われました。

1つは、増加率は平成26年度2%、27年度は3%、平成28・29年度5%、そして、もう1つは、継続雇用者をベースにした平均給与等支給額の算定と平均給与等支給額が前期のそれを超えるとする改正です。この2つの改正により、大企業でもこの特例を容易に適用できる環境が整いました。

ちなみに、この継続雇用者とは、雇用保険の加入対象者で給与等の支給を受けた国内雇用者であり、前期と適用年度のいずれの事業年度においても給与等の支給を受け

た者です。加えて、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づくところの継続雇用制度の対象者は除く、とされています。

中小企業への配慮があってしかるべし

いったい何が問題なのか、ですが、対象となる雇用者給与等支給額から、使用人兼務役員の給与等支給額は除かれている、ということです。そして、その上で、適用年度の給与等支給増加額が基準年度の給与等支給額の2%増の要件を満たさなければこの特例が使えない、ということなのです。

仮に、基準年度において、使用人であったものが、その後の適用年度において役員、例えば、取締役経理部長、取締役営業部長といった役員に昇格した場合、当該使用人兼務役員になった者の給与等は基準年度では雇用者給与等支給額に含まれ、一方、適用年度において除かれることになり、適用年度の給与等支給額が基準年度のそれを上回ることはならず、結果、この特例の適用を受けられない可能性は大となります。

平成26年度の税制改正においては、中小企業のこの点にも配慮した、使用人兼務役員の給与等支給額の取扱いについての改正が望まれたところでした。



役員になると、雇用者
給与等支給額にカウ
ントされませんよ！

税理士法人 A I F NEWS

2015年6月9日(火)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL: http://profit21.co.jp/aif

時間効率を上げよう

知識集約型産業社会となった日本の現状では、専門人材の知的生産性の差は3倍に及ぶと言われています。

知的生産性の違いは、業務処理の時間効率の問題とも言えますから、この問題について考えて見ましょう。

社員の時間効率向上法

個人の時間効率が上がる要因は、仕事に対する“意欲と集中度”にあります。

それらを上げる主な方法は働き手が次の点に努力することです。

- ① 自分にとって興味が湧く、得意な技術・技能・経験が活かせる分野のテーマ・目標を設定し、自分の専門能力のさらなる向上、キャリア形成の機会を得る、すなわち成長する期待を持つことで仕事に対する意欲を生み出す。目標管理制度における目標設定時がその好機として活用できる。
- ② 集中度は、①で生まれた意欲が基本的に影響して高まるが、時間予算の重点配分でさらに高めることが出来る。具体的には、仕事を重要度(例えばA～Cランク)で区分し、1年間・52週間の時間予算を割り振る。
- ③ 週単位・日単位の時間予算配分でも、仕
- ④ 事の重要度区分に応じて配分し、週・日

ごとの集中度を高める。

- ⑤ ②③の前提として、業務単位(例えば目標設定した業務・ルーティン業務の単位)に、達成目標から逆算して、細分化した仕事の段取りを作成しておく(最少2時間単位の作業までブレイクダウンすると、集中しやすい)。
- ⑥ パソコンソフトやTV会議システム・IPフォン会議などを活用、コミュニケーション効率を上げ、時間の無駄を省く。

経営者・管理者の留意点

目標設定時に、企業戦略、部門目標を社員によく説明し、質疑応答などで十分に理解させると、個々人はその中で自己の成長機会を自ら見出し、意欲を持って取り組みたいテーマ・目標を発見します。

このような“経営参加”は、社員の主体性・創造性を高め、時間効率を上げることにもなります。このような機会をおおいに作りましょう。



“意欲と時間予算の重点配分”が集中・時間効率向上のもと!

税理士法人 A I F NEWS

2015年6月10日(水)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL: http://profit21.co.jp/aif

マイナンバーが可能にする満足税

マイナンバーの周知化は間に合うか

日本居住者総背番号制度というべきマイナンバー制度の実施が始まることに向けて、国家の各機関の動きがいよいよ急になりました。

国民に付番されるマイナンバーを国民自身には他に告知する義務はありません。告知の強制もできません。しかし、義務であり、強制であるかの如き、マスコミ情報が流されています。制度の是非を論ずる機会を暗黙裡に抹殺する合意をもって、動き出しているかのようです。

マイナンバーは必要か、有効か

明治維新後の国家のように、徴兵制を敷くわけでもなく、戦後の混乱期のように、預金封鎖を実施して国民の財産の没収を企図しているわけでもなければ、国民管理のための付番の必要性は薄そうに思われます。

税の有効な徴収という側面から、国民に対する番号管理を考えるとしたら、国民の2、3割程度の富裕層の財産管理ができれば十分はずで、小市民の源泉税まで番号管理する必要性はなさそうです。

マイナンバーの真の狙いと機能的活用

5000万円超資産の海外財産保有者、2000万円超所得者で且つ3億円以上の財産(有

価証券だけなら1億円以上)保有者については、財産明細の申告を義務付けることになりましたが、マイナンバーでの管理の本当の狙いはこの層にあります。

国外への出国に際しての、課税消失を防ぐための出国税の創設は今年の税制改正項目で既に実現しています。

富裕税から累進消費税(満足税)へ

財産捕捉のための番号管理は、まず相続税・贈与税の課税漏れ防止、それから、富裕税という財産への直接課税の制度化、さらには累進消費税の創設を可能にします。

真の所得とは満足である、という租税学説があります。満足とは消費とも置き換えられます。従って、真の所得である消費の総量に累進課税をすることこそ、あるべき税制かもしれません。満足税です。

消費の総量は、

$$\text{期首純財産} - \text{期末純財産} + \text{当期利益} = \text{消費}$$
として計算できます。

この消費額に累進税率を乗じ、平均税率分(現在なら8%)を控除して満足税額となります。(消費税の還付も仕組みます。)

財産申告は、新たな税制を可能にします。



財産総額に累進税率を掛けるのが富裕税や相続税。消費総額に累進税率を掛けるのが満足税。

税理士法人 A I F NEWS

2015年6月11日(木)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL : http://profit21.co.jp/aif

消費税 課税事業者の判定

被相続人の事業を承継した、の意義

その年に相続があった場合において、その年の基準期間における課税売上高が千万円以下（ゼロも含む）である相続人が、当該基準期間における課税売上高が千万円を超える被相続人の事業を承継したときは、当該被相続人の当該相続のあった日の翌日からその年の12月31日までの間における課税資産の譲渡等については、免税事業者の規定の適用はありません。

消費税法上の相続及び相続人とは

消費税法上、「相続」及び「相続人」については、「相続」には包括遺贈を含むものとし、「相続人」には包括受遺者を含むものとする、と規定しています。

この規定は、「包括受遺者は相続人と同一の権利義務を有する」、この民法の規定からきているものと理解されます。

では、特定遺贈の場合はどうなるか、ですが、遺贈は相続ではなく遺言による贈与の一種ですから、相続による承継にはあたらない、と考えられているようです。

しかし、本来の相続人は包括遺贈を受けるかどうか、特定遺贈を受けるかどうかにかかわらず相続人であることに変わりありません。とすれば、相続人に対する特定遺贈は、当然に、相続による承継に含まれる

のでは、と理解することもできます。

消費税法の法令解釈通達の文言

しかし、法令解釈通達では、この事業の承継の解釈にあたっては、単に、特定遺贈によるものは含まれないとし、その特定遺贈が相続人に対するものなのか、それ以外の者に対するものなのか、まったく触れていません。ただ、素直に読めば、特定遺贈はいずれの場合も「承継」にはあたらない、と取ることもできます。

解説書の中には、特定遺贈について「たとえその者が相続人であっても相続によって事業を引き継いだことにはならない」と論述しているものもあります。

「遺贈する」と「相続させる」の文言解釈

相続人に対する特定遺贈で「遺贈する」と「相続させる」の文言があります。どちらでもよさそうですが、最高裁は、「相続させる」の文言は、遺産分割方法の指定であると解し、当該遺贈を放棄するには相続そのものを放棄しなければならないと解しています。

とすれば、相続人に対する特定遺贈について、その文言が「相続させる」であっても、相続による事業の承継には当たらない、との理解でよいかどうか疑義が生じます。



遺言の文言によって取扱いが変わるのも何か変だな！

税理士法人 A I F NEWS

2015年6月12日(金)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL: http://profit21.co.jp/aif

税務調査の概念の修正

「調査」により更正する

税法では、更正処分、再更正処分、再々更正処分は「調査により」行うこととされています。

従って、税務調査が終了し、更正処分や修正申告がなされた後、税務署長がそれをさらに変更するような再更正を行うには、再調査が必要です。

しかし、再調査は「新たに得られた情報に照らし非違があると認めるとき」にのみ行うこととされています。

一度調査が行われたら、余程の新情報がない限り、再調査はありません。

「調査」による減額や繰戻還付

既に行った申告について、納付すべき税額が多すぎた場合、申告書に記載した翌期へ繰り越す欠損金が少なすぎた場合、申告書に記載した還付税額が少なすぎた場合などでは、納税者から税務署長に対し減額更正の請求ができます。

また、所得が赤字だった時の、その前の期間への赤字の繰り戻し請求という制度もあります。

これらの請求により、税務署長が減額修正、還付処理をする場合には、「調査」し、その「調査」したところにより、処分や還

付を行うことになっています。

これらの税負担を軽減する処置もそれぞれ「調査」を経て行われることになっていますが、「調査」といっても、机上調査とか電話確認調査とかの程度の「調査」で済ませている事例が多そうです。

「調査」概念の統一性？

「調査」という言葉は税法の中に何回も出てきますが、それらが、同一の意味なのだとすると、減額更正や繰戻還付の請求があって、机上調査で処理が済んだ場合、その年分に関しては一度調査がなされたということなので、もはや「新たな情報」がない以上、通常の税務調査は行えないのか、という疑問が湧きます。

税務当局も、こういうことについて、このままでは、まずいと判断したようで、今年の税制改正で、異なる2種類の調査概念を設けることにしました。

「調査（実地の調査に限る）」

机上調査とか電話確認調査とかをもって「調査」としてよい場合と、実地に出向いて行われる臨場調査のみを「調査」という場合とに、法律上の「調査」という言葉を使い分けることになりました。



「調査（実地の調査に限る）」と、括弧書きのあるのとないのと

税理士法人 A I F NEWS

2015年6月15日(月)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL: <http://profit21.co.jp/aif>

管理能力の開発法

管理者の管理能力開発に成功することは、言い換えれば社長の右腕となって活躍する人材を開発することで、戦略目標の達成のキーファクターです。

管理能力とは

管理能力とは次のような能力を言います。

1. 概念的思考能力（戦略的な企画力・計画力）
2. 対人関係能力（交渉力、実務推進・人材育成のOJTにおけるコミュニケーション能力・評価能力など対人マネジメント能力）
3. 業務推進指導力（管理の基本：P-D-C-Aに基づく指導力）
4. 担当業務に関する専門技術・知識の理解力（専門分化した今日、専門分野で自分より優れた人材を理解、活用する能力）
5. リスク対応能力（リスクの発見、予防的対応能力、顕在化したリスクへの対応力）

それらの実践的能力を開発する機会を実務推進、とりわけ目標管理のプロセスにワン・パッケージとして存在すると言え、管理者が自部署の目標管理に如何に真剣に取り組んだか、によって、体験的に管理能力

開発効果が上がることとなります。

経営者の留意点

経営者として管理者の管理能力向上を、より効果的に進めるポイントは、目標管理プロセスの質的向上を目的として、管理者自らが切磋琢磨する機会を提供し、刺激を与え続け、健全な競争意識を刺激することです。

具体的な方法として次の二つの場を意図的に設定し活用することをお勧め致します。

1. 目標管理プロセスにおける部署間相互啓発の場を設定、部署目標の設定、部署間連携プロジェクト目標設定に関する発表、提案、評価の実施、中間での目標達成状況、達成阻害要因・成功要因の発見と対処策等部署間相互の体験発表、当期目標達成状況の評価と反省、次期目標設定へのアクションの交換、討議
2. 管理者研修の場を設定、各部署におけるOJT、P-D-C-Aの実施状況、その結果等を体験素材とする相互の発表、意見交換、経営者からの質問、率直な感想等のメッセージ

このような場の設定は管理能力開発と同時に事業成果向上に直結する上策です。



管理能力向上で社長の右腕を！

税理士法人 A I F NEWS

2015年6月16日(火)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL : http://profit21.co.jp/aif

名簿売買時代のマイナンバー

住民票データ公開の時代から

住民票は、2006年10月までは、公開情報でした。選挙民のデータやダイレクトメール宛先データとして、自由に閲覧・複写が許されていました。

このデータをもとに、名簿業者は、企業や団体の住所録や紳士録、あるいは高額所得者リストとか消費者金融顧客リストとか、様々な名簿を付け加えて、名寄せをし、特定の人々の詳細なデータを集積し、さらに地域や年齢や社会階級や消費嗜好や病歴などなどと様々に分類して、売却価値の有る名簿商品を作っています。

現金よりカード

カードで購入すると割引があるけれども、現金で買うと何の割引もない、というのは今では当たり前です。後払いの場合でも、ポイントやショッピング保険がつくため現金払いよりもカード有利になっています。

カード利用者は買物好きになるから、と言えたとしても、それ以外に、明らかにカードに集積される個人データに価値があるので、企業としては、カードの利用を推進するための費用負担をしているのです。

ネットはすべてを知っている

スマホは、手のひらサイズのコンピュー

ターとして、メールのやりとり、WEBページの閲覧、ゲームやSNS、ネット通販での買物、お財布ケータイ、モバイル定期券、などなど朝から晩までの行動の記録を残し、それがネットを介してサービス提供会社に提供されています。

本人特定ができれば、他の種々のカード情報とも、ネット上でひも付けされ、特定個人に関する情報は本人自身の自覚以上の本人に関する正確なデータになります。

マイナンバーは情報ひも付け役

マイナンバーは、国や自治体による税や社会保険料の徴収などに役立てることからはじまり、投資口座・預金口座の管理、そして戸籍事務、旅券事務、医療・介護・健康情報の管理・連携、自動車検査登録事務の各分野での利用に拡大していくことが検討されており、マイナンバーカードの身分証明書機能から、クレジットカードの機能も持たせることも検討に含まれています。

こう見てくると、永久不変のパスワードとしてのマイナンバーが、種々のカードやスマホ、ネット情報の中心的なひも付け役になっていく可能性の大きさに身震いしそうです。



マイナンバーの登場で売買名簿の情報の精度と量は飛躍的に増大しそうだね。

税理士法人 A I F NEWS

2015年6月17日(水)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL : http://profit21.co.jp/aif

第6回税理士実態調査報告書 会計事務所が使う「会計ソフト」

会計事務所が使用する「会計ソフト」

第6回「税理士実態調査報告書」(H27年3月 日本税理士会連合会)では、税理士事務所(税理士法人)が使用している会計ソフトのアンケート結果が公表されています(回答者 25,970名、複数回答)。最も利用されている会計ソフトベンダーは「弥生(弥生会計)」の29.0%。以下「JDL」(17.1%)、「日本ICS」(14.5%)、「TKC」(14.0%)という結果でした。

会計ソフトベンダー	回答数	割合
①弥生(弥生会計)	7,529	29.1%
②JDL	4,428	17.1%
③日本ICS	3,763	14.5%
④TKC	3,634	14.0%
⑤MJS	3,118	12.0%
⑥エプソン	2,711	10.4%

上位6社でかなり高い占有度を示していますが、2位以下の会社は会計事務所との付き合いの中で、はじめて名前を知ったという方も多いと思います。これらは「会計事務所向け」のソフトベンダーです。

会計事務所向けベンダーと市販ソフト

「会計事務所向け」のソフトベンダーは、会計事務所ごとに担当営業を置き、会計事務所は、彼らから提供を受けたソフトを顧

問先に勧める形になります。

そのため、顧問先と会計事務所との連携がしっかり取れるソフトであり、税理士の本来業務である「税務」には強いという「安心感」があります。ただし、会計事務所内の大量処理を念頭に置いたソフトでもあり、伝票・仕訳を意識した「教科書どおり」の作りでもあるため、経理を知らない方から見ると、わかりづらい面もあるかもしれません。これに対して、「弥生会計」や「PCA会計」「勘定奉行」などの市販パッケージソフトは、ユーザーフレンドリーなアイコンを用いており、分かりやすい操作感と低価格が特徴です。会計事務所は基幹ソフトとして「会計事務所ベンダー」のソフトを利用しながら、市販ソフト(中でも「弥生会計」)も併用しているというのが実情です。

それぞれに特徴があります！

どちらにせよ「遡及訂正ができないソフト」「エクセルデータの出し入れが行いやすいソフト」「分散入力に強いソフト」「部門計算が強いソフト」など、それぞれに特徴があります。会社の規模や業種によっても、様々な選択がありえるところです。



会計ソフトの分野での「クラウド化」はこれからのようです。

税理士法人 A I F NEWS

2015年6月18日(木)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL: http://profit21.co.jp/aif

大法人が中小企業になった場合 大法人時代の欠損金は全額控除可？

シャープの「中小企業化」報道

シャープの経営再建の記事が、連日新聞の紙面に取り上げられています。同社が公表した中期経営計画では、欠損てん補のため資本金約 1,200 億円の減資を行い、その後取引銀行とのDES（デット・エクイティ・スワップ）等による約 2,250 億円の増資を行うこととされています。当初、資本金を 1 億円とする減資を行い「中小企業」となると報道されていましたが、政府関係者や市場等の反応が芳しくなく、正式発表時には 5 億円までの減資に変更されました。

減資を行う場合の法人税務への影響

減資を行う場合の参考として、法人税務では「資本金の額」を基準とするものと「資本金等の額」を基準とするものがあります。

「資本金の額」とは、登記されている「資本金」の金額そのものを指します。

この「資本金の額」を基準とする税制には次のようなものがあります。

貸倒引当金の繰入、青色欠損金の控除制限、法人税軽減税率、留保金課税の不適用、特別税額控除・特別償却、交際費等の定額控除額、欠損金の繰戻還付、少額減価償却資産の損金算入、外形標準課税

一方、「資本金等の額」は、株主が払い出

したものとされる一定の金額（税務上の資本金と資本剰余金の合計概念）です。

この「資本金等の額」を基準とするものには次のようなものがあります。

みなし配当、一般寄附金の損金算入限度額、法人住民税の均等割、事業税の資本割

なお、無償減資を行い、「資本金の額」が減少したとしても、「資本金等の額」には異同は生じません。

大法人が中小法人となった場合の欠損金

平成 27 年度税制改正では、法人税率引下げの代替財源確保のため、「資本金の額」が 1 億円超の法人の欠損金繰越控除限度額が現行の欠損金額×80%から 65%（最終的には 50%）に引き下げられました。巨額の赤字がある会社では欠損金の有効利用を考えた場合、「資本金の額」1 億円への減資は施策の一つとして考えられるものです。この場合、「大会社時代に生じた欠損金は 80%しか認められないのでは？」と心配になるところですが、期末の「資本金の額」が 1 億円以下である限り、100%控除はできるものと考えられます。



無用の議論を避けるためには、租税目的以外のキチンとした減資の理由付けが必要かも

税理士法人 A I F NEWS

2015年6月19日(金)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL: http://profit21.co.jp/aif

マイナンバー漏洩リスク対策

マイナンバーへの国家総動員態勢

10月からのマイナンバー配布に向けて、マイナンバーの周知化情報が溢れ出しました。ネット世界には「マイナンバーの受け取りを拒否しよう」などという書き込みもありますが、マスコミや実業社会、マイナンバーに直接関わる税理士・社労士などの世界では、素直に受け容れることを前提にした情報しか存在しません。疑問を呈することを排除する同質化社会がここにも現れている印象を受けます。

マイナンバー漏洩対策は可能か

税理士とその顧客の大半にとっては、独自にマイナンバー漏洩対策を行うことは出来ないと思われま

す。ベネッセの顧客情報漏洩事件 2070 万件というような大量の情報を抱えていないので、情報窃盗の対象にならないだろう、と判断されるものの、クラウドサービスとして給与計算情報をバックアップしているところからの流出は十分考えられます。

流出ルートが不明なまま、流出の事実だけが発覚した場合、漏洩対策不全是、刑事罰や損害賠償のリスクを生み出します。

税と社会保険料徴収事務をやめる

漏洩リスクから解放されるようにするに

は、漏洩リスク対策を完全に実施でき、損害賠償にも備えられる、超大手企業に、給与計算事務等や社会保険事務を全面委託してしまうのが、最善の策です。そして、そのような超大手企業が出現してくるかもしれません。

本当は、民間企業に無償で押し付けている源泉徴収事務や社会保険料徴収事務を廃止して、国家や自治体が直接行ってくれるのがベストです。

ベターな策としての情報不取得

マイナンバー情報を得て、使用した後に直ちにその情報を削除して不保持にする、のは煩雑で、ほとんど実行不可能です。

そもそも、マイナンバー情報を得なかったら、何か困るのでしょうか。給与支払や年末調整に差し障りがあるのでしょうか、税理士個人のマイナンバーを知らないまま顧問料の支払が出来ないなんてことになるのでしょうか、マイナンバーを書かなかったら、健康保険証を発行してくれないのでしょうか、多分何も困ることにはならないと思われま

す。マイナンバーが本人確認手続を簡略にする利便性を提供するだけだとしたら、その利便性の享受の放棄で済むことです。



現状のやり方で、特に問題がないのなら、新たな火種になるやり方をしなくてもよいのでは。誰も困らないし。

税理士法人 A I F NEWS

2015年6月22日(月)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL: http://profit21.co.jp/aif

平成 27 年度厚労省関連 新設助成金 人材育成型

平成 27 年度で新設された助成金があります。人材育成関連のものを紹介します。

金額は中小企業の場合の支給額です。

キャリア形成助成金 ものづくり人材育成訓練

15 歳以上 45 歳未満の者(短時間労働者で既雇用者を除く)で雇用保険被保険者に建設業や製造業が実施する厚労省認定の OJT 付き訓練で実習訓練を実施した場合。

- ・実施期間 6ヶ月以上
 - ・訓練期間 1年間 850時間以上
 - ・訓練中 OJT は2割以上8割以下
 - ・ジョブカード評価シートで評価を実施
- 支給額⇒

Off-JT 時給 800円 OJT 時給 700円

経費助成 1コース 15万円から 50万円

かかった費用の3分の2 (1年間)

上限 1000万円

キャリアアップ助成金 多様な正社員コース

多様な正社員とは次のような方です。

- ①勤務地、職務限定正社員制度を新たに規程し適用した場合⇒1事業所 40万円
- ②有期雇用契約労働者を勤務地限定社員、職場限定社員又は短時間正社員に転換、又は直接雇用した場合⇒1人につき 30万円
- ③正規雇用労働者を短時間正社員に転換又

は短時間正社員を新たに雇入れた場合⇒1人につき 20万円

キャリアアップ助成金 短時間労働者の週所定労働時間延長コース

支給対象となるのは週所定労働時間 25時間未満の有期契約労働者等を週所定労働時間 30時間以上に延長し社会保険を適用した場合⇒1人につき 10万円

企業内人材育成推進助成金

従業員に教育訓練、職業能力評価、キャリア・コンサルティング等をジョブカードを利用し、計画的に実施する制度を導入。継続して人材育成に取り組む事業主。支給対象となる取り組みとは、

- ①教育訓練・職業能力評価制度
- ②キャリア・コンサルティング制度
- ③技能検定合格報奨金制度

⇒制度導入では上記の

- ①50万円 ②30万円 ③20万円

⇒実施・育成1人につき上記の

- ①5万円 ②5万円又は15万円 ③5万円



短時間労働者の週所定労働時間延長コースと多様な正社員コースを合わせて1年度に1事業所10人までです

税理士法人 A I F NEWS

2015年6月23日(火)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL: http://profit21.co.jp/aif

平成 27 年度厚労省関連 新設助成金 労働環境改善型

平成 27 年度新設助成金は職場労働環境等を改善した場合にも適用されるものがあります。それを紹介します。

職場定着支援助成金（中小企業労働環境向上助成金が名称変更）

健康・環境・農林漁業の事業を営む事業主が雇用管理制度の導入等を計画(3ヶ月以上1年以内)し実施した場合に支給されます。⇒ 1制度10万円

- ①評価・処遇制度 ②研修制度
③健康作り制度 ④メンター制度

(別に介護事業は福祉機器導入にも助成)

また、目標達成助成として、雇用管理制度整備計画期間の終了から1年経過するまでの間の離職率を、雇用管理整備計画を提出する前1年間の離職率より低下させた時にも支給されます。

目標達成した時の支給額⇒60万円(定額)

離職率を比べて計画実施前より定着率が上がる事が必要です。

職場意識改善助成金 職場環境改善コース

残業時間の削減や年次有給休暇の取得促進を図る中小企業事業主に対して経費助成をします。対象は雇用する労働者の年次有給休暇の年間平均取得日数が13日以下であって、月間平均所定外労働時間が10時間

以上であり労働時間等の設定の改善に積極的に取り組む意欲がある中小企業事業主。

対象となる取り組みは、

- ①労務管理担当者に対する研修
②就業規則・労使協定の作成・変更
③労働者に対する研修・周知・啓もう
④労務管理用ソフトの導入
⑤外部専門家によるコンサルティング
成果目標

ア、年次有給休暇の取得促進・・・労働者の有給取得日数を年間4日以上増加
イ、所定外労働時間の削減・・・労働者の月間所定外労働を5時間以上削減
⇒改善に要した経費の4分の3

2015年10月15日までに計画書を提出し、承認の日から2016年2月15日までの任意の3ヶ月間で実施。支給申請期限2月末。

アとイの目標を達成した場合は経費の4分の3、100万円(上限額)ですが片方の達成でも8分の5の83万円が支給され、両方達成できない場合でも取り組みを計画し、実施すれば経費の2分の1、上限67万円までが支給されます。



職場環境改善コースは今年度の中でも一押しです。

税理士法人 A I F NEWS

2015年6月24日(水)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL: http://profit21.co.jp/aif

チームの時間効率向上

会社全体の時間効率を高めるには、社員一人ひとりの仕事に取り組む時間効率を高め、そのやり方を社員全員に浸透させることが有効ですが、それとは別に、目標管理の共同目標のように、部署内で複数の社員がチームを組んで目標達成に取り組む場合や、大きな課題になると部署間のプロジェクトチームを編成して目標達成を図る場合があります。その時間効率向上を図る必要が生じます。

時間効率向上の原則

時間効率向上の原則は、社員個人の場合、

- ①一人ひとりにとって興味が湧く、得意技が生かせるテーマ、専門能力の向上でキャリア形成ができるなど、自己の成長機会が得られ、意欲を持って取り組めるテーマを担当させること。
- ②それに加えて、テーマに対する集中度を高めるため、時間予算の重点配分を行なうこと。

にあります。チーム目標達成の時間効率を上げたい場合にもこの原則は基本的に当てはまります。

チームの時間効率向上法

チームとしての仕事の時間効率を高める

には、次の点に留意することが大切です。

- ① 基本は「働き手個人の時間効率向上」にあり、日常業務で前述の方法を習慣化しておく。
- ② テーマ設定の段階で、チームメンバーがテーマ発生の背景、会社にとってのニーズを理解し、その中で個々の専門技術を生かしたり、さらにその幅を広げ、高める成長機会を知って挑戦意欲を高める。
- ③ チームとしての活動において時間を無駄なく使い集中度を高める。そのポイントは「課題に対するチームとしての状況判断の誤りの排除」とその誤りに基づく「誤った対策の防止により、課題解決の迂回（無駄）を避けること」、状況判断の誤りを避けるには“三現主義”（現地で、現物を見て、現実に即して）で的確な状況判断を行ない、チームとして共有すること。
- ④ 問題・課題解決の段取り、ステップを可視化して、重点的な時間配分を行なう。
- ⑤ チームメンバーの意欲と集中度を高め、時間効率を高めるには、チーム内での健全な競争心を引き出すことが有効であり、巧みなファシリテーションや評価・表彰のしくみを活用する。



チーム全員の意欲と集中度を上げよう！

税理士法人 A I F NEWS

2015年6月25日(木)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL: http://profit21.co.jp/aif

弁当の路上販売を許可制へ

「許可」と「届出」の違い

東京都で弁当の路上販売規制強化

お昼時、オフィス街で安く手軽に購入できる弁当の路上販売。ここ数年、路上に大量の弁当等を陳列して販売する形態が多く見られるようになりました。これに対し、東京都では衛生環境等を懸念する声から対応を検討していましたが、いよいよ今秋から具体的な規制がされることになりました。

「弁当等人力販売業」で許可制に

東京都内で弁当販売を行うためには原則、施設基準や一定の資格を要する人的基準を満たした上で許可を受ける必要があります。しかし、弁当を「人力による移行」で販売する場合は「行商」に当たり、この場合、これまでは「許可」を受ける必要はなく「届出」をすれば足りるとされてきました。これは、行商が「人が一人で運搬できる量を取り扱う」小規模な営業を想定していたことから来ていましたが、近年では業者の大多数が弁当の運搬に自動車を使っており、本来の想定よりも大規模な営業を行っている実態などを受け、「弁当類」「そう菜類」の移動販売業者を「弁当等人力販売業」として許可制にしたのです。

「許可」と「届出」の違いとは？

そもそも「許可」と「届出」ではどのよ

うに違うのでしょうか。「許可」とは、公共の安全や秩序の維持などの公益上の理由から、法令で一般的に禁止されている行為について、特定の場合に限ってその禁止を解除する行政行為を言います。たとえば今回の例で言うと、食品を販売することは、本来誰でも自由にできるはずですが、食中毒などが発生する場合を考慮し、法令で自由に販売できないようにしています。これに対し、食品販売に関する営業許可をとることにより、この禁止を解除できるようにしているのです。次に「届出」とは、法令で定められている特定の行為について、一定の事項を予め行政官庁へ通知することを言います。「許可」の場合、申請した行政官庁から「許可」や「不許可」の判断を受けますが、「届出」には行政官庁の判断がなく、必要な要件(書類)を満たしてさえいれば、行政官庁に到達することで完了します。

このように、どちらも同じ行政上の手続きですが、両者でその性質が異なります。今回の条例改正で「届出」から「許可」になり、衛生面が向上することに期待が持てる一方、少なからず業者に負担がかかるわけですが、他の道府県での対応も含め、今後の販売にどのような影響が出るのか、気になるところです。

この許可制度は今年
10月から始まります。



税理士法人 A I F NEWS

2015年6月26日(金)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL: http://profit21.co.jp/aif

役員給与の改定時期の「定額給与」

定期給与を総会翌月分から増額する場合

役員給与を改定した場合の「定額給与」

法人税法では、法人が役員に支給した給与のうち、①定期同額給与、②事前確定同額給与、③利益連動給与については、支給事業年度の損金算入が認められています。

このうち「定期同額給与」とは、「定期給与」(支給時期が1月以下の一定期間ごとである給与)でその事業年度の各支給時期における支給額が「同額」であるものをいいます。なお、その額を改定した場合において、次の要件を満たすときは、改定前後の各々を「定期同額給与」として取扱います。

【要件1】 その事業年度開始の日からその3月を経過する日までに「定期給与」の額が改定されていること

【要件2】 次の①と②の期間内で各支給時期における支給額が「同額」であること

①事業年度開始の日～改定後の最初の支給時期の前日

②改定前の最後の支給時期の翌日～事業年度終了の日

役員給与の改定時期と支給日の関係

国税庁「役員給与に関するQ&A」Q2では、役員給与の支給が毎月末日である場合の増額のタイミングについて解説しています。

「Q&A」の事例は次のとおりです。

当社(年1回3月決算)は、定時総会を6月25日開催し、役員給与額を50万円から60万円に増額改定することを決議した。当社の役員給与額の支給日は毎月月末となっている。

この場合、総会の翌月である7/31支給分から60万円増額支給する場合には、「定期同額給与」に該当するのでしょうか?

結論としては「定期同額給与」に該当します。まず、役員「職務執行期間」は、一般に総会日から翌総会日までの期間と考えられ、定時総会における役員給与の改定は新たな「職務執行期間」の給与額を定めたものとも考えられるため、7/31支給からの改定はよくあることなのです。この場合、新給与を7/31支給分からと定めたときは、

①事業年度開始の日(4/1)～改定後の最初の支給時期の前日(7/30)

→4/30、5/31、6/30に50万円支給

②改定前の最後の支給時期の翌日(7/1)～事業年度終了の日(3/31)

→7/31、8/31…翌3/31に60万円支給

となり、【要件2】を満たすこととなるため、「定期同額給与」と認められます。



この設例では6/30支給からでも「定期同額給与」です!

税理士法人 A I F NEWS

2015年6月29日(月)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL : http://profit21.co.jp/aif

育児関連助成金

要件緩和や受給額アップ

改定された中小企業両立支援助成金

以前からあった育児関連の中小企業両立支援助成金は支給額が上がったり、要件が緩和されたりと内容が変更されているので紹介します。

代替要員確保コース

- ・育児休業を終了した労働者を、原職又は原職相当職に復帰させる旨の取り扱いを就業規則等に規定する
- ・休業取得者の代替要員を確保
- ・休業取得者を原職又は原職相当職に復帰

支給額 対象労働者1人あたり 30万円
支給対象者が期間雇用者 10万円加算
1企業5年間、1年度延べ10人まで

支給申請期間 育児休業終了日の翌日から起算して6ヶ月を経過する日の翌日から2ヶ月以内

期間雇用者継続就業支援コース

- ・期間雇用者と正社員が同等の要件で利用できる育児休業制度、育児短時間勤務制度を就業規則に規定
- ・期間雇用者の育児休業取得者を原職又は原職相当職に復帰させ、6ヶ月以上継続して雇用等

支給額 1人目 40万円
2人から5人目までは15万円

休業終了後、正社員で復職した場合は1人目10万円、2人から5人目5万円加算
育児休業を終了した期間雇用者が平成25年4月1日以降28年3月31日までに出た事業主が対象です。

支給申請期間 育児休業終了日の翌日から起算して6ヶ月を経過する日の翌日から2ヶ月以内

育児復帰支援プランコース

- ・労働者と面談し、育児復帰プランナーの支援を受けて育児復帰支援プランを作成
 - ・プランの実施により、育児休業予定者の業務の引き継ぎを行い、当該者が3ヶ月以上育児休業（産後休業を含む）を取得
 - ・プランの実施により上記の対象となった育休取得者の育休中に職場に関する情報、資料の提供を実施
 - ・職場復帰前後に育児休業取得者と面談し原職又は原職相当職に復帰させ、6ヶ月以上継続して雇用
- | |
|--------------|
| 1企業各1回支給 |
| 育児休業取得時 30万円 |
| 職場復帰時 30万円 |



育児休業をとっても、継続就業できる環境があると復帰後も働きやすいです

税理士法人 A I F NEWS

2015年6月30日(火)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL : http://profit21.co.jp/aif

65歳以上の高齢者を 雇用した時の助成金

高齢者雇用開発特別奨励金

新たに人を雇用する場合、年齢にこだわらず経験豊かな人や、高齢者でもできる仕事の求人に使える助成金を紹介します。

この助成金は雇用した日の満年齢が65歳以上の離職者をハローワーク等の紹介で1週間の所定労働時間が20時間以上の労働者として雇い入れる時(1年以上継続して雇用する事が確実な場合)に支給されます。

支給要件

雇用保険の適用事業主であり、次の要件には該当していない事が条件です。

- ①ハローワーク等の紹介以前に雇用の予約があった対象労働者を雇用する
- ②雇用の前日から過去3年間に雇入れ事業主の事業所で職場適応訓練を受けた
- ③雇用の前日から過去3年間に雇用関係、出向、派遣、請負により雇い入れ事業所に就労した事がある方を同一事業所に雇う時
- ④対象労働者に対する支給対象期間についての賃金を、支払期日を超えて支給申請を行うまでに払っていない場合(時間外手当、深夜手当、休日出勤手当を法定通り支払っていない場合含む)
- ⑤ハローワーク等の雇用条件と異なる労働条件で雇って対象労働者に不利益や違法行

為があり、本人からも申し出があった場合
⑥支給申請の前年度以前の労働保険料を滞納している場合

⑦支給申請日や支給決定日に倒産していた
対象労働者となる人

- ①雇用日の年齢が65歳以上
- ②紹介日雇用日に以下事項に該当しない事
ア、高齢継続被保険者
イ、短期雇用特例被保険者
ウ、アイ以外の人で雇用にかかる事業主以外の事業主との間で1週間の所定労働時間が20時間以上の雇用関係にある労働者
- ③雇用保険の被保険者資格を喪失した離職日の翌日から3年以内に雇用された人
- ④雇用保険の被保険者資格を喪失した離職日以前1年間に被保険者期間が6ヶ月以上あった人

支給申請と支給額

支給対象期間6ヶ月毎に2回に分けて支給されます。支給対象期間の末日から2ヶ月以内に申請します。支給額は30万円×2回、短時間労働者は20万円×2回です。



税理士法人 A I F NEWS

2015年7月1日(水)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL: http://profit21.co.jp/aif

成り行き管理

“成り行き管理”とは、管理者が業務推進の場面に応じた有効な管理の視点や方法を持っていないか、目標管理制度のような管理手段を持っていても、有効に機能していないために生じる現象で、業務の推進を担当者任せにしており、その結果、業務の無駄が放置されたり、部門間のタイアップ業務がうまく進まず、関係部署・関係者に迷惑をかけるなどの不具合が生じて、企業全体の体力低下につながります。

“成り行き管理”の背景・原因

このような望ましくない管理が起こる背景・原因は、管理者に「先が見えない仕事だから、計画を立てても始まらない」とする意識があるため、そのような部署では、次のような現象が見られます。

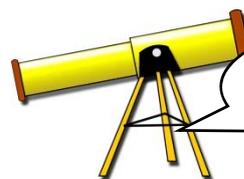
- ① 業務の優先度が明示されず、時期ごとに集中すべき業務が定まっていない。
- ② 業務のゴールとプロセスが明確にされないまま、スタートを切っている。
さらに、その根本にある原因を探ると、
- ③ 管理者が担当部署の問題・課題を認識していないため、戦略目標が不明確で、挑戦すべき事柄が不明確である。
- ④ したがって、所属社員の挑戦意欲も低い。
このような部署が放置される程、企業全

体の事業推進力は低下し、実力を持った人材も育たないこととなります。

経営者・管理者の留意点

“成り行き管理”を根絶することは、経営者・管理者が年度ごとの経済環境の変化を踏まえ、健全な緊張感を持続して、経営戦略とその実現を図る目標管理制度の運用に注力することと同義であり、以下のような対策が必要となります。

- ① 経営者の事業意欲を経営戦略目標として設定し、現状とのギャップを明示する。
- ② 各部署の戦略目標達成のために果たす役割・期待貢献と、その成果に応じた人事賃金制度上の処遇を明確化する。
- ③ 事業推進上不確実であっても重視すべきリスクと対応策を検討、目標設定する。
(例えば、商品クレーム対策は、不確実であるが、一度起これば製品回収など経営に大きな損失を与えるため、その予防策を品質管理上の信頼性目標として設定するなど)
- ④ 経営者が主導し、管理者に目標管理制度運用において生じている“成り行き管理現象”に注目させ、排除を図る。



“先が見えない”からこそ見る努力!

税理士法人 A I F NEWS

2015年7月2日(木)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL : http://profit21.co.jp/aif

税務調査で指摘される！

消費税の課税、非課税は慎重に

必ずチェックされる項目

法人の税務調査で必ずチェックされる項目の一つは、消費税の課税仕入、非課税（または不課税）仕入の区分間違いの有無です。

最近の税務調査では、この消費税申告の計算の基礎となる消費税区分集計表を、調査日より前に、あらかじめ提出するよう求められるケースもあります。

科目ごとのよくある間違い

帳簿作成や会計ソフトの入力時に、消費税区分を間違えることがありますので、以下の項目は課税仕入れにならない（納める消費税から差し引けない）ということ覚えておくと良いでしょう。

①海外出張旅費

消費税は日本国内の消費に課税されるものですので、国外での飲食費や宿泊費などは消費税がかかっていません。海外への飛行機代やその日当なども同様です。

②社宅などの家賃

居住用の家賃支払いについて、消費税は非課税とされています。賃貸借契約書で使用目的に居住用と記載がある場合、消費税がかかっていませんので、注意が必要です。

③クレジットカード手数料

飲食店などの小売業では、カード売上に

係る手数料を引かれて、カード会社から売上金額が入金されます。この手数料は非課税とされておりますので、消費税はかかっていません。

④慶弔費、祝い金、見舞金

従業員に対して支給するこれらの費用は「福利厚生費」、取引先に対しては「交際費」となりますが、やはり消費税はかかっていませんので、課税仕入れにしないよう注意してください。

⑤同業者団体や組合の通常会費

何らかのサービスに対して支払うものではなく、通常の業務運営のために支払う年会費などは消費税がかかっていません。

経理担当者と税理士のチェックで防げる

これらの間違いがあると、修正申告によって消費税を後から納めることになってしまいます。日々の帳簿作成のときから税務調査で指摘されないよう気を付けましょう。



税理士法人 A I F NEWS

2015年7月3日(金)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL: http://profit21.co.jp/aif

ふるさと納税の ワンストップ特例とは？

ワンストップ特例制度とは

ふるさと納税制度は納税者が、住んでいる場所以外の自治体に寄附し、寄附金控除として後に税金を軽減する、つまり住んでいる場所の他に納税できるという制度です。

しかしながら、確定申告をする必要の無い、給与収入のみのサラリーマンの方には、寄附金控除を申請する確定申告書の作成はハードルが高く感じられるかもしれません。そんな懸念を払拭すべく、今年の改正から確定申告が不要になる「ワンストップ特例制度」が創設されました。

条件を満たせば確定申告不要

確定申告が不要になる、というのは聞こえが良いですが、以下の条件を満たさなければ、ワンストップ特例は使用できません。

- ①確定申告の必要が無い方
- ②5カ所以内の自治体への寄附
- ③寄附する自治体毎に確定申告不要の申し出をして、自治体から送られてくる「寄附金税額控除に係る申告特例申請書」を返送する

こんな時はどうなるの？

例えば「年の途中で医療費控除をする事になった」場合など確定申告をする必要が出た場合は、確定申告でふるさと納税の寄

附金控除もあわせて申告する必要があります。もし寄附金控除を申告し忘れると、いつまでたっても税金の軽減は受けられませんので、注意が必要です。

また、年の途中で引っ越しをして居住している自治体が変わった場合は、その旨を寄附した自治体に知らせなければ、いつまでたっても税金の軽減は受けられません。

実際は使いにくいかも？

控除される上限の金額が引き上げられ、寄附して特産品を貰える数が増えたにもかかわらず「5カ所に寄附するなら5回書類を作って送る」という手間がかかってしまうのがワンストップ特例です。また、医療費控除等で申請が無駄になってしまう場合もあり、実際には非常に便利だ、と手放しで喜べる制度ではありません。

税制改正大綱には「当分の間の措置として」と書かれています。おそらくは今後、マイナンバー制度と連動しもう少し使い勝手をよくするのではないかと思います。



こんなところにも、マイナンバーの利用を促進しようとの思惑が見て取れます。

税理士法人 A I F NEWS

2015年7月6日(月)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL: http://profit21.co.jp/aif

輸出物品販売場は半年で何と倍増！

「DUTY-FREE」と「TAX-FREE」は違う？

「DUTY-FREE」と「TAX-FREE」は違う？

空港内の一部やアウトレットモール、一部の繁華街に店舗を構える「免税店」。一般的には、外国旅行者に対して、商品に課せられる税金（消費税、酒税、たばこ税、輸入品の関税など）を免除して販売する小売店を指します。これらの店舗は「DUTY-FREE」や「TAX-FREE」と表記されることが多いのですが、正確には意味が異なります。

「DUTY-FREE」は関税が免除される店舗、「TAX-FREE」は消費税等が免除される店舗をいいます。本来の意味での「DUTY-FREE」は、実は、日本では国際空港と沖縄以外には存在しません。街中では、しばしば混同して表記されることが多いようですね。

「輸出物品販売場」が全国で増加中！

「TAX-FREE」とされる免税店は、正しくは「輸出物品販売場」といいます。外国旅行者等のために消費税等を免除する小売店で、販売場ごとに事業者の納税地の所轄税務署長の許可を受けなければなりません。

この「輸出物品販売場」は、昨年10月の改正により、取り扱う免税品目が増えたこともあり、販売場数が大幅に増加しています。観光庁の発表では、H27.4現在の輸出物品販売場数は18,779店で、前回発表の

H26.10から約200%増、前年同月との比較では325%の大幅増となっています。

免税品目の改正

平成26年9月まで	平成26年10月より
(免税対象) 消費せず持ち出すことができる物品	(免税対象) 原則としてすべての物品
(免税対象外) 化粧品・食品・飲料 化粧品・食品・飲料 電池等・サービス料・修理代他	(免税対象外) サービス料・修理代 (持ち出すことができないもの)

増加する来日外国旅行者への対応が急務

ここ数年間、外国旅行者数が増加し、東京オリンピックの開催も決定したため、あらゆる場面での来日観光客対応が必要となっています。「輸出物品販売場」制度の整備もその一環です。この平成27年4月から、第三者が運営する「免税手続カウンター」にまとめて免税手続を委託できる「手続委託型輸出物品販売場」制度や、「港湾臨時販売場届出制度」（外航クルーズ船の寄港時に埠頭へ免税店を臨時出店するための手続きの簡素化）もスタートしています。



免税店の認知度アップのため、「免税店シンボルマーク」もできました！

税理士法人 A I F NEWS

2015年7月7日(火)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL: http://profit21.co.jp/aif

平成27年5年 消費税「Q&A」公表

「電気通信利用役務の提供」とは？

「国境を越えた役務の影響」Q&A 公表

平成27年税制改正を受け、国税庁から「国境を越えた役務の提供に係る消費税の課税の見直し等のQ&A」が公表されました。

今回の改正では電気通信回線（インターネット等）を介して行われる役務の提供を「電子通信利用役務の提供」と位置づけ、その役務の提供についての「内外判定基準」や「課税方式」が見直されています。Q&A問2には、新たに規定された「電気通信利用役務の提供」の具体例が示されています。

「電気通信利用役務の提供」の具体例

「電気通信利用役務の提供」には、対価を得て行われる次のような取引が該当します。

①インターネット等を介して行われる電子書籍・電子新聞・音楽・映像・ソフトウェア（ゲームなどの様々なアプリケーションを含む。）の配信、②顧客に、クラウド上のソフトウェアやデータベースを利用させるサービス、③顧客に、クラウド上で顧客の電子データの保存を行う場所の提供を行うサービス、④インターネット等を通じた広告の配信・掲載、⑤インターネット上のショッピングサイト・オークションサイトを利用させるサービス（商品の掲載料金等）、⑥インターネット上でゲームソフト等を販

売する場所を利用させるサービス、⑦インターネットを介して行う宿泊予約、飲食店予約サイト（宿泊施設、飲食店等を営業者から掲載料等を徴するもの）、⑧インターネットを介して行う英会話教室

なお、「電気通信利用役務の提供」には、通信そのもの、又は、その電気通信回線を介する行為が他の資産の譲渡等に付随して行われる次のような取引は該当しません。

①いわゆる通信（電話、FAX、データ伝送、等）、②ソフトウェアの制作、③国外に所在する資産の管理・運用等（ネットバンキングを含む。）、④国外事業者に依頼する情報の収集・分析等、⑤国外の法務専門家等が行う国外での訴訟遂行等、⑥著作権の譲渡・貸付等

国内居住者に提供すれば「国内取引」

「電気通信利用役務の提供」については、消費税の課税対象となる国内取引に該当するか否かの判定を「役務の提供を受ける者の住所等」で行うこととされたため、今後は、居住者に提供される「電気通信利用役務の提供」は、国内・国外いずれから提供されても、「国内取引」となります。



H27.10.1 以後の取引から
新法が適用されます！

税理士法人 A I F NEWS

2015年7月7日(火)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL: http://profit21.co.jp/aif

ワークスタイルの変革

ICTの普及によって、“ワークスタイルの変革”が進むと言われています。

たしかにICTを活用することで、

- ・仕事の処理スピードが向上する。
- ・組織のフラット化が可能となり、上下のコミュニケーションが円滑化する。
- ・在宅勤務が可能となるなど、就労形態の多様化ができる。

などコミュニケーションスピード向上や業務処理の効率化が図られていることは事実です。しかしながら、パソコンやインターネットを活用したワークスタイルのみを重視した変革では、経営改革に対する貢献が十分果たせるとは言い難いのです。

真のワークスタイル変革とは

企業に利益をもたらす真の“ワークスタイル変革”のあり方は、その変革が事業目的を追求し、目標を達成するために重要な課題を効率的に解決し、投入時間当たりの利益など、成果を向上させるものでなくてはなりません。

ワークスタイル変革の視点

したがって、ワークスタイル変革を図る視点は次のようにあります。

- ① 経営戦略目標・年度経営計画を策定す

るにあたって、経済環境・市場環境・社内環境などから問題点・課題を的確・スピーディーに判断する。

- ② 経営目標を目標管理制度の活用によって達成するため、部署間で適正な分担に基づく目標の設定を的確・スピーディーに行なう。
- ③ 各部署ごとの目標設定・達成プロセス管理を効率的に行なう。
- ④ ①～③の結果、経営活動全体としての時間当たりアウトプット(利益などの成果)の向上を図る。

このように、経営の全体と部分を対象として効率化するような働き方の変革が真の“ワークスタイル変革”と言えます。

経営者・管理者の留意点

このような“ワークスタイル変革”は、社員が意欲を持って活躍するための人事賃金制度のしくみ・目標管理制度の運用における人的コミュニケーションの進め方・タイムマネジメント・ICTなど具体的手段の活用が相俟って生み出されるものです。

特に人的コミュニケーション・タイムマネジメントの重要性がICT偏重によって見失われないように留意しましょう



真のワークスタイル
変革を！

税理士法人 A I F NEWS

2015年7月9日(木)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL : http://profit21.co.jp/aif

キャリアアップ助成金

正規雇用への転換等

キャリアアップ助成金は有期契約労働者等の非正規雇用労働者の企業内キャリアアップを促進し、正規雇用への転換や人材育成、処遇改善等の取り組みを実施した場合に助成されるものです。

正規雇用等転換コース

就業規則又は労働契約、これに準じるものに規定した制度に基づき、契約社員、パート労働者、派遣労働者などを正規雇用又は無期雇用へに転換もしくは直接雇用した場合に支給されます。**受給要件は下記の通り。**

- ① 次のア～ウのいずれかの該当者
 - ア、支給対象事業主に雇用され6ヶ月以上有期契約労働者又は無期雇用労働者である
 - イ、同一業務について6ヶ月以上の期間継続して労働者派遣を受け入れている派遣先の事業所、その他派遣就業場所において当該同一の業務に従事している派遣労働者
 - ウ、支給対象事業主が実施した有期実習型訓練を受講し、修了した有期契約労働者等
- ② 正規雇用労働者として雇用する事を約して雇い入れられた有期契約労働者
- ③ 次に該当する労働者でない事

正規雇用労働者に転換又は直接雇用される場合や無期雇用者に転換又は直接雇用される場合に、当該転換日又は直接雇用日の

前日から過去3年以内に、当該事業主の事業所において正規雇用労働者、勤務地限定正社員、職務限定正社員、短時間正社員又は無期雇用労働者として雇用された事がある者

④ 支給申請日において離職していない者

支給額 (中小企業の場合)

- ア、有期⇒正規雇用 1人当たり 50万円
- イ、有期⇒無期雇用 1人当たり 20万円
- ウ、無期⇒正規雇用 1人当たり 30万円
- 派遣労働者の正規雇用加算金 30万円
- 母子家庭母等の転換加算金 アの場合 1人当たり 10万円 イとウの場合 5万円

手続きの流れ

- ① キャリアアップ計画の作成、提出
- ② 就業規則等に転換制度を規定する
- ③ 転換や直接雇用の際に規定した試験を実施、正規雇用への転換、直接雇用の実施
- ④ 転換後6ヶ月分の賃金支払後支給申請
6ヶ月分の賃金支給(時間外手当も含む)
した翌日から起算し2ヶ月以内に支給申請
この他、受給には事業主要件もありますので事前確認しておきましょう。



人材育成コース
で教育訓練した
後に正規雇用す
るとどちらも受
給できます

税理士法人 A I F NEWS

2015年7月10日(金)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL : http://profit21.co.jp/aif

キャリアアップ助成金

有期契約労働者の職業訓練

キャリアアップ助成金の人材育成コースは有期契約労働者等に以下の訓練を行った場合に支給されるものです。

人材育成コース

- ①一般職業訓練 Off-JT
- ②有期実習型訓練 「ジョブ・カード」を活用し Off-JT と OJT を組み合わせた3～6ヶ月の職業訓練
- ③中長期的キャリア形成訓練 Off-JT
- ④育児休業中訓練 Off-JT

上記4種類の訓練のうち有期実習型訓練について説明します。

有期実習型訓練とは

Off-JT と OJT の組み合わせで実施する職業訓練で正社員経験が少ない非正規雇用の労働者を対象に正規雇用への転換を目指すもので、管轄労働局長が訓練基準に適合する旨の確認を行った職業訓練。

- ・企業での OJT と教育訓練機関で行われる Off-JT を組み合わせて行う
- ・総訓練時間が6ヶ月当たりの時間数に換算して425時間以上である
- ・総訓練時間に占める OJT の割合が1割以上9割以下
- ・訓練終了後にジョブ・カード様式4（評価シート）により職業能力の評価を実施

対象労働者

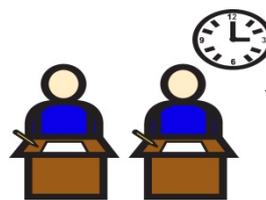
有期実習型訓練を実施する事業主に従来から雇用されている有期契約労働者等、又は新たに雇い入れられた有期契約労働者等で下記に該当する労働者。

- ①登録キャリアコンサルタントに職業能力形成機会に恵まれなかった者として有期実習型訓練に参加する事を認められ、ジョブ・カードの交付を受けた者
- ②訓練実施分野で過去5年以内、約3年以上正規雇用された事がない者
- ③上記②以外の者で過去5年以内に約3年以上休業していた者、過去に単純作業で職業訓練の受講経験のない者
- ④正規雇用労働者を約して雇い入れた者でない。但し職業訓練後に評価結果により正規雇用者への転換を予定する労働者を除く
- ⑤訓練の終了日、又は支給申請日に雇用保険被保険者である事

支給額（中小企業の場合）

賃金助成 1人1時間当たり800円

Off-JT 経費助成 1人当たり100時間未満10万円、100時間以上200時間未満20万円
200時間以上30万円



職業経験の乏しい方をジョブ・カードと職業訓練で育成し、企業とのマッチングをはかります

税理士法人 A I F NEWS

2015年7月13日(月)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL: http://profit21.co.jp/aif

幹部の仲

「部長や課長の仲が悪い」と言う困った現象は、よく起こりがちな現実の経営問題のひとつです。

そのような状況の下では、部署間の業務の進め方について部下同士も、どうやって上司の了解を取り付けたら良いか、と悩むことになり、業務の停滞が生じ、事業推進の障害になります。

仲が悪くなる原因

このような、幹部間の人間関係が悪くなる原因は主として、

- ① 部署間の仕事関係が悪い（例えば、販売部長が「商品が売れないのは、生産部門で不良品をつくるからだ」と主張し、生産部長は「商品が売れないのは、営業担当者に対する商品知識の教育が不足しているからだ」と憶測で他部署を非難し、責任のなすり合いが起きている）。
- ② 幹部が自分の面子に拘って問題の事実を認めない、謙虚さを持たず、自分を省みない、など自浄作用が働かない。
- ③ トップがこのような問題に気付いていないか、気付いていても放置しているため、悪い人間関係が改まらない。
- ④ より本質的な問題は、経営理念・組織運営方針で、部署間・社員間のチームワー

クを重視する仕事の進め方や“三現主義”による問題解決の規範が示されておらず、経営戦略策定から目標管理制度の運用、評価に至る業務推進において、普段から躱けられていない実態がある。

経営者の留意点

事業の発展を目指し、それを通じて自己の生活を豊かにする共通の目的を持った者同士が企業組織を形成した以上、経営者は次の点に留意して自社内の仕事を通じた人間関係づくりを指導するべきです。

- ① 部署間の問題が起きた時、その機を逃さず、「憶測でお互いを非難したり、面子に拘らず、“三現主義”による問題の事実確認に基づき、協働して解決を図る」よう関係者に働きかける。
- ② 経営理念等を通じてチームワークとコミュニケーションを重視し、実践する組織運営の規範を示すとともに、幹部社員に自ら範となるように求める。
- ③ 経営戦略・経営計画の策定、目標管理制度運用（共同目標の設定・プロジェクトチームの編成など）全ての経営活動で、その規範に基づく実践を指導する。



経営幹部の仲が悪い
と仕事が進まない！

税理士法人 A I F NEWS

2014年7月14日(火)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL: http://profit21.co.jp/aif

H27.10.1 以後の課税仕入れに適用 リバースチャージ方式とは？

リバースチャージ方式とは？

平成27年10月1日から「リバースチャージ方式」と呼ばれる新しい消費税の課税方式が導入されます。「リバースチャージ方式」とは、文字通り「納税義務が逆転」すること。消費税は原則として資産の譲渡を行った者・サービスを提供した者が納税義務を負いますが、「リバースチャージ方式」では、資産を購入した者・サービスの受益者が納税義務を負います。

新課税方式導入の背景

ネットを通じて購入するデジタルコンテンツ（音楽・電子書籍・映画等）の取引は、今までの制度では国内事業者から購入する場合には、消費税は国内取引として課税され、国外事業者から購入する場合には、国内取引でないものとして消費税の課税対象外とされていました。このことが同種同様のコンテンツを購入する日本の消費者の税負担の公平や、事業者の競争条件を歪めているという指摘がありました。

そこでネット経由の取引を「電気通信役務の提供」と定義して、新たな国内判定方式を設けるとともに、「電気通信役務の提供」を「事業者向け」と「消費者向け」に区別した上で、前者の取引について「リバース

チャージ方式」を採用することとしました。
(電気通信役務の提供の納税義務者)

事業者	取引	
	国内取引	
	事業者向け	消費者向け
国内事業者	役務提供者	役務提供者
国外事業者	役務の受益者	役務提供者

具体的な課税方式

具体的には、課税資産の譲渡等から国外事業者が行う「事業者向け電気通信役務の提供」を除くとともに、国内において行った課税仕入れのうち、「特定課税仕入れ」（「電気通信役務の提供」に係る消費税等）が納税義務の対象とされます。

「リバースチャージ方式」により納税義務を負うこととなる役務の受益者（課税売上割合80%）の消費税の計算では、次のように、「特例課税仕入れに係る消費税」が「課税」と「控除」の両面で登場するイメージになります。

$(\text{課税資産の譲渡等に係る消費税額} + \text{特定課税仕入れに係る消費税額}) - (\text{課税仕入れ等に係る消費税額} + \text{特定課税仕入れに係る消費税額}) \times 80\% = \text{納付すべき消費税額}$



簡易課税の場合又は一般課税で課税売上割合95%以上の場合は適用がありません。

税理士法人 A I F NEWS

2015年7月15日(水)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL: http://profit21.co.jp/aif

損金になるのか?ならないのか?

「たま駅長」の社葬費用

「たま駅長」社葬に3,000人参列

平成27年6月28日、和歌山電鉄・貴志駅の駅長待遇であった三毛猫の「たま」の社葬が、同駅コンコースで行われました。新聞報道では、最後の別れを告げようと3,000人の方が参列なさったそうです。

「たま」は、もともとは同駅の売店の飼い猫。駅の利用者に大変親しまれていましたが、貴志川線が南海電鉄から和歌山電鉄に引き継がれることになり、居場所がなくなりそうになりました。相談を受けた社長の発案で、「たま」は駅長に任命され、引き続き、駅で飼われることとなったそうです。

ところが、これがネットなどで話題となり、集客に大いに貢献。「たま電車」や「たまバス」を走らせる事態になりました。

「たま」の社葬費用は損金になるのか?

「たま」の葬儀は、コンコース外に大型モニターを設置、祭壇に遺影が飾られ、駅近くの神社の神事が執り行われたそうです。

そんな話を聞くと職業柄、「この社葬費用は、税務上損金に落ちるかしら…」と野暮な心配をしていますが。

法人税基本通達には「社葬費用」について、①法人の役員又は使用人が死亡したため社葬を行い、その費用を負担した場合に

おいて、②その社葬を行うことが社会通念上相当と認められるときは、その社葬費用のうち通常要すると認められる部分は、その支出日の属する事業年度の損金算入を認めるとしています。これは「社葬費用」を「福利厚生費」として損金を認めるという通達ですので、人間ではない「たま駅長」には、ちょっとハードルが高そうです。

一方、これを「記念式典」の類と見れば、「交際費」とも考えられますが、3,000人も参列されたとすると、もはや、会社の取引先などの事業関係者に限定されたものでなく、「一般の鉄道利用者」を巻き込んだイベントとも言えます。その方向で損金となるよう考えていくしかなさそうですね。

ペット葬式を挙げる側は「収益事業」!?

お葬式の神事を行う宗教法人サイドでは、ペットの葬式が収益事業に当たるか否か真面目に裁判で争われた事例があります(平成17年「ペット葬儀料事件」)。この裁判では、パンフレット等の料金表に基づき役務提供の対価として支払われ、宗教法人以外の民間ペット葬儀社が行う事業と変わらないという事情の下では、法人税に規定する収益事業に当たるとされました。



ペット葬式も、普通になっていくかもしれませんね。

税理士法人 A I F NEWS

2015年7月16日(木)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL: http://profit21.co.jp/aif

平成28年からスタート

「ジュニアNISA」とは

H28よりNISAの適用範囲が拡大されます

平成28年からNISA（少額投資非課税制度）の適用範囲が拡大されます。

まず、現行のNISA（20歳以上の成年者に適用）の「非課税口座」に設けられている各年分の「非課税管理勘定」に受け入れることができる上場株式等の限度額が100万円から120万円に引き上げられます。この改正により「毎月10万円の投資枠」が確保されることになりました。

そして、これまでNISAの適用を受けることができなかった20歳未満の未成年者についても、待望の「ジュニアNISA」制度が創設されました。

「ジュニアNISA」とは

この「ジュニアNISA」制度とは、未成年者の「未成年者口座」に係る「非課税管理勘定」又は「継続管理勘定」で管理される上場株式等に係る配当所得・譲渡所得は非課税とするというものです。この制度は平成28年1月1日以後に未成年者口座の申し込みがされ、同年4月1日から受け入れられる上場株式について適用されます（「非課税管理勘定」に受け入れることができる限度額は80万円。最長5年間）。

夫婦と子2人の世帯を例とすると、改正

前の非課税投資枠は夫と妻でNISA 100万円5年×2名=1,000万円であったのに対し、改正後は、(NISA 120万円×5年×2名) + (ジュニアNISA 80万円×5年×2名) = 2,000万円と倍になります。これは子供を含む国民1人当たりの金融資産の平均額556万円×4人=約2,000万円に見合う数字となります（H25総務省家計調査）。

18歳なるまでは払出ができません

成年NISAと異なる点は、18歳となるまでは非課税のまま払出することができないという点です。一方で、「ジュニアNISA」は最終の口座開設は平成35年で、その運用は平成39年で終了します。この場合、平成39年の時点で18歳に達していない方もいるはずで、そのような方が非課税のまま払出ができないとなると制度として好ましくありません。そのため「ジュニアNISA」では、「継続管理勘定」というものが設けられました。この「継続管理勘定」には、「非課税管理勘定」から各年80万円まで移管することができ、その後、この「継続管理勘定」を用いることで、20歳になる前年まで非課税で運用を継続することが可能となります。



ジュニアNISAは、親権者等が未成年者のために代理して運用を行います

税理士法人 A I F NEWS

2015年7月17日(金)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL: http://profit21.co.jp/aif

東芝・不正経理問題で注目！

「工事契約会計基準」とは

東芝、不正経理の規模 1,500 億円か!?

東芝の巨額に上る不適切経理問題が波紋を呼んでいます。当初はインフラ工事部門で3年間にわたり 500 億円の利益が前倒し計上されていたことが問題とされていましたが、その後、決算発表は延期され、テレビ・PC・半導体部門でも会計処理が適切でなかった疑いがあると報道されています。

「工事契約会計基準」とは？

具体的には、インフラ工事部門では、「工事進行基準」の適用において、総原価が不当に過少であったということのようです。

上場企業や会社法上の大会社は「工事契約に関する会計基準」（工事契約会計基準）が適用されます。この会計基準では、「成果の確実性」が認められる場合には、「工事進行基準」を適用し、工事の進捗に応じて売上・原価を計上し、「成果の確実性」が認められない場合には、「工事完成基準」を適用して、完成時に売上・原価をまとめて計上するものとされています。

「成果の確実性」がある場合とは、①工事収益総額、②工事原価総額、③決算日における工事進捗度が信頼性をもって見積もりができる場合をいいます。

「工事進行基準」における工事収益

「工事進行基準」による工事損益の一例を上げてみましょう。

【設例】見積工事収益総額 1.5 億円

見積工事原価総額 1.0 億円

(発生原価 第1期 0.2 億円・第2期 0.5 億円・第3期 0.3 億円) 進捗率 原価比例法

この場合、工事損益は次のようになります。

	第1期	第2期	第3期	合計
工事収益	0.3 億	0.75 億	0.45 億	1.5 億
工事原価	0.2 億	0.5 億	0.3 億	1.0 億
工事利益	0.1 億	0.25 億	0.15 億	0.5 億

「工事完成基準」を適用した場合には、第3期目に工事収益 1.5 億円・工事原価 1.0 億円（工事利益 0.5 億円）をまとめて計上するのに対し、「工事進行基準」により損益を計上した場合には、決算日における工事の進捗（第1期 20%、第2期 70%、第3期 100%）に応じて、収益が計上されるため、合理的なものと考えられます。

ただし、それは「成果の確実性」が担保されている場合に認められます。見積工事原価が不当に過少なケースでは、より利益が前倒し計上されることになるからです。



恣意性が介入しやすく、しっかりと内部統制が求められる計上基準ではありません

税理士法人 A I F NEWS

2015年7月21日(火)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL: http://profit21.co.jp/aif

課題形成の方法

目標管理制度で“課題形成”の位置付けを見ますと、「業務変革の目的認識—目的を追求する上での問題点把握—問題解決の方向性検討—“課題形成”—目標設定—以下略」と言う思考の流れの中で、問題点把握、問題解決の具体的方向性検討に基づいて課題形成を行ない、目標設定に直接結びつく重要性を持っています。

すなわち、“課題形成”を誤れば、目標設定に失敗することになりますからの確な検討、決定が必要です。

“課題形成”のやり方

課題形成のやり方として、次の方法を推奨致します。

- ① 業務変革の目的を追求する上での市場、法律・技術動向等外部の問題点、社内の人材・保有技術・組織体制・財務状況等の問題点を“三現主義（現地・現物・現実）”で的確に把握する。
- ② 問題点に基づいて次の課題形成の方法を選択し、課題を形成する。

i) 直接法	問題点を裏返しする（問題点の解決が課題になる。問題点が単純明快に整理できた場合に適する）。
ii) SWOT	「自社の強み・弱み・機会・

分析・クロス
SWOT分析
活用法

脅威を分析し、強みを市場にある機会に生かす方向性」を重視して、課題とする。

iii) “ワーク
デザイン”活
用法

「あるべき姿と現状の姿を具体的に定義し、そのギャップを埋めること」を課題とする。

iv) 組み合わせ
法

i) ~ iii)、その他任意の方法で課題形成する。

経営者・管理者の留意点

“課題形成”のやり方が理に適っていても、目標を設定したり、達成のために努力する関係社員の挑戦意欲が伴っていなければ、力強い目標達成力は形成されません。したがって、冒頭で示した思考の流れ全体に関係社員を参加させ、また、問題点の集約、課題の検討、合意形成において、真に参加して決定したのだ、と言う実感が持てるよう、“衆目評価法”などを活用することが良策と言えます。



課題形成は目標
設定に直結！

税理士法人 A I F NEWS

2015年7月22日(水)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL : http://profit21.co.jp/aif

H27.7「国外転出時課税」スタート

国外転出時課税と納税管理人の届出

平成27年7月「国外転出時課税」スタート

平成27年7月1日から「国外転出時課税」制度がスタートしました。

正式な名称は「国外転出をする場合の譲渡所得等の特例」。1億円以上の有価証券等を有する居住者が国外転出（日本国内に住所・居所を有しないこと）をした場合には、その有価証券等の譲渡をしたものとみなす一出国時に有価証券等の「含み益」に課税する制度です。富裕層の軽課税国移住による租税回避には、各国の税務当局も頭を悩ましており、今回の改正もOECDの公表した「BEPSプロジェクト」(税源浸食と利益移転)に日本側が対応したものでした。

この「国外転出課税」の留意すべき事項はいくつもありますが、中でも「納税管理人の届出」を国外転出時までに行っているか否かにより、譲渡があったものとみなされる金額が異なってくる点は、その申告期限とあわせて注意したいところになります。

国外転出までに納税管理人届出ありの場合

居住者が国外転出の時までに、所轄税務署長に「納税管理人の届出」を行っている場合には、「国外転出時の価額」で有価証券の譲渡等があったものとみなして、翌年の確定申告期限（3月15日）までに申告と納

付を行うこととなります。

また、国外転出までに「納税管理人の届出書」を提出していれば、「納税猶予」の適用があります。この場合、確定申告書の提出期限までに担保を提供するとともに、その納税猶予期間中に「継続適用届出書」を所轄税務署長に提出することとなります。

国外転出までに納税管理人届出なしの場合

国外転出の時までに「納税管理人の届出書」を提出しない場合には、原則として「国外転出予定日から起算して3ヶ月前の価額」で有価証券等を譲渡したものとして国外転出時に申告することとなります（準確定申告）。この場合には、「納税猶予制度」の適用を受けることはできないので、国外転出までに納付を行わなければなりません。

なお、国外転出後に「納税管理人の届出」をし、申告するときは、「国外転出時の価額」で有価証券の含み益を計算することとなります（この場合においても、原則として「納税猶予」の適用はありません）。



「納税猶予制度」の適用を受けたいときは、「納税管理人の届出」の提出が必須となりますので、ご注意ください！

税理士法人 A I F NEWS

2015年7月23日(木)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL: http://profit21.co.jp/aif

国外転出時課税の「1億円」判定

非上場株式の価額の算定方法

国外転出時課税の「1億円」判定方法は？

平成 27 年 7 月からスタートする国外転出時課税制度は、有価証券等を 1 億円以上有する居住者に適用されます。

この有価証券の価額「1 億円」という判定基準は、上場株式など取引市場があるものについては、時価（終値）の情報を取りやすいのですが、非上場株式等については、取引市場がないため、その株価を算定しなければなりません。

この場合、非上場株式の取引価額の算定によく用いられる「株式等を取得する権利の価額」や「株式等を贈与等した場合の『その時における価額』（みなし譲渡）」の通達規定を準用して算定することになります。

非上場株式の価額の原則的算定方式

非上場株式の価額は、「株式等を取得する権利の価額」の通達の規定を用いて算出した価額が原則的な株価の算定額となります。

この通達では次の①～④の順に従って、それぞれの金額で算定することになります。

- ① 売買実例がある場合
…最近の売買実例のうち適正なもの
の価額
- ② 公開途上株式である場合
…公開価格等を参酌した通常取引価額
- ③ 売買実例がなく、類似法人の価額がある

場合…類似法人比準推定価額

④①～③に該当しないもの…1株当たりの純資産価額等を参酌した価額

実際には、非上場株式の取引においては、売買実例があるものも少なく、類似する法人を見つけることも困難であることから、④の1株当たりの純資産価額を参酌した価額を採用する例が多く見られます。

財産評価基本通達を準用することも可能

また、「株式等を贈与等した場合の『その時における価額』（みなし譲渡）」の通達規定により、相続税の計算で用いられる財産評価基本通達を用いることもできます。

ただし、相続税の非上場株式の評価では「企業の清算価値」を志向するのに対して、所得税の評価では「継続企業」を前提とすること等があるため、次の3点の調整を加えて評価を行うこととなっています。

- ① 「中心的な同族株主」である場合は、常に「小会社」で評価すること。
- ② 土地と上場株式は相続税評価額ではなく、「時価」で評価すること。
- ③ 評価差額に対する法人税額等相当額（現行 38%）の控除は行わないこと。



評価差額に対する法人税額相当額が控除できないのは大きいです！

税理士法人 A I F NEWS

2015年7月24日(金)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL: http://profit21.co.jp/aif

平成27年5月「空き家対策法」施行 「空き家」に関連する税制

平成27年5月「空き家対策法」全面施行

平成27年5月「空き家対策法」(空家等対策の推進に関する特別措置法)が施行されました。日本の空き家の数は820万、空き家率は13.5%に上り、増加傾向にあると言われています。管理が不十分な空き家は、火災の発生や家屋の倒壊、衛生面や景観面の悪化等も懸念されます。このような状況を受けて登場した「空き家対策法」ですが、税金にもいろいろな影響を与えています。

固定資産税 特定空家の住宅用地特例除外

「空き家対策法」では「周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切な状態にある空家等」を「特定空家」と定義して、その所有者に対して必要な措置を取るよう市町村長が助言・指導・勧告・命令等ができることとなりました。これを受けて、同法の勧告の対象となった「特定空家」の敷地については、「住宅用地の特例」(価格に1/3~1/6の率を乗ずる特例)の対象から除外する措置が取られました。場合によっては、固定資産税が今までの6倍となる物件も出てくるのが予想されます。

所得税「空き家補助金」と所得税の関係

また、「空き家対策法」施行前から、既に空き家の有効利用を進める観点から、空き

家の取得・リフォーム・解体費用の一部を補助金として給付する自治体がありました。

この補助金を一般個人が取得した場合には、一時所得として課税されます。ただし、空き家の取得・リフォームに伴い取得する補助金には「国庫補助金等の総収入金額不算入」(申告要件あり)、解体費用に伴う補助金には「移転等の支出に充てるための交付金の総収入金額不算入」(申告要件なし)の規定があり、いずれの「空き家補助金」にも課税されない制度が設けられています。

また、金融機関から融資を受けて空き家を取得した場合の住宅ローン控除の適用については、取得対価から「空き家補助金」を控除して計算することとなります。

譲渡の場合「3,000万円特別控除」不可

かつて居住していたが、一定の年数、空き家となっている物件を譲渡した場合には、譲渡所得(所得税)の「住宅用財産の3,000万円の特別控除」の特例の適用を受けることはできません。そのため、古い物件であっても「空き家」の処分時に譲渡所得が生ずることが免れないケースも増えてくると思われます。



「空き家」を保有し続けても、処分しても、税金の負担を考えなければなりません。

税理士法人 A I F NEWS

2015年7月27日(月)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL: http://profit21.co.jp/aif

3C分析と注意点

「3C分析」は、外部環境（市場と競合）の分析から KFS (Key Factor for Success : 成功の鍵となる要因) を見つけだし、自社の戦略に生かすフレームワークです。

この分析は、マーケティング戦略などで、よく活用されていますが、いくつかの陥りやすい問題もあり、注意が必要です。

“3C分析”の方法と注意点

“3C分析”では次の分析を行ないます。

CUSTOMER	顧客ニーズの変化を知る。
COMPETITOR	競合が市場・顧客ニーズの変化にどのように対処しているかを知る。
COMPANY	自社が成功する要因を見出す。

調査・検討を行なう上で、注意を要する点と対処法は次の通りです。

- ① 「顧客ニーズの変化」を知るには、好みが多様化している今日、対象市場で顧客の商品の使用場面に接して、“三現主義（現地で、現物を見て、現実に即して）”で詳細に観察する（“三現主義”は以下の調査検討でも同様に重要）。

- ② 競合は、その顧客ニーズにどのように対応しているか“4P”の視点から観察し、情報を集める。

[4Pの視点]

視点	調査対象
Product	商品そのもの
Price	価格政策
Place	販売店・販売経路
Promotion	広告・宣伝・人的コミュニケーション

- ③ 以上の調査、検討から、「4P」の視点で自社の成功要因を見出す。

経営者・管理者の留意点

ここで、最も注意を要するのは、競合の「4P」対処策の真似をし、同様の対策で負けまい、とする結果、自社の独自性を薄めてしまうことです。自社の「4P」の対処策検討では、SWOT分析・クロスSWOT分析などを援用し、自社の強みを深掘りして差別化することが最重要です。

社員の衆知を集めて、自社の実績に裏付けられた、販売上・技術上の強みを良く検討し、より強化することに徹すれば、競合を凌駕することに帰結するでしょう。



自社の独自性で
差別化！

税理士法人 A I F NEWS

2015年7月28日(火)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL: http://profit21.co.jp/aif

平成27年度税制改正

受取配当等の益金不算入制度の見直し

平成27年改正・受取配当等の益金不算入

平成27年税制改正では、法人税率が引き下げられる一方で、課税ベースを拡大する改正項目が盛り込まれています。その中の一つが「受取配当等の益金不算入」制度の見直しです。今回の改正では、二重課税排除という制度の基本的な考え方を踏まえつつ、次の点が見直されています。

(1) 株式等の区分の改正

支配目的の株式等と支配目的の乏しい株式等（資産運用目的の株式等）との区別が一層明確化され、株式等の区分が次のように見直されました。

(改正後) 株式等の区分と益金不算入割合

区分	不算入割合
①完全子法人株式等 (保有割合 100%)	100% (負債利子控除なし)
②関連法人株式等 (保有割合 1/3 超)	100% (負債利子控除あり)
③その他の株式等 (5%超・1/3 以下)	50% (負債利子控除なし)
④非支配目的株式等 (保有割合 5%以下)	20% (負債利子控除なし)

(2) 負債利子控除の改正

上記の区分改正に伴い、負債利子控除の計算が煩雑になることを考慮して、③と④

については、負債利子控除の計算は行わないこととされました（改正後は関連法人株式等のみ負債利子控除の計算を行うこととなります）。また、負債利子控除割合の計算における総資産の帳簿価額から減算又は加算する金額の取扱いについて、「その他有価証券に係る評価益等相当額」又は「評価損等相当額」が除外されました。

(3) 株式投信の全額益金算入

公社債投資信託以外の証券投資信託（株式投信）について、全額益金不算入（改正前は収益分配金の1/2）とされました。

適用初年度は「原則法」により計算

また、関連法人株式等に係る負債利子控除額の簡便法における基準期間が、H27.4.1 から H29.3.31 に開始する事業年度とされます。簡便法に経過措置が設けられなかったため、適用初年度ではすべての法人が「原則法」により計算することとなります。

なお、この原則計算の場合、「当期末及び前期末の総資産の帳簿価額の合計額」、「当期及び前期の期末関連法人株式等の帳簿加価額の合計額」が計算で用いられますが、この「前期末」は改正後の規定で再計算したものをを用いることとなります。



この改正は、H27.4.1 以後
に開始する事業年度から適
用されます！

税理士法人 A I F NEWS

2015年7月29日(水)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL: http://profit21.co.jp/aif

資本金も利益の一種です

複式簿記とは

複式簿記は、現金で車を買った場合に、増えた財産（車）と減った財産（現金）を左右に併記することにより、平衡を保ち財産を管理しようと言うものです。

しかし安く買った商品が高く売れたような場合、減った財産と増えた財産が平衡を破ることになり、そこで考え出されたのが、販売益や売上等の名目勘定（損益勘定）です。この名目勘定に対し、実際に存在する財産を实在勘定と言い、实在勘定と名目勘定の合計は、常に平衡を保っておりました。

(図①)

資本の登場

しかし一年でいくら儲かったのかとか、財産が増えたのか等、期間を区切って財産の増減が問題になると、実際にある資産と負債と言う实在勘定は期間を超えて存在しますが、収益・費用と言う名目勘定は、実在しませんので、次の期間では0からのスタートとなります。ここで左右のバランスが崩れます。

そこで考えたのが、資本と言う概念です。

(図②)

最初の利益が資本金

会社をはじめる時も本来一緒です。最初に会社に1000万円を入れた場合、会社は1000万円の現金が増えるだけで、減る財産がないので、名目勘定である収益勘定を対応させて、以下の処理となります。

現金 1000万円	収益 1000万円
-----------	-----------

この収益勘定は、期間が変わるとなくなり、資本となります。これを資本金と呼び、その後の儲け=利益と区分しております。

実務ではプロセスを省略して最初から、(現金)1000万円(資本金)1000万円としております。

図①

資産	負債
費用	収益

図②

資産	負債
	資本

税理士法人 A I F NEWS

2015年7月30日(木)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL: http://profit21.co.jp/aif

最近よく耳にする小型無人飛行機

「ドローン」の耐用年数

「ドローン」(小型無人飛行機)とは?

最近、よく耳にする「ドローン」。元々は英語で雄のハチ (drone) を意味する言葉ですが、転じて「小型無人飛行機」のことを指すようになりました。当初は、軍事・災害等の分野で用いられた比較的大型(10m超)のものでしたが、コンピュータ制御や遠隔操作の技術の発達により、小型で廉価のものも登場し始めると、民間にも急速に普及するようになりました。

商用使用はもとより、ホビーとして、ドローンに小型カメラを搭載し、個人でも手軽に空撮を楽しむ時代となり、大きさ・形状・用途も様々なものが販売されています。

その一方で、日本でも官邸や善光寺で落下する事故・事件が発生し、規制強化の声が上がっています。

「無人ヘリコプター」は10年又は7年?

この「ドローン」を事業で用いる場合、耐用年数は何年になるのでしょうか。かつて、国税庁ホームページには「類例」とよべるものが掲載されていました。(質疑応答事例「無人ヘリコプターの耐用年数」。平成20年の減価償却制度見直し前まで掲載)

この質疑応答事例の公表時点では、無人ヘリコプターは航空法の適用はなく、耐用

年数省令の「航空機」「ヘリコプター」に該当しないこととされていました。

(例1) 測量用の無人ヘリコプター(航空写真撮影に使用。燃料:ガソリン。600万円)

一般の事業用減価償却資産として、規模・構造から「器具及び備品」「11 前掲のもの以外のもの」「その他のもの」「主として金属製のもの」…耐用年数10年を適用

(例2) 農業用の無人ヘリコプター(病虫害防除用の薬剤散布又は播種用等に使用)

農林業用の減価償却資産に該当するため、特殊の減価償却資産として耐用年数省令の(旧)別表第7を適用

(旧)別表第7は平成20年に廃止されていますので、現行法では「機械及び装置」「25 農業用設備」として耐用年数7年の適用が考えられます。

今後「ドローン」の航空法規制が入れば…

ただ、今後「ドローン」の規制が厳しくなるならば、航空法の適用があるものになるかもしれません。その場合は、耐用年数省令の「航空機」「その他のもの」で耐用年数5年となる可能性も考えられますね。



時代の進歩を感じますね。

税理士法人 A I F NEWS

2015年7月31日(金)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL: http://profit21.co.jp/aif

勘定科目や償却期間に注意！

上下水道の負担金の会計処理

水道関係の支出金は会計処理や償却に注意

建物を建築し、給水設備工事や排水設備工事を行う場合には、「建物附属設備（給排水設備）」として資産計上し、15年で償却することになります。

これらの工事の際には、上水道については、水道事業者に対し「水道利用加入金」を、下水道については、市町村に対し「受益者負担金」を支払うことがあります。

似たようなものに見える支出ではありませんが、これらは、会計処理や償却期間が異なるため、キチンと区別したいところです。

上水道は無形固定資産、下水道は繰延資産

上水道の加入金については、「無形固定資産」の「水道施設利用権」あるいは「工業用水施設利用権」として15年で償却します。

この「水道施設利用権」とは、「水道事業者に対して水道施設を設けるために要する費用を負担し、その施設を利用して水の供給を受ける権利」とされています。他人（水道事業者）の所有する水道施設を利用することを目的とする「権利」であり、その金額は、メーターの口径で決められます。

一方、下水道の「受益者負担金」は「税務上の繰延資産」となります。

これは、市町村が所有・管理する下水道

（＝公共施設）について、法人・個人事業者自身が受けるメリットを反映するため費用配分を行うものであるからです（土地の地積に負担金単価を乗じて計算されます）。

公共施設負担金の償却年数は、その施設の耐用年数の7/10とされていますが、現実には、その設備ごとに償却期間を定めると煩雑になることから、このような受益者負担金については、通達により一律に6年（公共下水道を使用する排水設備を新設・拡張するための負担金は15年）とされています。

分割納付の受益者負担金には要注意！

なお、受益者負担金は分割納付を認める市町村が多く見られますが、繰延資産は原則として3年超の場合には、総額が確定していても、その総額を未払計上して償却することを認めていません。

ただし、長期分割払いについては、①分割払いの期間が繰延資産の償却期間以上で、②分割支払額が概ね均等額であり、③徴収が工事着工後に開始される場合には、その支出日の属する事業年度において損金に算入することができるものとされています。



なお、水道加入負担金には消費税が課されますが、受益者負担金には消費税は課されません！

税理士法人 A I F NEWS

2015年8月3日(月)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL: http://profit21.co.jp/aif

日本企業の開発力

平成26年度、一橋大学経済研究所・都留教授等の研究発表で、「世界の開発拠点としての機能を高めつつある東アジア」で日本・中国・韓国の企業の「製品開発プロセスにおける問題発生と開発担当者個人の解決行動」の比較研究結果が発表され、その内日本企業についての要約は次の通りです。

日本企業の開発担当者の特徴

日本の従業員数200名以上の製造業、50名以上のソフトウェア業、合計72社について調査し、三国間を比較した結果、

中国・韓国企業の開発担当者と比較して、日本企業の開発担当者の特徴は

- ① 担当者の業務内問題（不具合など）を現場レベルで解決しようとしている。
- ② 担当者の業務外問題（部品間の不具合など）を協力して解決する能動性が高い。なお、三国とも
- ③ 担当外問題に対する能動性は、開発組織レベルでの開発成果に影響が大きい。

と発表されております。

上記の①は日本企業では開発部門でも“三現主義”（現地・現物・現実に即して）が浸透しているからだと思われ。また、②は目標管理制度などにより共同目標の設定や担当業務外の問題解決におけるチーム

ワークやコミュニケーションが訓練されているからだと考えられます。

日本の特徴的開発力の要因

このように、日本企業の開発担当者が特徴的な開発力を持つに至った要因は、次の施策が役立っているためと考えられます。

- ① 長期雇用により、企業内で様々な開発業務の体験、チームワークによる問題解決の体験を積み重ねながら専門人材を育成、確保している。
- ② 役割等級制度・複線型人事賃金制度により、専門職の役割を明確化し、処遇を管理職と同等としてモチベーションを高めている。
- ③ 目標管理制度で共同目標の設定、開発目標達成へ向けたプロセスマネジメント、能力開発を巧みにこなしている。

経営者・管理者の留意点

このように、強い開発力を保持しながら、一方で日本企業の開発効率（開発投資当り利益水準）には問題があるとされておりますから、今後は開発投資をより利益獲得に結び付ける経営戦略の策定に注力し、持てる開発力を有効に活用することが必要です。



開発投資は利益を重視！

税理士法人 A I F NEWS

2015年8月4日(火)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL: http://profit21.co.jp/aif

製造業のV字回復は意外と簡単

V字回復の秘密

一昔前、日産のV字回復が話題となり、社長となったゴーン氏は一躍話題の人となりました。

確かにV字回復はリストラや構造改革等様々な難問を解決して成し遂げられたことでは、製造業のV字回復は意外と簡単なのです。その秘密は制度会計の矛盾でもあります。

事例でみてみましょう

売価1万円の製品原価構成が以下の場合

材料費@1千円 外注費@2千円

製造経費年間5億円

年間売上10億円が5億円になった場合

10億円の際は毎年10万個作って1万個在庫にしていたと仮定しますと

例年の製造利益は以下となります。

売上10億円

材料費 10万個×1千円=1億円

外注費 10万個×2千円=2億円

製造経費5億円

期首在庫1万個×(1千円+2千円+5千円)
=8千万円

期末在庫1万個で同様に8千万円

合計製造原価8億円

差引製造利益2億円

5億円しか売れなくなった年は以下です。

売上5億円

材料費 4万個×1千円=4千万円

外注費 4万個×2千円=8千万円

製造経費5億円

期首在庫1万個で8千万円でした

期末在庫4万個作って在庫も売ったので0

合計製造原価7億円

差引製造利益▲2億円

翌年も5億円の売上しかなかったとしても

生産を元に戻して10万個生産した場合は

売上5億円

材料費 10万個×1千円=1億円

外注費 10万個×2千円=2億円

製造経費5億円

期首在庫0

期末在庫5万個×(1千円+2千円+5千円)
=4億円

合計製造原価4億円

差引製造利益1億円

これでV字回復は達成です。



税理士法人 A I F NEWS

2015年8月5日(水)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL: http://profit21.co.jp/aif

ネット銀預金量が10兆円超に！

新たな形態の銀行

新たな形態の銀行

金融庁の銀行分類の用語に「新たな形態の銀行」というものがあります。文字通り、都市銀行や地方銀行など伝統的な銀行にない新たな形態の業務を行う銀行を指します。

主な業態としては、「インターネット專業銀行」「商業施設との連携を主体にする銀行」の2つがあります。

ネット銀行は預金量10兆円超に！

インターネット專業銀行（ネット銀行）は、店舗を設置せず、インターネット取引に特化した銀行です。店舗を持たず、預金通帳が発行されない「無通帳取引」を行うなど運営コストを削減することで、手数料が安く、預金金利が高いことが特徴です。

インターネット上の資金決済が広がる中、27年3月決算では、ネット銀行6行の預金量は10兆円を超えることになりました。

(預金量及び前年比増加率)

①住信 SBI ネット銀行	3.6兆円	+16.2%
②大和ネクスト銀行	3.5兆円	+27.0%
③ソニー銀行	1.9兆円	▲0.6%
④楽天銀行	1.2兆円	+22.7%
⑤じぶん銀行	0.7兆円	+16.9%
⑥ジャパンネット銀行	0.6兆円	+4.8%

取引はネットバンキングで行い、提携し

ている他行やコンビニATMで入手金を行うこととなります。

小売主導のセブン銀行・イオン銀行

商業施設との連携を主体にする銀行にはセブン銀行(コンビニATM)とイオン銀行(ショッピングセンター利用者が主な対象)があります。

①イオン銀行	2.0兆円	+14.4%
②セブン銀行	0.5兆円	+14.6%

ユニークな支店名も特徴です！

これらの銀行は店舗を有しないことが共通点ですが、全銀協システムでは「支店コード」がなければ取引を行うことができないため、便宜的に「支店名」を有しています。しかも個人口座では、どこもユニークな名称ばかり。住信 SBI 銀行は果物の名前(イチゴ支店、ブドウ支店等)、大和ネクスト銀行は七福神の名前(エビス支店、ダイコク支店等)、セブン銀行では花の名前(マーガレット支店、フリージア支店等)、イオン銀行では誕生石の名前(ガーネット支店、アメシスト支店等)が用いられています。



都市銀行の夜間金庫サービスも減ってきたので、コンビニATMに預ける飲食店も増えています。

税理士法人 A I F NEWS

2015年8月6日(木)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL: http://profit21.co.jp/aif

マイナンバー通知間近！ 会社の対応スケジュール

マイナンバー制度への対応

マイナンバーの個人番号は、今年10月より住民票の所在地に送付される通知カードにより通知されます。平成28年1月以降は希望すれば市区町村窓口で顔写真付き個人番号カードを申請することもできます。

会社は来年以降の社会保険事務や源泉徴収事務のため、10月以降に個人のマイナンバーを収集し、その際通知カード+顔写真付き身分証明書の提出を以て本人確認をする事となっています。但し雇用関係があり本人に相違ない事が明らかな場合や個人番号カード提示時は本人確認書類は不要です。

今後、会社が行う事

① 9月までに担当部署、担当者を決定する…マイナンバーの取り扱い部署、担当者、責任者を定める（経理部や人事部等）

本社以外に支店等がある時は支店で収集窓口となる人も担当者となります。担当者以外は取り扱いしないようにし、また、秘密保持誓約書を取る場合もあります。

② 取扱規定や就業規則を策定します。

③ 安全管理措置を策定します。

③ 社員説明会を開いたり、従業員にマイナンバー実施と収集の目的を示した番号報告の依頼書を通知したりします。

扶養親族については年末に扶養控除等申告書に記載してもらう事で事務の簡素化になります。扶養親族の本人確認は従業員自身にあります。会社は国民年金第3号被保険者の手続き以外、扶養親族の本人確認は不要ですが、会社からの委任状で番号を提出してもらう方法もあります。

④ 10月以降マイナンバー収集の際は直接なら封筒に通知カードの写しを入れ、通信で行う時はメール（パスワード設定）か簡易書留で行います。マイナンバーを通知されたら授受の記録を残しておきましょう。

28年1月以降マイナンバーを記載する書類

雇用保険資格取得届・喪失届、継続給付請求、労災の給付申請、退職者給与の源泉徴収票 年末調整事務等

29年1月以降の事務

社会保険の資格取得届・喪失届、育児休業関連、療養費、傷病手当等の給付請求、氏名変更、住所変更等

税分野では平成28年分の税務申告や給与支払報告書、法定調書、支払調書等

マイナンバーを記載した書類は法定保存期限が過ぎたら確実な方法で廃棄をすることとなっています。

1 2 3 4 5
6 7 8 9 0

番号は記載する書類を提出するまでに集めればよいので必ずしも28年1月に間に合わせる必要はありません

税理士法人 A I F NEWS

2015年8月7日(金)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL: http://profit21.co.jp/aif

マイナンバー制度

従業員への通知文

会社から従業員にお配りする通知文の例を作りました。参考にして下さい。

従業員の皆様へ ご協力をお願い

マイナンバー制度について

①マイナンバーとは何でしょうか？

平成28年1月より開始されるマイナンバー制度は、赤ちゃんから大人まで国民1人1人に12桁の個人番号が振られ一生使用するものです。重要な個人情報ですので外部に漏れないよう管理してください。

②何に使うものですか？

社会保障、税、災害対策の分野で使われます。平成28年1月以降、源泉徴収票や健康保険等、社会・労働保険、税金の手続きの際、関係機関に提出する書類に従業員の皆様や扶養親族の個人番号を記載します。

③自分の番号はどのように知るのですか？

10月から11月にかけて、市区町村から皆様に簡易書留で「個人番号の通知」が送られてきます。送付先は住民票登録をしている住所地です。住民票異動が必要な場合は事前に手続きをしておいて下さい。個人番号の通知が届かない場合でも、住民票で確認する事が出来ます。

④通知後に何かする事はありますか？

マイナンバーが届いたら会社へ番号をお知らせください。通知書の写しを封筒に入れ封をして提出してください。大切な個人情報ですので取り扱いに注意して下さい。

扶養親族のいる方は原則として扶養親族の個人番号もお知らせください。

また、メールでお知らせいただく時はパスワードを別便で送ってください。郵送の時は簡易書留にしてください。

④どんな届出に使用するのですか？

ア. 所得税関係…給与所得源泉徴収票、扶養控除等申告書、財形非課税住宅等申告書
イ. 健康保険、厚生年金適用事務…資格取得届・喪失届、育児休業関連 氏名や住所の変更届、健保の各給付の請求等

ウ. 雇用保険被保険者取得届・喪失届、氏名変更届、高年齢雇用継続給付、育児休業給付、介護休業給付、労災保険給付請求等に使用します。

⑤会社は厳重に管理します

マイナンバーは重要な個人情報ですから漏えい防止の為、記載された書類は厳重に管理します。

以上、不明な点がございましたら〇〇課〇〇までお問い合わせください。



9月頃までに従業員の方にお配りする通知書の要点をまとめてあります

税理士法人 A I F NEWS

2015年8月17日(月)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL : http://profit21.co.jp/aif

技術開発の取り組み方

技術開発とは、産業や生活を改善するための新しい技術を獲得する組織的活動のことを言い、製品開発、および生産技術開発（製法開発）のための新技術開発と、それが社会に受け入れられるための実用化を行なって行く過程を含むもので、近年日本企業の開発投資の効率性（開発投資に対する利益水準）の視点から注目されています。

技術開発テーマの決定法

技術開発テーマ決定の原点は、市場・顧客の生活場面で生じている現在、将来のお困り、利便性向上などのニーズと自社の経営理念（社会貢献）追求の視点から新規製品・サービスの開発によって顧客の生活やビジネスを改善、向上したいとするトップの意思決定にあります。

したがって、その意思決定までの調査、検討プロセスにおいて次の取り組みを行わなければなりません。

1	“三現主義”による市場・顧客ニーズの調査と新規性の高い製品・サービスの発想
2	技術上の SWOT 分析等による保有技術、不足技術（新規技術開発ニーズ）の評価

3	技術上の 3C 分析等による顧客ニーズの変化、競合の対処策調査と自社の強みとする新技術開発・生産技術開発テーマの検討
4	新技術開発による「QCD（品質・コスト・リードタイム）」と利益確保の評価
5	開発投資効率の評価：「開発価値＝獲得利益／開発投資」の評価
6	トップによる技術開発テーマの決定

経営者・管理者の留意点

日本の企業は欧米企業に比べて開発投資効率が劣るので、技術開発に当っては、市場・顧客に従来にない新規性・利便性が高い製品・サービスを提供するとともに、開発効率の改善・向上を図る必要があります。

したがって、技術開発を直接担当する研究・開発部門だけに任せるのではなく、市場・顧客に密着している販売部門、品質をつくり込む生産部門などによるプロジェクトチームの編成、共同目標の設定、目標達成プロセスの重点管理、関係部門の管理者・社員の参加と職位、年齢、性別などにとらわれない自由闊達なコミュニケーションにより、衆知を活用することが必要です。



衆知を集めて
技術開発！

税理士法人 A I F NEWS

2015年8月18日(火)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL: http://profit21.co.jp/aif

マイナンバー制度

安全管理体制作りのポイント

会社が行うべき「安全管理措置」

マイナンバーは厳格な管理が求められています。利用制限、提供の制限、収集保管の制限、廃棄削除、安全管理措置を実施する事となっています。個人番号を把握する前にマイナンバーの取り扱いに対する基本的な安全管理措置を決定する事が重要です。従業員101人以上事業所では、

1. 基本方針の策定
2. 安全管理措置の実施
3. 組織的安全管理措置
4. 人的管理措置
5. 物理的管理措置
6. 技術的安全管理措置

が求められます。それぞれの措置にはガイドラインで具体的な内容が提示されていますので確認しましょう。

また、就業規則作成義務のある事業所は変更事項に織り込む必要もあります。

中小規模事業者でも注意しておく点

100人以下事業所でも特定個人情報（マイナンバーを含む情報）漏えいには罰則が適用されますので取り扱いには注意を要します。ガイドラインに基づいて基本的な安全管理措置として取得から廃棄の流れの例を挙げます。（紙で提供を受けた場合）

取得⇒利用目的を告げ、直接受け取るか、書留で番号の提供を受け、記録しておく。本人確認が必要な場合は確認を行う。

管理・保管⇒取得した個人番号を確実に入力し、漏えいしないようにパソコンにIDを付けたリ施錠できるキャビネット等で保管、記録を残す。入力後廃棄する場合はすぐに廃棄する。また、マイナンバー保存中のパソコンをインターネットにつなぐ時はウイルス対策ソフトを入れておく。

利用⇒マイナンバーを扱う社員を決めておき書類に誤りなく記載・入力する。官庁には持参又は書留郵送や電子申請手続をし、一連の流れを記録する。

法定保存期間がある個人番号記載書類⇒作成後は安全な方法で保管しておく。

廃棄⇒保存期間が過ぎたものは再現不可能なシュレッダー、完全なマスキングや切り取り、焼却等を行い廃棄の記録を残す。

基本方針の策定は義務ではありませんが、従業員に対する教育や監督を行い、扱う場所や部屋は外から見えないようにする他、盗難・紛失にも注意が必要です。



現在多くのシステム会社がマイナンバーの収集保管サービスを提案しています。利用するかどうかも含めて社内の検討が必要です。

税理士法人 A I F NEWS

2015年8月19日(水)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL: http://profit21.co.jp/aif

ソフト開発は著作物

ソフトの開発は著作物です。

パソコンやスマートフォンの普及で、ソフトの開発を手掛ける企業は多いと思いますが、1から10まで全てを自社で開発する企業は少なく必ず外注を使って開発を進めているのが現状です。

そこで留意しなければならないのは、ソフト開発は単なる請負業務ではなく、著作権（厳密に言えば著作財産権）が絡むと言うことです。

開発されたソフトは著作物です。よって外注に依頼したソフトの著作権は、特に取り決めがなければ、依頼者ではなく、依頼された外注にあります。

請負契約では不十分です。

企画から仕様書までそろえて、その通りにソフトを作成するための請負契約を結んだとしても、著作権は請け負って作成した個人または法人にあります。ですから作成した外注先が、そのソフトを他社にも転売してしまったとしても文句は言えません。

そこでソフト開発の請負契約には必ず著作権の譲渡を謳う必要があります。

海外でのソフト開発はもっと面倒

国内の外注先では著作権の譲渡に税金は発生しませんが、海外の外注先との著作権の譲渡となると原則 20%の源泉徴収義務（国によっては租税条約で 15%から免税までであるが、概ね 10%が多い）が、国内の依頼した企業に発生します。

契約金額は別々に

請負契約に著作権の譲渡が盛り込まれておりますと、請負金額に対する源泉徴収義務が発生します。

そこで海外企業との契約は、ソフト開発の請負契約金額と著作権の譲渡対価の額を明確に区分した契約書の作成をお勧めします。

また契約書に源泉徴収義務が発生する旨も記載しておかないと後で海外外注先とのトラブルの原因となります。ご注意ください。



税理士法人 A I F NEWS

2015年8月20日(木)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL : http://profit21.co.jp/aif

大家さんは日本人？

東京オリンピックが一因か？

東京オリンピック開催を控えた都心部の地価上昇への期待を背景に、アジアの富裕層などが投資を目的に東京のマンションを買うケースが増えている（日経新聞、2014年11月27日）。

と言った記事が出るほど外国人（特にアジア人）の日本不動産への投資は増えています。

また日本の多くのマンションデベロッパーも、台湾や中国に支店や出張所を設けて、投資マンションの販売に乗り出しています。

大家さんが外国人だとどうなるの？

法人や個人事業者（士業の方々等）の源泉徴収義務を負っている者が、非居住者（国外に居住している者、所謂外国人）が所有する不動産の家賃を払う場合、20.42%の源泉税を徴収して支払わなければなりません。

具体的に言えば、20万円の家賃を支払う場合概ね4万円を差し引いて支払い、4万円は支払った翌月の10日までに源泉徴収税額として国に納めなければなりません。

企業の寮は要注意

企業がオフィスビルを借りる場合、所有者が非居住者であれば、仲介する不動産業

者も毎度のことなので、心得て留意していただけますが、問題は企業の寮として、マンション等を借りる場合です。

通常、個人が住宅として非居住者所有のマンション等を借りる場合は、源泉徴収義務はありませんので、仲介する不動産業者も全く源泉徴収に関して留意しておりません。源泉徴収をせずに全額を支払っているような場合、数年後の税務調査で指摘されると、高額な追徴課税となります。

その時になって、大家さんに返して欲しいと言っても、非居住者ですから交渉も大変です。既に契約を解除してしまっている場合などは、追徴された源泉徴収税額を取り戻すのは全く困難になります。

交渉は納税管理人を通して？

非居住者が国内の不動産を賃貸する場合、必ず国内に居住者である納税管理人を置くこととされております。税金のことですから交渉するとなれば、納税管理人を通してということになると思います。



この辺のビルは
ほとんど外国人
に買われました。

税理士法人 A I F NEWS

2015年8月21日(金)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL: http://profit21.co.jp/aif

技術経営と留意点

「技術経営」とは、「主に製造業がものづくりの過程で培ったノウハウや概念を経営学の立場から体系化したもので、技術を使って何かを生み出す組織のための経営学である」とされており、日本では一般にMOT (Management of Technology) と呼ばれています。その目的は企業が新しい技術を取り入れながらイノベーションを創出し、経済的価値を生み出すための戦略を立案・決定・実行することにあります。

技術経営の領域

1990年代の米国経済の復興は技術経営の進展によるものと見られ、その代表は、IT・バイオ・ナノテクノロジー・知財・特許戦略が挙げられており、特にコンピュータシステム開発ノウハウ、その開発に用いられるプロジェクトマネジメントの手法は日本の企業経営においても広く応用されています。

また、技術経営の目的から見ると、第2次世界大戦後アメリカから導入され、今日の経営にも活用されている品質管理(QC)・工程管理(IE)・日本独自に開発されたKJ法に代表される創造的発想法・“三現主義”による問題解決法・組織開発によるチームワーク化などの活用も技術経営の領域

であると言え、特に“カイゼン”のコンセプト・手法は日本発で欧米に普及した実績をもつ技術経営の手法と言えます。

技術経営における経営者の留意点

日本企業が技術経営の進展を図ろうとする場合、次の点に留意したいものです。

- ① 技術経営の目的が「新しい技術を取り入れて経済価値を生み出すこと」にある点を再認識し、アメリカ等から学び、自己資本利益率を高めるなど経営効率向上に貢献することに帰結させる。特に日本企業の開発投資効率(投資対利益水準)は外国企業に劣る傾向があり、経営戦略の策定、技術経営において改善を図る。
- ② 日本独自に発展しつつある目標管理制度運用の技術・チームワーク化技術と欧米技術をハイブリッドして活用することで、さらに日本企業の独自性を強化する。
- ③ 経営に技術活用を図る場合、特定の技術を偏重し、それ自体が目的にすり替わってしまう“手段の目的化”に陥らない。



日本企業の独自性を
高め、利益を上げる
技術経営!

税理士法人 A I F NEWS

2015年8月24日(月)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL : http://profit21.co.jp/aif

中小企業の人材不足 中小企業白書より

中小企業白書から見える人材不足の広がり

政府は2015年版「中小企業白書」を閣議決定しました。それによると必要な人材を確保できていない企業が4割近くにのぼる一方で「人材の応募があっても、良い人材がない」という声も強く、中小企業が質、量両面での人材不足に直面している現状が浮かび上がってきます。

白書では高い離職率も人材不足に影響していると分析しています。新卒者の4割以上が3年以内に会社を辞めている事が不足の要因でもある事から、採用した社員の定着率を高める必要性にも触れています。

人材の採用

中小企業にとって経営の中核となる人の不足感は強く、販路開拓(営業)、研究開発、製造、IT関連、経営等多岐にわたり中核人材の不足感が強くなっています。

採用の方法ではハローワークや知人、友人からの紹介が多く利用されています。実際の採用実現率は、知人の紹介や取引先、銀行の紹介等が多くなっていますが、自社のホームページからの採用は低くなっています。顔が見える採用手段の重要性が確認できますが、人材確保の多様化は必要です。

また、人手不足による関連倒産は2013年

から増加してきています。最近では求人しても人が集まらない求人難による倒産の増加が目立ってきています。

人材の定着・育成

中小企業・小規模事業者における離職率(3年目)は中途採用では3割、新卒採用では4割を超えています。小規模事業者では新卒採用の過半数が3年以内に離職をしています。人材育成を前提として社員の定着率を高める必要がありますが、育成をする能力のある人材の不足も現れています。

ベア実施中小企業は増えるが人件費は高騰

今年度に入り中小企業でも景気回復の広がりや人手不足を背景に賃金のベースアップを実施する動きが広がっています。全国の財務局調査では中小企業で今春ベア実施したのは37%、ベアを含む何らかの賃上げを実施した企業は89.1%を示しました。賃上げによる人材獲得競争がコスト増を招き経営を圧迫する中でも、中小企業も雇用確保のため人件費を捻出しています。



税理士法人 A I F NEWS

2015年8月25日(火)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL: http://profit21.co.jp/aif

65歳以降で退職した時の雇用保険

高年齢継続被保険者

雇用保険の加入者(被保険者)の種類には一般、短期特例、日雇労働被保険者の他に65歳以上を対象とする高年齢被保険者があります。被保険者で65歳以上に達する日の前から同一の事業主に雇用されていて65歳に達した日以降も引き続き雇用されている人を言います。65歳前から雇用保険に加入していた人は届出の手続きもなく、自動的に被保険者の区分が切り替わります。

一般求職者給付との違い

退職の日以前1年間に被保険者期間が通算して6ヶ月以上ある、高年齢継続被保険者の方が退職した時に支給されるのが「高年齢求職者給付」です。失業状態にあり、ハローワークに求職の申し込みをして確認を受けてから支給されます。

この給付は一般被保険者の受給する求職者給付とは異なる点があります。

一般の被保険者の求職者給付は退職理由や年齢で受給期間が違います。4週間ごとに失業の認定を受ける為、職安に出向く必要があります。また、65歳になるまでの間で老齢厚生年金を受けている場合、求職者給付受給期間は年金が支給停止されます。

高年齢求職者給付内容

高年齢求職者給付の給付内容は退職理由にかかわらず、基本手当に代えて一時金が支給されます。

被保険者期間1年以上⇒基本手当50日分
被保険者期間1年未満⇒基本手当30日分

求職の申し込み後、1回限りの失業認定で全額の支給が決定されます。

又、老齢厚生年金とも併給されます。

65歳まで雇用する継続雇用制度を設けている企業でも65歳以降継続して働く人も増えています。65歳以降に退職する場合は雇用保険の被保険者離職票の交付の申し出により、離職証明書を作成し、退職者の住所を管轄するハローワークに提出します。

65歳以上で退職する場合には対象者になる人に区分変更の為、給付内容も変わる事を予め説明をしておきましょう。



税理士法人 A I F NEWS

2015年8月26日(水)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL: http://profit21.co.jp/aif

分掌変更退職金の分割払い

役員退職給与の確定総額と分割払い額

役員退職給与の損金算入時期は、①株主総会の決議等によりその額が具体的に確定した日の属する事業年度、②法人がその退職給与の額を実際に支払った日の属する事業年度、のいずれにするかを選択することができます。②の場合は、分割払いも想定されており、その分割払いする各事業年度が損金算入時期です。

分掌変更による退職金認容での未払金

常勤→非常勤、取締役→監査役、代表取締役辞任で役員報酬の半分以下への激減、などに該当するときは、実質的に退職したと同様と認められるので、退職給与として法人が「支給した」給与は損金算入できる、との通達があります。

ここでの、「支給した」との文言は、未払計上を否定する趣旨と解説されています。なお、未払分を未払計上せず、翌期以降の分割払いとしたときは、各支払時に損金算入が認められるかを争った事案があります。

審判所では負け地裁では勝ち

国税不服審判所の裁決では、分掌変更退職金は一種の打切り支給特例としての在職退職金なので、弊害防止の趣旨から、債務の確定だけでなく、実際に金銭等の支給

があることを要求しているのに、未支給については余程の合理的な理由がある場合でない限り、認められないとして、納税者は敗訴となりました。

地裁では一転して、中小企業での税法通達依拠経理は、一般に公正妥当な会計慣行の一つであるというべき、として分割払いを特別な例外取扱いにすることにつき、これを否定し、納税者勝訴としました。

裁判所の通達解釈

企業が、税法通達を斟酌して、会計処理の方法を検討することは至極自然、特に中小企業においては、会計基準よりも、税務会計が一般に公正妥当な会計慣行であるというべきである、としつつ、他方、通達は、課税庁における税法の解釈基準や運用方針を明らかにするものであり、行政組織の内部において拘束力を持つものにはすぎず、法令としての効力を有するものではない、と判決は言い切っています。

グレイゾーンがホワイト化

分掌変更退職金の分割払いと分割支払時損金算入はいままでグレイゾーンで、容認と否認の見解が交錯していたところでした。

これからは、あまり神経質にならずに、取り組めそうです。



分割払いは普通のことでしょ

税理士法人 A I F NEWS

2015年8月27日(木)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL: http://profit21.co.jp/aif

所得控除と税額計算の新方式

社会保険料の控除は課税時点の繰り延べ

社会保険料控除が、課税時点の繰り延べの趣旨であるならば、収入控除が趣旨に適っているように思われます。

その場合は、給与所得控除額は支払社会保険料を除いた給与収入を元にして計算すべき、ということになります。

支払保険料は年金の必要経費

税法でいう所得とは利益のことで、収入から必要経費を差し引いた残額のことです。年金収入についても支払保険料を必要経費として差し引いて所得を算出するほうが理論的です。

ただしその場合は、現在は本人負担していないとされている支払保険料の半分も給与収入として認識し、支払保険料の全額を本人負担とすることにすべきです。

年金負担は世代間助け合い

社会保険料控除は課税繰り延べの趣旨などではなく、老人世代に対する、現役世代の政策的な扶養負担義務だと考えることとなると、社会保険料の実質負担額が

$$\text{支払社会保険料} \times (1 - \text{税率})$$

となるという事実から、高所得は高税率なので、所得逆進的負担という結果になるわけで、そこで所得逆進の制度はおかしい、

という主張が出てくることになります。

逆進性の改善方法としての税額控除

逆進性を改める方法として従来言われてきたものは、控除する場所を所得控除から税額控除に移せばよい、というものでした。

税額控除方式を採用すると、

$$\text{支払社会保険料} \times \text{一定率}$$

という算式になるのだらうと思われます。

これで、負担が、支払社会保険料額に比例的になります。

所得控除のままでの分離課税という改善策

専門誌に載っていた近畿税理士会の提案なのですが、所得控除の制度のまま、最低税率部分から先に差し引く制度に改めるべきとしています。そうすれば、税額の減少額は所得金額の多寡にかかわらず原則として同一となる、としています。

所得控除額の合計に総合課税の累進税率を掛けて税額を算出し、所得控除前の総所得に累進税率を掛けて税額を算出したものから差し引く、という考え方です。

逆進性改善のための、なかなか、鮮やかな手法です。

制度設計では理論を無視して新しいものを構築できない



税理士法人 A I F NEWS

2015年8月28日(金)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL : http://profit21.co.jp/aif

65歳定年制

厚生労働省の調査によれば、現状の定年制を60歳とし、61歳～65歳の労働者を定年後に嘱託として再雇用する企業が多くを占めております。

65歳以上の定年制を定めている企業は14%と少数にとどまっていますが、周知の通り、労働力人口の高齢化、厚生年金財政の逼迫による支給開始年齢の高齢化等から、高齢者の安定雇用が社会的に急務となっており、「65歳定年制」の導入は、企業の社会的責任の視点から、遠からず避けられない課題になると思われます。

現状の問題認識と「65歳定年制」

近年、先進的に「65歳定年制」を導入した企業の代表例では、「60歳定年後、61歳～65歳の労働者を嘱託として再雇用する従来制度」の問題点を表に示したように認識し、改善に踏み切っています。

「65歳定年制」の課題解決策

このような「65歳定年制」の背景には、高齢者雇用に伴って解決しなければならないいくつかの課題に対する次のような考え方があります。

① 高齢者雇用による人件費増加対策の考え方：単なる人件費の増加（コスト増）でなく、「投資と投資回収」の課題と考え、高齢者の能力経験を活用して業績向上を図るため。業績に連動した賃金体系とし、査定を実施してやる気を高める。

② 新卒者の採用抑制が必要か：高齢者雇用が、新卒採用抑制に直接的につながるものではなく、年齢等にかかわらず、全社員

が報酬（投資）を十分に超える付加価値を上げる人材戦略を採ることが重要である。

嘱託・再雇用制の問題認識と65歳定年制

項目	60歳定年制、嘱託再雇用制の問題認識	65歳定年制導入による改善
年収水準	定年直前・60歳時の年収に比べて50%程度と報酬が低く、身分が不安定でモラルやロイヤリティの維持が難しい	60歳～65歳の正社員化、年収水準を60歳時の60～70%へ引き上げ
賃金体系	固定的な嘱託給・賞与の支給で、業績査定が適用されず、モラルが維持できない	業績査定を実施、毎年の給与を洗い替え、業績連動型賞与の支給

③ 高齢者の増加による企業活力低下の懸念：活力は社員一人ひとりと組織の活性化を図る課題である。若年層の管理者就任遅れによるモラル低下が懸念されるが、それには例えば「65歳定年制」と「60歳役職定年制」をセットとする新陳代謝政策をとれば良い。

このような積極的な人材活用戦略をお勧め致します。



高齢人材の積極的な能力活用戦略を！

税理士法人 A I F NEWS

2015年8月31日(月)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL: http://profit21.co.jp/aif

経理処理の留意点

キャンセル料

キャンセル料とは

いわゆるキャンセル料といわれるものの中には、その解約に伴う事務手数料としての性格のものと、解約に伴い生じる逸失利益に対する損害賠償金としての性格のものとの二つがあります。

前者は、解約手続き等の事務を行う役務の提供の対価だから消費税は課税取引となります。一方後者は、相手方が本来得ることができたであろう利益がなくなったことの補てん金だから、資産等の譲渡等の対価に該当せず、消費税は不課税取引となります。両者の区分が無くて一括でキャンセル料となっている場合は、消費税は不課税取引として扱われます。

出張費を例にして、経理処理を見てみます

① 予約及び支払い時

出張費 1,000 現預金 1,080
仮払消費税 80

② キャンセル時半額だけ返金された場合

現預金 540 出張費 500
仮払消費税 40

③ キャンセル料の内訳が解約手数料 108

残りが損害賠償金の場合

雑損失 432 出張費 500

手数料 100 仮払消費税 32

これでも概ね正しい処理ですが、③の取引だけを後で見るとなんで消費税が 32 円なのか等、処理がよく解らなくなります。

正しい処理は以下となります

① 予約及び支払い時は前払金です

前払金 1,080 現預金 1,080

② キャンセル時半額だけ返金された場合

現預金 540 前払金 540

③ キャンセル料の内訳が解約手数料 108

残りが損害賠償金の場合

雑損失 432 前払金 540

手数料 100

仮払消費税 8

予約支払い時は未だ出張に行っておりませんから、前払金あるいは仮払金です。当然行くだろうと出張費とすると後の処理が複雑になります。留意しましょう。



面倒でも原則的な
処理をした方が良
いのかな……

税理士法人 A I F NEWS

2015年9月1日(火)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL: http://profit21.co.jp/aif

経理処理の留意点

有償支給

有償支給とは

外注先に加工等の仕事を依頼する場合、材料等を無償で支給すると、外注先での管理が杜撰になり、材料等のロスや不良が発生しかねないということで、支給する材料等を有償で行うことを有償支給と言います。多くの製造業で導入していると思います。

有償支給は管理目的ですから、科目としては材料や外注費のマイナス科目が一般的ですが、利益を乗せて支給することが一般的とされておりまして。

東芝のパソコン事業部不正問題もこの有償支給を利用して行われました

概要を簡単に言うと、有償支給の部品に利益を乗せて売り上げ、完成した製品を購入して在庫として計上していました。

こうすることによって、有償支給の部品利益を多額に計上しておりました。

東芝の経理処理は以下となります

- ① 100円の部品等の購入時
部品仕入 100 買掛金 100
- ② 200円で有償支給した場合
売掛金 200 部品売上 200
- ③ 1,000円で製品を仕入れた時

製品仕入 1,000 買掛金 1,000

しかし製品は売れるまでは在庫ですから在庫1,000円となり、原価には算入されません。結果として部品の仕入れと売り上げの差額100円が利益に計上されます。

本来の経理処理では

②の時点で以下となります。

売掛金 200 部品売上 200
部品売上 100 有償差益 100

③の時点では以下となります。

製品仕入 1,000 買掛金 1,000
有償差益 100 製品仕入 100

とし、在庫計上は900円となるべきでした。

何故利益の先食いか

製品が2,000円で売れた時、東芝の経理処理では1,000円の販売利益しか立ちませんが、本来の経理処理で行うと、1,100円の販売利益が立ちます。その意味で利益の先食いと言われております。



税理士法人 A I F NEWS

2015年9月2日(水)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL : http://profit21.co.jp/aif

役員等の勤続期間5年以下 退職金の2分の1課税なし

退職金課税（住民税も含む）の特徴、あるいは節税効果があると喧伝される理由は、勤続年数に応じた退職所得控除額（勤続20年まで年40万円、20年超年70万円）が大きい、という点もありますが、何といても退職所得の金額（課税標準額）が、退職金（退職所得控除後の金額）の「2分の1」である、という点です。

退職所得の金額を具体例で算出すると、次のようになります。

例、退職金の額1,500万円、勤続年数5年（退職金の額「1,500万円」－退職所得控除額「200万円」）×1/2＝退職所得の金額「650万円」

※退職所得控除額200万円＝5年×40万円

役員等の勤続期間5年以下の場合

この退職金に対する2分の1課税は、一部外国人役員の給与等の節税に利用され、また、特権を持った一部の人が退職後、外郭団体で役員等に就任しては、短い期間で退職し、その都度、退職金の支給を受ける、いわゆる「渡り」と呼ばれる人が、退職の都度、この適用を受けていました。

現行の2分の1課税方式は、超過累進税率の適用を緩和するためのもので、こういった特殊な事例で適用されることは想定さ

れておらず、本旨に反するとの批判が高まり、平成24年度の税制改正で、役員等に就任し、その勤続年数5年以下の当該役員等の期間に対する退職金については、2分の1課税は適用しない、旨の改正がなされ、平成25年1月1日以後の支給分から適用となっています。

すべての法人等に適用

この2分の1課税適用除外ですが、中小法人であっても適用され、当然に使用人から兼務役員になった役員期間も対象です。

中小法人では、よく、定年前に使用人から兼務役員、場合によっては、さらに本役員（常務等）に昇格、そして、5年以下で退職してもらう、という事例はままあります。この場合ですが、役員等の勤続期間が5年以下ですので、役員としての退職金には2分の1課税の適用はありません。留意が必要かと思われます。

対策としては、5年超勤続させるか、それができない場合には、役員期間の退職金を合理的に算定し、できる限り少なくするか、です。少なくとも、見栄で役員部分の退職金を多くすることは禁物です。

なお、使用人部分の退職金は、勤続期間の有無にかかわらず、2分の1課税は適用されます。



女性の役員登用とい
われても期間最低5
年超ないとね！

税理士法人 A I F NEWS

2015年9月3日(木)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL: http://profit21.co.jp/aif

社会保険に加入する人・しない人

会社や事業所で働くと普通、社会保険(厚生年金保険・健康保険)に加入しますが、労働時間や勤務期間等の条件により、社会保険に加入すべき人と加入しなくても良い人がいます。

社会保険の加入対象者

すべての法人事業所に働く人(社長1人であっても)が加入の対象者です。個人事業所では従業員5人以上が対象ですが一部サービス業、農林水産畜産業、法務などの個人事業所は5人以上でも除外されます。

社会保険に加入している事業所に雇用される従業員は原則全員加入します。但し下記の通り雇用契約期間や労働時間によっては加入しないが良い場合があります。

加入する場合としない場合

- ア、常時使用される人⇒加入
- イ、2ヶ月以内の期間を定めて使用される人⇒定めた期間を超えて引き続き雇用された人は加入
- ウ、季節的業務(4ヶ月以内)に使用される人⇒継続して4ヶ月を超える見込みの場合は当初から加入
- エ、臨時的事業の事業所に使用される人(6ヶ月以内)⇒継続して6ヶ月を超える見込みの人は当初から加入

パート・外国人・年金受給者の加入は？

- ①パートタイマー・アルバイトの加入者ア、労働時間が正社員の4分の3以上イ、労働日数が正社員の4分の3以上上記ア、イ両方に該当する場合は加入
- ②外国人…国籍は問わず、加入要件該当者は加入
- ③年金受給者…厚生年金の加入上限は69歳まで。健康保険は74歳まで。要件に該当すれば加入

健康保険の被扶親族の範囲

被保険者に生計を維持されている75歳未満の人です。被保険者から見て父母、祖父母、曾祖父母、配偶者、子、孫、弟妹は生計維持関係があれば良い事になっています。被扶養者年収要件は130万円未満である事(60歳以上や障害者の方は180万円未満)。同一世帯でない時は被保険者からの仕送り額より、被扶養者の年収が少ない事。

また、被保険者から見て3親等内の親族で上記被扶養者以外の被扶養者は同一世帯と年収の要件の両方が必要です。



社会保険料は本人と会社が折半で払います。会社負担額を把握しておきましょう

税理士法人 A I F NEWS

2015年9月4日(金)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : T E L 03-3980-2326 : F A X 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL: http://profit21.co.jp/aif

役職定年制

従業員規模 1000 名以上の企業の約半数が導入している「役職定年制」とは、管理職の役職を一定年齢で外す制度ですが、中堅・中小企業で導入する場合はいくつかの注意点が 있습니다。

「役職定年制」の目的、形態

管理職が定年まで、その職位に止まることで後輩社員の管理職登用が遅れ、そのモラルが低下したり、働き盛りに管理職として活躍してもらう機会を奪うなど、全体として管理職層のマネジメント能力が低下する企業の人材活用戦略の問題を回避することを目的として導入するのが一般的で、その形態は次の通りです。

部長・課長などの職位別に役職定年を区別して設定し(例えば部長 58 歳、課長 56 歳)、ライン長から外す。

または、管理職は全て一定年齢(例えば 60 歳)を役職定年とする。

上記とも、理事など役員に準ずる処遇を受けている場合は役職定年を適用せず、ライン長に止まる。

役職定年を適用された者は、専門職、または一般職として業務に従事する。

「役職定年制」導入の留意点

この制度を導入した場合、生じやすい問題は、役職交代後のモラルの維持が難し

い点にあり、次のような対策が必要です。

対象者への事前の目的説明を丁寧に行なうとともに、交代後には、その能力・経験を生かした業務遂行と後進の人材育成面に期待する会社の意図を伝える。前項の裏付けとして、社内等級で管理職に並び、かつ管理職の指揮下で専門的業務に従事する「複線型専門職制度・専任職制度」を設定して処遇し、業績・能力発揮の査定と報酬への反映を行なう。

経営者の留意点

中堅・中小企業で「役職定年制度」を導入する場合は、目的を達成できるよう、次の点に留意したいものです。

1. 事業推進の中核として、マネジメントを行なう人材を確保し、経営戦略の実現力を確保するため、自社における現状と将来のマネジメント人材確保状況を的確に洞察、判断して、管理職層の弱体化に陥らないよう「役職定年制」の導入を決断する。
2. 後進の管理職登用は、業績に裏付けられた実力の評価に基づいて行ない、「役職交代制度」のメリットを事実で証明する。



管理職の確保で戦略実現力を維持・向上!

税理士法人 A I F NEWS

2015年9月7日(月)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : T E L 03-3980-2326 : F A X 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL: http://profit21.co.jp/aif

経理処理の留意点

繰延資産と長期前払費用

繰延資産とは

中小企業会計指針によると、「既に代価の支払が完了し又は支払義務が確定し、これに対応する役務の提供を受けたにもかかわらず、その効果が将来にわたって発現するものと期待される費用を資産として繰り延べたものをいう。」とあり、「旧商法に規定する創立費、開業費、開発費、株式交付費、社債発行費、新株予約権発行費が繰延資産に該当するが、税法に規定する繰延資産は、長期前払費用等とする。」とっております。

長期前払費用とは

中小企業会計指針によると「前払費用は、一定の契約に従い、継続して役務の提供を受ける場合、いまだ提供されていない役務に対して支払われた対価をいい、前払利息、前払保険料、前払家賃、前払保証料等が該当する。」そして「年度末後1年を超えて費用となるものを長期前払費用とする。」と規定しております。

会計指針自体が矛盾しています

要は「既に役務の提供が終わり効果が長期間続くものを繰延資産、これから役務の提供を長期にわたって受けるものを長期前払費用」と言っておきながら、「税法上の繰

延資産は長期前払費用等としろ」と言うから現場では混乱が起きるのです。

繰延資産に対するスタンスは

どうしてこんなことが起こるのかと言えば、税務上は多額の費用であっても効果が長期にわたるのだから、減価償却資産と同様に扱うべきと主張し、会計上は費用の塊で何の資産価値もないのだから、資産に計上するのは最低限にすべきと主張して、対立しているからです。

そこで、税務上どうしても資産にしろと言うのなら、繰延資産と言う表示ではなく長期前払費用等の科目にしてくれといった一見子供じみた対立が今でも続いているのです。

現場の経理担当者はいい迷惑ですが、税務上の繰延資産は、一般的には長期前払費用に含めて処理されているのが現状です。



まったく馬鹿げた対立よね・・・

税理士法人 A I F NEWS

2015年9月8日(火)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL: http://profit21.co.jp/aif

労働保険に加入する人・しない人

労働保険とは労災保険と雇用保険の総称です。保険給付は別個に扱われますが保険料の徴収は一体として扱われています。

労災保険の加入対象者

- ① 労災保険は雇用形態にかかわらず労働の対償として賃金を受ける全ての人を対象です。1日限りのアルバイトでも適用されます。
- ② 法人の役員で代表権・業務執行権を有する人は労災の対象外です。取締役でも指揮監督を受けて労働に従事し、その対象として賃金を受けている者（労働者としての賃金部分）は労災の対象となります。代表権や業務執行権を有する人は労災の対象外ですが、労災保険特別加入制度を利用すれば労災加入ができます。
- ③ 事業主と同居の親族は原則として労災保険の対象外です。事業主の指揮監督に従っている等、一定の条件の下では対象者になる事もあります。取締役と同様に労災保険特別加入者の対象者にもなります。
- ④ 出向労働者は、出向先で指揮監督を受ける場合は、出向元賃金も出向先賃金に含めて計算し、出向先対象労働者とします。
- ⑤ 派遣労働者は派遣元の対象労働者です。

雇用保険の加入対象者

- ① 名称や雇用形態にかかわらず被保険者。
ア、1週間の所定労働時間が20時間以上でイ、31日以上雇用の見込みのある場合
- ② 法人の役員、取締役は原則として対象になりませんが兼務役員として部長、支店長、工場長等従業員としての身分を有し、労働者の性格の強い者は被保険者になります。その場合、職安に雇用の実態を確認できる書類を提出しておく必要があります。
- ③ 事業主と同居をしている親族も兼務役員と同様の取り扱いになります。
- ④ 派遣労働者は派遣元で加入します。
- ⑤ 出向者は主たる賃金の支払い会社で加入。
- ⑥ 除外される人
ア、季節的に雇用され4ヶ月以内の期間を定めて雇用される者や1週間の所定労働時間が30時間未満の者
イ、昼間学生
ウ、65歳以上で新たに雇用される者



仕事上のけがや
失業に備えて労働
保険には加入
しましょう

税理士法人 A I F NEWS

2015年9月9日(水)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL : http://profit21.co.jp/aif

経理処理の留意点

「取引先持株会」株式

「取引先持株会」株式とは

毎月数万円ずつ積み立てて取引先の会社の株式を取得する仕組みです。取引先から安定株主として協力してほしいとの依頼で、それほどの負担になりませんのでお付き合いで行っている企業も多いかと思われます。「投資有価証券」の科目で処理し決算時には上場企業の場合は時価で、非上場企業の場合は取得価格で貸借対照表の投資等の部に計上します。

しかし税務上時価評価は認められませんので、資本の部に「その他有価証券評価差額金」(全部純資産直入方式)という科目を設けて処理する方法が一般的です。監査法人等の監査を受けていない中小企業にあっては、取得価格で表示している場合も多々見受けられます。

問題は配当金です

毎月定額で株式を取得していますが、配当金も株式の取得に充てられます。毎月の定額の取得は、預金等から資金の移動がありますから、計上漏れはありませんが、配当金は、通知が来るだけで全く資金移動はありません。しかも通知と言っても現在では、葉書形式の簡単なものです。

何年も気が付かずにいると、株式の計上漏れの金額も多額になってきます。

配当金の処理

配当を受けその資金で新たに株式を取得した場合の処理は以下となります。

配当金 10万円

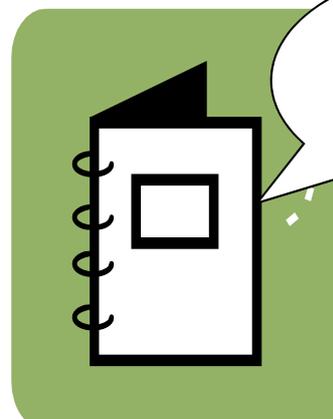
源泉所得税 2万円

(現在は復興特別所得税が掛かりますから、20.42%ですが便宜上20%とします)

投資有価証券 8万 受取配当金 10万
法人税・住民税等 2万

要は整理整頓

「取引先持株会」の株式を取得されている企業の経理担当者は、「持株会」ごとに専用のファイルを作成し、全ての通知を保管するようにしましょう



何と言ってもフ
アイリングが基
本ですね！！

税理士法人 A I F NEWS

2015年9月10日(金)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL: http://profit21.co.jp/aif

高齢化と人件費

従業員の高齢化に伴って人件費が増加し、赤字体質に陥ってしまう企業があります。

その原因は賃金制度が従業員の加齢とともに毎年昇給する年功賃金型となっているか、能力に応じて賃金を決定する職能資格制度を持っていても、実際の運用が年功的に行なわれている場合が多いと言えます。

人件費適正化の考え方と方法

人件費は従業員の働く意欲を維持、向上させる重要性から、単純に高齢者の賃金を抑制する考え方は適正とは言えません。

人件費を「コスト」と考えるのではなく、「人材に対する投資」と考え、年齢にかかわらず、能力活用を図って業績を向上させることで回収する考え方が重要です。

その方法として、次の人事賃金制度を設計、適用することを推奨致します。

- ① 社内等級制度を「仕事・役割」に基づいて設定し、対応する賃金体系を設定する。
 - i) 定型的職務群（製造職など）は職務給をベースにして習熟給を組み合わせる体系
 - ii) 非定型的職務群（開発職・企画職など）は等級別の職務給をベースに、等級内で賃金額に幅をもたせて設定、等級間重複型賃金（下位等級の上限が、その上位等級の下部と重複する賃金設計。

実力評価を反映しやすい）を行なう。

- ② 目標管理制度などにより、業績・能力を評価して、年功を排除した実力主義で社内等級・賃金を決定する。
- ③ 人件費の使い方が適正か否かを判断する基準は「人件費当りの利益」の増加（例えば「営業利益／総額人件費」の増加）の程度、人件費負担が適正か否かを判断する基準は「労働分配率」（＝総額人件費／付加価値・80%以下が目安）とする。

経営者の留意点

高齢化と言う現象にとらわれず、全従業員を対象に「実力主義」の評価・処遇を徹底することが人件費対策の基本です。

高齢化による人件費の上昇で経営が危機的な状況にある場合、前述の人事賃金制度を準備して、個人別の再評価を実施し、現状から移行する非常措置をとらざるを得ないことがあります。

そのケースでは、労働条件の下方修正が生じるため、労働組合の有無にかかわらず、従業員への事前の説明を十分に行ない、納得を得ることが重要です。



高齢化にかかわらず
人材投資を回収できる
制度を！

税理士法人 A I F NEWS

2015年9月11日(金)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL: http://profit21.co.jp/aif

経理処理の留意点

覚えて便利 0.9779

約束は簡単だけど

講師料等の支払いや士業と言われる先生方への支払いは、手取りで約束される場合が良くみうけられます。

講演を頼み「それでは講演料は10万円です。よろしくお願いいたします」と言った時は概ね手取り10万円を想定してのやり取りとなります。

しかし手取りで約束された金額を支払った場合の経理処理は大変面倒なことになります。

何が面倒なのか

企業が講師料や士業と呼ばれる個人事業主への支払いをする場合は源泉徴収税額を徴収して、残りを支払うこととなります。

更に支払った10万円には消費税が含まれていることとなります。

そうなるとはたして経理上の講師料は幾らになるのか大変面倒です。

講師料10万円で計算してみましょう

経理上の講師料をAとしますと以下の算式が成り立ちます。

$$A \times 1.08 (\text{消費税}) - A \times 10.21\% (\text{源泉税}) = 10 \text{万円}$$

Aで括ると以下となります。

$$A (1.08 - 10.21\%) = 10 \text{万円}$$

よって

$$A = 10 \text{万円} \div (1.08 - 10.21\%)$$

括弧の中の数字が0.9779です。

$$A = 102,259.9447 \dots \dots \text{となります。}$$

講師料を102,260円とすると

$$\text{消費税} = 102,260 \times 8\% = 8,180 \text{円}$$

源泉所得税は

$$102,260 \times 10.21\% = 10,440 \text{円となります。}$$

経理処理は以下となります

講師料 102,260 現預金 100,000

仮払消費税 8,180 預り金 10,440

結論としては

手取りで約束された場合、手取り金額を0.9779で割った数字が経理上の経費金額です。しかしこれは源泉所得税が10.21%の場合です。因みに源泉所得税が20.42%の場合は0.8758で割った数字となりますのでご注意ください。



税理士法人 A I F NEWS

2015年9月14日(月)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL : http://profit21.co.jp/aif

「新国立競技場」ではないですが… 計画変更のために不要になった設計費

新国立競技場建設計画が白紙撤回

2015年7月、安倍首相は2020年東京五輪のメイン会場となる新国立競技場の建設計画を「ゼロベースで見直す」ことを表明しました。

発注元である日本スポーツ振興センター(JSC)が2012年に開催した国際コンペでは要綱に1,300億円と記載されていた総工事費は、基本設計案の段階で1,625億円、有識者会議を経て最終的には2,520億円まで膨れ上がり、根拠も曖昧なまま、10月には着工する予定となっていました。

しかも、財源が1,000億以上不足している状況での見切り発車。とても国民の理解を得ることができませんでした。

デザインを手掛けていた建築家ザハ氏に既に支払った監修料は13億円といわれ、返金されないと報道されています。

企業ならば、不採用の設計費はどうなる？

「これはあまりにも極端な事例なので、企業では起こらないよ」とおっしゃる方もいるかもしれませんが、企業が建物を建築する場合においても、当初の計画が思うように進まず、計画を変更しなければならないケースが少なからずあるようです。

このような場合、不採用となって用いら

れなくなった当初の計画に基づく各種の測量費用や設計費用は、新たに計画を変更し直して、完成した建物等の取得価額を構成するものなのでしょうか？

計画変更により不要となったものは損金に

法人税の通達では、「固定資産の取得価額に算入しないことができる費用の例示」の中で、「建物の建設等のために行った調査、測量、設計、基礎工事等でその建設計画を変更したことにより不要となったものに係る費用の額」は、固定資産の取得価額に算入しないことができます—としています。

同一建物の建設のために、いく通りもの設計を行い、それに修正を加えながら最終的な設計が確定したような場合には、その全体の設計費用がその建物の取得に要した費用として、取得価額を構成すると考えるようですが、建設計画を変更したことにより不要となった費用については、計画変更後の建物の取得価額に含めることは適当でないと考えられています。



ギリシャがIMFに
返済できない債務が15.4億ユーロ(約2,100億円)ですから、すごい金額です。

税理士法人 A I F NEWS

2015年9月15日(火)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL: http://profit21.co.jp/aif

芥川賞の賞金品は所得税の課税対象 「事業所得」か「一時所得」か？

芥川賞の賞金品は所得税の課税対象？

第153回芥川賞は、お笑い芸人の又吉直樹さんが受賞して話題になりました。同賞の正賞は懐中時計、副賞は100万円だそうです。これらの賞金品については、特に非課税として所得税法に特掲されていないため、所得税が課せられることとなります。

この場合、受賞の経緯が、既に公表された候補作品の中から選考委員（第三者）により選ばれるものであることから、「著作の対価」としての性質は有していない—すなわち、源泉徴収の対象（原稿報酬）とはならないものと位置づけられています。

では「事業所得」か「一時所得」か？

では、「事業所得」か「一時所得」のどちらに該当するかといえば、少々判断が難しいところではあります。所得の区分は、「継続性・対価性」があるもの、ないしは「付随収入」としての性質があれば「事業所得」、そうでなければ「臨時的・一時的」な収入として「一時所得」となります。ただ、この新人文学賞の受賞をきっかけに作家生活（事業）が軌道に乗る方もいらっしゃることを考えると必ずしも「一時所得」とは言い切れない部分があることは否めません。

正面から聞いてみた作家さんがいました！

東京国税局から公表されている文書回答事例の中に「吉川英治文学新人賞の受賞に伴って受領した副賞の取扱いについて」というものがあります。これは平成10年から作家業を営んでいる方が同賞を受賞した際に受け取った副賞は所得税法上「一時所得」に該当するものと解して差し支えないか、国税局に直接文書で問い合わせたものです。

こちらの作家さんは、同賞は、①財団法人が選ぶもので「出版社」が選ぶものではないこと、②既存の作品の中から選考委員によって選ばれたもの（非公募型の新人文学賞）であって、自らが応募するもの（公募型の新人文学賞）でないこと、③芥川賞などが源泉徴収の対象でないように、「著作の対価」としての性質は有していないことから、作家としての本来の事業活動による収入ではなく、文筆活動を行う中で一般的に受領し得る性質のものではない—むしろ、予期せぬ臨時・偶発的収入だと主張したのです。結果としては、国税サイドではこの作家さんの主張を認めています。



ひょっとして…
金融機関出身のあの
作家さんかしら？

税理士法人 A I F NEWS

2015年9月16日(水)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL : http://profit21.co.jp/aif

気をつけたい役員の労災保険

労災の原則は労働者が対象

法人の役員であっても常勤で勤務する者は健康保険や厚生年金保険の適用があります。一方、労災や雇用保険は原則として対象外です。労災保険でいえば「労働者の業務上の負傷、疾病、障害、死亡等の業務災害に関する保険給付」を行う事になっており事業主や他の役員、事業主と同居の親族等は適用されません。労災保険に加入していないならば健康保険を使えるのでしょうか。健康保険は「業務外に起因する傷病」に対して療養の給付を行う制度ですから、原則使用できません。業務上傷病であっても事業主や役員は労災の適用はないので実態に応じて対策をしておく事が重要です。

取締役で労災対象者の場合

代表権や業務執行権を有する役員は労災保険の対象者ではありません。業務執行権とは株主総会、取締役会の決議を実行し、日常的な取締役会の委任事項を決定、執行する権限を言います。しかし法人の取締役等であっても事実上、業務執行権を持つ者に指揮監督を受けている者は原則労働者として扱います。また、取締役会規則により業務執行権を有すると認められている者は対象にはなりません。

また、監査役や監事は法令上では使用人を兼ねる事は無いのですが、事実上一般の労働者と同様に賃金を得て労働している場合は労働者として扱います。

これら兼務をしている取締役等は役員報酬の部分は労災の対象でなく労働者部分の賃金が対象となります。

法人5人未満事業所の代表者等労災の扱い

特例として、傷病が発生したときに被保険者が5人未満の社会保険適用事業所の代表者等で一般の従業員と著しく異なる労務に従事している様な場合は業務上の傷病についても健康保険の給付対象とされています。平成25年5月からは休業中の傷病手当金も給付される事になっています。

又、他に中小事業主等の労災特別加入をしていれば役員の労災適用を受ける事ができますが、その場合は5人未満事業所でも労災保険から給付を受ける事になります。



役員等労災
補償は民間
の傷害保険
に加入する
のも1つの
方法です

税理士法人 A I F NEWS

2015年9月17日(木)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL: http://profit21.co.jp/aif

組織開発と目標管理

“組織開発”とは、組織の経営革新能力を高め、継続的に維持する組織をつくることを言い、経営戦略目標の達成力を高める価値があります。目標管理制度など全社的な戦略目標達成施策が限界にぶつかったと感じられる時などが、組織として本質的問題を捉え、総力をあげてその限界を突破すべく経営革新力を創出する組織開発に着手する好機であると言えます。

“組織開発”の取り組み方

“組織開発”はトップを補佐する経営管理部門が中心となり、次の手順で推進します。

- ① 経営陣が中心となって、企業の価値観・経営理念から、どのような会社にしたいのか、そのためにどんな組織活動が必要か、を確認する。
- ② 各部署のミッションと現状の確認（自部署のミッションは何か、どのような組織であるべきか、自部署の現状はどうなっているか）
- ③ ミッション追求の障害となる問題点の発見（②と③は過去1年の活動実績から事実即して認識）
- ④ 次年度の経営戦略、経営目標に基づいて、部署目標を設定する際、③の問題点解決策・革新策を的確に織り込む。

上記①～④の取り組みの真剣さ、従業員間の共通認識の程度が、組織開発の成果を決定付けます。そのため、出来るだけ多く

の従業員が参加し、それぞれの体験事実に基づく率直、自由な意見交換を行うことが不可欠です。

経営者・管理者の留意点

組織開発の価値を発現させるために、次の点に留意しましょう。

1. 高齢従業員の増加・女性の活躍機会の増加、外国人労働者との協働、ワークライフバランス等働き方の多様化は価値観の変化を生じさせ、目標管理制度の運用においても、会社の価値観再統一の必要性、重要性が高まり、“組織開発”に着手する必要性が生まれることがあります。
2. 日本企業の組織は、いままで同質性によるチームワークを特色としてきましたが、今後は「異質な個人の集まりが新しい知を創出する“共創”」によるチームワークを重視して組織開発を進めたいものです。
3. “組織開発”は、トップ層を含めて社内各層・各部署の理解度、徹底度にバラツキが生じやすいので、トップは注意深くその進展を見守り、不退転の決意をもって革新に取り組むよう要請する等、継続的な働きかけを行うことが欠かせません。



組織開発で限界を
打ち破ろう！

税理士法人 A I F NEWS

2015年9月18日(金)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL: http://profit21.co.jp/aif

明治・大正時代に設定された抵当権？ 「休眠抵当権」とは？

「休眠抵当権」とは？

不動産登記簿を確認していると、「乙区」欄に「債権額」が数十円、「原因」に明治・大正の年号が記載されている抵当権にお目にかかることがあります。

これは「休眠抵当権」又は「休眠担保権」とよばれるもので、既に返済を終えている債権、あるいは消滅時効を迎えている債権の抵当権です。抵当権の抹消は、登記申請の手續を踏まなければならない、期間が経過すれば、自動的に登記がはずされるものではありません。手續が行われず、放置されているものは、そのまま登記に残ってしまうことになるのです。

その金額が少額であることが多いため、実際には害があるものではありません。ただ、不動産を売却したい、借入を行い担保にしたいということになると、この「休眠抵当権」が登記に残っていることで、交渉の妨げになることもあるようです。

共同申請による抵当権抹消手續

この「休眠抵当権」の登記の抹消手續にはいくつかの方法があります。抵当権の抹消手續は、登記権利者（所有権登記名義人）と登記義務者（担保権者）が共同で申請することが原則となります。

そのため、登記権利者は、抵当権者の相続人全員の申請書、委任状、印鑑証明書を入手するなどして、抹消手續を進めることとなりますが、百年前の抵当権者の相続人など何人になるか分かりませんので、非常に煩雑な手續となります（抵当権者が行方不明である場合には、登記された金額と利息、損害金を供託する方法もあります）。

裁判により抹消手續を行う場合

一方、抵当権者の相続人の協力が取り付けられない場合や煩雑な事務手續を避けたい場合であれば、裁判の判決を得ることで単独で抹消手續を行うことができます。

裁判というと、面倒なイメージがありますが、債権の認否に関わるものでなく、抵当権抹消の裁判なので、あくまでも形式的なものにすぎません。この場合、抵当権者の相続人も参加することなく、数十分で終了することになるようです。

ただし、訴状等が相続人に届くこととなりますので、ビックリする方もいるかもしれません。あらかじめ、そのことを周知しておく必要があるでしょう。



登記手續は、何事も
すぐ行うことをお
ススメします！

税理士法人A I F NEWS

2015年9月24日(木)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : T E L 03-3980-2326 : F A X 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL : http://profit21.co.jp/aif

名義変更等後に贈与の取消しがあった場合 合意解除による贈与の取消し

「贈与の取消し」と「贈与税の課税」

民法では、書面によらない贈与は、贈与の履行が終わるまでの間は、その当事者はいつでも取消することができることとされています。一方で、贈与税の課税のタイミングは、書面による贈与は、その契約の効力発生時、書面によらない贈与は、その履行の時とされていますので、一旦履行されてしまえば、贈与税が課税されます。

法定取消権・解除権による贈与の取消し

ただ、国税庁では、履行後に贈与の取消しや解除があった場合の特例的な取扱いとして「名義変更等が行われた後にその取消し等があった場合の贈与税の取扱いについて」という個別通達を公表しています。その中に法定取消権等や合意解除に基づき贈与が取消された場合の贈与税の取扱いが示されています。

贈与契約が①詐偽・強迫による取消権、②夫婦間の契約取消権、③未成年者の行為の取消権に基づき取消し・解除が行われた場合には、元の贈与者の名義に変更し、一定の事実が確認された場合に限り、その贈与はなかったものとされ、納税者は更正の請求を行い税金を取戻すことができます。

合意解除による贈与の取消しの場合

このような法定取消権・解除権による贈与の取消しの場合を除き、当事者の合意による贈与の取消し・解除があった場合においては、原則として、当初の贈与税課税が取消されることはありません。しかし、当事者の合意による取消し・解除が次の事由に該当するときは、贈与税課税が著しく負担の公平を害する結果となると税務署長が認める場合に限り、その贈与はなかったものとして取扱うことができます。

- ①贈与の取消し・解除がその贈与年分の贈与税の申告期限までに行われ、取消し・解除したことが名義変更等で確認できること（更正の請求は想定していません）
- ②贈与に係る財産が受贈者により処分等されていないこと
- ③その贈与に係る財産について贈与者・受贈者が譲渡所得等の申告等をしていないこと
- ④受贈者がその財産の果実を収受していないこと（収受している場合には、その果実を贈与者に引き渡していること）



贈与契約は、
くれぐれも慎重に
考えましょう！

税理士法人 A I F NEWS

2015年9月25日(金)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL: http://profit21.co.jp/aif

“成果主義”の問題解決

日本の産業社会が労働集約型から知識集約型へ移行するに伴って“成果主義”の評価が日本企業に導入されましたが、目標管理制度などで実際に適用して見ると、多くの問題が発生し、一時は混乱状態に陥ったものの、今日では一段落したようです。

“成果主義”評価の問題解決状況

発生した問題点と今日の解決状況を整理しますと、次の通りです。

【問題点の要約】

- ① 外部環境の変化や、会社の方針変更などにより、当初設定した目標達成の困難性が変化し、成果が公正性・納得性をもって評価できない。
- ② 達成度評価を過度に意識し、達成が容易な目標設定（目標の矮小化）に陥る。
- ③ 個人の成果の評価を高めるため、ノウハウの独り占めなど、個人主義が横行し、チームワークを阻害する。
- ④ 評価の対象にならないプロセス努力が軽視され、人材育成がうまく行かない。

【今日の問題解決状況】

それらの問題は、多くの企業による改善努力によって、次のように解決されつつあります。

- ① 成果の評価は外部環境の変化などを考慮して、結果が出た時点で、困難性の実態を踏まえて行なう。
- ② 目標の矮小化を防ぐため、目標設定時

にチャレンジ度を設定する。

- ③ 成果は外部環境変化を考慮に入れ、チャレンジ度と達成度を組み合わせて評価する。（これは、外部環境変化などによって、目標達成の困難度・チャレンジ度が変化し、達成度評価の意味も変化するため。）
- ④ 個人主義の横行など、チームワークを阻害する目標管理制度の運用を排除するため、チーム目標を設定し、協働の成果を評価する。
- ⑤ 成果に繋がったプロセスでの行動を成果に含めて評価する。

経営者・管理者の留意点

このように“成果主義”の評価は適正な方向へ向かって改善されつつあると言えますが、特に「チームワークを重視する目標設定と達成度評価」の問題など、なお不断の改善努力が必要な事項があります。

チームワークの公正性・納得性を持つ評価は「チーム全員の協働による成果として、メンバー全員が同じ評価を受ける部分」と、「プロセスで成果に結びついた行動により成果に貢献したメンバー個人の評価を的確に行なう部分」の評価割合・基準にあると考えられ、引き続き努力したいものです。



チームワークの評価を工夫しよう!

税理士法人 A I F NEWS

2015年9月28日(月)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL : http://profit21.co.jp/aif

中小事業主の労災特別加入制度

役員でも労災保険加入ができる制度

労災保険は本来、労働者の業務又は、通勤による災害に対して保険給付を行う制度です。しかし代表者や役員、代表者の同居の親族等でもその業務の実情、災害の発生状況から見て、労働者に準じて保護する事が適当であると認められる人は労災に任意加入する事ができるのが特別加入制度です。

中小事業主等とは

① 下記に記載する業種と常時雇用労働者数の企業規模である中小事業主である事
ア、金融業、保険業、不動産業、小売業は50人以下

イ、卸売業、サービス業は100人以下
ウ、それ以外 300人以下

② 労働者以外で①の事業主の事業に従事する人（事業主の同居家族従業員や代表者以外の役員等）

労働者を通年雇用しない場合でも1年間に100日以上使用している場合は加入可能。

特別加入の加入手続き

特別加入をするためには

- ① 労働者の労災保険加入をしている事、していない場合は成立させる事
- ② 労働保険の事務処理を労働保険事務組合に委託している事

この2つの要件を満たし、所轄の都道府県労働局の承認申請を行います。

保険料と補償内容

給付基礎日額×365日×各事業の保険料率が年間保険料です。年度の途中で加入、脱退をした場合は月割で計算されます。給付基礎日額は3,500円から25,000円の間で金額を選択します。

保険料は金額に関わらず年間の労働保険料全額を3分割して払う事ができます。

特別加入の補償の範囲は業務災害では申請書に記載された範囲が対象です。労働者の就業中、時間外、休日労働に応じて就業していた場合や準備、後片付け、事業場施設内での行動中、出張等ですが事業主の立場で行われる行為は除かれます。通勤災害は一般労働者と同様に扱われます。

特別加入者が業務災害又は通勤災害による場合にも所定の保険給付に併せて特別支給金も支給されます。



役員にとって特別加入は転ばぬ先の杖ですね。
1人親方で仕事をしている人の為の特別加入制度もあります。

税理士法人 A I F NEWS

2015年9月29日(火)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL: http://profit21.co.jp/aif

教育資金の非課税導入から2年 教育資金を追加したい場合

教育資金信託は安定した増加傾向

教育資金一括贈与に係る贈与税の非課税制度が開始して2年が経過しました。この非課税制度は、信託・預金・証券の3取引について設けられていますが、このうち信託については、信託協会から受託状況が公表されています。

教育資金信託受託状況 (信託協会調べ)

	新規契約 (累計)	設定金額 (累計)
平成25年度	67,073件	4,476億円
平成26年度	118,554件	8,030億円

契約・金額とも安定的に増加しており、このペースでいけば、平成27年度は設定金額の累計は1兆円を超えるかもしれません。

「追加」をする時の手続は？

制度導入から2年が経過していますので、そろそろ「前回設定したものに金額を追加したい」と思っている方もいらっしゃるかもしれません。

国税庁から公表されている「直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税に関するQ&A」では、次のような設例を設けて、追加の手続きの仕方を

説明しています。

【設例】 祖父→孫 (書面による贈与)

当初設定額 1,000万円

その後、非課税の限度額を使い切っていなかったため、700万円の金銭を非課税が適用される口座に入金した。

① 非課税の限度額(1,500万円)から既に非課税の適用を受けている1,000万円を控除した残額(500万円)を限度に、追加分の非課税の適用を受けることができます。

この場合、贈与を受けた方(受贈者)は、「追加教育資金非課税申告書」を取扱金融機関の営業所等を経由し、所轄税務署長に提出することになります。

② 500万円を超える部分である200万円については、その贈与により取得した年分の贈与税の申告を行う必要があります。

当初は祖父、今回は祖母で追加したい場合

追加の贈与が祖母からの場合も、上記と同じ手続になります。なお、別の教育資金管理契約に係る口座を新たに開設し、非課税の適用を受けようとする場合には、当初開設した口座に係る教育資金管理契約を終了する必要があります。



かなりの資金が
若年世代に移った
ようですね！

税理士法人 A I F NEWS

2015年9月30日(水)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL: http://profit21.co.jp/aif

役員の訴訟リスクに対応する保険 会社役員賠償責任保険の取扱い

会社法における「役員の賠償責任」

会社法では「役員の賠償責任」として、①役員ของบริษัทに対する賠償責任、②役員等の第三者に対する賠償責任の規定を置くとともに、③株主が会社を代表して役員等の法的責任を追及する「株主代表訴訟」制度が定められています。そのため、役員を被告とする訴訟は、①会社訴訟(原告:会社)、②第三者訴訟(原告:第三者)、③株主代表訴訟(原告:株主)の3タイプに分類することができます。

会社役員賠償責任保険(D&O保険)とは

これらのうち、②と③の訴訟リスクから役員を守る保険として「会社役員賠償責任保険」(D&O保険)があります。

D&O保険がカバーする範囲(勝訴の場合は争訟費、敗訴の場合は賠償金と争訟費)は、訴訟タイプ別に次のとおりになります。

	賠償 受取	保険金	
		役員勝訴	役員敗訴
会社訴訟	会社	保険支払対象外(免責)	
第三者 訴訟	第三者	(A) 争訟費	(A)賠償金 争訟費
株主代表 訴訟	会社	(A) 争訟費	(B)賠償金 争訟費

Aの部分はD&O保険の普通保険約款契約、Bの部分はD&O保険の株主代表訴訟担保特約でカバーしている内容となります。

なぜ、このような保険の設計となっているかというと、株式代表訴訟の役員敗訴(B)の場合には、会社が賠償金受取人となり、会社と役員が利益相反関係となるからです。そのため、(B)の保険料を会社に負担させることは難しいため、この部分は役員個人に負担させるように「特約」とし、他のリスク(A)を会社側で保険料負担する契約の形を採用したようです。株主代表訴訟の役員勝訴の場合(A)には、正当事由なため、このような問題は生じません。

D&O保険の法人税の取扱い

税務では、このような契約形態をなぞる形で、損金の取扱いが定められております。

- ① 基本契約(普通保険約款部分)の保険料(A) … 損金算入
- ② 株主代表訴訟担保特約(特約部分)の保険料(B) … 法人負担の場合は役員給与(個別通達「会社役員賠償責任保険の保険料の税務上の取扱い」)



D&O保険の税務上、給与とされる部分は、源泉徴収や外形標準課税の取扱いが要注意です!

税理士法人 A I F NEWS

2015年10月1日(木)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL: http://profit21.co.jp/aif

評価制度の設計

「評価制度」は、「目標管理制度」などの業績管理制度と「人事賃金制度」を結び付ける重要な機能を担う仕組みで、その全体像(例)は図示した通りです。

評価制度設計のポイント

日本の企業においては、社員の意欲とパフォーマンスを高めるための評価制度設計において次の点がポイントとなります。

- ① 「業績評価」を組織業績評価と個人業績評価に基づいて行ない、主に賞与に反映する。
- ② 「個人総合評価」を個人業績評価と行動評価・発揮能力評価に基づいて行ない、給与・昇格・配置転換・退職金(ポイント制など)に反映する。
- ③ チームワークによる協働の業績と、その業績に対する個人の貢献度を評価基準として明確に設定し、事実に基づいて評価する。

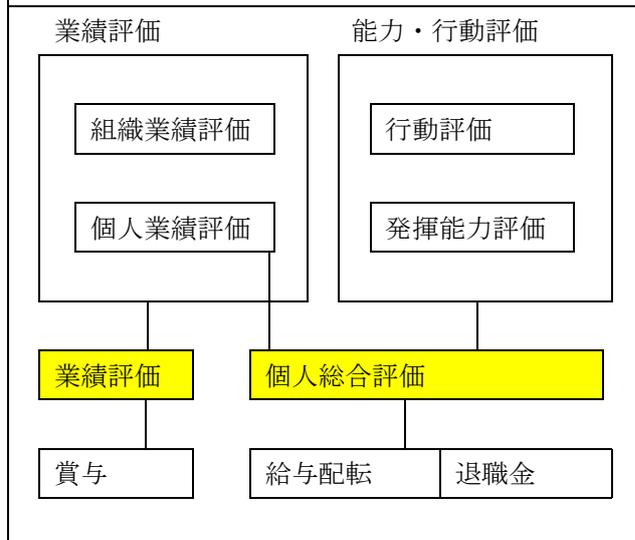
評価制度設計の課題解決策

多くの企業において、評価制度について次のような課題が発生しており、以下それらの課題と解決策を併記しておきます(カッコ内が解決策)。

- ① 成果主義の評価に用いる客観的評価指標の設定が難しく、工夫しなければならない。(定性的な業績評価をランク付

け・点数化等により数値化する。)

評価制度の全体像(例)



- ② 目標設定外の業務を軽視することが起こりがちになり、評価対象業務の設定に工夫を要する。(目標設定外業務をまとめて、その成果を評価対象とする。)
- ③ 目標達成度を高めるために目標を矮小化したり、評価の基準値(実績数値)を低く抑え、達成度のバーを低く設定するなどの恣意的操作が生じるので、それらを回避することが必要になる。(目標設定時にチャレンジ度基準を設定し、評価時点で、プロセスの外部環境等の変化を考慮した実績チャレンジ度と、目標達成度を総合して業績評価を行う。)



評価制度設計の課題解決に工夫を!

税理士法人 A I F NEWS

2015年10月2日(金)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL: http://profit21.co.jp/aif

民泊と許認可

仲介サイトの登録数はこの1年で3倍

「民泊」という言葉をご存知でしょうか。これは、個人が住宅の空室などに観光客を有償で泊めるサービスのことを指します。外国人観光客が急増する中、空室の有効利用や日本の生活を直に体験してみたいという観光客の要望に応え広がったサービスで、空室を提供したい人と宿泊を希望する人の間を仲介する情報サイトが登場したことにより、急激にその認知度が上がりました。

東京オリンピック開催までいよいよカウントダウンが始まり、宿泊施設不足対策としても注目が集まっていますが、この新サービスに対し、各自治体等から「待った」の声が上がっています。

民泊と旅館業法

ホテルや旅館など、有償で人を泊める事業者は、旅館業法による許可を受けることになっています。この法律で「旅館業」とは、「宿泊料を受けて人を宿泊させる営業」を言い、名目の如何を問わず、実質的に寝具や部屋の使用料とみなされるものは「宿泊料」に含まれるとされています。どのような場合が「営業」に当たるかについては明確な定義がないものの、一般的に反復・継続して行われれば営業であると解釈され

るため、民泊のように個人宅を提供することもこの定義に係る可能性が高いとされています。既に、実態調査の上、許可を取得していなかった民泊情報サイトの登録者に対し指導を行っている自治体も出ており、今後はより具体的な整備に乗り出す自治体が増えると予想されます。

宿泊事業者を取り巻く許認可事情

民泊が旅館業法の適用を受ける宿泊施設に当たるとなると、他の法律についても適用を考えざるを得ません。通常、ホテル等の宿泊施設で食事を提供するのであれば、安全衛生の観点から、食品衛生法に基づき飲食店等の営業許可を受けます。その他、施設の構造により建築基準法、消防法等に基づく様々な手続きを適宜行わなくてはなりません。元来、宿泊事業を営むためにはこれだけの許認可規制を受けてきたわけですが、そうは言ってもこうした民泊サービスにニーズがあることも事実。旅館業法については戦後の施行以来、設備要件等の枠組みがほとんど変わっていないなど、法による規制の趣旨が時代に追いついていないことも問題になっています。東京オリンピックのような大規模行事が、今後の様々な法整備のきっかけになりそうです。

新しいサービスの提供も、なかなか簡単にはいきませんね…。



税理士法人 A I F NEWS

2015年10月5日(月)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL : http://profit21.co.jp/aif

中小企業両立支援助成金

育休復帰支援プランコース

育休取得・職場復帰を支援する助成金

2015年2月より中小企業両立支援助成金の1つに「育休復帰支援プランコース」が新しくできました。育児休業を取得し、職場復帰する人と職場環境の業務見直し等を支援します。育児休業者が初めての人でも、2人目以降の人でもよく、育休復帰プランナーの支援を受けて育休復帰支援プランを策定すればよいなど、申請の要件も他の両立支援の助成金と比べても難しくはありません。1事業主につき1回限りの受給です。

申請手順

育休復帰プランナーとは育休支援プランの作成および、プランに基づく措置の実施を支援します。厚労省が委託する事業者が委嘱した者で、社会保険労務士や中小企業診断士の資格を有する者等が委嘱されています。

①プランナーの申し込み

厚労省のHPからできます。受け付け後受託事業者からプランナーが派遣されます。企業を訪問しアドバイスをします。

- ア、育休復帰支援プランの策定の支援
- イ、対象社員の取り扱いに関する事
- ウ、育休復帰を円滑にする業務改善指導
- エ、助成金手続きに関するアドバイス

等を無料で受けられます。

②事業主は労働者の育児休業の取得・復帰支援に関するマニュアルや規定を作成する社内報等で労働者に知らせます。

③産休・育休支援面談（休業前）

対象労働者が出たら面接シートを使い「妊娠報告後面談」と「休業2ヶ月前面談」を行います。前者では出産予定日や妊娠期間中の就労時の配慮事項、業務引き継ぎ等を話します。後者では、職場復帰後の就業イメージ等を話し合います。

④対象労働者の育休復帰支援プランの策定

休業中の業務を滞りなく行うための体制作り、復帰後の時間制約のある状態での働き方等を策定し産後休業開始日までに社員に知らせ、業務引き継ぎを終了します。

支給申請

休業取得時申請は育休（産後休業終了後引き続き育休を取る人は産後休業）を開始した日から3ヶ月経過する日の翌日より2ヶ月以内に、復帰時申請は育休終了日の翌日から起算して6ヶ月を経過する日の翌日から2ヶ月以内です。



育休取得時 30
万円、職場復帰
時 30万円の2
回で支給され
ます

税理士法人 A I F NEWS

2015年10月6日(火)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL: http://profit21.co.jp/aif

改正労働者派遣法

派遣受け入れ期間制限廃止

派遣受け入れ期間を事実上撤廃

労働者派遣法は企業の派遣受け入れ期間の制限がありましたが、この度の改正で人を入れ替えれば同じ仕事はずっと派遣労働者に任せる事ができるようになりました。9月30日より施行されています。

今までは派遣期間の上限が無いのは「専門26業務」とされてきましたが、業務範囲の判別が付きにくい等の問題から26業務と言う区分は廃止されました。26業務以外の業務の派遣期間は3年となっていました。が全業務の区分、上限をなくしました。

派遣期間は業務ごとから人ごとへ

派遣期間の上限は人材派遣会社との雇用契約によって決まります。今後は派遣会社と無期雇用契約を結べば業務内容にかかわらずいつまでも同じ派遣先、同じ業務で働く事ができます。但し有期の期間雇用者は同じ業務は3年ごとに人の入れ替えが必要です。業務自体の派遣は人を入れ替えれば継続可能であるものの、派遣労働者側から見ると3年ごとに業務を変え、課の異動等を伴わないと同じ企業で働きません。

今までの違いは派遣期間の上限が業務ごとから人ごとに3年となりましたので同業務を続けられない事もあり、派遣労働者

の4割を占める専門26業務であった人等は影響が出てきそうです。

派遣会社の雇用安定措置義務

派遣会社には派遣労働者の雇用が不安定にならぬよう同一組織単位に3年間派遣される見込みのある人に

- ①派遣先企業が直接雇用するように依頼
- ②新たな派遣先を紹介する
- ③派遣会社で無期雇用契約をする等の措置を取らなくてはなりません。

また、派遣会社は派遣労働者に教育訓練や、正社員求人情報の提供等をしなくてはなりません。

受け入れ企業は派遣社員の直接雇用義務まではありませんが、派遣を活用しやすくなる一方で正社員への道を狭める、受け入れ企業では社員の仕事が派遣にとって代わってしまうかもしれない等の懸念もあります。派遣継続を受け入れる場合は労働組合の意見を聴取し協議をする事となっています。また、派遣会社の派遣業の届出制はなくなり、全て許可制となりました。



派遣労働で働いている人の4割が正社員を希望しているそうです

税理士法人 A I F NEWS

2015年10月7日(水)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL: http://profit21.co.jp/aif

ミッションと技術開発

従来にない技術開発に挑戦する場合、ミッション定義を先に行ない、それを達成するのに必要な技術開発に進む「ミッション先行型の技術開発」は、先進的な技術開発に適する開発方法で、期待成果が大きい反面リスクを伴いますので、事前検討を十分に行ない、その着手決定はトップの決断によります。

「ミッション先行型」のメリット

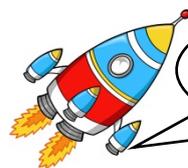
「ミッション先行型技術開発」の著名な先進的業績として、ケネディ米大統領の「アポロ計画」があり、1961年に同大統領が「今後10年以内に人間を月に着陸させ、安全に地球に帰還させる」と言うミッションを定義し、議会で表明した結果、次の画期的業績をあげることになりました。

- ・ 人類初の宇宙飛行船有人月面着陸
 - ・ それを可能とした高度な科学技術開発
 - ・ 電子工学・遠隔通信・コンピュータ・工学分野における技術開発の波及効果
- このように「ミッション先行型技術開発」は、民間企業においても
- ・ 現状から大きく飛躍する事業成果を創出し、そのための高度な技術開発を実現するための戦略的アプローチとして活用出来ます。

「ミッション先行型」の留意点

このような先進的な技術開発では、自社を核として、複数企業の協力や大学等研究機関との提携等が必要とされる場合が多く、また、リスクを伴いますので、取り組みに当っては次の事項について留意し、トップの意思決定に基づいて着手すべきです。

- ① ミッション定義は、アポロ計画のように、「達成期限・達成したい状態」を具体的に疑問の余地がない表現で定義する。
- ② 協力企業・研究機関と共にプロジェクトチーム編成等推進体制を整える。
- ③ 「基本機能・安全性等に関する不具合リスク・多額の費用負担の最小化・明快な市場優位性と開発投資利益の確保」を図るため、複数の技術開発コンセプトを設定し、事前の評価を行ない、推進企画を策定する。
- ④ 中小企業庁の「中小企業技術革新」等技術開発支援制度の活用を検討する。
- ⑤ 目標管理制度で採り上げる場合は、自社の総力をあげたトップ直属のプロジェクトチーム編成、高いチャレンジ度の部署間共同目標設定による推進が必要となる。



「ミッション先行型」
で高度技術開発！

税理士法人 A I F NEWS

2015年10月8日(木)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL: http://profit21.co.jp/aif

経理処理の留意点

棚卸資産の取得価額

棚卸資産の取得価額

棚卸資産といっても製品・仕掛品のよう
に「自社で製造されたもの」と、商品・材
料のように「購入したもの」とがあります。

「自社で製造されたもの」は、製造にかか
る人件費や機械等の減価償却費や電力料等
の諸経費を計算して、直接費だけでなく間
接費も含めた全部の製造原価を棚卸資産の
取得価額にすることは広く知られています。
また簡便な方法として、売価還元法で棚卸
資産の価額を決めることもできます。

しかし「購入したもの」は、購入価格×
数量で簡単に棚卸資産の取得価額を決定し
ている場合が多々見受けられます。

購入棚卸資産の取得価額

法人税法施行令によれば、購入棚卸資産
の取得価額は、「購入先に支払った代金の他
に引取運賃・荷役費・運送保険料・購入手
数料・関税（附帯税を除く）等の購入のた
めに要した費用、更に当該資産を消費し又
は販売の用に供するために直接要した費用
の額」となっています。

しかしこの規定の後半の消費・販売に係
る規定は、これを厳格に適用すると、現場
の経理処理は煩雑を極めるため、さすがに

税務当局も少額のものや、特別なもの以外
は取得価額に算入しなくてよい、と言っ
ておられます。

購入のために要した費用の経理処理

前述したように購入のための費用には引
取運賃・荷役費・運送保険料・購入手数料・
関税（附帯税を除く）等があります。

これらを「荷造運賃」「保険料」「支払手
数料」「租税公課」等の科目で処理しま
うと、はたして棚卸資産の取得価額に加算
すべき費用が幾らなのかを改めて計算しな
いと判らなくなってしまう。

そこで、これらの費用は一括して「仕入
諸掛」勘定で処理しましょう。そうすると
期末の棚卸資産の取得価額に加算すべき金
額は以下の算式で簡単に求められます。

仕入諸掛勘定の金額×購入価格で計算した
期末棚卸高÷仕入勘定の金額＝期末棚卸に
計上すべき購入のために要した費用



税理士法人 A I F NEWS

2015年10月9日(金)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL : http://profit21.co.jp/aif

交際費課税の整理整頓

交際費に該当しない交際費

交際費等とは、交際費、接待費、機密費その他の費用で、法人がその得意先、仕入先その他事業に関係のある者等に対する接待、供応、慰安、贈答その他これらに類する行為（以下「接待等」といいます）のために支出する費用をいいます。

ですから接待、慰安、懇親を目的とした飲食その他これに類する行為（以下「飲食等」といいます）のために要する費用は交際費ですが、1人当たり5,000円（消費税抜き）以下の場合は交際費に該当いたしません。

但し専らその法人の役員若しくは従業員又はこれらの親族に対する接待等のために支出するものは、5,000円以下であっても交際費に該当いたします。

資本金1億円以下の法人

交際費は原則損金不算入ですが、次の①か②の有利な方を選択して、損金に算入できます。

① 飲食等のために要する交際費に該当する費用。要は以下の費用です。

「1人当たり5,000円を超える費用並びに法人の役員若しくは従業員又はこれ

らの親族に対する接待等のために支出する費用」の50%の損金算入を認める。

② 800万円までの交際費の損金算入を認める。

①は飲食等のために要する交際費に該当する費用の50%が800万円より多い企業が選択しますが、多くの中小企業は②となると思います。

その他の企業

資本金1億円超の法人の場合は①の適用ができます。できませんと言ったのは、平成26年3月31日以前に開始した事業年度は、交際費は原則通りすべて損金不算入でした。また資本金5億円以上の企業の100%子会社等は資本金が1億円以下であっても①の適用しかありません。

交際費は景気動向も踏まえ政策的に頻繁に変わります。毎年チェックしましょう。



税理士法人 A I F NEWS

2015年10月13日(火)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL: http://profit21.co.jp/aif

半血兄妹の相続分は今も2分の1

民法の半血兄弟姉妹に係る規定

現在の民法第900条(法定相続分)の第四号には、「子、直系尊属又は兄弟姉妹が数人あるときは、各自の相続分は、相等しいものとする。ただし、父母の一方のみを同じくする兄弟姉妹の相続分は、父母の双方を同じくする兄弟姉妹の相続分の二分の一とする。」

と記載されています。

あれっ!! この但し書きの差別規定は削除になっているんじゃないか? と思う人はいませんか。

婚外子(非嫡出子)差別違憲判決があった

平成25年9月の婚外子(非嫡出子)に対する相続差別を違憲とする最高裁大法廷の全員一致決定を承けて、同年12月に当該差別規定を削除する民法改正がなされました。

違憲判決により民法規定の、「嫡出でない子の相続分は、嫡出である子の相続分の2分の1とし、」の部分が改正削除されました。

でも、削除部分に続く先記した全血・半血差別部分はそのまま存続しています。

存続している差別規定の意味

この民法の規定を解説抜きに理解するのは難しいところですが、嫡出・非嫡出に関する規定は親からの相続についての定め

で、全血・半血に関する規定は兄弟姉妹間での相続についての定め、と読むべきとされています。

被相続人に子供がおらず、直系尊属も既に死亡している場合は、被相続人のすべての兄弟姉妹が同順位で相続することになりますが、相続割合については、全血兄弟姉妹に対し半血兄弟姉妹は半分、と平等にならないことになっています。

配偶者がいたとすると、配偶者の相続割合は4分の3、兄弟姉妹全体の相続割合は4分の1で、兄弟姉妹間の相続割合は全血か半血かによって異なる扱いを受けます。

兄弟は他人の始まりなので

親の異なる兄弟姉妹だったら、他人度が相当に高くても不思議ではありません。しかし、相続分に違いはあるにせよ、疎遠なので連絡もしないまま、半血兄弟姉妹が参加しない遺産分割協議をしても、それは無効です。

逆に、債務超過の相続だったので、子が相続放棄したために兄弟姉妹に相続権が移る場合や、兄弟姉妹間の相続で、日頃疎遠のため情報が乏しい場合には、3ヶ月の放棄申述期間を徒過しないように注意すべきです。



半血兄弟姉妹間の差別は違憲とはされていないんですね。

税理士法人 A I F NEWS

2015年10月14日(水)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL: http://profit21.co.jp/aif

全体最適アプローチ

目標管理制度の目標達成プロセスで、確実に目標達成に向かっているのか、と確信が持てない状況になったり、混乱状態に陥ったりした場合に、全体最適アプローチによるプロセスの見直しが役立ちます。

全体最適アプローチの基準

プロセスの「全体最適アプローチ」は図示した通りで、目標達成プロセスに不具合が生じている場合は、そのどこかに問題があり、しかも複合的に絡み合っ問題が生じていることが多いようです。

全体最適アプローチ

目的

現状把握

現状分析：SWOT分析など

コンセプト・ゴール

目標・達成基準

成功要因・障害要因の把握と
打ち手

それらを見直すためには、まず「コンセプト（何をどのような方向性で変化させ、あるべき姿に到達するのか）・ゴール（あるべき姿を取引の当事者構成・スキームとして可視化した図解説明）」の適切さを検証し、その後、これを基準として、他の要因の

適切さを評価、見直しを図るアプローチが現実的であると言えます。その理由は見直しの中心に据えるべきプロセスは、あるべき姿と到達の基本方向を示した「コンセプト・ゴール」にあることが挙げられ、的を射た検証により混乱を避けられるからです。

コンセプト・ゴールの検証方法

コンセプトは、現状把握・現状分析の検証によって変化する可能性があります。例えば、当初予想していなかった、市場ニーズの変化等外部環境の変化、社内の人材・トップ方針の変化等があり、それらに基づくSWOT分析・クロスSWOT分析の内容に修正を要し、その結果「強みを機会に生かす」等コンセプトの修正が必要になり、ゴールの修正を要する、といったことも起こり得るからです。

全体最適化の実施

見直した「コンセプト・ゴール」を中心において、「目標・達成基準」「成功要因・障害要因」「打ち手」の妥当性をチェック・検証することでプロセスの全体最適化、すなわちプロセスの混乱状態から脱出し、目標達成に確信が持てるプロセスを取り戻すことができます。



全体最適化はコンセプト・ゴールから！

税理士法人 A I F NEWS

2015年10月15日(木)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL: http://profit21.co.jp/aif

重点管理富裕層という新概念

いわゆる「富裕層」への重点調査

ここ数年の公表される税務調査事績では、いわゆる「富裕層」に対して、資産運用の多様化・国際化が進んでいることを念頭に調査を実施しているとしていました。

そして最近、税務専門誌に突然報道されたところによると、国税当局には「重点管理富裕層名簿」というのがあり、この名簿への登載は、各国税局の内部の複数の係の協議の上での指定による、ようです。

登載されるのは、周囲の一定の個人（例えば家族など）や法人も含まれ、一体的に管理されるようです。

登載の指定基準

該当者と指定される基準には、①形式基準と②実質基準があり、次のようになっています。

- ①見込保有資産総額が特に大
- ②形式基準に該当しない者のうち、一定規模以上の資産を保有し、かつ、国際的租税回避行為その他の富裕層固有の問題が想定され、重点管理富裕層として特に指定する必要があると認められる者

富裕層の数はどれくらい

一般に、資産家とか富裕層とかいう言葉があり、どれくらいの人数がいるのか、と

いう報告はいくつかあります。

クレディ・スイスのレポートによると、純資産 100 万ドル以上の日本の富裕層は 2,728 千人、純資産額 5,000 万ドル以上の超富裕層は 2,887 人です。イギリスのナイト・フランクは、純資産 3,000 万ドル以上の超富裕層は、日本では、16,703 人としています。野村総研の公表では、日本における、純金融資産保有額が 1 億円以上の富裕層は 100.7 万世帯、5 億円以上の超富裕層は 5.4 万世帯とされています。

超富裕層への課税強化体制整備

超富裕層への課税強化は、所得税、相続税・贈与税の最高税率のアップ、国外送金等調書・国外証券移管等調書・国外財産調書制度の施行、財産債務調書制度の一新化、マイナンバー制度の導入と、情報捕捉の態勢も整えられ、平成 27 年 7 月から施行の出国税（国外転出時課税制度）、平成 28 年から施行の金融税制の構造変換と着実に歩が進められています。

財産の総額に累進税率を掛ける富裕税の復活も視野にあるのかもしれませんが。そういうことのための、富裕層へのメッセージと言えそうです。



富裕層の皆さん、応分の負担をお願いします。資産状態は捕捉済みですから。

税理士法人 A I F NEWS

2015年10月16日(金)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL: http://profit21.co.jp/aif

平成27年度地域別最低賃金

毎年上がっている時給額

最低賃金とは国が賃金の最低限度額を定め決めた額以上の賃金を労働者に支払わなければならないと言う制度ですが、最低賃金の決定は毎年10月に発令されています。審議会が労働者の賃金、労働者の生活費、通常の支払能力等を加味して検討し、都道府県労働局長が決定します。

この度、中央最低賃金審議会は平成27年度の地域別最低賃金改定の目安を発表しました。都道府県別の引き上げ額は時給20円アップを最高に19円、18円、17円、16円と上がり幅が分けられ、全国加重平均は798円(18円引き上げ)で、最低賃金が時給で示されるようになった平成14年以降最大の引き上げ幅です。(昨年度は780円で引き上げ幅は16円)

都市部と地方部の格差は広がる

最も時給が高いのは東京都の907円、最も低い額は鳥取、高知、宮崎、沖縄の693円でした。10月1日より中旬にかけて発効となります。毎年都市部の上がり幅が高いので都市部と地方部の格差は場所によっては縮小しているものの、最高額と最低額の差は開いてきています。

平成27年の改定額は以下の通りです。

20円ないし19円改定

東京 907円 大阪 858円 愛知 820円
千葉 817円 広島 769円

18円改定

神奈川 905円 埼玉 820円 京都 807円
兵庫 794円 静岡 783円 三重 771円
滋賀 764円 栃木 751円 茨城 747円
長野 746円 富山 746円

17円改定

岩手 695円 石川 735円 香川 719円
島根 696円 熊本 694円 長崎 694円
大分 694円

16円改定

北海道 764円 青森 695円 秋田 695円
山形 696円 福井 732円 宮城 726円
福島 705円 群馬 737円 山梨 737円
新潟 731円 岐阜 754円 奈良 740円
和歌山 731円 岡山 735円 鳥取 693円
山口 731円 愛媛 696円 徳島 695円
高知 693円 福岡 743円 佐賀 694円
宮崎 693円 鹿児島 694円 沖縄 693円



全国の加重平均
(金額と件数を
加味した平均
値)は時給798
円です

税理士法人 A I F NEWS

2015 年 10 月 19 日(月)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル 2 階

税理士法人 A I F : T E L 03-3980-2326 : F A X 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL : http://profit21.co.jp/aif

ジワリと上がる社会保険料

給付の抑制

消費税の 10%への引き上げは平成 17 年 4 月まで延期されていますが、社会保険料は毎年少しずつ上げられています。給付の抑制がある半面で保険料負担は着実に増えています。

年金の給付では特例水準の解消が 4 月に行われ、以前、物価が下がっていた時期に年金支給額を据え置きして下げなかったことで、元に戻す為に平成 25 年 10 月と平成 26 年 4 月の見直しにより平均月 4 千円程度が引き下げられました。平成 27 年度は 0.9% の引き上げがありましたが、今後のマクロ経済スライドの発動で物価・賃金の上昇ほどは年金額の上昇に反映されないようになっています。

費用負担の増加

この 8 月からの改定で介護保険のサービスを受ける自己負担率が変更されました。利用者一律 1 割負担であったものが年収 280 万円以上の人は 2 割負担となり、高齢者全体の 20%が対象になりました。例えば自己負担が月 1 万 5 千円であった人は 3 万円となる訳ですからかなり負担感は大きいでしょう。

健康保険でも高額療養費が今年の初めか

ら 70 歳未満の人で年収 770 万円以上の所得の人は戻り分も減り、自己負担額が増えています。一方で年収 370 万円未満の人には負担を減らしています。

保険料の上昇

厚生年金保険料率は毎年 9 月に 0.354% ずつ上がっていますが、今年は労使合わせて 17.828%となっています。来年の 9 月には 18.182%になり、最終予定の平成 29 年には 0.118 上がり 18.3%で固定される予定です。健康保険料率の上限も平成 28 年には現行 12%が 13%になる予定です。(健保組合はもう少し少ないでしょう)

給与額が同じであれば保険料の上昇で所得税と住民税は減りますが、それを上回る保険料の上昇があるかもしれません。

防衛策は

防衛策としては収入を増やすか支出を増やす事になりますが、専業主婦家庭であればパート勤務も選択肢でしょう。ローンや民間保険等の見直しも必要かもしれません。年金額の上乗せを考えるなら非課税制度を利用した貯蓄も考えられます。



自己防衛策は
無理のないよ
うに考えまし

税理士法人 A I F NEWS

2015年10月20日(火)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL: http://profit21.co.jp/aif

税務CGとは

CGはコーポレートガバナンス

インターネットで検索していたら、「税務CG問題なしで調査省略」とか「調査間隔延長」とか、「CG対応プログラム」というのに遭遇しました。

税務当局が4～5年前から取り組んでいる「税務に関するコーポレートガバナンスの充実に向けた取組」というもののようです。「申告書の自主点検と税務上の自主監査の促進」をしてもらいたい、というのがその趣旨のようです。

「申告書確認表」と「要注意項目確認表」

国税庁ホームページの中に、局の調査課所管法人を対象としたものとして、「申告書確認表」と「税務上の要注意項目確認表」というものが、掲載されています。

「申告書確認表」は、法人税申告書の完成前のミス発見のための点検作業、「税務上の要注意項目確認表」は決算内容の点検作業に役立たせるためのもののようです。

過去に提出された申告書のチェックや税務調査の結果から、誤りが生じやすいと認められる事項を税務当局が表形式に取りまとめた、もので、当面は、国税局調査課所管法人だけを対象に要請するとしており、申告書への添付は義務付けないものの「確

認表」でのチェック作業の有無だけは事業概況書に反映することを予定しているようです。

法人会でも似たような取り組み

企業の税務コンプライアンス向上のための取り組みとして、日税連監修で法人会が作成している「自主点検チェックシート」というのがあります。チェックシートを活用し、企業自らが自主点検することを通じて、内部統制や経理水準を向上させ、自社の成長を目指し、ひいては税務コンプライアンスを向上させ、税務リスクの軽減にもつなげることを期待するものです。

国税庁の税務CGとは内容的に重複はしてなさそうですが、その方向性は一致しているように感じられます。

有用性があれば、利用価値も

これらは、チェックシートのスタイルなので、会社決算作業での調整事項や申告調整事項の把握漏れ、申告書の自主点検にも有用だったら、税理士事務所での実務でも役立ちそうです。書面添付に比し簡便で作成し易そうなので、勝手に添付提出してみるのもありかも知れません。



調査省略のご利益
はなさそうに思う
が、書面添付より
ラクそう。

税理士法人 A I F NEWS

2015年10月21日(水)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL: http://profit21.co.jp/aif

人材育成の考え方

“企業は人なり”と言うように、企業活動は、人材の確保と、その活躍によって決定付けられることは自明であり、長寿企業は、豊富な人材を得ることに成功していると言えましょう。ここでは、人材育成で欠かせない基本的な考え方について述べます。

人材育成の考え方

企業の人材育成において欠くことが出来ない基本的な考え方は次の通りです。

- ① 企業が存続、発展していくために、必要な人材を、職務・職種ごとに、ゼネラリスト（組織活動の維持・運用に必要な管理職、企画職・総務職等幅広い職務をこなせる人材）、スペシャリスト（特定分野の知識・技術を駆使する専門職）の別に必要人員など、自社に必要な人材構成を具体的に描いて、計画的に採用・育成する。
- ② 人材育成の取り組み方は、社員が自ら「自己がなりたい人材像を描き、主体的に、自分の能力開発を図る」よう誘導する。

そのため、人事賃金制度の一環として社内等級制度を設け、各等級に求められる基礎知識・技術、発揮能力と評価方法を定めておき、社員一人ひとりが年度ご

とに目標を定めて主体的な努力を行なうとともに、管理職、職場の先輩がOJTでフォローアップするなど、能力開発の環境をつくる。

- ③ 実務遂行に役立つ実践的な能力開発の土台となる基本的な知識・技術（例えば企画の知識・技術、コミュニケーション技術、部下指導法など）は、階層別（新入社員・中堅社員・管理職等）教育システムとカリキュラムを定めて、Off-JTで教育し、OJTでフォローアップする。

人材育成の効果的方法

人材は実務に直結して、実践的に育成することが最も重要で、それを可能とする効果的手段は「実務の遂行、即人材育成」となる業務遂行の仕組みづくりと、管理職が中心となって作り出す場環境です。この意味で、企業活動に広く活用されている目標管理制度は、その本質が「業績管理制度」であり、戦略目標達成のための仕組みであること、その運用プロセスの管理は、そのまま人材育成のプロセスともなっていることから、業務遂行と一体化した実践的、効果的な人材育成手段ともなっていると言えます。



求める人材の計画的、効果的な育成を！

税理士法人 A I F NEWS

2015年10月22日(木)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL: http://profit21.co.jp/aif

退職後ライフプラン 国民年金任意加入

公的年金と私的年金

老後のライフプランを考える時は公的年金をベースに不足分を私的年金で補う事を考えるのが一般的です。公的年金はスライド制かつ終身給付であり、賦課方式で現役世代から老齢世代への所得の振替を行っています。収入の少ない時には保険料免除があり、保険料全額が所得控除になります。又、年金の半額を国庫負担で原資を確保しています。

私的年金は積立方式であり積立金と運用益を原資にしています。保険料の強制徴収はありませんが、終身給付にするには高額な保険料の支払いが必要でしょう。又、インフレになった場合には目減り感が出るかもしれません。公的年金の補完的役割として考える事が良いでしょう。

国民年金の任意加入

年金受給には原則 25 年の加入期間が必要ですが 60 歳時にまだ受給権が無い場合や、受給資格はあっても 20 歳から 40 歳までの 40 年間の全期間は満たしていない人は任意加入する事ができます。65 歳以上の人は受給権がまだ無い場合で、昭和 40 年 4 月 1 日以前生まれの人は 70 歳になるまで特例任意加入ができます。受給権が発生する

までの加入となります。受給権を得れば、低額でも年金が定期的収入となり、就職しても年金額を差し引いた賃金で働けばよいので違いが出てくるでしょう。

加入に当たっての注意点

- ①加入期間調査 平成 27 年度基礎年金額は満額で約 78 万円です。年金定期便などで自分の加入期間を調べてみましょう。
- ②無理な加入は避ける。いくら満額にしたいと思っても資金が無い場合は無理をしない方が良く、又、未納期間の長い人は元が取れない場合があります。
- ③保険料は賄えると言う場合には早めに参加する方が良いでしょう。
- ④付加給付(60歳台前半の人)の保険料は月額 400 円ですが、2 年間で納付した保険料の元が取れますのでお勧めです。
- ⑤この後の介護保険料や後期高齢者の年金からの保険料天引きに備えて年金を積み増しできるなら、しておく事が良いでしょう。
- ⑥加入中に障害年金に該当するような事態となった時を考えて保険料は滞納しないようにしましょう。



平成 29 年度
より年金受給
資格は 10 年
間加入でも得
られるように
なる予定です

税理士法人 A I F NEWS

2015年10月23日(金)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL: http://profit21.co.jp/aif

平成19年遺失物法改正

ペットを拾ってしまったら…

ペットを拾った場合はどこに届出？

「迷い犬」や「捨て猫」などを拾った場合、どこに届けばよいのでしょうか？

ひと昔前は「警察署」と決まっていました。「迷い犬」「捨て猫」は、「忘れ物」「落とし物」と同様に「遺失物」として取扱います。この場合、遺失物法により、すみやかにその落とし物をした人（飼い主）に返すか、警察署、交番等に提出しなければなりません。

ただ、警察署では動物の飼養や保管に関する専門的な職員及び施設を有していません。普通に考えれば、専門的な職員及び施設を有する都道府県等で犬及び猫を取り扱うこととした方が動物の愛護の観点から見て適切ですよね。

平成19年に「遺失物法」が改正!!

そこで、平成19年に遺失物法が改正され、動物愛護法の規定により「所有者の判明しない犬又は猫」が引き取られる場合には、この警察署への提出義務がなくなり、都道府県等の自治体の窓口（動物愛護センターなど）でも受け付けるようになりました。

とはいえ、法律上「遺失物」という位置づけは変わっていないため、相変わらず警察に届けることはできます。警察署では

犬・猫を拾得した旨の申告を受けたときは、①飼い主から、警察にその犬・猫の遺失届が提出されていないか確認の上、②所有者が判明しない場合には、拾った方に動物愛護法の規定により都道府県等に引き取りを求めるか確認するという流れになっています

ただ、犬猫以外のペットを拾った場合は、警察への提出義務がなくなっている訳ではないので、注意が必要です。

遺失物の拾得者には「お礼」がもらえる？

遺失物を拾った方には、落とし物をした方から、「お礼」をもらう権利があります。この「お礼」は「報労金」と呼ばれ、遺失物法の規定では、落とし物の価格の5%～20%とされています（施設内で拾った場合には、その拾った方と施設占有者がそれぞれ1/2となります）。この権利は、落とし主に落とし物が返還された後1ヶ月を経過すると請求することはできません。

所得税法では、遺失物拾得者や埋蔵物発見者の受ける報労金は「一時所得」とされています。



保健所や動物愛護センターに引き取られる犬猫は年間約17万6千頭もいるそうです。

税理士法人 A I F NEWS

2015年10月26日(月)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL: http://profit21.co.jp/aif

マイナンバーの簡便な収集と保管方法

従業員のマイナンバーの収集・保管には

これから従業員のマイナンバーを収集・保管するのはどうするのが良いのかと考えている企業も多いかと思えます。セミナーで聴いたり、システム会社からシステム導入の説明や勧誘を受けてみたりしても何が自社に適切か分かりにくいのが現状です。

マイナンバーを含む特定個人情報は今までよりも厳重な取り扱いが求められ故意による漏えいには罰則が強化されています。取り扱いには注意し、漏えいしないよう必要な手立てをしておく事は大事でしょう。

在職者の番号収集時期は

事業所はマイナンバーを収集・保管して来年からの雇用保険や労災保険、税分野の書類に関し、届出の際に使用します。事前に社内でマイナンバー事務を扱う人を決めておく必要があります。

在職者の番号の合理的な収集時期は年末調整の前の扶養控除等申告書を各人に配った時に番号を記載してもらい、マイナンバーの通知書写しを添付して、会社が確認するのが良いでしょう。収集方法は直接かメールでは別便パスワード付きで送付、簡易書留で送付等によって集め、会社はナンバーを記録すれば写しは保管してもシュレ

ッダー等で廃棄してもかまいません。

小規模事業所の収集・保管の流れの例

①扶養控除等申告書と個人番号の写しを提出、本人確認や番号の確認をしたらコピー等は保管しない。

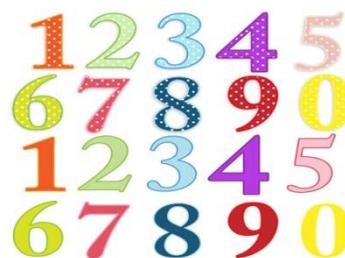
②担当者が手書きで書面に記載して金庫や鍵付きキャビネットで保管するか、パソコンに入力して管理する時はIDを付ける。

③提出書類に番号を書く必要があった時には金庫から取り出し、番号を転記、番号は元の金庫にすぐしまう。

④手続や届出書の控えは、法定保存期間を過ぎたら廃棄する。

⑤退職者の書類の番号部分はマスキングしておいて法定保存期限が来たら廃棄する。

小規模な事業所では紙ベースでの記録保管が便利です。社員への使用目的説明義務、番号利用記録の記載もでき、バインダーにとじて保管ができる用紙が出ています。システム利用をためらっている場合や費用をかけたくない場合であれば簡単に始められるので、まず行ってみる事で悩みも軽減されるでしょう。



経営者や
担当者の
負担は少
なくした
いですね

税理士法人 A I F NEWS

2015年10月27日(火)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL: http://profit21.co.jp/aif

民法の「寄与分」「履行補助者」

妻が夫の親の介護をした場合の相続

妻が夫の親の介護をした場合の相続

少子高齢化が進む今日においては、介護の負担が家庭の悩みの大きなものとなっています。家庭の中でも分担が上手くいけばよいものの、どうしても負担が特定の人に偏りがちです。妻が夫の代わりに、夫の親(義親)の介護の面倒をみるというのが、今でも典型的なケースといえます。

このような場合、妻の介護の苦労は、義理の親から相続で考慮されるかということ、原則的には、そのようなことはありません。妻は、義親の相続人の立場にないからです。

そのため、①妻を夫の親の養子にする、②生前贈与や遺贈を行う、③生命保険等を利用するなど、義親が生前に妻に報いる施策を取ることが多いのですが、それができないような場面では、妻を夫の「履行補助者」として特別な寄与があるとして「寄与分」を主張することも考えられます。

「寄与分」とは？

「寄与分」とは、被相続人の財産の維持・増加について「特別な寄与」がある場合には、その貢献度を相続分に加味しようという民法の考え方です。療養中の被相続人に自ら看護を行っていた場合や、相続人の負担でヘルパー等に介護させている場合

などがその一例になります。この場合、相続人自身に「特別な寄与」があるというには、被相続人との身分関係上一般に期待できる以上の介護負担をしているほかに、無償性・持続性・専従性・介護の必要性などの要件をクリアしなくてはなりません。

「履行補助者」と民法改正の方向性

また、学説では「履行補助者」という考え方があります。「履行補助者」の行為は本人の行為とみなすというものです。この考え方によれば、妻という履行補助者の行為は夫(相続人)の貢献として夫の寄与分としての相続分が主張できることとなります。

判例でもその考えに基づくものがいくつも示されていますが、その一方で「寄与分に履行補助者の概念を利用することに問題がある」「妻を夫の手足のよう考えるのは乱暴だ」という反対意見もあるようです。

法務省の法制審議会でも「相続法制検討ワーキングチーム」が、寄与分制度の見直し案を報告していますが、「相続人以外の者の貢献等の考慮」については賛否が分かれたようですね。



2016年民法改正をめざして、居住権・配偶者・寄与分・遺留分の見直しが検討されています

税理士法人 A I F NEWS

2015年10月28日(水)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL : http://profit21.co.jp/aif

相続で取得した資産 その耐用年数

相続で取得した減価償却資産は、特殊な事例を除いて殆どが中古資産です。この中古資産について、取得価額について明文の規定はありますが、耐用年数については規定がありません。

そこで、減価償却資産の耐用年数等に関する定めを適用して算出した耐用年数、いわゆる中古資産を取得した場合の簡便法（当該資産の法定耐用年数から経過年数を控除した年数に経過年数の2割に相当する年数を加算したもの）が適用できるかどうかです。

結論は、「相続により取得した減価償却資産には中古資産の耐用年数の簡便法は適用できない」、です。高裁まで争われましたが、その論拠は次の（1）、（2）です。

（1）取得日及び取得価額の引継ぎ規定

譲渡所得の計算において、相続・贈与等で取得した資産を譲渡した場合には、その者が引続き当該資産を所有していたものとみなす、とする「取得日の引継ぎ」規定があること。

それと平仄を合わせるように、相続・贈与等で取得した減価償却資産の取得価額についても、その者が引続き所有していたものとみなした場合における当該減価償却資

産に所定の償却に関する規定を適用して算出された場合の取得価額に相当する金額、とする規定があること。

そして、これらの規定の趣旨を勘案すると、取得価額のみならず、償却費の計算に当たり必要となる耐用年数及び残存価額も前所有者から取得者に引継がれると解すべきである、としています。

（2）耐用年数簡便法の適用場面

中古資産を取得した場合の耐用年数簡便法の適用趣旨は、中古資産によって経過年数も様々で、これに一律の耐用年数を設定することは無理であることから特別に定めた規定であり、中古資産を取得した時点における取得価額を当該取得後における使用可能期間等に償却費として配分するために設けられた規定であること。

そして、相続等により取得した減価償却資産については、取得者は前者の新品としての取得価額を引継ぐことになり、この取得価額に対して通常の法定耐用年数が適用されるのであって、相続等による取得の時点で取得価額が発生することはないから、簡便法の適用の余地はない、としています。



償却方法の引継ぎ
はできません！

税理士法人 A I F NEWS

2015年10月29日(木)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL : http://profit21.co.jp/aif

非課税措置年内終了 公募公社債投信

現在、公募投資信託の数は、5000本以上もあり、一般にファンドともよばれています。その多くは、契約型（運用会社と信託銀行が契約を結んで組成）で株式投資信託（約款に株式に投資できる旨記載されている投信）です。

投資信託の利益は2種類

投資信託には、インカムゲインとよばれる「分配」とキャピタルゲインとよばれる「売却益」の2つの利益があります。

前者は、分配金 30円と書かれていれば、1万口ごとに30円、ということになります。

後者は、株と同じように、値上がりによる売却益（値下がりによる売却損もある）です。この売却益ですが、投資信託では、基準価額とよばれる数値が株の株価にあたるものです。基準価額は、ファンド1万口あたりの価格です。基準価額1万円の時100万円でファンドを100万口買った後、基準価額が1万2000円になったときに全部売却したとすると売却額は120万円となり、120万円-100万円で20万円の売却益、キャピタルゲインが生じたこととなります。

公募公社債投信の行方

現在、公募公社債投信の売却益は、原則非課税で、売却損はなかったものとされ、

いずれの所得とも損益通算ができません。

しかし、来年からは、売却益は課税になり、一方、その売却損は、特定公社債等の配当等、利子、売却益、償還差益との損益通算、そして、上場株式等（上場投資信託「ETF」、上場不動産投資信託「REIT」、上場投資証券「ETN」、公募株式投資信託等）の配当等、売却益との損益通算が可能となります。損益通算の結果、控除しきれない損失の額については確定申告により翌年以後3年間繰り越すことができます。

そこで、公募公社債投信の中に含み益をもったファンドがあれば、今年中に売却して売却益非課税を狙うか、一方、資源国、新興国向けのファンドの中に含み損を抱えているファンドがあれば、損出しは損益通算できる来年まで待つ、といった選択もあります。

難しい判断（市場を読む）

ファンドの運用が好調で純資産残高も順調に推移し基準価額も上昇しているのであれば、何も今年中に売却することはありませんし、一方、ファンドの資金が流出し純資産残高が著しく減少しているのであれば、損失拡大回避のため早くファンドを処分した方がよい場合もあります。



まず、基準価額と純資産残高の推移の確認が不可欠！

税理士法人 A I F NEWS

2015年10月30日(金)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL: http://profit21.co.jp/aif

主体性重視で発揮能力開発

企業における能力開発では、技術や知識を保有するだけでなく、実践的に実務で活用できる発揮能力の開発が必要であり、社内資格の要件でも、発揮能力のレベル定義を用い、達成目標を与えることが重要です。

発揮能力の効果的開発法

社内研修を使って発揮能力を開発する効果的方法について次に例示します。

- ① 研修ニーズ・対象者の明確化
目標管理制度の目標達成度・プロセス評価などから、不足している発揮能力（例えば、企画能力、計画推進力）と対象社員層を明確化する。
- ② 社内講師の育成、活用
社内等級の上級者・エキスパートに講師・テキスト作成・カリキュラム編成を担当させる（または、社員から少数の代表者を選び、社外研修に参加させた上で、社内講師を担当させる等、社内人材の育成を重視）
- ③ 社内研修の計画、実施

1	社内研修準備 カリキュラム・テキスト（研修テーマについて、学習する理論・活用手順の概略を記載）の準備
2	参加者の上司・本人にカリキュラム・

	テキストと共に研修参加要請
3	参加者の事前準備 参加者がテキストを参照し、自己の担当業務で活用する上での疑問点を整理した上で研修に参加
4	講師のレクチャー：テキストに基づいて一通りの説明、解説
5	実務活用上の疑問点を参加者間でグループ（4～6名単位）討議・発表・共有（講師が整理）
6	同様に疑問点に対する回答をグループ討議・発表・共有、講師による整理とまとめ
7	参加者の上司に研修内容、参加者の疑問点・回答・講師のコメントを説明、職場でのフォローアップ・目標管理の運用の中でのOJTに連結させる

経営者・管理者の留意点

研修した知識・技術を発揮能力とするには、このように参加者が主体的に、かつ相互に学習する研修の実施と実務でのフォローアップへ連結させることが不可欠です。



能力開発は主体性重視の研修とOJTで！

税理士法人 A I F NEWS

2015年11月2日(月)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL: http://profit21.co.jp/aif

こぼれ話 公募投資信託

老後の備えとして、企業型の確定拠出年金が注目されています。その要因の1つは、マッチング拠出にあるようです。

マッチング拠出とは

従業員が一定の範囲内で会社の掛金に自己資金を上乗せして運用する制度で、会社の掛金と同額まで上乗せでき、従業員の掛金は全額所得から控除されるので所得税や住民税が軽減され、かつ、運用益が非課税となる、といったものです。

そして、この年金資産は、投資信託会社が組成した幾つもの投資信託商品（ファンド）によって運用されています。

投資信託の特徴

この投資信託ですが、年金での運用のような税制上の特典がなくても、個人の資産形成に最も適した金融商品としての一面ももっていますので、その商品の特徴及び購入に当たっての留意点などを概観してみたいと思います。

- ・世界のマーケットに手軽に投資できる

投資信託は、株式に投資する場合と違って、小口の自動積立ができ、しかも個人では直接投資できない地球上の殆どのマーケットにも手軽に投資ができます。

- ・投資信託の収益の源泉は同じ

収益は、「基準価額の値上がり益」と「分配金」です。両者は、ファンドの買い手からみれば運用益の受取方法が異なるだけで、その源泉は同じです。というのも、分配金も基準価額の値上がり益の一部を受益者に還元しているからです。

なお、基準価額は、ファンドに組入れられている株式や債券などの資産の時価総額を受益権口数で割って求められますので、組入資産が値上がりすれば上昇します。

投資信託を購入する際の留意点

- ・販売手数料や信託報酬が安い方がよい。

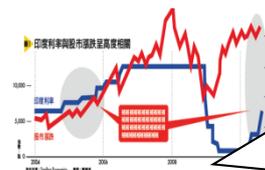
特に、信託報酬は、運用財産から日々差引かれますので、年率1%以下のファンドを選択すべきでしょう（1.5%以上厳禁）。

- ・個人の財産形成ですので、分配金を再投資してくれるファンド（複利効果を狙う）、そして、長期運用ですので信託期間が無期限なものを選択する。

- ・純資産総額が増え続けているもので、その総額の残高30億円以上のものを選択する（ここが一番のポイント）。

- ・国際分散型（バランス型）ファンドを選択する。

以上、こんなところでしょうか。



ファンドの純資産総額の推移が重要なのか！

税理士法人 A I F NEWS

2015年11月4日(水)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL: http://profit21.co.jp/aif

少額減価償却資産の判定

少額減価償却資産とは

使用可能期間が1年未満のもの、取得価額が10万円未満のもの、が原則的な少額減価償却資産で、取得し事業の用に供した事業年度の損金とすることができます。

そのほか、次の特例があります。

- ① 取得価額20万円未満の減価償却資産
一括償却資産として、取得し事業の用に供した事業年度を含む3年間での損金経理を認めています。
- ② 取得価額30万円未満の減価償却資産
中小企業者（資本金1億円以下の法人）の特例として年間300万円までについては取得し事業の用に供した事業年度の損金とすることができます。

少額減価償却資産の金額と消費税

取得価額が10万円未満、20万円未満、30万円未満であるかどうかは、免税事業者である場合を除き、法人が採用している消費税等の経理処理方式に応じて算定した価額により判定します。

つまり、税抜経理方式を採用している場合には、消費税抜きの価額が取得価額となり、税込経理方式を採用している場合には、消費税込みの価額が取得価額となります。

少額減価償却資産の金額と圧縮記帳

資産が法人税での圧縮記帳の適用を受けたものであるときは、取得価額が10万円未満、20万円未満、30万円未満であるかどうかの判定は、その圧縮記帳後の金額に基づいて行います。

したがって、圧縮後10万円未満なら即時の費用、20万円未満なら一括償却資産の取扱いがあり、30万円未満なら、除外要件に該当しない限り、これも即時全額償却となります。

30万円未満即時償却の除外要件

なお、少額資産に係る10万円と20万円の規定は法人税法の規定ですが、30万円の規定は租税特別措置法の規定なので、ここに異なる取り扱いが存在するので、留意すべきことがあります。

即ち、租税特別措置法には、租税特別措置法の規定の重複適用を原則排除するような規定が他方にあるので、圧縮記帳が租税特別措置法の規定に拠って行われている場合は、30万円未満即時償却の適用は、重複適用として、除外要件に該当することになり、適用することができません。



国庫補助金、工事負担金、保険差益、固定資産の交換、その他に係るものが法人税法上の圧縮記帳で、収用や買換に係るものは措置法の圧縮記帳です。

税理士法人 A I F NEWS

2015年11月5日(木)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL : <http://profit21.co.jp/aif>

新設法人と納税義務の免除

新設法人は原則として免税事業者

新規設立法人には、消費税の納税義務を判定するための前期、前々期（基準期間）がないため、原則として設立1年目、2年目の事業年度における消費税の納税義務は発生しません。

ただし、原則に対する例外があります。

例外1 資本金1000万円以上

その事業年度開始の日における資本金の額が1000万円以上である法人については、その基準期間がない事業年度であったとしても、納税義務は免除されません。（平成9年の税制改正）

例外2 特定期間課税売上1000万円超

上半期である半年間の課税売上高が1000万円を超えていた場合、その翌事業年度は納税義務が免除されません。その前年上半期のことを「特定期間」といいます。（平成23年6月の税制改正）

例外3 特定新規設立法人

設立された法人の50%超を保有する法人・個人を含めた株主グループの中のいずれかが、新設法人の基準期間に対応する期間の課税売上高につき5億円超であったなら、その新設法人の納税義務は免除されません。この50%超の支配関係下にある新設

法人のことを「特定新規設立法人」といいます。（平成24年8月の税制改正）

例外4 新設合併消滅会社が1000万円超

合併によってすべての会社が消滅し、新しく設立された会社が消滅会社を承継することを新設合併といいます。

合併があった日の初年度では、消滅被合併法人のいずれかが、新設法人の基準期間対応課税売上高につき1000万円超の場合、2年目以降は、合併・各被合併法人の基準期間対応課税売上高の合計額が1000万円超の場合、では合併新設法人の納税義務は免除されません。

例外5 新設分割会社等が1000万円超

会社分割・現物出資・事業譲渡による新設法人（新設分割等承継子法人）のその分割等があった日の初年度では、分割元等法人のいずれかが、新設法人の基準期間対応課税売上高につき1000万円超の場合、2年目以降は、分割・承継等の全法人の基準期間対応課税売上高の合計額が1000万円超の場合、では新設分割等設立法人の納税義務は免除されません。



株式移転・現物分配での新設法人については例外扱いされていません。

税理士法人 A I F NEWS

2015年11月6日(金)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL: http://profit21.co.jp/aif

デザインだけではない? 「マンホールの蓋」から分かること

21世紀の趣味? 「デザイン・マンホール」

最近「デザイン・マンホール」という言葉を聞くようになりました。日本の自治体では、マンホールの蓋に意匠をこらして、その地域のシンボルや特産品のデザインを施しています。そのため、鑑賞目的でこれらを写真に収める「収集家」が増えているそうです。映画「ローマの休日」で有名な「真実の口」も元々はマンホールの蓋という説がありますので、人間は今も昔もそう変わらないことをしているみたいですね。大都市比較統計年表(平成25年)によれば、東京都区部には約48万、横浜市には約53万のマンホールがあると推計されています。

「マンホールの蓋」の標高が分かる?!

この「マンホールの蓋」の標高(海拔)が分かるということをご存知でしょうか?

市町村は下水道法の規定により「下水道台帳」を作成しています。この「下水道台帳」では、下水管の埋設状況(下水管の位置・深さ・管径・管種・公共ますの位置等)が分かるようになっており、「マンホール情報」として地盤高(マンホールの蓋の標高)・施設番号・工事番号が記載されています。

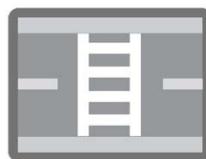
近年「下水道台帳」を、ネット上で公開

している自治体もあり、「マンホールの蓋」の標高をミリ単位で確認することができます。

高低差のある土地の相続税評価額

税理士もたまに、この「マンホールの蓋」の標高(地盤高)を参考にすることがあります。土地の評価の実務においては、「周辺の土地よりも高低差がある宅地」は「利用価値の著しく低下している宅地」として評価額を減額します。具体的には盛土をして擁壁を設ける等をしている「道路よりも高い宅地」や「坂の途中にある宅地」などです。

このような宅地の「高低差」を知りたいときや、測量を行う前にざっと概況を知りたいときには、「こことこのマンホールの蓋の地盤高の差はこれくらいか…」と参考にします。裁決事例などでは①「評価対象地だけ」が周辺の土地よりも「1m以上」の高低差があるか、②路線価に高低差による減価が反映されているか、③高低差が評価対象地の一部だけの場合は、高低差のないところから通常利用できるかが評価減のポイントとなっているようです。



下を見て歩いてばかりではいけませんけれど…

税理士法人 A I F NEWS

2015年11月9日(月)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL : http://profit21.co.jp/aif

理解度向上法

目標管理制度でチーム目標、部署目標などを達成する基礎的作業として、メンバーに、その目標の背景となっている問題点や課題をよく理解させることが重要です。

ファシリテーションで理解度向上

そこで、ファシリテーションを利用して理解度を効果的に向上させる実務的方法を紹介させていただきます。

- ① ファシリテーター（その問題、課題を良く知っており、ファシリテーション能力を有する管理者など）の選任
- ② 参加者総数が10～30名程度の場合、担当専門分野別等2～6名単位のグループに分けてファシリテーションを行なう。
- ③ 実施手順（例示）

	ファシリテーションの要領	注意点
1	目的説明（問題点・課題の共通理解を行ない、それをもとに、全員で協力して目標達成に向かう）	聞き手は、各自具体的な質問点を見つけ出す。
2	ファシリテーター（または適当なリーダー）が目標設定の背景にある問題点・課題等に関する説明	可視化された説明資料を配布、使用
3	説明後のグループ別質問点整理：3分間ミーティング	グループ別に質問を具体的に箇条

	(注) 模造紙の使用等で可視化する。	書きで、模造紙等へ書き出す。
4	各グループの代表者が模造紙で、質問内容を簡単に説明（全グループの質問を順に説明）。この間ファシリテーター（または手順2の説明者）は質問事項を整理し、回答内容を考えておく。	全グループの質問により、疑問点の全体像が明らかになり、相互に比較して理解が深まる。
5	手順2の説明者から、共通の質問は括って、全ての質問に回答。理解が行き届くように補足説明。	全員の理解度を確認、場合により追加質問・回答

理解度向上のポイント

このように、メンバーが疑問点を抽出し、グループでそれらを整理して主体的な疑問を提起、さらに他のグループと交換し、疑問点を多角的に認識した上で、ファシリテーター（またはリーダー）の回答・補足説明を得ることで、仲間との共通理解向上、メンバーの協力による目標達成へのパワーが生まれます。



多角的な質問で理解を促進！

税理士法人 A I F NEWS

2015年11月10日(火)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL: http://profit21.co.jp/aif

IFRS導入で様々に?!

バランスシートの「配列法」

「流動性配列法」とは?

貸借対照表の資産・負債の並べ方にはルールがあります。資産・負債を流動性の高い順から並べていく方法を「流動性配列法」、その逆を「固定性配列法」といいます。

日本の会社では「流動性配列法」が一般的です。この配列法は、資産の換金性や負債の支払期限の長短から流動性の高い順に並べることで、支払能力を表現するには良い手法とされており、企業会計原則や財務諸表規則で採用されています。

「支払能力」が着目される商社などには正にフィットする配列法です。例えば、三菱商事の貸借対照表(単体)は次のような配列になっています。

三菱商事単体 BS (2015.3) (兆円)

資産		負債・純資産	
流動資産	3.5	流動負債	1.8
固定資産	4.7	固定負債	3.7
		純資産	2.7
合計	8.2	合計	8.2

「固定性配列法」とは?

固定性配列法は、英国、香港、ドイツなどで用いられており、日本では固定資産が重要視される電気業やガス業で採用されている方法です。例えば東京ガスの貸借対照

表(単体)は次のような配列になっています。

東京ガス単体 BS (2015.3) (兆円)

資産		負債・純資産	
固定資産	1.4	固定負債	0.6
流動資産	0.4	流動負債	0.4
		純資産	0.8
合計	1.8	合計	1.8

上場企業の連結 BS は IFRS 導入で様々に

近年ではIFRS(国際会計基準)を導入している上場企業の連結貸借対照表は、「固定資産・負債」は「非流動資産・負債」という区分になり、配列法もヴァリエーションが出てきました。例えば、日本硝子の連結貸借対照表を見てみましょう。

日本硝子連結 BS (2015.3) (兆円)

資産		負債・資本	
非流動資産	0.6	流動負債	0.3
流動資産	0.3	非流動負債	0.4
		資本	0.2
合計	0.9	合計	0.9

資産は「固定性(非流動性)配列法」、負債は「流動性配列法」となっています。少し不思議な感じがしますよね。



財務諸表の読み方も随分難しくなってきましたね。

税理士法人 A I F NEWS

2015年11月11日(水)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL : http://profit21.co.jp/aif

ストレスチェック制度 企業の対応

2015年12月からストレスチェックの実施が企業に義務づけられる事になりましたが何をやる事になるのでしょうか。

ストレスチェックは労働者50人以上の事業場において1年に1度以上、実施をしなければなりません(50人未満事業場は当分の間努力義務)。職業性ストレス簡易調査票等を使い一般健康診断の対象者と同じく常時使用する労働者を対象に行う事になっています。実施に当たっては事業者自ら行う事はできず、産業医、保健師、研修を受けた看護師等に委託する必要があります。

ストレスチェックの意義

ストレスチェックの結果は産業医から直接本人に通知され、一定の要件に該当した労働者から申し出があった場合には医師の面談指導が行われ、必要に応じた就業上の措置を講じる事も事業者の義務になっています。企業の実施義務はあるものの労働者に受検の義務はないとされています。これは既にメンタルヘルス不調で治療をしている者にとっては精神的負担になることもあると考えられたからです。

労働者側からストレスチェックの結果による不利益な取り扱いや、精神疾患があると診断されてしまう事への不安の声も

聞きます。しかしこれは労働者自身のストレスへの気づきを促し、職場環境改善につながるという一次予防的意味合いを持った制度と言われています。もちろん不利益な取り扱いは禁止されています。

制度を有効に活用したい

ストレスチェックが義務だからと言うより労働者には受検する意義や本来の目的を実施の前に説明すべきでしょう。

企業は面接指導者の意見を聴き必要に応じた就業上の措置を講じる事が求められますが、事業場外の医師が職場の事情までを考えた意見を述べるのは難しい場合もあるでしょう。

元々50人以上の従業員がいる事業場において産業医の選任が義務づけられているとは言え、形式的に受検させても時間も費用も労力も有効には生きません。実施する以上は産業医との連携を深め就業上の措置を行ったり、又医師以外の専門家等も利用して職場環境改善を促したりしてこそ意義があると言えるでしょう。



税理士法人 A I F NEWS

2015年11月12日(木)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL: http://profit21.co.jp/aif

ファシリテーターの育成

ファシリテーションは、目標管理制度の運用において、部署の目標設定・目標達成の中核的機能を持ち、その巧拙は、チャレンジングな目標設定や、効率的目標達成プロセスの推進に直結する重要性があります。

ファシリテーターの能力要件

ファシリテーションを行なうファシリテーターの能力要件は、次の通りで、参加者をゴールへ誘導する志・信念を持ち、場数を踏んだ状況対応力が必要で、人間的にも幅と深さが求められます。

- ① 取り扱う課題について、あるべきゴールの姿の具体的なイメージを持っている。
- ② 課題を取り巻く外部環境・内部環境に通じ、広い視野と、細部の問題を理解して参加者に問題認識や課題解決に関する発言の切り口やキッカケ・ヒントを提供することができる。
- ③ 自らのゴール・プロセスイメージを持ちながら、参加者の積極的発言を引き出し、的確な状況判断をして自分のシナリオを柔軟に脚色、合意形成に誘導できる。
- ④ 参加者が課題解決に貢献し、合意形成の結果について納得し、実行段階で協力する姿勢を引き出すことができる。

ファシリテーターの活躍効果

各部署の目標管理制度運用において、ファシリテーターは次のように活躍することが期待され、その活躍に比例した効果が生まれます。

- ① 戦略目標の達成に貢献するチャレンジングな部署目標、重要な共同目標・達成基準の設定、推進方法、スケジュール等における合意形成、目標達成意欲の向上。
- ② 目標達成プロセスでの協力と効率的な推進、重要なハードル解除場面等で問題解決の合意形成、ベクトル合わせ。

経営者・管理者の留意点

このように重要な役割をもつファシリテーターは出来るだけ多くの管理者・リーダーが担当できるようにすることが大切で、その人材育成は、体験を重視して次の点に留意すべきです。

- ① 管理者・リーダー層に意図的にファシリテーションの実施を求め、場数を踏ませ、評価する。
- ② ファシリテーション社内研究会等の場を設け、ファシリテーター相互の体験、問題解決体験の交流、相互啓発を行なう。



ファシリテーターは
体験重視で育成！

税理士法人 A I F NEWS

2015年11月13日(金)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL : http://profit21.co.jp/aif

ノーベル賞の賞金は非課税

ただし、経済学賞だけは別？

今年も日本人にノーベル賞が授与

今年のノーベル賞が発表され、その中で物理学賞を梶田隆章さん、生理学・医学賞を大村智さんが受賞する事になりました。日本人が受賞するのは2年連続、通算23・24人目となります。暗いニュースが多い中で、明るい話題として、国内を盛り上げてくれましたね。

賞金は非課税です

ノーベル賞の賞金額は1千万スウェーデンクローナ、日本円に直すと約1億5千万円という大金です。この賞金ですが、日本国内では非課税となっていますので、税金がかかりません。ちなみにこれは昭和24年、湯川秀樹博士が日本人初のノーベル賞を受けた際、「賞金に課税するのはどうか」という議論が浮上し、法律を改正したからです。「ノーベル基金からノーベル賞として交付される金品」と所得税法に明記され、ノーベル基金から支払われる賞金は非課税となりました。

ちなみにノーベル賞を受賞すると、文化勲章も授与されます。受勲した方は「文化功労者」に選任され、終身で年金が支給されますが、この年金に関しても非課税と所

得税法によって定められています。

非課税は個別設定？

非課税になるものは、各法によって定められていますが、賞金の類は、「これは非課税」といった風に個別指定されています。ノーベル賞以外ではオリンピック・パラリンピックで優秀な成績を収めた人に対する日本オリンピック委員会等からの賞金など、個々に所得税法に記載があります。

しかし、経済学賞だけは……

ノーベル賞の内、経済学賞は1つだけ、スウェーデン国立銀行の働きかけで昭和43年に新設。賞金はノーベル基金からではなく、同行が運営する基金から支払われる事になっています。

所得税法では「ノーベル基金からノーベル賞として交付される」と明記しているので、現行制度では経済学賞の賞金は一時所得として課税されてしまいます。

今まで経済学賞を受賞した日本人はおりませんから、単に議論が起こっていないだけ、という事でしょうね。



いつか議論が巻き起こるようになるといいですねえ。

税理士法人 A I F NEWS

2015年11月16日(月)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL : http://profit21.co.jp/aif

消費税 課税売上割合の計算 利息 非課税売上とは限らない

近年は、中小企業でも海外に子会社や合弁会社（子会社等）を設立したり、その進出の勢いは止まる気配がありません。

海外子会社等の事業が立ち上がるまでは、国内の親会社からの資金供給は欠かせません。子会社等への増資という手段もありますが、当面は、子会社等への資金供給は貸付金が多いようです。当然ですが、貸付金には利息の支払が伴います。

貸付金利息の課税区分

利息を収受する親会社は、この利息を受取利息として計上しますが、この場合、この受取利息が消費税法上、非課税資産の譲渡等に該当するものとして、また、海外の子会社等（非居住者）からの利息であることから、国外取引として課税対象外となるものとして、それぞれ課税売上割合の計算において当該利息を分母に算入し、あるいは、分母・分子から除外して計算することもままあるのではないかと思います。

受取利息は輸出免税取引

国内からの資産の輸出は、当然に、輸出免税取引に該当し、国内における課税資産の譲渡等として消費税ゼロ税率が適用され、課税売上割合の計算において、当該輸出取引は分母・分子にも算入されます。

一方、海外子会社等の非居住者に対する貸付金のような役務の提供の対価たる受取利息に輸出免税取引が適用されるかどうかですが、結論は、輸出類似取引として輸出免税取引に該当するものとして取扱われ、課税資産の譲渡等として消費税ゼロ税率が適用され、当該利息は課税売上割合の計算において、分母・分子にも算入されることになっています。

理由ですが、国内の親会社から直接海外子会社等への貸付金は、当該行為の事務所等所在地が国内であることから、当該取引は国内取引に該当し、その対価たる利息は非課税資産の譲渡等に該当しますが、外国の消費者に我が国の消費税を負担させることのないよう（国境税調整）、特例として、非課税資産の譲渡等などに要する課税仕入れについても、仕入税額控除を認めるということで、輸出免税の適用を受けると同様な結果になるようにした、ということです。

なお、この特例によって仕入税額控除の計算上、輸出免税の対象とみなされる対価の額（受取利息）が、納税義務が免除されるかどうかの判定においては、基準期間における課税売上高には算入されません。



受取利息は、いつも
非課税資産の譲渡
等とは限らない！

税理士法人 A I F NEWS

2015年11月17日(火)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL: http://profit21.co.jp/aif

目標達成のリーダーシップ

目標管理制度では、設定した目標を達成するためのリーダーシップのとり方が重視されますが、ここでは、どのような目標であっても普遍的に適用できるリーダーシップのあり方について述べます。

目標達成へのベクトル合わせ

目標達成に関わるメンバーが、意欲を高めて取り組むためには、全員が集中できる目標達成時の姿を鮮明にし、意識のベクトルをその一点に合わせなければなりません。

そのファシリテーションの方法を実務的に例示すると以下の通りです。

- ① 参加者総数が10～30名程度の場合、担当専門分野別等2～6名単位のグループに分けてファシリテーションを行なう。
- ② 各グループで、目標達成時の姿（成果物の具体的イメージ）を描き、ありありと可視化する（模造紙などに描く）
- ③ 全グループが描いた成果物のイメージを全員に発表する。
- ④ 発表後、グループ別に他グループへの質問点整理、3分間ミーティング（最も質問したい1グループに絞るのがコツ）
- ⑤ 各グループの代表者から質問（全グループの質問を出してもらおう）
- ⑥ 質問に対する各グループの回答
- ⑦ 成果物のイメージがひとつにまとまる

まで、複数の成果イメージの相違点を整理、質疑応答を繰り返して統合し、合意形成する（合意形成には衆目評価法を活用すると納得性が高まる）

以上の①～⑦の方法で、全員が達成を目指す成果物の姿が浮き彫りになり、質問、討議に参加したことで、目標そのものが鮮明になり、相互の協力の必要性の理解と同時に是非とも達成したい、という意欲が高まって、ベクトル合わせが出来ます。

目標達成プロセス設計と一致協力

前項の作業に引き続いて、

- ① 目標達成プロセスで必要な作業をリストアップし、協働作業・分担作業に区分して、処理日数等時間見積りを行なう。
- ② 作業を1年間のなかで順序付け、時間的位置付けを行なう。
- ③ 上記①②の検討結果を可視化（模造紙、またはICTで共有）して、スケジュールリングし、リーダー・メンバーがいつでも見られ、気付いたことを記載できるようにする。

このように、成果物の姿を明確化することが、達成プロセスの的確化と相互協力につながり、目標達成を確実化します。



目標達成にはベクトル合わせ！

税理士法人 A I F NEWS

2015年11月18日(水)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL: http://profit21.co.jp/aif

忘年会費用の取り扱い

寒さが本格的になると忘年会の季節です。仕事がらみの忘年会にもいろいろなパターンがありますが、税務上どのように取り扱われるのでしょうか。

- ① 全社員を対象として事業所ごとに行われた忘年会
- ② 一部社員や役員だけで行った忘年会
- ③ 営業部の社員が取引先と行った忘年会

これらに要した費用を会社が負担した場合を見てみます。

全社員を対象として行われた忘年会

社員や役員を慰労する為に行われる忘年会費用で次に該当する場合には税務上福利厚生費として損金で取り扱われます。

- ① 「社内の行事」として行われ、従業員等に「おおむね一律」に供与されるものであること
 - ② 「通常飲食に要する費用」であること
- これは必ずしも忘年会が全社員全部集まって行うということではなく、社内行事として部ごと等の単位で行われるものでも福利厚生費となります。

通常に飲食に要する費用とは社会通念上一般に供与される程度、常識範囲内の費用ということです。また普通、二次会は任意

参加が多いので交際費として扱われます。

一部社員や役員だけで行った忘年会

特定の者だけが参加する忘年会で参加者の費用を法人が負担した場合はおおむね交際費となります。忘年会に参加しなかった社員に現金の支給をするのであれば給与となります。

営業部の社員が取引先と行った忘年会

普通、取引先を接待する目的で行われる忘年会費用は交際費になります。この場合1人当たりの飲食費用が5千円以下である時は交際費ではありません。

飲食費用の交際費については、平成26年度の改正で資本金1億円以下の法人は1人当たり5千円を超える費用、並びに法人の役員若しくは従業員又はこれらの親族に対する接待費用の50%の損金算入、あるいは年800万円までの交際費の損金算入が認められています。



忘年会費用の会社負担も、法律や景気で金額が左右されることがありそうです

税理士法人 A I F NEWS

2015年11月19日(木)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL: http://profit21.co.jp/aif

役員変更登記の改正点

少し前になりますが、株式会社の登記手続を定めている商業登記規則の改正で2015年2月から登記実務が一部改正されています。今後の手続として知っておきたい点について解説します。

改正事項

- ①役員が新たに就任する場合、本人確認証明書を添付する。
- ②代表取締役の辞任届は個人の実印を押印し印鑑証明書添付か会社実印の押印が必要
- ③役員の氏名と共に婚姻前の氏も併せて登記する事ができるようになった

役員就任の際の本人確認証明書の添付

従来は取締役等の役員が就任した際の添付書類は就任承諾書のみの場合がありましたが、登記の真実性向上の為、役員の実在を確認し、株式会社設立登記や就任登記、役員変更登記の際に新たに本人確認証明書の添付をする事になりました。再任の場合は不要ですから現在の役員が任期満了で再任された場合は対象にはなりません。

本人確認証明書の必要な役員とは

取締役会設置会社においては、代表取締役以外の取締役、監査役、指名委員会等の設置会社の執行役に新たに就任する者。取締役会非設置会社は監査役に新たに就任す

る者。

本人確認証明書とは住民票の写し、戸籍の附表、運転免許証写し等です。

代表取締役が辞任する時の辞任届

代表取締役が任期途中で辞任して変更登記をする場合に、辞任届の偽造で会社乗取りが図られる恐れもあると指摘がされていました。そこで不正防止の為代表取締役の辞任届には個人の実印を押印し印鑑証明書を添付するか、登記所に届出している会社の実印を押印する事が必要になりました。

但し、任期満了で代表取締役が退任する時は辞任ではありませんし、辞任届は必要ありません。

役員欄への婚姻前の氏の記録

今まで会社の登記簿の役員名は戸籍上の氏名が登記されていましたが、婚姻後も旧姓で活動する場合に支障を来す問題が指摘され婚姻前の氏も記録する方法が選択できるようになりました。登記簿に氏名が登記されている者が対象です。戸籍謄本や住民票を添付して申請します。



一般社団法人、一般財団法人も同様の扱いです

税理士法人 A I F NEWS

2015年11月20日(金)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL: http://profit21.co.jp/aif

年末調整の留意点

年末調整の時期となりました。年末調整は、給与の支払を受ける人の一人一人について、原則、毎月の給料や賞与などの支払の際に源泉徴収をした税額と、その年の給与の総額について納めなければならない年税額とを比べて、その過不足を精算する手続きです。

昨年と比べて変わったところ

平成 26 年度に改正された①給与所得控除額の上限額の引下げ、②給与所得者の特定支出の額の特例、そして、平成 27 年度に改正された③マイナンバー制度、④非居住者である親族に係る扶養控除等の適用を受ける場合の書類の添付等義務化は、平成 28 年以後の適用となっています。

したがって、本年度の年調事務には、原則、改正はありません。以下、誤りやすい事項について幾つか確認したいと思います。

控除対象配偶者及び扶養親族等の判定時期

判定は、年末調整を行う日の現況により判定します。判定の要素となる①合計所得金額は、年末調整を行う日の現況により見積もった本年分の合計所得金額により、②年齢は、本年 12 月 31 日（所得者本人やその親族が年の中で死亡した場合、その死亡時）の現況により判定します。

また、年末調整を行った後、本年 12 月 31 日までに控除対象扶養親族の増加などの異動があった場合には、翌年 1 月の「給与所得の源泉徴収票」を交付する時まで年末調整の再計算をすることができます。

合計所得金額 38 万円の範囲

合計所得金額には、所得税法等の規定によって非課税とされる所得は含まれません。

したがって、非課税所得である遺族年金等がある場合には、当該金額を含めないところで合計所得金額を算定します。

また、国外居住親族の控除対象配偶者及び扶養親族等については、判定要素の合計所得金額 38 万円は、国内源泉所得、つまり我が国で得た所得だけで判定し、国外での所得はカウントしません。

親族等が契約者になっている保険契約等

妻や子に所得がなく、その妻や子が契約者となっている生命保険契約等であっても、所得のある夫がその保険料等を支払っている場合には、その保険料等は夫の生命保険控除の対象になります。

但し、保険金等の受取人は、夫又はその配偶者その他の親族（個人年金保険契約等である場合はその配偶者）でなければなりません。



年末調整の時期か、
還付が待ち遠しい！

税理士法人 A I F NEWS

2015年11月24日(火)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL: http://profit21.co.jp/aif

タワマンの株式化

パブコメ評価通達改正は頓挫か

11月3日、国税庁がタワーマンション利用節税の監視強化を指示、とのニュースが全国紙に一斉掲載されました。

タワマン節税には、財産評価方法を変えることで対応するのでパブリック・コメントを募る、との情報が7月半ばに報道されていたところなので、これが実現されれば、監視強化の指示など不要だったはずです。

法改正や評価通達の改正の目途が立たないので、個別事案で評価をめぐる係争に持ち込もう、という狙いと思われま

昭和バブル対策と同じ発想

自ら発遣した通達を自己否定し、前後の時期の取引による価格を評価額として採用する、として申告を否認して更正処分を濫発し、法改正を実現させたものの、多くの訴訟が起き、憲法違反改正との判決も出たのが、昭和バブルでした。

当時は、全額借入金で不動産を購入することにより、相続税対策を行うというのが主流でしたが、バブル崩壊で資産価値が激しく暴落しながら、借入金はデフレ下で逆に過負担となったところでした。

マンションの評価額と売買価格

マンションの各戸の相続税評価は、建物

の相続税評価額と建物全体の固定資産税評価額と、に対する各戸の専有床面積比で決められています。

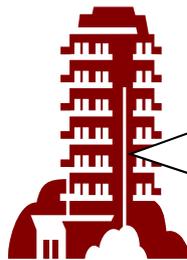
でも、マンションの各戸の値段は、面積だけでなく、眺望の要素、日照の要素が大きな意味を持ち、高層階の好位置の物件ほど高く、1億円の物件でも相続税評価額2000万円程度というのが通常です。

節税プランも巧妙になっているが

1億円出資で会社設立、銀行から2500万円借入して1.25億円にて高層分譲マンションの部屋を購入、そのときの株式の相続税評価額はゼロ円(評価資産2500万円、負債2500万円)なので、子供に無償でその株式を贈与します。その後、そのマンションを1億円で譲渡し、借入金を返済すると、株式の価額はゼロから1億円で評価増となり、そこで、減資等による資本の分配を受けても課税はおきません。

1億円の現金だけを持った会社の株式を1億円で売却しても、株式の売却原価は親の取得価額を引継いでいるので、所得は発生せず課税はありません。

以上、ネットでの情報を整理しました。



評価通達には3年縛りがあるので、これをクリアしてからでないと、このプランはダメですね。未使用での売却だと棚卸資産との認定もあり得ます。

税理士法人 A I F NEWS

2015年11月25日(水)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL: http://profit21.co.jp/aif

人事賃金制度の高度化

バブル期には職能資格制度が全盛で、年齢・勤続に応じて昇級しやすい実態があり、社員のモラルを維持・向上する効果を果たしていましたが、反面大いに業績を上げた者にとっては、業績を上げられなかった者も平等に昇級できることが「不公平」と感じられたり、実力のない「名ばかり管理職」が増えたりする等の問題が生じました。

管理職の人事賃金制度改訂動向

2000年代に入ると、このような問題を回避するため、多くの企業で人事賃金制度の改訂が行われました。

その代表例を挙げますと、次の通りです。

- ① 管理職層を「組織業績に責任を持つマネジメント職群」と「個人業績に責任を持つ専門職・専任職群」に縦に区分、複線化し、それぞれの役割・期待貢献・能力要件を明確化する。
- ② 管理職の賃金体系を、役割給・成果給を中心に再編する。
- ③ 管理職へ昇格する関所として、業績を評価することと併せて、マネジメント能力を客観的に判定するマネジメント試験を実施する。
- ④ 管理職層を3階層に大ぐくりし、各階層をクリアするハードルを、業績・能力要

件等で高くする。

- ⑤ 各階層内に号俸（例えば12号俸のサラリーポジション）を設け、年度の業績に応じて昇号数を増減する（毎年、給与の増減があるので、洗い替え制度と言う）
- ⑥ このような人事賃金制度の改定と併せて、「家族手当・勤続手当」等の属人的給与を廃止し、それらの原資は業績給に移し替える。
- ⑦ 従来、退職時給与に勤続年数を乗じて算定されてきた退職金制度を、「成果・貢献ポイントと勤続ポイントの積み上げに応じたポイント制」へ移行する。
- ⑧ 管理職の人事賃金制度改定は、その厳しさを緩和しつつ一般職の制度改定に適用され、波及している。

経営者・管理者の留意点

このように人事賃金制度の高度化が進んできましたが、さらに会社の業績変動にかかわらず、定期昇給制度などで総額人件費が増え続ける人事賃金制度・目標管理制度になっていないか等、業績と人件費の連動性をチェックし、真の成果・貢献給の実現を図りましょう。



真の成果貢献
給制度へ！

税理士法人 A I F NEWS

2015年11月26日(木)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL: http://profit21.co.jp/aif

有形固定資産と無形固定資産 減価償却の取扱い！

法人税法では、減価償却資産を定義し、「償却をすべきもの」としています。

しかし、その属性が減価償却資産であっても、当該資産を事業の用に供していなければ減価償却資産に該当しないこととしています。条文は、括弧書きで次のように規定しています。

(事業の用に供しないもの及び時の経過によりその価値の減少しないものを除く)です。

有形固定資産（土地を除く）について

そうしますと、例えば、一部の機械及び装置が生産調整のため操業を停止している場合とか、また、スキー場のリフトなど夏場に設備が停止している場合などはどうなるのか、減価償却ができないのか、といった疑問が生じます。

条文を狭義に解せば、稼働を停止又は休止している資産は、原則、減価償却資産に当たらず、減価償却できないこととなります。

しかし、課税実務（法令解釈通達）では、その稼働停止期間中に必要な維持管理等が行われている場合など、いつでも稼働できる状態に保たれているときは、減価償却資産に該当するものとして、すなわち、減価

償却できるものとして取扱っています。

無形固定資産について

では、無形固定資産についても同じ取扱いか、というとそうではありません。

例えば、特許権を買取ったが、これを利用して生産を開始するのは翌々事業年だとすると、法人税法の規定から言えば、特許権の減価償却は、取得した事業年度からでなく、特許権を利用して生産を開始する翌々事業年度からになります。

しかし、課税実務では、特許権などの無形固定資産の中には、その根拠となる法令においてその存続期間が定められているものについては、たとえ事業の用に供してなくても、時の経過によって減価することが明らかなので、その取得の日から減価償却することができるものとして取扱っています。

ちなみに、それぞれの根拠法令に基づく存続期間は、漁業権 10年又は5年（法定耐用年数 10年）、特許権 20年（法定耐用年数 8年）、実用新案権 10年（法定耐用年数 5年）、意匠権 20年（法定耐用年数 7年）、商標権 10年（法定耐用年数 10年）となっています。



実用新案権は無形
固定資産、取得日
から償却可能だ
ね！

税理士法人 A I F NEWS

2015年11月27日(金)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL: http://profit21.co.jp/aif

後見人の最後の事務報酬 債務控除の可否

家裁から後見人(保佐人、補助人を含む)に選任されると、後見人は、毎年、家裁に被後見人(被保佐人、被補助人含む)の財産目録を作成し、かつ、後見等(監督)事務報告書を提出することが義務付けられます。事務報告書には、同意した事項(不動産賃貸借契約、保険金の受取等)や代理した事項(不動産の売買契約、施設への入所契約等)があればその旨も記載します。

後見人等の報酬

後見人の報酬については、原則、家裁への申し立てが必要で、それには、報酬付与申立事情説明書に必要事項を記載し、さらに、付加報酬を求める場合には、申立書に後見人の同意・代理行為で被後見人が得た利益額(不動産の売買等)等を記載し、その資料を添付しなければなりません。

報酬の額は、家裁が後見事務の内容及び被後見人の財産額などを勘案し、裁量により決定(報酬付与の審判を下す)します。

被後見人の生存中は、以上の事務手順の繰り返しです。

被後見人等が死亡した場合

被後見人が死亡すると、その時点で後見人等の権限及び義務は消滅し、後見事務の一切は終了することになりますが、原則、

死亡後2ヶ月以内に上記事務手続を実施しその旨を家裁に報告しなければなりません。

また、相続人に対しても財産の引継ぎをしなければなりません。そして、後見人のこの最後の事務報酬についても報酬付与の申し立てをすることになっています。

後見人の最後の事務報酬と債務控除

ところで、後見人のこの最後の事務報酬が、被後見人(被相続人)の相続税の課税価格から被後見人の債務として控除できるかどうか、気になるところです。

債務控除の要件は、①被相続人の債務で相続開始の際現に存するもの、②确实と認められるもの、です。

この要件を後見人の最後の事務報酬にあてはめてみますと、①被後見人の死亡時には、後見人に法律で定められた事務が既に発生していること、②当該事務について、報酬付与の申し立てがなされる限り、遅滞なく、家裁はその事務内容、被後見人の財産の状況を勘案して報酬額を決定する。

以上のことから、要件は満たされていると思われますので、後見人の最後の事務報酬は、債務控除できるものと考えます(後見監督人も同様)。



後見人の最後の報酬
は債務控除できるよ
ね!

税理士法人 A I F NEWS

2015年11月30日(月)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL : http://profit21.co.jp/aif

「高齢者の地方移住」の支援へ 政府「住み替え税制」を検討中

家康の隠居先が「駿府」であった理由

関ヶ原の戦いで西軍に勝利した徳川家康は、慶長10年(1605年)に將軍職を子の秀忠に譲った後、駿府(現在の静岡市)に隠居しました。わざわざ「駿府」に隠居した理由については、家康が好んでいた富士山が見えて、鷹狩りの良い場所があり、好物の茄子(折戸茄子)があるからとも言われています(いくつかある「一富士二鷹三茄子」の由来の一つとなっています)。

もともと、駿府は、家康がその幼少期に今川家に人質として暮らしていた地でもあります(太原雪斎に12年学んでいました)。「引退後は気心が知れた土地で暮らしたい」という気持ちもあったのかもしれない。

現行ではマイホーム売却時に「5つの特例」

家康と同じように「引退後は田舎に住み替えたい」という方がよくいらっしゃいます。このような場合、現在の居宅を引き払わなければなりません。マイホームを売却した場合には、所得税・住民税(土地・建物の譲渡所得)の5つの特例があります。

(1) 譲渡益が生じる場合の特例

譲渡益が生じる場合の特例には、①3,000万円の特別控除、②居住用財産(10年超所有)の軽減税率の特例、③特定居住用財産

の買換えの3つの特例があります。

細かな要件がいくつかありますが、①と②は重複適用できます(③については、①や②との重複適用はできません)。

(2) 譲渡損が生じる場合

譲渡損が生じる場合については、④居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算・繰越控除と⑤特定居住用財産の譲渡損失の損益通算・繰越控除(住宅ローンが残っているマイホームを売却)の2つの特例があります。

「住み替え税制」検討(地方居住を後押し)

これらの所得税の特例は2015年12月31日に期限切れとなるものがいくつかあります。新聞報道では、政府はまず単純延長した上、ローンを組んでいなくても特例が適用できるなど内容を見直し、2017年度の税制改正で盛り込みたいようです。具体的には、高齢者がローンを組まずに地方の賃貸住宅に移り住む場合でも所得控除を受けることができる形を考えているようです。



家康の死後、駿府から江戸に戻ってきた家来が住む場所として開発されたのが、神田駿河台です。

税理士法人 A I F NEWS

2015年12月1日(火)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL: http://profit21.co.jp/aif

役割・成果責任の明確化

職務内容にかかわらず役職者を一括して「管理職」として処遇している企業では、組織のマネジメントを職責とする者・専門技術などを駆使して組織業績に貢献すべき者が同一の管理職として混在し、役職者個々の役割・成果責任が曖昧で、いわゆる「名ばかり管理職」を生み出しているケースが多いと言え、処遇制度改定に迫られています。

役割・成果責任に基づく処遇制度

管理職層の役割・成果責任を明確化するには、一般に次の通り三つの職群に分けて、役割・成果責任を定義することが必要です。

[役割・成果責任の区分設定(例)]

職群区分	役割定義
マネジメント職群	組織の管理・監督を通じて所轄組織の成果をあげ、経営管理に大きな影響を与える。
上級専門職群	事務・技術系で、高度な専門知識・技術上の個人のパフォーマンスで、組織業績の目標達成に貢献する。
上級技能職群	生産職など、現場の管理・監督を通じて、または高度な技能の発揮により、組織

業績に貢献する。

このように、職群別に基本的な役割定義を設定した上で、個々の役職者の具体的役割・成果責任を明確化することができます。

役割・成果責任明確化の効果

このような、役職者の役割・成果責任の明確化は、次の効果を生み出します。

- ① 目標管理制度(=業績管理制度)上、組織目標達成上の個々の管理職層の役割・成果責任が明確化される。
- ② 今後、役職者に格付け、登用する際の人材要件(業績・発揮能力等)が明確化出来、評価基準が明確化される。
- ③ 一般社員層の能力開発目標が明確になり、会社の人材育成施策、本人の自主的努力に役立つ。

経営者の留意点

役割・成果責任に基づく処遇制度の設定は、目標管理制度による業績管理の重要な基盤整備を行なう価値があり、将来の人材育成にも貢献することに留意し、重視しましょう。



役割・成果の明確化は
目標達成・人材育成の
基盤

税理士法人 A I F NEWS

2015年12月2日(水)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL : http://profit21.co.jp/aif

実は優良パスポート？

日本のパスポート事情

海外出張とビザ

皆さんは海外出張や旅行のとき、「ビザ」の申請をしたことはありますか？ おそらく、「ビザ」と言われてもピンと来ない方が多いと思います。それもそのはず、日本のパスポート（旅券）を持っていると、そもそも海外出張時に「ビザ」を意識する必要がほとんどないのです。

日本はノービザ渡航可能国数世界第3位

「ビザ（査証）」とは、各国が自国民以外に対して、入国しようとする人のパスポートが有効であり、かつ入国しても差し支えないことを示す証書です。ビザの発給手続きは、入国するにふさわしいかどうかを事前判断する身元審査に当たり、基本的にはビザの発給をもって入国許可申請を行うこととなります。しかし、国同士の外交関係により、旅行や出張などの目的で短期的に滞在する場合について、このビザ発給手続きを免除する措置が行われていることがあります。ビザの発給を必要とせず入国許可申請ができること、これがいわゆる「ノービザ渡航」です。

2015年10月、英国の民間機関が一国のパスポートで何か国ノービザ渡航ができる

かを調査したところ、日本は調査対象の173か国中3位で171か国へのノービザ渡航が可能という結果になりました。日本人にとって「ビザ」という言葉があまり馴染みのないことも、こうした環境がひとつの要因かもしれません。

日本へ呼ぶときは少しだけ意識を

一方、日本への入国時にビザが免除されている国と地域は2014年12月時点で67。これらの国と地域以外から日本へ来られる方については、たとえ一日の会議に参加する場合であってもビザの発給手続きが必要です。近隣諸国で見ると、たとえば中国やフィリピン、ベトナムから招へいする場合はビザの発給を要します。

ビザ発給手続きでは、招へいする企業などから、行き先や宿泊先を示した行動予定表、身元保証書、渡航費用の証明など、渡航の目的に合わせた書類を提出します。ノービザ渡航に比べ事前準備に時間がかかりますので、招へい予定は余裕を持って計画したいところです。

招へい計画を立てる前に、
まずは呼ぶ方がノービザで
来られるか確認を！



税理士法人 A I F NEWS

2015年12月3日(木)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL : http://profit21.co.jp/aif

退職後に前職の健康保険証を使用したら

退職等で前の会社の健康保険の資格がなくなった後は、すぐに再就職しなければ普通は国民健康保険に加入します。その手続の前に旧保険証を使用して、医療機関を受診した時は、一旦協会けんぽ(健康保険組合の場合もあり)が立替えて病院へ支払いし、後日受診者から協会けんぽに負担分(総医療費の7割から8割)を返還する事になります。

返還手続

医療機関ではその保険証が有効か無効か判断できないため、医療機関が協会けんぽに保険者負担分を請求すると協会けんぽは医療機関に医療費の立替え分を払います。協会けんぽでは無効の保険証使用を確認した場合、本人に療養費の給付費用の返還を通知します。その際納付書が送付されますので、本人はコンビニや郵便局で医療費全額の差額分支払いをします。

返還した保険料は領収証が出ますので改めて国民健康保険に療養費の請求を行います。その時には、領収証を添付します。

退職時の事務を滞りなく行うには

会社では退職者の保険証は退職日に遅滞なく返却してもらいましょう。

扶養家族の異動があった時、特に被扶養

者が就職したり、収入が基準を超えたり被扶養者に該当しなくなった時は速やかに保険証を返却してもらうのが良いでしょう。

新しい保険証がまだ手元にない時

新しい有効な保険証がまだ手元にはないが医療機関にかかりたい時は全額医療費負担をして後から療養費の支給申請をするか、手続中であるなら「健康保険被保険者資格証明書」を申請し、交付してもらうことも出来ます。また、同月内であればかかった医療機関に新しい保険証を提示すれば後から本人に請求される事もないでしょう。

間違いやすいケース

- ・月単位の保険料なので月途中の退職でも月末まで使用できると勘違いした
- ・次の保険証がまだ手元になかったので前職の保険証を使った
- ・被扶養者の異動で削除すべき手続が遅れてしまった
- ・医療機関の受付で何も聞かれなかった等が前職の保険証を使ってしまう誤り易いケースです。



退職日を過ぎたら前職の健康保険証は使えません

税理士法人 A I F NEWS

2015年12月4日(金)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL : http://profit21.co.jp/aif

遅刻・欠勤通知のメール連絡

従業員が就業に関して、始業直前に遅刻、欠勤の通知を一方的に所属長の電子メールや携帯電話のLINE等のSNSに「遅れます」「休みます」と送ってくる事もあるでしょう。このような取り扱いを認めている会社ではそれでも良いのですが、この方法は好ましくないとしている会社ではルールを決めておく必要があるでしょう。

遅刻、欠勤は願い出て許可を得る

そもそも雇用契約上労働者には労務提供義務があるのですから、基本的に従業員が自分の判断で遅刻、欠勤を決めるものではなく、就業時間に働かなければ債務不履行になります。元々決められている休日であれば休みを容認するかしないかは会社の判断になります。

本来であれば従業員は会社に欠勤や遅刻の許可を願い出て、会社が承認して初めて認められる事を決めておく必要があります。

会社によっては会社に許可を求めるのではなく、届け出ればよい決まりになっている場合もあります。これでは、遅刻、欠勤は従業員の意思だけで良い事になりそうです。許可を願い出るならば会社に所定の用紙で届出をしてもらうのが良いでしょう。

当日の申請はどう扱うか

書面での申請は原則としてあるとしても当日の朝に体調不良や、電車の遅延で遅刻、欠勤もあるでしょう。この場合は「始業時刻までに電話で直接所属長に連絡し、許可を得る」というルールを定める事が良いでしょう。この事で従業員からの一方的な電子メール等の通知ではいけない事を理解してもらう必要があるでしょう。また、賃金カットする場合も規定は必要です。

どのように規定しておくといいか 規定例 (遅刻、欠勤の手続)

第〇条 1 社員が遅刻、欠勤をする時にはその直前の就業日の終業時刻までに所定の書面で所属長に願い出ること。

2 やむを得ない理由により第1項の手続きを取れず当日遅刻や欠勤を願い出る時は、始業時刻までに所属長に電話をして許可を得ること。この場合は入社後速やかに届出書を提出すること。

3 第1項、2項の手続きをせず遅刻、欠勤をした時は無断欠勤として懲戒処分をする場合がある。



朝、急に具合が悪くなったから会社に電話しなきゃ

税理士法人 A I F NEWS

2015年12月7日(月)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL: http://profit21.co.jp/aif

マネジメント職群の給与制度

役割・成果責任に基づく処遇制度を導入した企業では、次のような給与制度とすることが必要です。

マネジメント職群・給与制度構築法

マネジメント職群の役割は、組織のマネジメントであり、組織目標の達成責任を負うため、目標達成への意欲と危機感、達成した場合に報われるモチベーションの両面を狙いとし、例えば右表に示したように、給与を「役割給」と「業績給」とに分けて支給する給与制度を構築、適用します。

- ① 責任の重さであるポスト（役割レベル・階層）の重要度・困難度に応じて支給する「役割給」
- ② 組織目標の達成度評価に基づいて支給する「業績給」
役割階層別の成績（目標達成度）で洗い替えを行なうため、同一役割階層内で最高額～最低額・S-1～S-5まで変動するしくみ。
成績評価は正規分布とするため、毎年全対象者の平均本給は一定となる。

このような給与体系のもとでは、会社の業績に応じてベースアップ（またはダウン）を行なわないかぎり、マネジメント職群の

平均昇給額はゼロとなります。

【マネジメント職群の給与制度（例）】

給与体系	支給額設定	支給基準
役割給	役割等級別 定額 1等級～4等級	役割の重要度・困難度に応じて支給
業績給	役割等級別・業績評価ランク別に設定 各等級別 S-1～S-5	組織目標達成度評価に基づいて支給（毎年評価で洗い替え）

この給与制度の適用効果

この給与制度に基づく制度運用は、前述のマネジメント職群の目標達成意欲・モチベーションの向上とともに、業績に応じた賞与の増減や、ベースアップ（またはダウン）の実施により、総額人件費を業績に見合ったレベルで管理することができます。

経営者の留意点

この制度は毎年昇給する定期昇給制度ではなく「業績に応じた制度」であることを周知徹底することが重要です。



マネージャーの給与は「本給」と「役割給」で！

税理士法人 A I F NEWS

2015年12月8日(火)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL : http://profit21.co.jp/aif

借地権の簿価劣化

同じ更新料でも

賃借建物の更新の場合の支払更新料は、税法上の繰延資産として、5年もしくは賃借期間で償却するものとされています。20万円未満であれば少額繰延資産として一時の費用とすることも出来ます。

同じ更新料でも、借地権に係る更新料は、全く損金算入できません。10万円未満であっても、資産計上し、借地権価額に単純加算しなければなりません。借地権は税法では土地と同じものとして扱われ、非減価償却資産とされているからです。

既存簿価の償却計算

(借地権の更新前の帳簿価額

×更新料÷更新時の借地権の時価)

この算式は、借地権の権利が経年劣化したので、権利を保全するためには更新料を払ってそれを補完しなければならなくなった、との考えの上で、補完としての更新料は追加払いの借地権代金としてそのまま資産計上するが、経年劣化した既存の借地権簿価の一部分は、すでに権利を主張する裏付けを失ったものとして資産性を否認して損金算入する、というような理屈を表現したものと推測されます。

借地権時価に変動がなく、時価と簿価が

同じだったら、更新料相当額が簿価劣化額として損金算入です。

更新料の何倍もの損金算入もアリ

バブル時の借地取得で、更新時では底値だったような場合、時価が1/2、1/3に下落していたら、「更新料×(更新前簿価÷更新時時価)」と算式を変形してみると解るように、支払更新料の何倍もの損金算入額が計算されることになります。

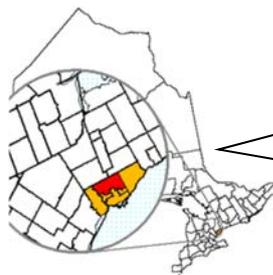
こんなことは、賃借建物の更新料の場合ではあり得ないことで、不思議な印象が残ります。

法令上の強行規定

この算式による借地権の更新時取り扱いは、通達ではなく、法令にきちんと規定されているものです。

また、減価償却や繰延資産償却の規定と異なり、損金経理の要件はなく、「できる」規定でもなく「損金の額に算入する」との、任意性のない強行規定になっています。

従って、損金算入額は更新時に一時に全額であり、別表の上だけの損金算入も可であり、損金処理漏れは法令違反なので、更正処分や更正の請求の対象でもあります。



借地権の減損
処理が税務に
あるんです。

税理士法人 A I F NEWS

2015年12月9日(水)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL: http://profit21.co.jp/aif

相続税の自主申告

国税庁 誤りやすい事例を公表

専門誌等では、あれやこれやの節税策が喧伝されています。

では、相続税の基礎控除4割カットがそれほど大きな負担に繋がるのでしょうか。負担増にならないとは言いませんが、実際のところ、自宅(住居地にもよりますが)と現預金2,000万円前後の遺産では、相続税の負担はせいぜい200万円前後です。財産を貰っての負担ですから、決して払えない金額ではありません。何か不安を煽っているようにも思われます。

ところで過日、国税庁は今後、専門家に頼らず相続人の自主申告が増えると予測してか、誤りやすい事例を公表しました。幾つか紹介をしてみたいと思います。

●被相続人の兄弟姉妹が相続人

相続税法では、相続・遺贈で財産を貰った人が一親等の血族及び配偶者以外であれば、算出された税額に2割加算することになっています。兄弟姉妹は二親等の血族ですから、2割加算の対象になる、というものです。また、孫が相続した場合、その孫が代襲相続人でない場合には、2割加算の対象になることも事例として掲げています。

●お墓の購入費用に係る借入金

事例の内容は、被相続人が借金して350万円のお墓を購入、相続開始時には220万

円の残債があり、その残債220万円を債務控除して申告した、というものです。解説は、お墓は非課税財産であるから、非課税財産に関する債務は、相続税の計算上、債務として差引くことができません、です。

●未納の固定資産税・住民税

事例は、相続開始日(3月7日)には、固定資産税と住民税の納税通知書が送付されてきていなかったため、債務控除しなかった、というものです。解説は、固定資産税と住民税の納税義務は既に成立しているので、納税通知書の有無にかかわらず債務控除ができます、という内容です。

●団信生命保険と住宅ローン

事例は、団体信用生命保険契約に加入しているにもかかわらず住宅ローンを債務控除している、というものです。解説では、住宅ローンは相続人が支払う必要のない債務なので控除できません、とするものです。

●養子縁組と法定相続人の数

事例・解説では、相続税の計算に当たっては、養子の法定相続人の数は制限されている、被相続人に実子がいる場合は1人、実子がいなかった場合は2人で計算する、といった内容です。



財産を貰ったのだから、少しの負担はいいじゃないの!

税理士法人 A I F NEWS

2015年12月10日(木)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL : http://profit21.co.jp/aif

取得or賃借

課税関係が異なる場合も

資産を「取得」するか「賃借」(ファイナンスリースを除く)するかは、その資産の費用対効果、そして、資金繰り等の諸要素を勘案して決定しますが、場合によっては、「課税上の効果」が大きな要素になることもあります。

例えば、接待のための専用資産(クルーザーや別荘等)を「取得」するか、それとも「賃借」にするか、といった選択の場面では「課税上の取扱い」が重要な要素になります。それは、「取得」と「賃借」では異なる課税関係を招来させるからです。

接待用資産を自社所有した場合

法人税法上、交際費等とは、接待、供応、慰安、贈答等の行為のために支出するものをいうとされています。

クルーザー(船舶)や別荘(建物)といった、接待を目的とした専用の資産の取得ですが、その支出は当該資産の取得のためのものであって、接待等のための具体的な支出ではありません。ですので、当該支出は交際費等には該当しません。

また、これら資産は、減価償却資産であり、事業の用に供されている限り償却すべきものとされています。その減価償却費は、その事業年度における接待等のための支出

ではありません(時の経過とともに費用化されるもの)ので、当該減価償却費は交際費等に該当することはありません。

また、接待専用資産の所有に伴って支出する固定資産税や火災保険、修繕費、管理人の給与等といった、維持管理に伴う支出も交際費等には含まれないものと考えられます。

接待用資産を賃借した場合

接待のために上記資産を賃借するのですから、たとえその賃借料にその資産の減価償却費や維持管理費等の諸経費が含まれていたとしても、支払賃借料はまさに接待等のための具体的な支出です。

したがって、当該賃借料全額が交際費等に該当することになります。

実施記録等の整備は不可欠

なお、取得、賃借のいずれの場合においても、明白な事業関連性があることが前提です。ですので、当該資産の管理運用・使用記録、そして、詳細な実施記録の整備が不可欠と考えます。利用・実施記録が曖昧な場合、オーナーだけの使用・利用と認定され、法人の取得それ自体が否認されることもあります。留意しましょう。



クルーザーは節
税効果が大い
ね!

税理士法人 A I F NEWS

2015年12月11日(金)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL: http://profit21.co.jp/aif

上級専門職等の給与制度

役割・成果責任に基づく処遇制度を導入し、役職者を「マネジメント職群」と「上級専門職・上級技能職群」に区分して制度設計を行なう場合で、後者の「上級専門職・技能職群」の給与制度について、設計のあり方を述べます。

上級専門・技能職群の給与制度設計

「マネジメント職群」の成果責任が組織目標の達成にあるのに対して、上級専門職・技能職群の役割は、個人のパフォーマンスによって組織目標の達成に貢献することにあります。そこで、そのモチベーションを高めるため、例えば右の表に示したような制度を設計、適用します。

- ① 専門レベルに応じて設定した等級別基準本給
- ② 等級別業績給(組織目標の達成に貢献した成果の評価に基づいて決定する給与)。習熟を考慮して「積上げ方式」を採用、各等級内で、成績の高さに応じて昇号、または降号する。等級内の高い昇給ゾーンになるほど、成績の高さ(低さ)による昇号のメリハリを利かせ、全対象者の昇給額の平均がゼロとなるように成果給テーブルを設計、適用する。

【上級専門職・技能職の給与制度(例)】

給与体系	金額設定	支給基準
基準本給	専門等級・1～5等級 別範囲給テーブル	専門レベルの高さ(困難度等)に応じてテーブル適用
業績給	範囲給テーブルの設定、ゾーン(高・中・低)	業績の高さ(目標達成度等)とゾーンの位置に応じて昇号。テーブル適用(注)

(注) 業績給テーブルの昇号基準(例)

ゾーン	業績の高さ				
	C	B-	B+	A	S
高	-4	-2	0	+1	+2
中	-3	-2	+1	+2	+3
低	-2	-1	+2	+3	+4

この給与制度の効果と留意点

業績の改善による本給のベースアップを行わなければ平均昇給額(平均昇号数)はゼロとなり、「基準基本給+平均業績給」の平均値は変わらないので、総額人件費管理が容易となりますが、評価基準の整備・運用における公正性・納得性確保を通じて、趣旨徹底に留意しましょう。



上級専門職のやる気を
上げる給与制度を!

税理士法人 A I F NEWS

2015年12月14日(月)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL: http://profit21.co.jp/aif

分割支給役員退職金判決を読む 法人税法と所得税法の退職給与

法人税と所得税では同じ概念か？

所得税法では、退職給与につき、「退職所得とは、退職手当、一時恩給その他の退職により一時における給与及びこれらの性質を有する給与に係る所得をいう」と定義していますが、法人税法には、定義規定がありません。

法人税法の退職給与と、所得税法の退職手当等とは同じ概念なのでしょうか？

法人税法と所得税とは同じと納税者主張

所得税での「これらの性質を有する給与」に該当するものとして、法人税通達での退職（退職と同視し得る職務分掌変更等を含む）という扱いが生まれているのであり、完全な勤務関係の終了以外にも、職務分掌変更等による実質的な退職といえる状態の場合の退職金を含むのは当然で、同通達はその解釈を明示しただけのものであり、逆に、特定の要件を定めた特例創設通達と解すべき、というのだとしたら、それは租税法律主義に反することになる、と納税者は主張しています。

異なるというのが国側の主張

法人税法上の退職給与については、その定義規定がない以上、語句の通常の意味を踏まえて解釈するのが相当であり、所得税

法上の創設的な意味合いを包含するものとして特に定義されている「これらの性質を有する給与」は含まれない。

特例通達は、正当な目的を有し、合理的な規定として納税者に異議なく受容されており、その要件を厳格に解釈・適用する限り、一部の者の租税負担を軽減する結果とならず、合法性の原則に反しないものとして容認される、と国側は主張しています。

裁判所の判断は対価の後払い性

裁判所は、法人税法上の退職給与とは、役員が会社その他の法人を退職したことによって初めて支給され、かつ、役員としての在任期間中における継続的な職務執行に対する対価の一部の後払いとしての性質を有する給与であると解すべきである、としています。

赤字決算を回避するなどの理由で、その事業年度において発生した費用を翌事業年度以降に繰り延べるなどの利益調整があったとしても、過去勤務に係る対価の後払いと退職一時金としての性格を持っているならば、法人税法上の退職給与であることを否定できない、としています。



所得税法と法人税法で異なる概念になるなら、異なる定義をおくべきです。

税理士法人 A I F NEWS

2015年12月15日(火)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL: http://profit21.co.jp/aif

分割支給役員退職金判決を読む 「一時に」とは「一時に一括」か

「一時に」とは

「退職所得とは、退職手当、一時恩給その他の退職により一時に受ける給与」という所得税法の規定にある「一時に受ける」について裁判で争ったものがあります。

一時とは、一度、一回、一括などの意味なのか、ということについてです。

税務署サイドの主張

退職所得とは、給与の一括後払いとして一元的に性格づけることができ、給与所得と退職所得の違いは、支給の態様とタイミングの相違にすぎないものであることに鑑みると、退職所得に該当するためには、その支払時期、支払方法（支給の態様）において、「退職により一時に受ける給与」と同視できるようなもの、すなわち、一時に一括で支払われるようなものでなければならぬと解すべきであり、支払いを決めた最初の時点において、「一時」に一括で支払うことを予定しないで、まして、不確定な数年先での抽象的な支払予定に止めるなどは、実質的にみて一時金要件を満たさないことは明らかである、と税務署サイドは主張しました。

納税者サイドの主張

「退職により一時に受ける給与」との定義

からも明らかなおり、「一時に」支払われれば足り、「一時に一括で」支払われるべきことを法律は要求しておらず、退職年金のような定期的、継続的な支給でないことが明確であれば、それでよいわけで、世の実例としても、退職慰労金が分割支給されることは少なくなく、所得税の通達や、国税庁のホームページに公表されている質疑応答事例においても、退職金等が分割支給され得ることを前提としている、と納税者サイドは主張しました。

裁判所の示した判決

退職を基因として支払われる金員が、年金として定期的、継続的に支給されるものでなければ、「一時に受ける」ものに該当するのであり、複数回にわたって分割支給されたからといって、そのことのみをもって、当該金員が一時金要件を満たさないということができないことは明らかで、所得税通達が退職手当等の分割払等をする場合の源泉徴収税額の計算等について定めており、また、国税庁が、その通達の内容をホームページにおいても公表している、と裁判所も納税者と同じ見解を示しました。



年金支払でなければ退職一時金なのです。通達もそういう理解でしょう・・・

税理士法人 A I F NEWS

2015年12月16日(水)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL: http://profit21.co.jp/aif

12月はふるさと納税の最終調整月

地方の自主財源にも険しい道

地方自治体は、条例により法定外税（＝法律で決まっている税以外のもの）の新設ができることとされています。（地方税法第259条・地方自治法第14条等）すなわち、独自の財源を条例で制定できます。実際に、核燃料税（福井県外10県）、別荘等所有税（静岡県熱海市、）などが制定され、平成25年度決算額で355億円（地方税収額に占める割合0.10%）～平成27年4月1日現在の総務省資料による～の税収があります。

しかしながら、税収に占める割合はわずかなものであり、自治体が独自に税制を設けても、納税者から違法であるとして訴えられ、税制の存在が否認されてしまうこともあり、なかなか容易な話ではありません。

実際に、神奈川県では臨時特例企業税条例の制定で税収増加を目論みましたが、平成25年3月21日の最高裁判所の判決において、違法・無効とされ、既に納付された臨時特例企業税を過去10年に遡り返還することとなりました。

創意工夫による税収の拡大合戦！？

なかなか厳しい税収拡大の道ですが、納税者が悦んで、かつ、自ら進んで税金を納

付してくれる制度があります。昨今過熱気味とも言われている“ふるさと納税”です。

平成27年からは納税者に優しい制度に変わっています。国の措置として、5つの自治体までは確定申告が不要となる「ふるさと納税ワンストップ特例制度」ができ、特例控除限度額も2倍に引き上げられています。また、自治体側もいままで年一回だった御礼の特産品の送付制限を撤廃するところも増え、益々熱を帯びています。

自分でトライ！（もちろん頼ってもよし）

ふるさと納税の限度額は、その年の所得によります。その年の所得は、12月の給与や賞与が決まるとほぼ確定します。限度額ギリギリまでふるさと納税をするためには、12月にその年最後の年末調整をした給料をもらってから、少し頑張って限度額計算をしなければなりません。その価値は十分あります。

もちろん、顧問税理士に税務申告をお願いしているような社長さんたちは、年末に専門家に計算してもらえば答えは一発です！12月末ギリギリに駆け込み納税してもOKです。



ふるさと納税は、
12月に最終調整を！！

税理士法人 A I F NEWS

2015年12月17日(木)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL : http://profit21.co.jp/aif

目標管理制度の問題解決

近年、目標管理制度スタート当初の目的と本当に企業にとって役立つ制度とする上での目的との間で矛盾を感じて悩む企業が現われています。

問題の代表的発生原因

このような問題が発生した原因は主として次の通りです。

- ① 制度スタート当初の目的を「社員が自主的に意欲をもって業績向上に取り組むための制度」としていた。
- ② その後、成果主義人事賃金制度などの影響で、目標管理制度を「企業の業績向上を図る業績管理のための制度」とした。
- ③ 上記①②の目的の違いは、制度の設計・運用の基本的な矛盾となって、次のような問題を引き起こした。
 - i) ①の目的、目標設定責任は社員本人にある、としてきたが、その目標の総和が、企業の中期経営計画や年度計画を達成できる水準にならない。
 - ii) 制度運用上、目標達成プロセスの管理、目標達成度評価は②の目的では、管理者の関わりが重要視され、①の目的に基づく従来制度とは根本的な相違が生じた。
 - iii) 目標管理制度を通じた人材育成においても、①②の目的の違いから、管理者の

関わり方に大きな違いが生まれた。

問題解決の方向性

このような問題を放置すれば、管理者も一般社員も目標管理制度の運用で迷いが生じ、制度そのものが機能しなくなります。問題解決の基本方向は次の通りとすべきです。

- ① 目標管理制度の目的を、中期経営計画・年度経営計画目標達成のための「業績管理の手段」とし、部署目標・個人目標の設定はこれをクリアする。
- ② 制度運用は管理者の責任とし、社員の自主的参加を期待し、要請する。
- ③ したがって目標設定・プロセス管理・達成度評価は、社員本人の納得性を重視するためその積極的関わりを求めるが、最終的な決定責任は管理者・経営者に置く。

経営者・管理者の留意点

長い年月、従来制度で目標管理制度を運用してきた習慣は、簡単には切り替えられません。それだけに、中途半端な問題解決は禍根を残します。問題解決の方向性を粘り強く追求し、徹底しましょう。



目標管理制度の問題
解決に中途半端は禁
物!

税理士法人 A I F NEWS

2015年12月18日(金)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL : http://profit21.co.jp/aif

分割支給役員退職金判決を読む 公正な会計処理基準とは

法人税は公正なる会計処理を前提にする

法人税で定める「公正処理基準」とは何かについて、これを争点とした訴訟がありました。役員退職給与の分割支給時費用処理の是非が論点です。

納税者の主張する更正処理基準

納税者の主張は次のように要約できます。

- (1) ①会計慣行又は会計基準に従ったものであり、②公平な所得計算という要請に反しないという2つの要件を満たしていれば更正処理といえる
- (2) ①株主総会等での決議時全額費用計上、②各分割支給日事業年度で分割額を費用計上、の二つが会計慣行として確立している
- (3) 多くの税務署関係者の解説書、多数の税理士のウェブサイトが(2)に言及し、広く知られるに至っていることは、その会計慣行化の証しである

税務署の主張する更正処理基準

税務署の主張は次のように要約できます。

- (1) 支給時に費用として計上することを許容する会計処理の基準や会計慣行はない
- (2) 企業会計原則や中小企業の会計に関する指針は、費用の計上について、発生主義を採用し、確定債務を支払時の費用として計上することを許容するとはしていない

(3) 分割支給時費用化の会計処理は、決算状況を見ながら支給の有無、額や時期等を決定し、恣意によって所得金額の調整計算を行うことを認めることになるものであるから、法人税法の企図する公正な所得計算という要請に反するものであって、とても公正処理基準とはいえない

裁判所の示した更正処理基準

裁判所は次のような見解を示しました。

- (1) 公正処理基準は、明文化された特定の会計基準自体を指すものではなく、確立した会計慣行をも広く含むものである
- (2) 通達は、実態がないところで作られたのではなく、実態を前提として規定されたものであるはずで、支給年度損金経理は、既に相当期間に亘り、相当数の企業によって採用されていると推認でき、役員退職給与を分割支給する場合における会計処理の一つの方法として確立した会計慣行であるといえることができる
- (3) 中小企業においては、会計基準よりも税務会計に依拠している実態があり、そのような中小企業においては、通達に依拠した支給年度損金経理は、一般に公正妥当な会計慣行の一つといえる



通達は実態の中から作られ、実態は会計慣行のことであり、税務会計は公正会計処理基準になります

税理士法人 A I F NEWS

2015年12月21日(月)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL : http://profit21.co.jp/aif

分割支給役員退職金判決を読む 食事は株主総会か

議事録は作成しなければならない

役員に対する退職慰労金の支払いは、株主総会承認事項です。総会や取締役会などの議事については議事録を作成すべきこととされていますので、遅れたタイミングでも作成しておくべきです。

議事録がないため株主総会の開催の有無を訴訟で争うことになった事案があります。

誕生会の食事は総会にあらず

納税者側は、株主総会を開催した証拠として、「5:00 家族 食卓」との記載のみがある原告役員の手帳を示したのですが、税務署は、同食卓がその役員の誕生日を祝うために開かれたものであり、その席上で話し合われた内容についてメモ等による記録も取られていないことなどによれば、同食卓は、単なる親族の食卓であったものとみるのが自然かつ合理的である、と主張しています。

議事録の存否は総会の存否にあらず

開催当時に作成した議事録が存在しないからといって、株主総会及び取締役会が開催されなかったということにはならないし、株主は原告役員及びその親族の僅か4人であることに照らせば、親族での食卓における話合いの結果をもって、原告が株主総

会としての決議としたことが特段不自然、不合理であるということはできず、株主全員による決議であることに照らせば、その有効性にも特段問題はない、というのが、納税者側の主張でした。

尋問等による丁寧な審理の裁判

裁判は公判法廷にて口頭弁論により主張を戦わせることになっているのですが、税務訴訟の場合、実際は、準備書面を事前に提出し、法廷では、準備書面を陳述し、と言うだけで、口頭弁論は終わり、次回日程を決めて、5分で終わるのが通常です。

しかし、本件税務訴訟は、裁判官の訴訟指揮が丁寧で、資料の不足は関係者への尋問により、事実関係を明らかにしていただきました。その結果、総会及び取締役会はいつも食卓を兼ねて、月に2度ほど開催し、登記が必要なときは司法書士に内容を伝え、うで議事録作成を委任し、今次的場合も、総会たる食卓で代取辞任表明と退職慰労金の支給と委細の取締役会への委託決議をしていること、を明らかにしています。

税額計算の記録や、納税の手続、分納申請書類の存在が、裁判官に好印象を与えたのかもしれませんが。



議事録がないのは
良くなかったけれど、
うちは食卓が
総会なんです。

税理士法人 A I F NEWS

2015年12月22日(火)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL: http://profit21.co.jp/aif

経営環境と目標管理

経営環境の変化を見て目標管理の課題を発見しようとしている企業では、適切な時期と方法を選ぶことが必要です。

経営環境と目標連鎖の関係

経営環境と目標の連鎖は、「経営環境の変化（外部環境、内部環境の変化）」→「中期経営計画・目標」→「年度経営計画・目標」→「部署目標～個人目標」の関係にあり、年度経営計画を達成するための部署目標・個人目標設定の段階で、経営環境の変化を評価し、目標管理の課題発見・目標設定に生かそうとするのでは、タイミングが遅すぎます。

経営環境変化情報の活かし方

2～3年間の経営に大きな影響を与える中期経営計画は、その期間で外部環境や内部環境の変化にうまく対応することによって事業を発展させ、業績の向上を図ることをねらいとするもので、

- ① 市場・顧客・技術・法令等、外部環境の変化に関する情報収集
- ② 自社商品の売上高と利益・人材・設備・保有技術・財務状況等、内部環境の変化に関する情報収集
- ③ 外部環境・内部環境変化の諸情報を整理、

評価して、自社の経営にとって価値が高い環境変化を発見、中期経営計画の課題・中期目標設定、年度経営計画の策定・年度目標設定、の手順で経営環境情報を活用しなければなりません。

その場合、最も重視すべき点は情報の価値判断であり、多くの情報に惑わされて混乱しないように気をつけることです。具体的にはSWOT分析・クロスSWOT分析を用いて、「自社にとっての強みと機会」を突き詰めて評価し、「強みをより強化する課題形成」と「その強みを活かす機会を発掘する課題形成」を行い、「中期目標設定」につなげることが最重要です。

このアプローチは年度経営計画で、最新の経営環境情報から再評価、検証を行い、目標管理につなげます。

経営者・管理者の留意点

日常市場や現場で生の情報に接している多くの社員に参加してもらい、その知見を活かして情報収集と1次評価をおこない、経営者・管理者が最終判断することで、目標設定精度が高まります。



税理士法人 A I F NEWS

2015年12月24日(木)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL: http://profit21.co.jp/aif

海外からダウンロード購入する 電子書籍等への消費税課税

消費税の落とし穴

消費税は基本的に、日本国内での商品の販売と役務の提供に課税されます。内国消費税ですから外国で消費されるものには課税しないという考えに基づくものです。

海外の業者が国内の消費者等に商品を販売した場合でも、商品が動けば輸入時に消費税は課税できました。役務の提供は空間的に限定される為、海外の事業者が国内の消費者等に大量に役務を提供することは想定外でした。ところがインターネットの普及により海外の業者（アップルやアマゾンなど）から行われる電子書籍・広告の配信等のサービスが急速に普及し、これには消費税が掛かりませんでした。しかし同様のサービスを国内で行っている国内の業者には8%の消費税が課税され価格面で国内の業者が圧倒的に不利な立場にありました。

消費税における内外判定基準の改正

平成27年10月1日から、海外から行われる電子書籍・広告の配信等のサービスの提供について消費税が課税されることとされました。それまでは、インターネット等を介して行われる役務の提供について、役務提供者の住所地によって国内取引か国外取引かの内外判定が行われていましたが、

今後は、提供を受ける者の住所地で内外判定が行われることになりました。

海外からのダウンロードと消費税の課税

海外の業者から音楽や電子書籍をダウンロードする際、いままで消費税は発生していなかったのに、これからは消費税が課されるのです。

インターネットの世界では国境がなくなっていますが、今回の税制改正で国内事業者が受けてきた消費税課税での国外事業者との価格競争の不利益がようやく解消されることになったのです。

課税方式はちょっと面倒

課税方式は、役務の提供を行った者が国外事業者である場合、「事業者向け電気通信利用役務の提供」であれば、受ける側の事業者の消費税申告に織り込み、申告・納税する「リバースチャージ方式」です。

一方、「消費者向け電気通信利用役務の提供」であれば「国外事業者申告納税方式」となり、役務を提供する側の国外事業者が日本の税務署に申告・納税を行います。そのため、値段は上がりますが、消費者側での納税手続きは不要です。



時代に即した課税方式の導入ですね。

税理士法人 A I F NEWS

2015年12月25日(金)

〒171-0021 東京都豊島区西池袋 1-5-3 エルグビル2階

税理士法人 A I F : TEL 03-3980-2326 : FAX 03-3980-2996

E-mail: aifinfo@profit21.co.jp URL: http://profit21.co.jp/aif

労働基準監督署の調査は 何を見るのか

労働基準監督署の行う調査の種類

労働基準監督署の行う調査にはいくつかの種類があります。「定期監督」「申告監督」「災害時監督」「再監督」等です。

「定期監督」とは年度ごとに重点業種の重点項目を決めて行う調査です。必ずしも法令違反の事業所と言うわけではありません。対象の業種等に該当したと言う事です。まず書面で通知があり日時が指定されますのでその日に管轄の監督署へ書類を持参します。法令違反があった場合には調査をした監督官から是正勧告書が出される事があります。また、監督官が事業所に来訪する場合もあります。

「申告監督」は労働者の申告を受けた場合に調査を行います。事前連絡をしてくる場合と、予告せず直接来訪する場合もあるようです。申告内容で調査項目は違いますが、誰が申告したかは告げられません。申告監督は定期監督よりは厳しくチェックが入りますので、例えば未払い残業代等があれば全社員2年遡り支払いが命ぜられると言う様な場合もあります。

「災害時監督」は労働者災害が起きた場合に行う原因究明、再発防止の為の調査です。

「再監督」は一度是正勧告後、是正報告が

なされ、一定期間経過後に確認を行うためのものです。

どんな調査をするのか

- ①賃金や時間外労働手当が適正に支払われているか、未払い賃金や手当はないか、労働時間管理をしているか、時給者の賃金は最低賃金を下回っていないか等をチェックします。
- ②休日や年次有給休暇を取得させているか、慢性的に長時間労働になっていないか等をチェックして防止、予防策を求められます。
- ③残業がある時は時間外労働協定届が出されているか、賃金台帳、出勤簿、労働者名簿は作成されているか、労働条件は明示されているか等がチェックされます。
- ④10人以上事業場では就業規則の作成届出がされているか、内容が法令や事業所の現状と適合しているか等チェックがあります。
- ⑤安全衛生関連では年1回以上の健康診断(深夜業は年2回)は実施されているか、50人以上事業場では衛生管理者、産業医等の選任届出、新しくストレスチェック制度が始まりますのでこの先はここも見られるようになるでしょう。



他に労働局の労働保険料算定調査もあります。日頃の備えがあれば心配ありません